

# 諸外国における金融関連制度と その運用実態等に関する調査

株式会社 NTT データ経営研究所

## 総合目次

I 英国調査結果	・・・ I -1～65
II 米国調査結果	・・・ II -1～29
III シンガポール調査結果	・・・ III-1～64
IV 金融面における技術等の実装事例	・・・ IV-1～31

## I .英国調査結果

## 英国目次

1	決済サービスに係る制度と実態	I-3
1.1	概要	I-3
1.2	規制のフレームワーク	I-3
1.3	ペイメントサービスに関する規定	I-5
1.3.1	業定義	I-5
1.3.2	ライセンスに関する規定等	I-8
1.3.3	利用者保護に関する規定	I-16
1.4	電子マネー機関に関する規定	I-18
1.4.1	業定義	I-18
1.4.2	ライセンスに関する規定等	I-20
1.4.3	資本要件	I-21
1.4.4	償還(Redeemability)に関する規定	I-25
1.4.5	利用者保護に関する規定	I-25
1.5	検査・監督	I-29
1.5.1	概要	I-29
1.5.2	監督当局の役割分担	I-29
1.5.3	ペイメントサービス・電子マネーに係る監督当局	I-32
1.5.4	監督当局間の情報交換	I-32
1.5.5	当局間の協力	I-33
1.5.6	各当局が有する拒否権	I-33
1.5.7	監督方法・・・FCA	I-34
1.5.8	執行	I-36
1.5.9	ペイメント機関・電子マネー機関に係る監督方法	I-36
1.6	破綻処理	I-40
1.6.1	制度	I-40
1.6.2	破綻処理の流れ(会社清算(liquidation)の場合)	I-41
1.6.3	ペイメントサービス機関に係る一般的な破綻処理	I-42
1.6.4	電子マネー機関に係る一般的な破綻処理	I-43
1.6.5	破綻の実例	I-43
1.7	ポイントの扱い	I-45
1.7.1	法的な定義・規定について	I-45
1.7.2	ポイントプログラムビジネスの実態について	I-53
2	仲介サービスに係る制度と実態	I-55
2.1	概要	I-55

2.1.1	投資に係る仲介サービスに係る規制概要 .....	I-55
2.1.2	貸付に係る仲介サービスに係る規制概要 .....	I-59
2.1.3	保険に係る仲介サービスに係る規制概要 .....	I-60
2.2	許可申請(各規制対象活動共通) .....	I-61
2.3	横断化の仕組み.....	I-64

# 1 決済サービスに係る制度と実態

## 1.1 概要

本章では、「決済サービス」として、英国におけるペイメントサービス及び電子マネーの取扱いについて、ペイメントサービス規則 2017(The Payment Services Regulations 2017)及び電子マネー規則 2011(The Electronic Money Regulations 2011)を中心に説明する。

ペイメントサービス規則 2017 は、欧州委員会のペイメントサービス指令(PSD II)に基づく英国国内法であり、ペイメントサービス及びペイメント機関(Payment institution)に係る規定がおかれている。規制対象となるペイメントとして、同規則では、8つの分類を示しているものの、この分類自体は「業」を示すものではなく、規制対象となるペイメントサービスを、現在のビジネスモデルに関わらず広くとらえられるように、一般化した記載となっている。なお、現金のみの取引による場合は、規制の対象とならない。

同法におけるペイメントサービスを行う際には、当局からの「認可」が必要である。認可には、一般の(ペイメント機関としての)「認可」の他、「小規模ペイメント機関」「ペイメント指図伝達サービスプロバイダー」「口座情報サービスプロバイダー」があり、それぞれ認可に必要な要件が異なる。

電子マネー規則 2011 では、規制対象となる電子マネーについて ①電子的(・磁氣的)に保存される、②資金の受領時に発行される、③支払い手続きを行う目的で利用される、④発行者以外の者への支払手段として認められていることを要件としており、発行者に対してのみ利用可能な電子マネーについては、電子マネー規則の規制の対象外となっている。

ペイメントサービスと同様、電子マネーについても、認可については、一般の「認可」の他、月間平均発行額が 500 万ユーロ未満の事業者については、「小規模電子マネー機関」としての登録が設けられ、登録要件が軽減されている。

「電子マネー機関」として認可を受けた事業者は、ペイメントサービスについても運営することができ、「小規模電子マネー機関」として認可を受けた事業者は、別途小規模ペイメント機関としての認可の必要はなく、電子マネー以外のペイメントサービスも提供することが可能である。(但し、その取扱金額は小規模ペイメント機関の取扱額の範囲内にとどまる)

## 1.2 規制のフレームワーク

英国では、金融機関が、ペイメントサービスや電子マネー等の関連する金融サービスを、複数組み合わせを行うことを想定し、許認可については、複数に重複して申請するのではなく一括で対応可能な形としている。(但し、どの業務を運営するかについては認可時及び変更時に報告は必要)

また、資本要件や顧客保護等についても、ペイメントサービス規則や電子マネー規則に、どの具体的なサービスを実施するかに関わらず共通化したルールを規定している。

ただし、行為規制等については、別途、規則や命令等が発行されており、全ての規制事項を横断化している訳ではない。

図表 1 英国の法規制と所管事業者、許認可の関係

ペイメントサービス/電子マネー事業者の許認可	銀行	認可電子マネー機関	小規模電子マネー機関	認可ペイメントサービス機関	小規模ペイメントサービス機関	ペイメント指図伝達サービス機関	口座情報サービス機関	
ペイメントサービス・電子マネーのサービス法制度	金融サービス市場法	電子マネー規則		ペイメントサービス規則				
認可により営業可能な事項								
電子マネーの発行	○	○	○ 平均的な月間電子マネー発行額500万€を超えない					
現金をペイメント口座に置かれることを可能とするサービスで、ペイメント口座を動かすために必要となる全てのオペレーション								
ペイメント口座からの現金引出とペイメント口座を動かすために必要となる全てのオペレーションを可能とするサービス								
ユーザーのペイメントサービスプロバイダーもしくは他のペイメントサービスプロバイダーを利用したペイメント口座上の資金伝送を含むペイメント取引の実行	○	○	○ 平均的な月間取扱額300万€を超えない	○	○ 平均的な月間取扱額300万€を超えない			
口座引落の実行(1度限りの口座引落を含む)								
ペイメントカードもしくはそれに類するデバイスによるペイメント取引の実行								
継続的な口座振替の実行								
ペイメント口座からの現金引出とペイメント口座を動かすために必要となる全てのオペレーションを可能とするサービス手段の発行もしくはペイメント取引の獲得								
資金送金	○	○	○ 上記と併せて平均的な月間取扱額300万€を超えない	○	○ 上記と併せて平均的な月間取扱額300万€を超えない			
ペイメント指図伝達サービス	○	○	○	○		○		
口座情報サービス	○	○	○	○			○	
事業者要件								
資本要件		35万€もしくはSchedule 2による計算額以上	50万€以上の平均電子マネー残高を生じる場合は初期資本は平均電子マネー残高の2%以上	送金2万€以上 その他12.5万€以上 (別の算出方法もあり)	不要	5万€以上	不要	
顧客保護	調査対象外	関連資金の隔離保管、もしくは保険・保証による保全		関連資金の隔離保管、もしくは保険・保証による保全	不要		取引未済の場合の欠損、履行遅滞、手数料や利子の義務、償還権等、申請者に対する義務でFCAが指示する額までを保全する損害保険もしくは保証を受ける	ペイメント口座情報の、オンラインセッション不可、違法アクセス・利用が発生した場合に、口座提供PSP、ユーザーに対して見込まれる義務でFCAが示す額

※枠の都合上、代表的な規定を記載しており、本表に記載できていない要件もあるため、詳細については関連項目を参照。

## 1.3 ペイメントサービスに関する規定

---

### 1.3.1 業定義

英国の「ペイメントサービス」は、「2017 no.752 FINANCIAL SERVICES AND MARKETS(The Payment Services Regulations 2017 (以下、「ペイメントサービス規則」と記載))にて規定がおかれ、また、FCA「The Perimeter Guidance manual」FCA「Payment Services and Electronic Money –Our Approach」において、解説がされている。

英国においては、「ペイメントサービス」を更に細分化した「業」としての定義は存在せず、対象となるペイメントサービスの種類と、認可に係る分類がなされているのみであるため本項では対象ペイメントサービスについて説明する。

#### (1) 対象ペイメントサービス

ペイメントサービス規則 2017 の対象となる英国のペイメントサービスとは、「正規の職業もしくは事業活動として実施される場合」における、ペイメントサービス規則 2017 の SCHEDULE-1 に記載された以下のサービスを指す。

- a. 現金が支払口座に置かれることを可能とするサービスで、支払口座を動かすために必要となる全てのオペレーション。
- b. 支払口座からの現金引出と、支払口座を動かすために必要となる全てのオペレーションを可能とするサービス。
- c. ユーザーのペイメントサービスプロバイダーもしくは他のペイメントサービスプロバイダーを利用した支払口座上の資金伝送を含むペイメント取引の実行。
  - ① 一度限りの口座引落を含む口座引落の実行
  - ② 支払カードもしくはそれに類するデバイスによるペイメント取引の実行
  - ③ 継続的な口座振替の実行
- d. ペイメントサービス利用者のクレジットライン(信用限度額)によって資金が確保されているペイメント取引の実行
  - ① 一度限りの口座引落を含む口座引落の実行
  - ② 支払カードもしくはそれに類するデバイスによるペイメント取引の実行
  - ③ 継続的な口座振替の実行
- e. 支払手段の発行もしくはペイメント取引の取得
- f. 資金送金(Money Remittance)
- g. ペイメント指図伝達サービス(Payment Initiation Service)
- h. 口座情報サービス



図表 2 ペイメントサービス一覧表

PAYMENT SERVICEの定義	取引内容	何を	どこから	どこへ	手段	指図人	サービスの例示
a) services enabling cash to be placed on a payment account and all of the operations required for operating a payment account	入金	現金	現金	支払口座	例：カウンター/ATM	na	現金をペイメント口座に窓口やATMで入金する取引
b) services enabling cash withdrawals from a payment account and all of the operations required for operating a payment account	引出	現金	支払口座	現金	例：カウンター/ATM	na	現金をペイメント口座から引き出す取引（ATMもしくは窓口）
c) the execution of payment transactions, including transfer of funds on a payment account with the user's payment service provider or with another payment service provider							
1) execution of direct debits, including one-off direct debits	口座引落	資金	支払口座	受取人の支払サービスプロバイダー/支払人の支払いサービスプロバイダー	na	支払人と受取人間の同意に基づき受取人が指示	顧客のPSPもしくは他のPSPによる資金移動 ダイレクトデビット（資金引落。1回限りを含む）。ただし、ダイレクトデビットの発行者として活動する場合はペイメントサービスの提供を構成しない。
2) execution of payment transactions through a payment card or a similar device	入金・引出・移動	資金	支払口座	na	支払カード、その他デバイス	na	デビットカード支払い 電子マネーの移転 資金移転（定期支払、fps,bacs,chapsペイメント等）
3) execution of credit transfers, including standing orders	資金移動	資金	支払口座	受取人の支払口座	na	支払人	
d) the execution of payment transactions, where the funds are covered by a credit line or a payment service user							
1) execution of direct debits, including one-off direct debits	口座引落	資金	クレジットライン	受取人の支払サービスプロバイダー/支払人の支払いサービスプロバイダー	na	支払人と受取人間の同意に基づき受取人が指示	口座貸越機能を使用したダイレクトデビット クレジットカード支払
2) execution of payment transactions through a payment card or a similar device	入金・引出・移動	資金	クレジットライン	na	支払カード、その他デバイス	na	口座貸越機能を使用したデビットカード支払い 口座貸越機能を使用した資金移動
3) execution of credit transfers, including standing orders	資金移動	資金	クレジットライン	受取人の支払口座	na	支払人	
e) issuing payment instruments or acquiring payment transactions	支払手段の発行			移転無し	na	payment service provider contracting with payer	カード発行者が、異なるPSPで保有する口座に紐づけられたカードを提供する場合を含むが、移転される資金を保有しない技術的なサービス提供者はこれに含まない。（規則68を参照）
f) money remittance	資金(MONEY)移動	money/representation of monetary value	支払口座無し	受取人の代わりに行動する受取人もしくは他の支払いサービスプロバイダー	na	na	ペイメント口座の開設とは関係のない通貨の移転・送金
g) payment initiation services	自身の口座への資金移動	資金	na	支払口座（他のサービスプロバイダーにある）	オンラインサービス	支払サービスユーザー	オンラインマーチャントとの間で、顧客が商品・サービスを、決済手段(Instruments)もしくは他の決済方法ではなく、彼らのオンラインバンキング機能で購入できるよう契約している事業者によって提供されるサービス。
h) account information services	情報提供	1以上の口座の統合情報	1以上の支払口座	ペイメントサービスユーザーもしくはペイメントユーザーの指名を受けた他の者	オンラインサービス	支払サービスユーザー	ユーザーに、多様な決済口座の情報を1か所で見ることができる、電子的な「ダッシュボード」を提供するサービス 口座のデータを使用して、口座情報を提示することにより、ユーザーに個人化された比較サービスを提供するために使用する事業 ユーザーの多様な決済口座からの情報を、ユーザーの指示に基づいて、ユーザーや、金融アドバイザーや信用参照機関等の第三者のサービス提供者に提供する事業

## (2) 適用除外取引

「(1)対象ペイメントサービス」に該当する場合でも、以下のサービス・主体については、ペイメントサービス規則の適用対象外となる。

除外されるサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>対象となるサービスに係る取引であっても、全額現金で何らの仲介なく実行されたペイメント取引については、ペイメントサービス規則 2017 の適用対象外である。</li><li>また、ペイメントサービスの提供を支援する技術プロバイダーによって送金資金を当該プロバイダーが一時も所有することなく提供されるサービス(ペイメント指図伝達サービス・口座情報サービスを除く)も適用除外である。</li></ul>
除外される主体	<ul style="list-style-type: none"><li>信用組合、市町村銀行、国家貯蓄銀行については、ペイメントサービス規則 2017 の適用対象外である。</li><li>但し、市町村銀行が、ペイメントサービスを提供もしくは提供を提案しようとする場合、彼らは FCA に通知が義務付けられている。</li></ul>

その他、ペイメントサービス規則 2017 の Annex 3 において、下記事項が「対象外取引」として規定されている。

<ul style="list-style-type: none"><li>支払人または受取人に代わって行動する商業的な代理店を通じたペイメント取引。</li><li>現金から現金への通貨両替活動(例:両替)。</li><li>証券資産のサービシングに関連するペイメント取引(例:配当金の支払い、株の売却または単位償還)。</li><li>技術サービスプロバイダーが提供するサービス(但し口座情報サービスやペイメント指図伝達サービスはこれに含まれない)。</li><li>限られたサービスプロバイダーのネットワーク内で、または非常に限られた範囲の商品またはサービスに使用される手段に基づく支払いサービス(「限定的ネットワークの除外」)</li><li>電子通信ネットワークまたはサービスのプロバイダーによって提供されるサービスに起因する、特定の商品またはサービスの特定の限度額までのペイメント取引(電子通信の除外)</li></ul>
---

なお、ペイメントサービスの実施に関連してペイメント機関が保有するペイメント口座は、いずれも「ペイメント取引(Payment transaction)」に関してのみ使用されなければならない(ペイメントサービス規則 2017 33 条)。

ここで言う「ペイメント取引」とは、ペイメントサービス規則 2017 のパラグラフ2に定義されている、「支払人または受取人によって開始され、資金を入金、移転または引き出す行為」を意味する。即ち、「ペイメント取引に関してのみ使用される」ということは、送金するための支払指示を伴う場合(即時に実行されるか将来の日付に実行されるかにかかわらず)を除き、

ペイメント機関はペイメントサービス利用者の資金を保持できず、当該資金を無期限に保有することは勿論のこと、運用上および技術上の理由から必要と考えられる以上に長い期間保持することは認められていないということを意味する(「Guidance」において明確化されている)。

### 1.3.2 ライセンスに関する規定等

#### (1) 概要

通常の事業活動もしくは職業として、(ペイメントサービス規則 2017 に定義される)ペイメントサービスを英国内で提供する事業者は、FCA に、認可ペイメント機関、小規模ペイメント機関、ペイメント指図伝達サービスプロバイダー、口座情報サービスプロバイダーのいずれかの認可申請をしなければならない。ただし、既に他の種類のペイメントサービスプロバイダーであるか、もしくは、適用除外・免除されている場合を除く。

なお、「認可」に際しては、例示された個々のペイメントサービスごとに別々に、認可を申請するのではなく、定義された「ペイメントサービス」のいずれを実施するかについて説明した上で、認可申請自体は、一括して行うこととなる。

#### (2) 認可の種類

##### ① 認可ペイメント機関(authorized payment institution)

ペイメントサービス規則 2017 SCHEDULE1 記載のペイメントサービスを事業として提供しようとする場合の基本的な認可の方法である。

但し、取扱金額総額が少ない場合や、ペイメント指図伝達サービスのみ、もしくは、口座情報サービスのみを提供する事業者については、認可の要件を緩和した認可の方法がある。(下記②～④参照)

##### ② 小規模ペイメント機関(small payment institution)

ペイメントサービスを提供しようとする機関の取り扱うペイメント取引額が、12 か月間にわたって月平均 300 万ユーロ(またはそれに相当する金額)以下であり、口座情報サービスまたはペイメント指図伝達サービスを行わない企業について申請可能な方法である。(小規模ペイメント機関として申請する場合には、そのサービスに、口座情報サービスやペイメント指図伝達サービスの提供を含めてはならない。)

小規模ペイメント機関は、登録制度(Registration)や、ペイメントサービス規則 2017 パート 6 および 7 に記載された業務規範規定の対象ではあるものの、資本要件等、ペイメントサービス規則 2017 のパート 3 に記載された要件の対象とはならず、認可要件が軽減されている。ただし、一般の認可ペイメント機関に認められている、EEA 諸国(欧州経済領域)への

パスポート制度<sup>1</sup>は認められない。

### ③ ペイメント指図伝達サービスプロバイダー(payment initiation service provider)

ペイメントサービスのうち、「ペイメント指図伝達サービス」のみを取り扱い、他のペイメントサービスを提供しない事業者は、「ペイメント指図伝達サービスプロバイダー」として認可を受けることができる。

「ペイメント指図伝達サービス」とは、ペイメントサービスユーザーの要請により、他のペイメントサービスプロバイダーに有するペイメント口座に関して、ペイメント指図を開始するオンラインサービスである。

同サービスの認可を受けるためには、サービス提供する地域、及びサービスに伴い、申請者が負担するであろう責任で FCA が指示する額について保全する職業賠償責任保険に加入するか、もしくは同等の保証を得ていることが求められるが、一方で、資本要件が軽減される等、規制が緩和されている事項がある。

### ④ 口座情報サービスプロバイダー(account information service provider)

ペイメントサービスのうち、「口座情報サービス」のみを取り扱い、他のペイメントサービスを提供しない事業者は、「口座情報サービスプロバイダー」として「登録」を受けることができる。

なお、「口座情報サービス」とは、他のペイメントサービスプロバイダーまたは複数のペイメントサービスプロバイダーとペイメントサービスユーザーによって保持されている1つまたは複数の支払アカウントに関する統合された情報を提供するためのオンラインサービスのことであり、何らかの方法で統合されたペイメントサービスユーザーへのペイメントアカウント情報の提供を伴うことも必要と考えられており、顧客に提供される唯一の情報が顧客の名前、口座番号、および分類コードである場合、口座情報サービスには該当しないとされている。

サービス提供する地域、及びサービスに伴い、申請者が負担する潜在的な責任<sup>2</sup>で FCA が指示する額について保全する職業賠償責任保険に加入するか、もしくは同等の保証を得ていることが求められる。

## (3) 登録制度

FCA は、以下に係る者について、登録しなければならないとされている。

- 認可ペイメント機関
- 小規模ペイメント機関

<sup>1</sup> EU 内のある国でペイメント機関としての認可を受けた事業者が他の EU 内の国でもペイメントサービスを提供できる制度。英国 EU 離脱に伴う変更あり。

<sup>2</sup> ペイメントサービス規則第 76 条(ペイメントサービス提供者の未承認の支払い取引に対する責任)および第 91 条から第 95 条(未実行または不完全または遅延した取引、料金および利子に対する責任および遡及権)に基づく申請者の潜在的責任を指す。

- 登録口座情報サービスプロバイダー
- ペイメントサービス規則 SCHEDULE1 パラグラフ 2(k)(l)に係るサービスを提供する者で、規則 38 もしくは 29 の下、FCA に通知を行った者(限定的ネットワーク・電子通信等による除外の通知)
- 規則 3(1)に特定された人で(ある主体のための例外)、ペイメントサービスを提供する場合(信用組合、市町村銀行、国立貯蓄銀行)

なお、「認可」とは、ペイメント機関がペイメントサービスを行うために取得が必要となるものであるが、「登録」とは、FCA がそれら事業者を管理するための仕組みであり、登録が規則で規定されている項目の他、以下の者がペイメントサービスを提供する場合には、FCA は任意でこれらを登録することもできる。

- EEA 認可ペイメント機関
- EEA authorized payment institutions
- 電子マネー機関(支店が EEA 域内にあり、本社が EEA 域外である場合を含み、支店で提供されるペイメントサービスが電子マネーの発行に係るものであること)
- クレジット機関。域内に支店を有する者を含む。
- 郵便局
- バンクオブイングランド、欧州中央銀行、英国以外の EEA 諸国の中央銀行。但し、金融当局としての立場で行動する、または公的性質の他の機能を実行する場合を除く。
- 政府部局及び地方行政。ただし、公的機能の遂行に係る場合を除く。

#### (4) 認可要件

##### ① 認可ペイメント機関

認可ペイメント機関となるためには、例えば、以下の条件を満たさねばならないとされている。

(1) 申請者は、認可の前に SCHEDULE3 のパート1に定められた初期資本の額を保持しなければならない。(資本要件)

- SCHEDULE1(h)サービス:口座情報サービス:不要
- SCHEDULE1(f)サービス:資金送金(money remittance):2 万ユーロ
- SCHEDULE1(g)サービス:ペイメント指図伝達サービス:5 万ユーロ
- SCHEDULE1(a)-(e)サービス:cash placement/withdrawal/direct debit/credit transfer/issuance of payment instruments etc.:12.5 万ユーロ

※複数のサービスに対応する場合はそれぞれの要件の合計以上

- (2) 申請者は英国のいずれかの法律に基づいて設立された法人組織でなければならず a,b,を英国内に有するものでなければならない
- a) 本社
  - b) 登録事務所がある場合その事務所
- (3) 英国内においてペイメントサービス事業を行う、少なくともその一部を行うものである
- (4) 申請者は、決済機関の健全で慎重な行動を確保する必要性を考慮して、以下の仕組みを有していなければならない
- (a) 決済サービス事業のための堅固なガバナンスの取り決め。良く定義され、かつ透明かつ一貫した責任による明確な組織構造を含む。
  - (b) さらに得るリスクを特定、管理、監視、報告するための効果的な手順。
  - (c) 適切な内部統制メカニズム(健全な行政、リスク管理、会計手続を含む)。これらは、機関が提供するペイメントサービスの性質、規模、複雑性に比例して包括的である。
- (5) 規則 23(安全性要件)に沿ってペイメントサービスユーザーの資金保全のため、適切な措置を有していること
- (6) マネーロンダリング、テロリスト融資および資金移転(支払人に関する情報)規則 2017(The Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds (Information on the Payer) Regulations 2017)に示された要件を満たしていなければならない、そのような要件が申請者に適用される規則で維持される登録に含まれなければならない。

## ② 小規模ペイメント機関

小規模ペイメント機関については、認可や帳簿記録等の義務は課されているものの、資本要件や、顧客保護の規定は設けられていない。

## ③ ペイメント指図伝達サービスプロバイダー

ペイメント指図伝達サービスプロバイダーの認可を申請する者は、「認可ペイメント機関」に求められる資本要件を満たす必要は無いが、以下の(地理的・金額的)範囲を保全する専門的な損害保険またはそれと類する保証を受けねばならない。

- 1) 申請者が支払い開始サービスを提案する地域
- 2) 規則 76(認定を受けていないペイメント取引に係るペイメントサービス提供者の義務)、91~95(取引未済の場合の欠損、遅延履行、手数料や利子の義務、償還権)の下で、申請者に対する義務で FCA が指示する額まで。

#### ④ 口座情報サービスプロバイダー

口座情報サービスプロバイダーの認可を申請する場合、以下の(地理的・金銭的)範囲を保全する専門的な損害保険もしくはそれに類する保証を受けねばならない。

- 1) 口座情報サービスの提供を提案する地域
- 2) 認められていない、もしくは詐欺による、ペイメント口座情報へのアクセス・利用から生じる、口座情報サービスプロバイダーのペイメントサービスプロバイダーとペイメントユーザーに対して負担する潜在的な債務<sup>3</sup>の額で、FCA が示す額

#### ⑤ 認可ペイメント機関による通知が必要な機関

##### (a) ペイメント機関によるアウトソーシング先

ペイメントサービス規則 2017 第 25 条によると、認可ペイメント機関が、ペイメントサービスに関連する運用上の機能を実施する旨の契約を他の者と締結しようとする場合には、FCA に通知しなければならない。

認可ペイメント機関が、「重要な業務上の機能 (ICT システム提供を含む)」を外部委託する場合には、以下に示す全ての条件を満たさねばならない。

- その外部委託が、以下のものを害する方法でなされるものではないこと
  - 認可ペイメント機関の内部統制の品質
  - 認可ペイメント機関による本規制の遵守状況を FCA が監督・追跡する能力
- 外部委託は、認可ペイメント機関の上級管理職が、認可ペイメント機関が本規則を遵守する責任<sup>4</sup>を委任することにはならない。
- 認可ペイメント機関とそのペイメントサービスユーザー間の関係と義務が、本規則の下では、著しく変わるものではないこと
- 認可ペイメント機関が、認可を維持するために遵守せねばならない事項の遵守状況が、悪影響を受けないこと。

また、上述の要件を満たすためには、性能の欠陥や故障が以下の事項に重大な損害を与え得る場合、運用機能は重要とされている。

<sup>3</sup> ペイメントサービス規則 2017 第 76 条にて、本文に記載したような口座情報サービスを提供した場合は、口座情報サービスプロバイダーは、速やかにペイメント取引に係る金額をユーザーに返却したり、引落口座の残高を引落前の残高に戻すといった義務がある。

<sup>4</sup> 英国では、予め定められた業務に責任を有する上級管理職について、事前の当局の承認を得ること、および違反行為が発生した場合に上級管理職が举证責任等の重い責任が課されている。(銀行については既に適用済、FCA のみが所管している金融機関については、2019 年より Senior Managers and Certification Regime (SM&CR)により同様の規制が適用される予定である。

- ペイメント認可機関による本規則の遵守およびその認可の要件
- 認可ペイメント機関における財務実績
- 認可ペイメント機関のペイメントサービスの健全性及び継続性

その他、認可ペイメント機関は、委託機能もしくはその機能の外部委託先に係る変更について、過度に遅延することなく FCA に通知せねばならない。

## (5) 資本要件

認可ペイメント機関は、下記、①②のいずれかと同様もしくはそれを超過する自己資本を常に維持することが義務付けられている。

その他、次の要件を満たしていなければならない。

A) Tier-2<sup>5</sup>の資本の額は、Tier-1 の額の 1/3 と同等もしくはそれより少ないこと。

B) 少なくとも Tier-1 資本の 75%は普通株式 Tier-1 資本の形式でなければならない。

### ① schedule3(資本要件)のパート1に記載された初期資本の額

ペイメントサービスの提供を申請する事業者は、認可を受ける前に、以下の初期資本の額を保持しなければならない。初期資本の要件は、対象のペイメントサービスごとに定められており、複数のペイメントサービスを提供する事業者については、提供サービスのうち、最も大きな初期資本要件であるペイメントサービスに係る資本要件が適用される。

提供ペイメントサービス	初期資本額要件
口座情報サービス	無し
送金 (Money remittance)	2 万ユーロ
支払開始サービス	5万ユーロ
その他 (現金入金、引出、口座引落、資金送金、ペイメント手段の発行)	12.5 万ユーロ

### ② 以下の a)b)のいずれかに該当しておらず、認可を受けたペイメント機関の場合、schedule3 のパート2に基づき計算された自己資金の額

- a) schedule1 の a~f(ペイメントサービスとして列挙されたうち口座情報サービスと支払い開始サービス以外の全て)に特定されたペイメントサービスを提供していないこと

<sup>5</sup> Tier-1, Tier-2 の定義は、Regulation(EU)No575/2013(2013.6.26)の定めによるものとされている。同規則による定義は、Basel の Tier-1, Tier-2 の定義と類似しているが、株式と内部留保に限定しない点、EU 規則の方がやや幅広く資本を認める規定となっている。



b) 親会社のクレジット機関の連結監督の資本要件指令の対象となり、資本要件規則7条(1)に規定された全ての要件がそれぞれ合致していること

Schedule3 パート2 の内容	
基本的な考え方	① 自己資金の額は、FCA が指示する計算方法 A,B,C(後述)のいずれかに沿って計算される。
FCA による調整	② FCA は認可を受けたペイメント機関は、①の結果算出された額より、自己資金を 20%高くもしくは低く保有することを指示することができる。 ③ 上記②の下でなされた指示は、関連する認可決済機関の評価、FCA が適切と考え利用可能な場合には、認可ペイメント機関のリスクマネジメントプロセスやリスククロスデータベースもしくは、内部統制メカニズムを含む、に基づくものでなければならない。 ④ FCA は、③で求められた評価を行うために、合理的な手数料を課すことができる。
スタートアップのペイメント機関に係る調整	⑤ もし認可ペイメント機関が満 1 年の事業を完了していなかった場合、先行する会計年度の数字への言及は、認可のための支払い機関の申請書に記載されている事業計画に投影されている相当数字として読み取られ、FCA が要求する計画を調整することがある

	計算式	計算式補足説明																		
計算-A	自己資本 $\geq$ 前会計年度 固定費 $\times$ 10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>前会計年度以降、認可ペイメント機関の事業に重大な変更が生じた場合、FCA は、自己の資金要件が左記による計算よりも高いまたは低い金額を指示することができる。</li> </ul>																		
計算-B	自己資本 $\geq$ ペイメント取扱額 $\times$ 取扱額に対応する掛け率 $\times$ 倍率	<p>左記計算式の各項は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ペイメント取扱額」 前会計年度に認可されたペイメント機関により実行された支払取引の合計額をその年の月数で割ったもの</li> <li>「各取扱額部分に対応する掛け率」 ペイメント取扱額に応じた掛け率は以下の通り。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ペイメント取扱額</th> <th>掛け率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>0~500万ユーロまで部分</td> <td><math>\times</math> 4.00%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>500万ユーロ超1,000万ユーロまで</td> <td><math>\times</math> 2.50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1,000万ユーロ超1,900万ユーロまで</td> <td><math>\times</math> 1.00%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>1,900万ユーロ超1億6,900万ユーロまで</td> <td><math>\times</math> 0.50%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>上記を超える額</td> <td><math>\times</math> 0.25%</td> </tr> </tbody> </table>		ペイメント取扱額	掛け率(%)	①	0~500万ユーロまで部分	$\times$ 4.00%	②	500万ユーロ超1,000万ユーロまで	$\times$ 2.50%	③	1,000万ユーロ超1,900万ユーロまで	$\times$ 1.00%	④	1,900万ユーロ超1億6,900万ユーロまで	$\times$ 0.50%	⑤	上記を超える額	$\times$ 0.25%
	ペイメント取扱額	掛け率(%)																		
①	0~500万ユーロまで部分	$\times$ 4.00%																		
②	500万ユーロ超1,000万ユーロまで	$\times$ 2.50%																		
③	1,000万ユーロ超1,900万ユーロまで	$\times$ 1.00%																		
④	1,900万ユーロ超1億6,900万ユーロまで	$\times$ 0.50%																		
⑤	上記を超える額	$\times$ 0.25%																		

		<p>例えば、取扱額が 900 万ユーロの場合、①式で 500 万ユーロ分を計算し、500 万ユーロ超 900 万ユーロ(400 万ユーロ)相当部分は②式で計算、それらの合計額が「ペイメント取扱額×取扱額に対応する掛け率」となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「倍率」</li> </ul> <p>ペイメントサービスの種類によって、以下の通りとされている。</p> <p>(a) Schedule-1 の(f)送金(money remittance)のみ提供する権限を与えられているペイメント機関・・・倍率 0.5</p> <p>(b) Schedule-1 の(a)から(e)に指定されているその他のペイメントサービスを提供する権限を与えられているペイメント機関・・・倍率 1.0</p>																								
<p>計算 -C</p>	<p>自己資本 ≥ 関連指標 × 増倍率 × 倍率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「関連指標」</li> </ul> <p>下記要素の和で算出される。 「受取利息」+「支払利息」+「受取総手数料および手数料」 その他の営業総利益」</p> <p>※各要素は、正負の符号を付けて合計に含める必要があり、異常なまたは不規則な収入を計算に含めてはならない。</p> <p>※関連指標は、前会計年度末における 12 ヶ月間の実績に基づいて計算され、前会計年度 1 年間にわたって計算されねばならない。</p> <p>※監査済の数値が入手できない場合を除き、監査済みの数値を使用せねばならない。</p> <p>※関連指標については、自己資金要件が過去 3 会計年度の平均の 80%を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「増倍率」</li> </ul> <p>増倍率は、上述の関連指標の額に応じて以下の表に基づいて決定される。</p> <table border="1" data-bbox="691 1435 1321 1693"> <thead> <tr> <th colspan="2">関連指標の額</th> <th colspan="2">増倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>0～250万ユーロまで部分</td> <td>×</td> <td>10.00%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>250万ユーロ超500万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>8.00%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>500万ユーロ超2,500万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>6.00%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>2,500万ユーロ超5,000万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>3.00%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>上記を超える額</td> <td>×</td> <td>1.50%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>「倍率」</li> </ul> <p>ペイメントサービスの種類によって、以下の通りとされている。</p> <p>(a) Schedule-1 の(f)送金(money remittance)のみ提供する権限を与えられているペイメント機関・・・倍率 0.5</p> <p>(b) Schedule-1 の(a)から(e)に指定されているその他のペイメントサービスを提供する権限を与えられているペイメント機関・・・倍率 1.0</p>	関連指標の額		増倍率		①	0～250万ユーロまで部分	×	10.00%	②	250万ユーロ超500万ユーロまで	×	8.00%	③	500万ユーロ超2,500万ユーロまで	×	6.00%	④	2,500万ユーロ超5,000万ユーロまで	×	3.00%	⑤	上記を超える額	×	1.50%
関連指標の額		増倍率																								
①	0～250万ユーロまで部分	×	10.00%																							
②	250万ユーロ超500万ユーロまで	×	8.00%																							
③	500万ユーロ超2,500万ユーロまで	×	6.00%																							
④	2,500万ユーロ超5,000万ユーロまで	×	3.00%																							
⑤	上記を超える額	×	1.50%																							

### ③ 計算上の留意事項

なお、上記の自己資本計算においては、以下のいずれの項目は含めてはならないものとされている。

- A) 同じグループ内の認可ペイメント機関、クレジット機関、投資企業、アセットマネジメント企業もしくは保険引受機関による同等の計算で使用される項目
- B) 認可ペイメント機関がペイメントサービス提供以外の活動を行う場合に、それらの活動の実行において使用される項目

## 1.3.3 利用者保護に関する規定

### (1) 概要

ペイメント機関は、以下に該当する額を「関連資金 (relevant fund)」として、保護しなければならない。

- A) 支払い取引の実行に係るペイメントサービスユーザーから受け取ったもしくは便益を受けた合計額
- B) ペイメントサービスユーザーの代わりに支払取引の実行に関してペイメントサービスプロバイダーから受領した合計額

なお、「関連資金」の合計額の一部のみが支払取引の実行に使用され、残りは支払取引以外に使用されることになっており、支払取引の実行に起因する正確な部分は、事前の段階では可変であるかまたは未知である場合において、「関連資金」は、過去データに基づいて、支払取引の実行に係る部分を合理的に見積もられた金額で FCA が認めた額とする。

### (2) 関連資金の保全方法

認可ペイメント機関は、関連資金を以下の A,B の方法いずれかに従って確保しなければならない。なお、関連資金の一部を A の方法で確保し、残額の関連資金については B の方法によるなど、A,B の方法を混合して適用することも可能である。

#### ① 関連資金の保全方法-A

認可ペイメント機関は、保有する他のいかなる資金からも、関連資金を隔離して保管しなければならない。

認可ペイメント機関は、関連資金受領日の翌営業日の最終時において、関連資金を以下のいずれかの方法で確保しなければならない。

- A) 認可クレジット機関もしくはイングランド銀行に保有する別口座に入金する
- B) FCA が認める安全な流動資産 (関連資産) に関連資金を投資し、そして、認可カス

トディアン<sup>6</sup>の別口座にそれらの資産を保管する

FCA「Payment Services and Electronic Money -Our Approach」10.46 によると、上記(B)の「安全な流動資産」とは、以下のいずれかの場合で FCA が認めた場合を指す<sup>6</sup>。

- 自己資本比率規制 (EU 575/2013) の第 114 条に規定されているいずれかのカテゴリーに該当する項目で、その特定のリスク資本費用が 0% 以下であるもの。
- 譲渡可能証券への集団投資 (UCITS) のための事業の単位。これは前述の資産にのみ投資する

本規則によって指定される場合を除き、認可ペイメント機関以外の誰も、上記(A)もしくは(B)の口座に置かれた関連資金・関連資産にいかなる利害も権利も有することはできない。

なお、関連資金もしくは関連資産を入金する「口座」は以下の要件を満たさねばならない。

- (a) ペイメントサービス規則に従って関連資金または関連資産を保全する目的で保有される口座であることを証明できること。
- (b) 関連資金または関連資産を保持する目的でのみ使用されること
  - 上述の保管された関連資金・関連資産については、ペイメントサービス規則によって指示される場合を除き、認可ペイメント機関以外の誰も、いかなる利害関係も権利も有することはできない。

上記に関わらず、認可ペイメント機関が、指定されたシステムの参加者である場合や、当該機関が、支払いサービスユーザーに変わってシステムに入ってセトルメントや送金指示を完了する目的でイングランド銀行に口座を保有する場合は、下記の適用を受ける。

- A) 指定システムのデフォルトアレンジメントもしくはルールに従ってセトルメントを留保している場合の留保額相当の口座資金については、決済サービスユーザーからの送金指示に関連して、関連資金とともに口座に保持し続けることができる。
- B) 口座もしくは口座内の指定額の資金は、指定システムのルールもしくは不履行アレンジメントに従って送金指示のセトルメントを完了するため、BOE のために利子または権利の対象となる可能性がある。
- C) パラグラフ 10 に従って、認可決済機関によってセトルメント時に口座に入金された資金は、ペイメントサービス規則 2017 に従って、指定システムが受領したときから、

<sup>6</sup> 電子マネー機関における関連資金の保護においても同様の扱いとなる。

口座に入金されるまで、適切に安全措置が取られてきたものとみなされる。

FCA は、上記 C について、FCA の観点において、当該システムのルールや不履行時アレンジメントが、システム参加者である認可決済機関の他の債権者の請求からペイメントサービスユーザーの資金を適切に隔離していない場合には、当該指定システムに関しては、適用されない旨を指示することができる。

## ② 関連資金の保全方法-B

認可ペイメント機関は、関連資金を以下によって保全しなければならない。

- 認可保険会社との間の保険契約
- 認可保険会社による同等の保証 もしくは
- 認可クレジット機関(保証会社)による同等の保証

また、上記保険契約もしくは保険の受取金が、支払不能時に、認可ペイメント機関の保有する別口座に入金された場合、以下の2点を確保しなければならない。

- 本規則に従って関連資金を保全する目的で保持された口座であることを示すような方法で指定されること。
- そうした資金を保管するためのみに使用されること。

なお、認可ペイメント機関以外は誰も、本規則で指定される場合を除き、別口座に入金された保険等受取金についていかなる利害、権利も有さない。

## 1.4 電子マネー機関に関する規定

---

### 1.4.1 業定義

FCA は、電子マネー機関とペイメントサービス機関を全く別のサービスとして認識している訳ではなく、FCA 発行の「Payment Services and Electronic Money –Our Approach」において、電子マネー機関は、多くの場合「ペイメントサービス」を提供しているだろうと記載している。

電子マネー機関は、「電子マネー」として、価値を保蔵し預かる業務を営むため、より、顧客保護のための資本要件が強化されている。例えば、初期資本要件については、ペイメントサービスでは最大で 12.5 万ユーロであるところ、電子マネー機関では、最低でも 35 万ユーロとなっている。顧客からの預かり資産に係る保全については、ペイメント機関、電子マネー機関ともに、厳格な管理が求められている。

#### (1) 電子マネーの定義

電子マネー規則では、「電子マネー」について、電子マネー指令の定義を反映し、「発行者に対する債権によって表される金銭的価値(monetary value as represented by a claim on

the issuer)」と定義しており、以下のものを指す。

#### ①磁気的なものを含め、電子的に保存される

電子マネーは電子決済商品であり、「価値」は支払手段自体に（ローカルまたはリモートに）電子的または磁気的に保持され、「価値」を使用した支払も電子的に行われる。

例えば、プリペイド決済カード、パソコン、磁気ストライプ技術を使用したプラスチックカード等に保管された「価値」等が電子マネーとなり、その「価値」が支払取引を行う目的で使用されることを意図している場合には、すべてが定義内に入る可能性があると考えられている。

#### ②資金の受領時に発行される

電子マネーがプリペイド商品であることを意味する。即ち、顧客は事前に資金を払い込むものとされており、クレジットカードは電子マネーの定義から除外される。但し、クレジットカードで支払われる電子マネーが定義から外れることを意味するものではない。なお、購入者が電子マネーを購入するために資金を貸している場合、そのことは電子マネーの該当有無には影響しない。（電子マネーの販売用と信用取引用の2つの契約が並列することとなる）

#### ③支払手続きを行う目的で使用される

電子トラベラーズチェックは、紙のトラベラーズチェックに代わるものとして設計されたプラスチックカードを基にした製品で以下の2つのタイプがある。

- (a) 第三者から商品やサービスを購入するためにも使用できるもの。
- (b) 海外にいるときに、保有者が ATM から外貨で現金を引き出すことを許可することだけを機能とするもの。

上記のうち、a)に該当する電子トラベラーズチェックは、第三者から商品を購入するために使用できるため、電子マネーである可能性がある。ただし、同じ電子トラベラーズチェックでも、b)に該当する場合には、電子マネーとなる可能性は低いと考えられている。

#### ④発行者以外の者による支払手段として認められている

上記①から④の他、電子マネー規則で他に除外対象となっていないことも条件とされている。

なお、電子マネーについて、電子マネー指令のリサイタル(13)では、「硬貨や紙幣の電子的代用物としてのその特定の性質を考慮して、通常は限られた金額であり、貯蓄の手段としてではなく、支払いを行うために使用される」と定義している。

電子マネーと預金を区別する要素には、例えば次のものが挙げられる。

- (a) 金銭的価値が非電子的手段によって使用されることができる口座に保存されている場合は預金である。(例:小切手を引き出すことができる口座が電子マネーになることはない)
- (b) 商品に限られた金額の支払いにのみ使用され、貯蓄の手段としては使用されないように設計されている場合、その商品が電子マネーであることを示す。関連機能には、アカウントに価値を保持できる期間、アカウントの価値を維持することに対する意欲、およびアカウントへの利子の支払いが含まれる

## (2) 適用除外

- 限定的なネットワーク内でしか使用できない特定支払手段に保存されている金銭的価値(「制限付きネットワーク」の除外)(規則 3(a))
- 「電子通信ネットワークのプロバイダーによって提供されるサービス」もしくは「電子通信サービスの提供に付加的なサービス」から生じるペイメントサービスで、関連する請求書に伴うものである場合(規則 3(b))

### 1.4.2 ライセンスに関する規定等

英国の事業者で、電子マネーを発行しようとする者は、金融サービス市場法 2000(FSMA)のパート 4A の下で、既に電子マネーを発行する許可を得ているか、免除対象となっている場合を除き、当局に、「認可電子マネー機関」もしくは「小規模電子マネー機関」になるための申請をする必要がある。

小規模電子マネー機関となることは、申請直前における全事業活動での平均的な電子マネー発行額が 500 万ユーロを超えない場合に利用可能な選択肢である<sup>7</sup>。

電子マネー規則 32 条に従って、電子マネー機関は、ペイメントサービス規則 2017 の下で別途認可される必要なく、電子マネーの発行に関連しないものも含め、ペイメントサービスを提供することができる。

もし小規模電子マネー機関が提供するペイメント取扱額が小規模ペイメント機関の要件の範囲内であれば(月平均、12か月以上の期間、関連する支払い取引が 300 万€を超えない)、小規模電子マネー機関は、別途認可を取得することなく、小規模ペイメント機関としてのサービスを提供することができる。

なお、電子マネー規則 78A は、2018 年 1 月 13 日以前に認可された電子マネー機関に対しては、口座情報サービスもしくは支払開始サービスを提供することを認めない要件を追加したため、認可電子マネー機関は我それら要件を取り除く申請をする必要が生じると考えられる。

なお、小規模電子マネー機関については、口座情報サービス、支払開始サービスを提供できない。

---

<sup>7</sup> 直前における平均未払額を規定しているものの、平均未払額を算定する期間については明記されていない。

#### <認可電子マネー機関>

申請者は、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 申請者は、規則 5、及び同規則の下で課されたいかなる規定も遵守しなければならない。
- ② 申請者は、認可前に直ちに schedule2 のパート1に従って求められる初期資本の額を保有しなければならない。
- ③ 申請者は以下のいずれかに該当しなければならない。
  - a) 本社及び登録事務所を有している場合はその事務所が英国内にあること
  - b) 英国内にある支店を有する法人組織であり、その本社が EEA 外の領域にあるもの
- ④ 申請者は、電子マネー機関が以下の仕組みを有し、健全かつ慎重な業務の運営を確保する必要があることを考慮し、当局を満足させねばならない。
  - a) 電子マネー発行及びペイメントサービス事業に係る、明確に定義され、透明で責任と一貫性のある明確な組織構造を含む堅牢なガバナンスの取り決め。
  - b) 晒される可能性のある、いかなるリスクも特定、管理、監視、報告する効果的な手続き
  - c) 包括的で、機関が提供する支払いサービスや電子マネーの性質、規模、複雑性に比例した、健全な管理、リスク管理および会計手順を含む適切な内部統制構造
- ⑤ 申請者は、マネーロンダリング規則 2007 の規定に準拠し、そうした規定が申請者に適用される場合には、当該規則の下維持される記録に含まれねばならない。
- ⑥ 申請者が他の者と近い関係にある場合には、当該申請について当局が下記事項を認めねばならない。
  - a) それらの関係が、当局が効果的に申請者の監督を行うことの妨げになると見受けられないこと
  - b) その近い「関係者」が EEA 諸国以外の領域の、法、規則、行政規定(他国の規定)に準拠することが当局に明らかとなった場合、外国の規定も、執行の不備も、当局の効果的な申請者の監督を妨げるものではない。

#### 1.4.3 資本要件

##### (1) 認可電子マネー機関の資本要件

##### ① 初期資本

電子マネー機関としての承認を申請する者は、初期資本として、少なくとも 35 万ユーロを保有しなければならない。

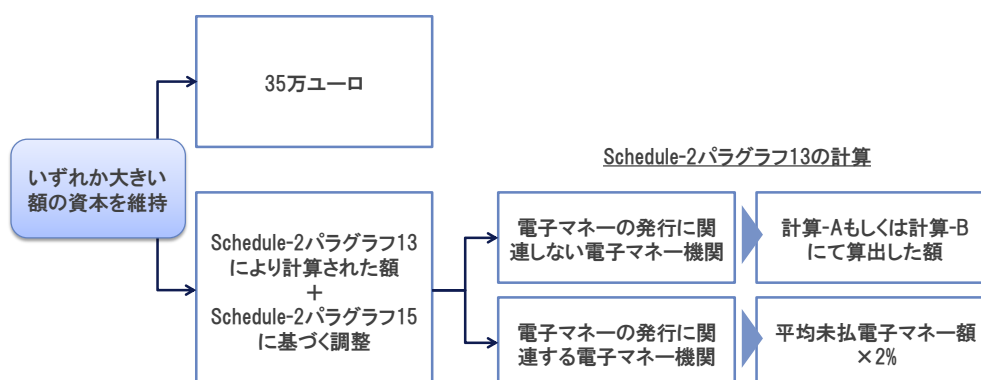


## ② 自己資本

認可電子マネー機関は、常に以下のいずれか大きい額と同じもしくはそれ以上の自己資本を維持しなければならない。

- a) 35万ユーロ
- b) Schedule-2 パラグラフ 15 の下で当局によって指示された調整に応じて、Schedule-2 パラグラフ 13 に従って計算された自己資金要件の額。

図表 3 認可電子マネー機関の自己資本の基準



なお、Schedule-2 パラグラフ 13 の計算については、サービス提供内容に応じて、以下のいずれかの方法を採用する。

- 電子マネーの発行に関連しない支払いサービスからなる、認可電子マネー機関の場合・・・下表計算 A もしくは計算 B にて算出した額
- 電子マネーの発行および電子マネーの発行に関連するペイメントサービスからなる、認可電子マネー機関の場合・・・認可電子マネー機関の平均未払い電子マネーの 2% に等しい金額

スケジュール 2 パラグラフ 15 の調整方法については、計算-A,B,C に従い計算された自己資本の必要額について、当局は、最高 20% まで増減させることを指示することができる旨が規定されている。

Schedule-2 パラグラフ 13 記載の計算-A、計算-B は、以下の通りである。

	計算式	計算式補足説明
計算-A	自己資本 $\geq$ 前会計年度 固定費 $\times$ 10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子マネー機関の前年度の固定費の 10%。</li> </ul>
計算-B	自己資本 $\geq$ ペイメント取扱 額 $\times$ 取扱額に対応する掛 け率 $\times$ 倍率	<p>左記計算式の各項は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ペイメント取扱額」 前会計年度の電子マネーの発行に関連しない支払取引の総</li> </ul>

		<p>額をその年の月数で割ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「各取扱額部分に対応する掛け率」</li> </ul> <p>掛け率は、上述の「ペイメント取扱額」に応じて以下の表に基づいて決定される。</p> <table border="1" data-bbox="715 474 1294 712"> <thead> <tr> <th colspan="2">ペイメント取扱額</th> <th colspan="2">掛け率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>0～500万ユーロまで部分</td> <td>×</td> <td>4.00%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>500万ユーロ超1,000万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>1,000万ユーロ超1億ユーロまで</td> <td>×</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>1億ユーロ超2.5億ユーロまで</td> <td>×</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>上記を超える額</td> <td>×</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>例えば、取扱額が 900 万ユーロの場合、①式で 500 万ユーロ分を計算し、500 万ユーロ超 900 万ユーロ(400 万ユーロ)相当部分は②式で計算、それらの合計額が「ペイメント取扱額×取扱額に対応する掛け率」となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「倍率」</li> </ul> <p>ペイメントサービスの種類によって、以下の通りとされている。</p> <p>(a) Schedule-1 の(f)送金(money remittance)を提供する認可電子マネー機関・・・倍率 0.5</p> <p>(b) Schedule-1 の(g)のペイメント指図伝達サービスを提供する認可電子マネー機関・・・倍率 0.8</p> <p>(c)その他のサービスを提供する認可電子マネー機関・・・倍率 1.0</p>	ペイメント取扱額		掛け率(%)		①	0～500万ユーロまで部分	×	4.00%	②	500万ユーロ超1,000万ユーロまで	×	2.50%	③	1,000万ユーロ超1億ユーロまで	×	1.00%	④	1億ユーロ超2.5億ユーロまで	×	0.50%	⑤	上記を超える額	×	0.25%
ペイメント取扱額		掛け率(%)																								
①	0～500万ユーロまで部分	×	4.00%																							
②	500万ユーロ超1,000万ユーロまで	×	2.50%																							
③	1,000万ユーロ超1億ユーロまで	×	1.00%																							
④	1億ユーロ超2.5億ユーロまで	×	0.50%																							
⑤	上記を超える額	×	0.25%																							
計算-C	<p>関連指標 × 増倍率 × 倍率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「関連指標」</li> </ul> <p>下記科目の合計額を指す。  「受取利息」+「支払利息」+「受取総手数料・料金」+「手数料・その他の営業総利益」</p> <p>但し、関連する指標については、自己資本要件が過去 3 会計年度の平均の 80%を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「増倍率」</li> </ul> <table border="1" data-bbox="655 1579 1299 1841"> <thead> <tr> <th colspan="2">関連指標の額</th> <th colspan="2">増倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>0～250万ユーロまで部分</td> <td>×</td> <td>10.00%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>250万ユーロ超500万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>8.00%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>500万ユーロ超2,500万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>6.00%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>2,500万ユーロ超5,000万ユーロまで</td> <td>×</td> <td>3.00%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>上記を超える額</td> <td>×</td> <td>1.50%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>「倍率」</li> </ul> <p>ペイメントサービスの種類によって、以下の通りとされている。</p>	関連指標の額		増倍率		①	0～250万ユーロまで部分	×	10.00%	②	250万ユーロ超500万ユーロまで	×	8.00%	③	500万ユーロ超2,500万ユーロまで	×	6.00%	④	2,500万ユーロ超5,000万ユーロまで	×	3.00%	⑤	上記を超える額	×	1.50%
関連指標の額		増倍率																								
①	0～250万ユーロまで部分	×	10.00%																							
②	250万ユーロ超500万ユーロまで	×	8.00%																							
③	500万ユーロ超2,500万ユーロまで	×	6.00%																							
④	2,500万ユーロ超5,000万ユーロまで	×	3.00%																							
⑤	上記を超える額	×	1.50%																							

	<p>(a) Schedule-1 の(f)送金(money remittance)を提供する認可電子マネー機関・・・倍率 0.5</p> <p>(b) Schedule-1 の(g)のペイメント指図伝達サービスを提供する認可電子マネー機関・・・倍率 0.8</p> <p>(c)その他のサービスを提供する認可電子マネー機関・・・倍率 1.0</p>
--	---

## (2) 小規模電子マネー機関の資本要件

### ① 初期資本

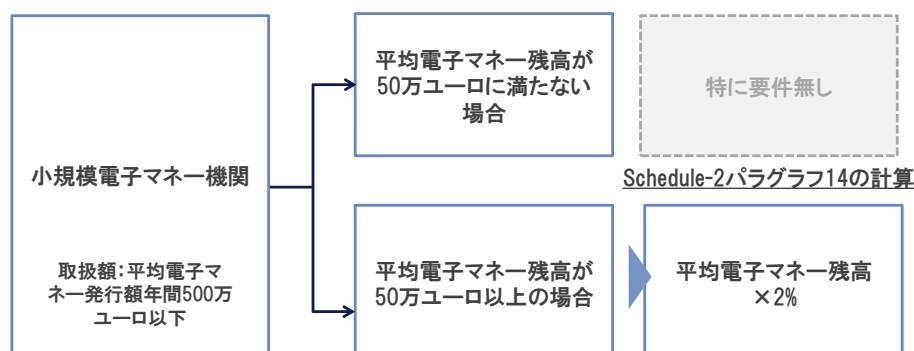
500,000 ユーロ以上の平均電子マネー残高を生じる場合、初期資本の額は少なくとも機関の平均発行済電子マネーの 2%を確保する。

### ② 自己資本

小規模電子マネー機関の事業活動が、50 万ユーロもしくはそれ以上の平均電子マネー残高を生じる場合、スケジュール 2 パラグラフ 16 の下、当局によって指示された調整(パラグラフ 14 に基づき計算された自己資本額について、最大で 20%増加もしくは低減させるよう指示すること)に応じて、スケジュール 2 パラグラフ 14(小規模電子マネー機関の平均電子マネー残高の 2%)に従って計算された自己資金要件の額と同等もしくはそれ以上の自己資金を常に維持しなくてはならない。

なお、小規模電子マネー機関が、パラグラフ2の目的のため、平均電子マネー残高額を計算するために十分に長い事業期間を満了しなかった場合、当局によって求められる或いは求められた計画への調整に応じて、事業計画による裏付けをし、予想電子マネー残高に基づいて推計をしなければならない。

図表 4 小規模電子マネー機関の資本額の算定



#### 1.4.4 償還 (Redeemability) に関する規定

電子マネー規則パート5に、電子マネーの償還に係る規定がおかれている。

同規則によると、電子マネー発行者は、電子マネー保有者からの要請があった場合はいかなる場合でも額面にて償還せねばならないとされ、償還条件については、電子マネー発行者と電子マネー保有者間で締結される契約書において明記される必要があり、それは、契約による拘束を受けるよりも以前に、電子マネー保有者に知らされねばならないこととされている。

電子マネーの償還に際して、手数料を課すことができるのは、契約に手数料について記載があり、且つ、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 契約満了前に償還要請された場合
- ② 契約が満期を規定している場合で、電子マネー保有者その日より前に契約を解除する場合
- ③ 契約期日の1年以上後に償還が要請される場合 である。

なお、電子マネー保有者が、契約期日もしくは契約期日後1年以内に償還する場合は、電子マネー発行者は、①電子マネーに保蔵される金銭的価値、②電子マネー発行者が電子マネー発行以外の事業活動を行う場合でそれによって得られる資金のどの程度の比率が電子マネーのために使用されるかについて事前に知らされていない場合には、電子マネー保有者によって要請された資金全額を償還せねばならない。

ただし、電子マネー保有者が契約期日後、6年以上経過してから償還を要請した場合は、電子マネー発行者は電子マネーの額面価値を償還しなくても良いものとされている。

#### 1.4.5 利用者保護に関する規定

##### (1) 保全すべき額

電子マネー機関は、発行された電子マネーの交換に受け取った資金を「関連資金」として保全しなければならない。

##### ① 関連資金の計算

以下の場合において、関連資金は経年データに基づき、当局を満足させるよう、合理的に見積もられた額であり、支払取引の実行に起因する部分を表す。

- a) 受け取った資金の一部のみが支払取引の実行に使用されている場合  
(残額は、支払い以外のサービスに使用される)
- b) 支払取引の実行に起因する正確な部分が可変または未知の場合

##### ② 適用対象外となる額

支払手段によって支払の形式で受け取った資金は、下記に該当するまでの間は、保全される必要は無い。

- a) 電子マネー機関の支払口座に入金される

b)その他の方法で電子マネー機関に利用可能になる。

これら資金は電子マネーが発行された日から5営業日後の終業時までには安全措置が取られなければならない。

## (2) 保全措置

### ① 保全方法-オプション①

電子マネー機関は、関連資金を、他の資金から隔離して保管しなければならない。関連資金を受領日の翌営業日の終業時に保有し続けている場合には、以下のいずれかの方法で保管しなくてはならない。

(a)認可クレジット機関に保有する別の口座に入金する

(b)安全で流動性のある低リスク資産に関連資金を投資し(「関連資産」)、認可カストディアン<sup>9</sup>の別口座にそれらの資産を保管する

なお、上記(b)の資産が「安全」且つ「低リスク」と考えられるためには以下の要件を満たす必要がある。

- 1) それらの資産が、指令 2006/49/EC の annex1 第 14 条のテーブル 1 に定められたカテゴリーの一つに該当する場合<sup>8</sup>。ただし、特定のリスク資本費用が 0%以上<sup>9</sup>に高くなく、しかし、Annex1 の第 15 条で定義された他の認証を受けた項目を除くこと
- 2) 上記 1)に記載されている資産のみに投資する、譲渡可能な証券への集団投資の投資単位。
  - 「認可クレジット機関」とは、預金を受け入れるために 2000 年金融サービス市場法の目的のために認可された者か、もしくは、電子マネー機関として同じグループにいる人以外の者で、銀行統合指令第6条に従って、他の方法でクレジット機関として認定された者を意味する。
  - 「認可カストディアン」とは、2000 年金融サービス市場法の目的において投資の保護および管理のために認定された者、または、金融商品市場に関する 2004 年 4 月

---

<sup>8</sup> 中央政府、中央銀行、国際機関、多国間開発銀行、加盟国の地方政府または地方自治体によって発行または保証される、2006/48 / EC の第 78 条から第 83 条に基づくエクスポージャーのリスク加重に関する規則に基づく信用格付信用格付 1 の対象となる債務証券。中央政府、中央銀行、国際機関、多国間開発銀行または加盟国の地方政府または地方自治体によって発行または保証され信用格付け 2 もしくは 3 を満たす債務証券。信用格付 1 または 2 に適格な機関により発行または保証された債務証券。信用格付 1 または 2 に適合する機関によって発行または保証された債務証券。中央政府によって発行または保証された、中央銀行、国際機関、多国間開発銀行、加盟国の地方自治体、地方自治体もしくは信用格付け 4 または 5 の資格を有する機関によって発行された債務証券。信用格付け 3 に適格な/適格とされるだろう機関によって発行または保証される債務証券。中央政府、中央銀行、国際機関、多国間開発銀行、加盟国の地方自治体、地方自治体等が発行した債務証券で、信用格付 5 もしくは 6 に適格な企業によって発行または保証されるもの

<sup>9</sup> 「電子マネー規則 2011」では、1.6%と記載されているが、その後発行された FCA「Payment Services and Electronic Money -Our Approach」では 0%以上と説明されている。

12日の指令 2004/39 / EC (b) 第5条に基づく投資会社として認可を受けた者で、指令 13条の規定と少なくとも同等な規則標準の下、それらの投資を保有する者を意味する。

また、関連資金もしくは関連資産を入金する「口座」は以下の要件を満たさねばならない。

- (a) 電子マネー規則に従って関連資金または関連資産を保全する目的で保有される口座であることを証明できること
- (b) 関連資金または関連資産を保持する目的でのみ使用されること
  - 上述の保管された関連資金・関連資産については、電子マネー規則によって指示される場合を除き、電子マネー機関以外の誰も、いかなる利害関係も権利も有することはできない。

## ② 保全方法-オプション②

電子マネー機関は a)b)の条件をいずれも満たさねばならない。

a)関連資金が次のいずれかによってカバーされていること

- ①認可保険会社による保険契約
- ②認可保険会社からの保証
- ③クレジット機関からの保証

※「認可保険会社」は、電子マネー機関と同一グループ内の者以外で、生命保険(a)以外の直接保険事業について、2000年法の目的において、寄託者として一般保険の契約を締結し実行する認可された者、および、その他、1973年7月24日の第一審議会指令 73/239/EEC の第6条に従って認可された者を指す。

- b) 保険契約もしくは保証からの収入が、不履行時の支払を確保するよう、電子マネー機関が保有する「別口座」に支払われること。当該口座は以下の要件を満たさねばならない。
  - ①本規則に従って、関連する資金を保全する目的で保持される口座であることを示す等の方法により指定されること。
  - ②そうした収入金を保有するためのみに使用されること。  
電子マネー機関以外のいかなる者も、本規則によって指示される場合を除き、上記②に従って、口座に入金された収入金に対していかなる利害も権利も有さない

※「不履行時」とは、電子マネー機関に関連して以下の手続きがあった場合を指す。

- (a) 解散命令
- (b) 自主解散の決議の可決
- (c) 会社管理<sup>10</sup>の登録
- (d) 機関の資産に係る受取人もしくは管理人の指名
- (e) 提案された自主的な取り決めの承認(借金を満足させるための構成または取り決めのスキーム)
- (f) 破産宣告の発行
- (g) スコットランドにおける裁定判決
- (h) 債権者の利益のための協定、またはスコットランドでは債権者のための信託証書の執行
- (i) 債権者との組成契約の締結
- (j) 破産管理命令の作成、またはスコットランドでは債権者のための信託証書の執行
- (k) 債権者との和解契約の締結 または、
- (l) 死亡者の遺産に関して、破産管財人の命令、またはスコットランドでの隔離

---

<sup>10</sup> 破綻処理の1つで支払い不能状態にある、もしくはその可能性のある会社を救済する手続き

## 1.5 検査・監督

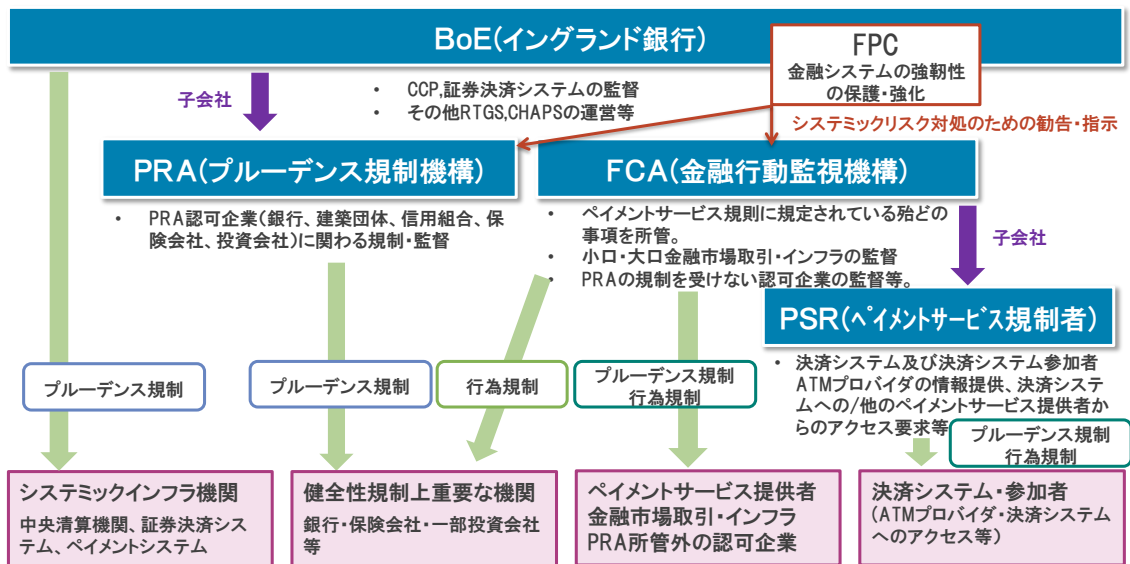
### 1.5.1 概要

英国では、「プルーデンス規制」と「行為規制」、および、監督対象主体によって、監督当局が決められている。

銀行等は PRA (プルーデンス規制機構) からプルーデンス規制に係る監督を受けるとともに、FCA (金融行動監視機構) から行為規制について監督を受けている。

一方で、ペイメントサービス企業については、プルーデンス規制・行為規制ともに、FCA から監督を受けている。

図表 5 英国における監督体制



### 1.5.2 監督当局の役割分担

英国の金融当局の役割分担については、ペイメントサービス以外の事業も含めて、イングランド銀行 (BoE)、金融行動監視機構 (FCA)、ペイメントサービス規制者 (PSR)、プルーデンス規制機構 (PRA: Prudential Regulation Authority) の間での合意書<sup>11</sup>に整理され、各当局からその内容の承認を受けている。(2018年6月～7月にそれぞれ承認)

同合意書における各当局の役割を以下に説明する。

#### (1) イングランド銀行

同銀行は、英国の中央銀行であり、1998年イングランド銀行法の下、英国の金融システム全体の安定性を維持・強化し、物価の安定性を維持し、大蔵省 (HM Treasury) の経済成長・雇用等の経済政策を支援する目的を有する。

<sup>11</sup> Financial Services(Banking Reform)Act 2013:Memorandum of Understanding between the Bank of England, the Financial Conduct Authority, the Payment Systems Regulator and the Prudential Regulation Authority



その目的のうち、財務安定性に係る目標の一部として、大蔵省により指定された公認の決済システムに対するサービスプロバイダー及び決済システムに関して、以下の役割を担っている。

- ①英国のセントラルカウンターパーティ及び証券決済システムの監督
- ②銀行の回収・破綻処理指令に基づく英国内銀行に係る破綻処理の権限
- ③FSBRA<sup>12</sup>第6部に定めるインフラ企業の運営者に対する特別管理下での権限行使
- ④金融市場および支払不能(和解)規則1992に基づく英国におけるペイメント・決済・清算システムの指定
- ⑤特定のペイメントシステムのための和解サービス提供者、インフラ提供者、及び/又はセキュリティ受託
- ⑥英国におけるRTGS<sup>13</sup>の運営
- ⑦CHAPS<sup>14</sup>決済システムの運営
- ⑧銀行サービスの提供
- ⑨金融政策委員会の決定の実施、銀行システムへの流動性供給における英国通貨フレームワークに責任を有する

## (2) FCA

2000年金融サービス市場法(改正)に基づき、以下の責任を負う。

- ① 小口・大口金融市場における行動基準を規制
- ② 上記市場を支える取引及びインフラの監督
- ③ PRAの規制を受けない認定企業の監督
- ④ 英国上場局(UK Listing Authority)及び金融サービス市場法6部に基づく機能の提供

FCAは、ペイメントサービス規則2017によって、PSD2に沿って英国のペイメントサービスを規制しており、また、電子マネー規則2011によって電子マネー指令に沿って電子マネー発行に係る規制をしている。

これらの規則に基づき、FCAはペイメント機関、クレジットカード発行会社、電子マネー機関等の認証または登録を行っている。

また、ペイメントサービス規則2017に基づく業務要件について銀行及びペイメント機関を含むペイメントサービスプロバイダーを監督している。

また、ペイメントカード交換手数料規則2015に基づき、第8条(2)(5)(6)(9)(10)の監督、執行に係る所管当局として指定されている。

<sup>12</sup> 金融サービス(銀行改革)法(Financial Services (Banking Reform) Act 2013)

<sup>13</sup> リアルタイムグロスセトルメント。日本では日銀ネットが該当する。

<sup>14</sup> 現行の英国のRTGS

FCA は、金融サービスの円滑な機能を保証するという単一の目的のため、以下の3つの目標を掲げている。

- ① 消費者の適切な程度の保護
- ② 英国金融システムの完全性の確保と強化
- ③ 市場における消費者利益のため、規制対象の金融サービスの効果的な競争の促進

### (3) PRA

銀行、建築協会、信用組合、保険会社、大手投資会社(以下「PRA 認可企業」)に係る規制及び監督を担当している。金融サービス市場法の下における PRA の目的は、PRA 認可企業の安全性と健全性を促進することにある。

PRA の活動によって、PRA 認可企業の事業が英国の金融システムの安定性に悪影響を及ぼさないこと、PRA が破綻した場合でも悪影響を最小限に抑えるよう努めている

### (4) PSR

PSR は、英国の決済システムに係る独立した規制機関である。PSR は、大蔵省が指定した決済システム、及びそれら決済システムの参加者に係る規制について責任を有するとともに、英国で活動しているあらゆる決済システムについても責任を有している。

PSR はペイメントカードインターチェンジフィー規則(PCIFR)に規定されている様に「交換手数料規則」の規制当局となっており、また、規則 61(ATM 引き出しに関する情報)、103(ペイメントへのアクセス)に関しても所管している。

また、PSR は、FCA とともに規則 105(ペイメント口座サービスへのアクセス)を所管している。PSR と FCA は、規則 105 を執行する権限を行使する際に協力のため、具体的な枠組みを定める個別の議定書に署名している。その他ペイメント口座規則 2015 (EU ペイメント口座指令(2014/92/EU)の英国での実施)に基づく切り替えスキームを指定する権限を有する機関でもある。

更に、金融サービス(銀行改革)法(FSBRA)の下、決済システムに関する一般的な機能の実行において、PSR は合理的に可能な限り、その3つの決済システムの目的のうち 1 以上を実現する様行動しなければならない。

- ① 決済システムによって提供されるサービスを利用する、または利用する可能性が高い人々の利益のため、決済システム市場および決済システムにより提供されるサービス市場における効果的な競争を促進すること
- ② 決済システムの品質、効率、経済性を確保し、決済システムの提供するサービスを利用する、または利用する可能性が高い人々の利益のため、決済システムの開発及び技術革新を促進すること。
- ③ 決済システムの提供するサービスを利用する、または利用する可能性が高い人々の利益を勘案し、その利益に資する決済システムの運用・開発を確保すること。

なお、決済システムに係る上述のような「一般的機能」を実現するに際して、PSR は英国金融システムの安定性と信頼性を維持することの重要性も考慮する必要がある。

### 1.5.3 ペイメントサービス・電子マネーに係る監督当局

英国のペイメントサービスに係る監督当局は、その業務によって、FCA と PSR に分かれている。

#### (1) PSR が監督当局である領域：

- ペイメントサービス規則 61 条: 消費者が ATM から現金を引き出すときに、独立系 ATM プロバイダーが提供しなければならない情報を規定
- ペイメントサービス規則 103 条: 決済サービスオペレータが、PSP の決済システムへのアクセスを認める際の要件
- ペイメントサービス規則 104 条: 参加者が他の PSP からの支払いシステムへのアクセス要求(すなわち、間接アクセス要求)に対応する方法に一定の要件と禁止事項を課す(間接アクセス要件等)

#### (2) PSR と FCA が共同で監督当局となっている領域：

- ペイメントサービス規則 105 条: 信用機関が、他の PSP に銀行口座へのアクセスを認める方法に対する要件

#### (3) FCA が監督当局である領域：

- ペイメントサービス規則に規定されている殆どの事項を対象としており、支払い開始サービス事業者、口座情報サービス事業者も所管している。

### 1.5.4 監督当局間の情報交換

上述の当局間の「合意書」において、監督当局は、「適切な情報を、適時に集中して交換すること」の重要性を鑑み、それぞれの当局の職務遂行に適切な場合には、積極的に情報を共有することによって協力することを目指すものとされている。

そのため、各当局は、第三者から受領した「機密情報」を保護する義務はあるものの、特定の状況下においては、「情報ゲートウェイ」を介して、機密情報を共有することができるとされている。

また、当局は他の当局が他の当事者に不足する情報もしくは専門知識を有すると想定される分野において、互いに情報、助言を得ることとされ、法令で制限されていない限りにおいては、ある当局が有する他の当局の機能に関連する有用な情報は、適切に共有されるものとされている。

但し、場合によって海外の監督当局等、第三者との契約条件や法律によって共有が制限される可能性もあるものの、当局はこうした制限が最小限に抑えられるよう、努めるものとされている。

### 1.5.5 当局間の協力

各当局が上述の監督の役割を果たすと、事業者によっては、複数の当局の監督対象となり得る。

- 具体的には、PSR は、FCA(場合によって PRA)が監督している多くのペイメントサービスプロバイダーについて監督している。
- また、一部の決済システム(事業者・インフラプロバイダーを含む)については、世銀と PSR の双方の規制の対象となる可能性もある。

こうした監督業務の重複を踏まえ、協力を促進していくために、関係当局は、下記事項を目的とした定期的な会議を開催するか、他の取り決めをするものとされている。

- 他の当局の目的を推進する能力に重大な影響を及ぼし得る問題・リスク・行動の特定
- 各当局が、あらゆる関連情報を考慮に入れ、事業体に関する監督、方針、運用上の決定可能とするための情報共有

各当局は、業務レベルの代表者を任命し、各代表者は、上述の様な協働の活動を可能とするために 4 半期に 1 回以上会議を開催する。会議においては、必要に応じて、特定のトピックについて議論することができる。

### 1.5.6 各当局が有する拒否権

各監督当局は監督業務の重複等に関連して、ある事項について「拒否権」を有する場合がある。

#### (1) PSR

緊急の措置が必要とされる場合を除き、世銀、PRA、FCA それぞれが行使する「拒否権」は、PSR が、PAR(Payment Accounts Regulations)、PCIF(ペイメントカードインターチェンジフィー)規則、ペイメントサービス規則 2017 の下で所管当局として権限を行使する PSR には適用されず、PSR はそれらの当局が行ったいかなる指示に従うことにも従うことを義務付けられていない。

#### (2) イングランド銀行

FSBRA セクション 200 の下で、イングランド銀行は、規制対象の決済システムの参加者に対して、FSBRA の第 5 部に基づく権限を行使しない様、PSR に指示することができる。

但し、この権限を行使することによって、英国の金融システムの安全性を脅かし得ること、英国における事業その他の利益に重大な影響を及ぼし得ること、金融当局としてのイングランド銀行の能力に悪影響を及ぼし得ることを勘案し、生じ得る結果のうちの 1 以上の結果を

回避するためにのみ、そうした指示を与える必要があることを考慮する必要がある。

### (3) FCA

FSBRA セクション 101 の下で、FCA は、PSR に対して、規制対象の決済システムの参加者に関して、FSBRA の第 5 部に基づく権限を行使しないよう、指示することができる。

但し、こうした権限行使は、FCA の能力に悪影響を及ぼす懸念がある場合には、権限行使しない旨が当局間の合意書には記載されており、イングランド銀行同様、FSMA の下、その運営上の目的の 1 以上を促進させるために、結果を回避する指示を与えることが必要とされている。

### (4) PRA

PRA は、FSBR の第 5 部に基づく権限を行使しない様、PSR に指示することができる。

但し、他の当局同様、この権限の行使に際しては、以下の想定され得る結果の 1 以上を回避するために、そうした指示が必要であることを検討せねばならない。

- ① 英国の金融システム安全性を脅かす
- ② 英国の金融システム安定性に悪影響を及ぼすような方法で PRA 認可企業が破綻する
- ③ 英国で提供されているコアサービスの継続性を脅かす
- ④ PRA 認可企業が、その安全性と健全性を促進するという一般的目的を推進する行動をとる義務を遵守する能力に悪影響を及ぼす

## 1.5.7 監督方法・・・FCA

FCA では 58,000 社を超える企業を監督しており、対象事業者によって異なるアプローチを使用して監督している。主な3つのアプローチは以下のとおりである。

- 第 1 の柱 - 大企業に対する積極的な監督。
- 第 2 の柱 - リスク選好度に従って、実際に発生しているリスクもしくは新たなリスクをイベント駆動型で事後的に監視する。
- 第 3 の柱 - 複数の企業またはセクター全体に影響を及ぼすリスクと問題に焦点を当てたテーマ別の作業。

FCA による監督は、①損害/有害事項の特定、②調査、③改善活動、④評価 の順で行われる。

## (1) 損害/有害事項の特定

以下の手法を組み合わせて情報収集を図る。

- ① 被規制事業者からの定期報告
- ② イベント発生に伴う通知
- ③ 苦情その他の情報
- ④ 法定の権限を使用した標的情報の収集と調査
- ⑤ 監査人報告
- ⑥ テーマ別のレビュー

損害/有害事項については、①事前予測 と、②既に発生している損害/有害事項の特定の種類がある。

事前予測	<ul style="list-style-type: none"><li>• 金融システムが全体としてどのように機能しているか、個々の部門が市場の中でどのように機能しているか、各機関のビジネスモデルの理解に基づく可能性のあるシナリオを描くことで、消費者と市場に対して及ぼし得る危害を先取りして理解するものである。個別企業としての分析のみならず、ポートフォリオとしての分析も行っているが、ポートフォリオの各セクターは、ビジネスモデルの変化に応じて変化させている。2018年3月時点では、金融サービスを約40のセクターに分けて分析している。</li><li>• また、個々の企業の行動は、その文化や個人の役割が影響するものと考えられるため、上記と併せて、各社のビジネスモデルと戦略を評価し、それらが会社の目的とどう一致し、適切な行動を推進するか否か等を理解している。</li></ul>
既に発生している損害/有害事項の特定	<ul style="list-style-type: none"><li>• 以下の様な情報等に基づき、問題となる状況を認識している。</li><li>① 消費者からの苦情(金融オンブズマンの他 FCA や各選挙区に寄せられる苦情等から)</li><li>② 規制企業の財務データ・オペレーションデータ、売上データ、苦情・行動規範違反等通知データ</li><li>③ 内部告発(従業員等からの社内の悪監修に係る通報)</li><li>④ その他団体(消費者パネル、実務者パネル、市場パネル等)から寄せられた情報</li></ul>

## (2) 損害の調査

損害/有害事項が抽出された場合、事実を完全に理解するため、関連する会社と個人について両方同時に調査を行う。主な証拠に焦点を当て、訴訟の核となる事項を特定すべく、調査は迅速に行われる。2000年金融サービス市場法第165条に基づく法定情報収集権限を使用してデータを収集、机上調査、企業訪問・経営陣面談等に質問への回答を求めることができる。また、証拠を入手するために、関連する施設に入ることができる捜査令状の発行を申請することもできる。

### (3) 救済手段 (Remedy Tools)

大小を問わず、ルール違反が発生していた場合には、是正措置を求める。

実際の危害を、できる限り迅速かつ、危害に比例的に阻止することが重視されている。

個々の消費者に害が及ぶ場合、消費者は、まず、金融オンブズマンサービスに持ち込んで判断することができる。

また、問題が体系的であったり、繰り返し発生したりするような場合には、監督規則やアプローチを修正する必要性も考えられる。

特定した危害または潜在的な危害が重大と想定される場合には、その危害を引き起こしているもしくは引き起こしそうな会社について、監督上の監視レベルを引き上げる。

#### 1.5.8 執行

監督業務の「救済手段」で十分な改善が図られず、FCA の納得を得られなかった場合、FCA は、その説明を受けるため、被規制者を拘束することができる。但し、厳格な制裁のみでは十分な効果が期待できないため、FCA は、監督業務における検知の精度を上げていくことが重要であるとしている。

検知の精度を上げるには具体的には、以下の事項が重要とされている。

- 迅速かつ効率的に検出する
- 重大な違法行為がある場合は行動を起こし、重大な違法行為がないことが明らかな場合は調査を中止するなど、効率的かつ公正に調査する。
- 罰金、禁止事項、停止および救済を含む抑止力、または適切な場合には是正措置および回復措置を使用する。
- (合理的な場合)不正行為を自主的に説明し、是正することを奨励する。
- 危害への改善ができなかった人々に、より厳しい制裁を課す
- 正式な法定通知を通して、私たちの執行の根拠と理由を伝える。その通知は、透明で公正であり、企業や個人は自分の行動を評価するためにその情報を使うことができる。

調査の結果、刑事、民事、規制措置に値するか否かを含む決定をする。もし十分な証拠があると認められる場合には、訴訟を起こすための適切な根拠があるかどうか、訴訟を起こすための適切な根拠があるかどうか、適切な救済または制裁を得るための訴訟の開始を決定する公益を考慮する。

#### 1.5.9 ペイメント機関・電子マネー機関に係る監督方法

全てのペイメントサービス機関と電子マネー発行者は、FCA の一般アプローチに従って監督を受けることとなり、上述の FCA の監督アプローチとほぼ同様の監督内容となるが、「Payment

services and electronic money- our approach」の「Supervision」に記載の内容を中心に説明する。

## (1) 監督方法

FCA による監督手法は、個々の事業によって晒されるリスクや事業カテゴリー、セクターの状況により決定される。

ペイメントサービス機関や電子マネー発行者とオープンで共同的な関係を持つことに努め、課題が起きた場合には、早期に相談するように奨励している。

FCA は、ペイメントサービス機関及び電子マネー発行者の、以下の分野に係る法令遵守を監督する責任を有している。

- ✓ 電子マネー規則及びペイメントサービス規則 2017 に基づくビジネスルール
- ✓ ペイメント機関、登録口座情報サービスプロバイダー (RAISP)、電子マネー機関の承認及び登録要件。初期および継続的な資本要件、保全、代理人の選任及び登録
- ✓ マネーロンダリング及びテロ資金供与義務への対抗

ペイメントサービス機関や電子マネー機関の法令遵守の状況は下記を組み合わせで監視することとなっている。

- ✓ 定期報告
- ✓ 苦情その他の情報
- ✓ FCA の権限を使用した情報収集および調査のターゲティング
- ✓ 監査人からの報告
- ✓ テーマ別のレビュー

FCA が受領した各種情報を分析した結果、要件違反が発見された場合等は、更に監督措置をとることができる。違反者には是正措置を求めるものの、事業者の回答が不十分な場合には、承認もしくは登録の取り消しを含む執行がなされる場合がある。

また、業界全体の問題を示す情報の分析からテーマが抽出された場合、ペイメントサービス機関や電子マネー発行者を訪問して、リスク管理方法の確認等、当該テーマに関連する監督を行う場合がある。

また、ペイメントサービス機関および電子マネー発行者は、2000 年テロ行為法、2002 年犯罪収益法、2008 年テロ対策法に基づき財務省によって課された義務にも留意する必要がある。こうしたマネーロンダリングの問題についても、①電子マネー機関、②送金サービスの提供が認められている以外のペイメント機関、③登録口座情報サービスプロバイダー (RAISP)、④信用機関その他の金融サービス市場法が扱う金融機関（一部除外あり）については、FCA が監督機関となっている。



## (2) 報告

電子マネー機関およびペイメント機関に提出義務が課されている報告書は図表 6 の通りである。これらの他、特定の場合には、通知義務が課されている。

図表 6 報告内容

報告書名称	対象事業者	頻度	提出方法
FSA056 認可ペイメント機関資本収益適性	認可ペイメント機関、登録口座情報サービスプロバイダー(RAISP)	年次	Gabriel <sup>15</sup>
FSA057 ペイメントサービス指令取引	小規模ペイメント機関	1月1日～12月31日までをカバーする年間報告	Gabriel
FIN060 電子マネー機関・小規模電子マネー機関年間収益	認可/小規模電子マネー機関	電子マネー機関の会計基準日から30営業日以内	電子メール
FSA065 合計未払電子マネー(12/31)	小規模電子マネー機関	報告終期(12/31)より1か月以内	電子メール
平均電子マネー残高	クレジット機関もしくは電子マネー機関ではない電子マネー発行者	年次	電子メール
DISP1 Annex ペイメントサービス・電子マネー苦情報告	全てのペイメントサービスプロバイダー(クレジット機関、ペイメント機関、電子マネー機関 RAISP)	年次	Gabriel/電子メール
REP017 ペイメントフラウド報告	同上	年1回:報告期日(12/31)から2か月以内 小規模機関以外は年2回)	Gabriel(認可/小規模電子マネー機関の場合は電子メール)
REP018 オペレーショナル・セキュリティリスク報告フォーム	全てのペイメントサービスプロバイダー(クレジット機関、ペイメント機関、電子マネー機関(ペイメントサービスを提供している場合)、RAISP)	少なくとも年1回	電子マネー機関を除き Gabriel
REP020 専用インターフェースの可用性と性能に係る統計	SCA-RTS 31条の下、占有インターフェ	四半期ごと	Gabriel(認可/小規模電子マネー機関の場合は電子メール)

<sup>15</sup> 英国における金融機関が当局(イングランド銀行・FCA)に対して報告するためのシステム(FCA 保有)

	ースを提供している ASPSP		
REP002 年間コントロ ーラー報告及び REP001 年度リンク閉 鎖報告	認可電子マネー機関。 ペイメント機関	年次(認可電子マネー 機関・認可ペイメント機 関の会計基準日から4 カ月以内)	Gabriel(認可電子マネ ー機関の場合は電子 メール)
REP-CRIM 年度金融 犯罪報告	電子マネー機関(5M £以上の収益)	年次	オンライン調査

## 1.6 破綻処理

---

### 1.6.1 制度

英国の倒産法制は 1986 年倒産法、2006 年会社法等により定められている。「倒産する」という概念は、1986 年倒産法における以下の支払不能の定義に基づく。

- 会社に対して、書面で要求し、その後会社が3週間支払いを怠る、あるいは、債権者が合理的に満足するような保証や和議を行うことを怠る
- 会社が債務を支払うことができないと裁判所が判断した場合（不確定もしくは予想される負債を考慮に入れて、会社の資産が負債を下回っているということが証明された場合に、会社は負債を支払えないと判断される）
- 会社が倒産状態にあるという他の証拠が存在する場合

倒産の種類として、主に以下の5つの形態が挙げられる。

#### ① Administration(会社管理)

- 支払不能状態にある、もしくはその可能性のある会社を救済する手続き

#### ② Company voluntary arrangement (会社任意整理)

- 裁判所の命令なしに会社と債権者・株主間で任意整理を成立させるための手続き。

#### ③ Administrative receivership

- 会社が支払い不能状態にある場合に、担保権を有する貸主が用いる契約手続きだが、2003 年9月15日以降は、1986 年倒産法第 72b-g 条に規定されている限定的な状況、及び、2003 年9月 14 日以前に設定された資格のある不動産担保に関するものを除き、2003 年 9 月 15 日以降は同スキームの使用は禁止されている。

#### ④ Liquidation (清算)

- 「裁判所の命令による場合」と「任意の場合」がある。
- ①会社が支払い不能状態にある、②裁判所が会社の解散が公正かつ公平であると判断する場合に、債権者、会社、会社の取締役もしくは株主が請求すると、裁判所が解散を命令して開始される手続き。
- 「任意の清算」は、「株主によるもの」と「債権者によるもの」の2種類がある。株主による場合は、支払能力のある会社に適用され、債権者による場合は、支払不能状態にある場合に適用される。

#### ⑤ Schemes of Arrangement (会社整理計画)

- 1985 年会社法 425 条に基づき、裁判所は一定の債権者あるいは株主と会社の間で合意された「和解案あるいはアレンジメント」によるもので、金額ベースで75%の債権者により承認された場合で、裁判所の承認を得た場合には、全債権者に対して当該案が拘束力を有する。

## 1.6.2 破綻処理の流れ(会社清算(liquidation)の場合)

### (1) 会社清算の手続き

#### ① 要件

会社清算については、前述の通り、任意清算と強制清算があり、それぞれ、以下の通り申請に係る要件が定められている。

図表 7 清算の申請に係る要件

任意清算	会社の取締役(もしくは株主)は、以下の場合会社整理を申請することができる。 a)会社が負債を支払うことができない場合(債務超過の場合) b)十分な株主の同意が得られる場合  上記のうち、株主の同意については、株主総会を開催し、75%以上の株主の同意を得る必要がある。 株主の同意が得られた場合には、①「Receiver」の選任、②15日以内の企業登記局(companies house)への決議内容の送付、14日以内に官報(the Gazette)に掲載する必要がある。
強制清算	以下の2つに該当する場合、取締役(もしくは株主、債権者)は、裁判所に対して、会社の事業取引中止・清算に係る命令を出す様、申請することができる。(「強制清算」) a)会社が750£以上の負債を支払うことができない状況にあること b)75%以上(株価ベース)の株主が清算に同意していること

#### ② 手続き

##### (a) 口座凍結

会社の清算に係る申請が裁判所に提出されると銀行口座は凍結される。(口座にアクセスするためには、validation order と呼ばれる申請を提出することが必要となる。

##### (b) 法廷審問

裁判所に申請書を提出し、それが受理されると、審問の日が指定される。

審問の日の7日以上前に官報に公告を掲載し、公告と送達証明を裁判所に送付する必要がある。

審問日当日は、会社役員及び弁護士が法廷審問に出席する必要がある。

審問の結果は、「裁決」が下されるか、追加的な証明の要請等のため、別の審問に再度出席することを求められることとなる。

##### (c) 清算人の指名

法廷審問の結果、裁判所が清算命令を下した場合、裁判所は清算を担当する公認の

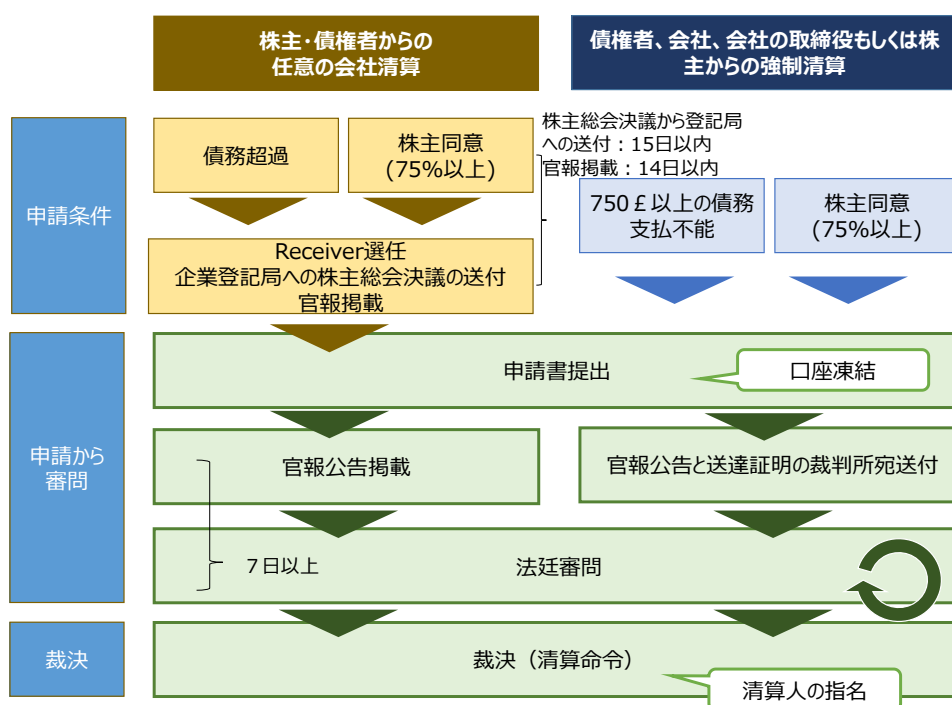
「清算人」を設置し、会社清算業務を任せることとなり、取締役は、会社またはその会社が所有するものを管理したり、会社として行動したりすることはできなくなる。

#### (d) 清算人の業務

清算人は、役員のためではなく、債権者のため、以下の業務を行う。

- 法的紛争や未解決の契約の解決
- 会社の資産の売却と債権者への支払
- 事務処理遂行と当局への情報提供
- 清算費用及び最終付加価値税の支払
- 債権者宛情報提供と決定への関与
- 債権者支払
- 取締役へのヒアリングと事業の失敗要因の報告
- 会社登記の削除

図表 8 清算手続きの流れ



#### 1.6.3 ペイメントサービス機関に係る一般的な破綻処理

「不履行」が発生した場合の手続きは以下の通りである。

- ペイメントサービス利用者の請求は、全ての他の債権者に優先して、資産プールから支払われる。

- ペイメントサービス規則第 23 条パラグラフ(6) (a) 又は(b)、(9) 又は(12) (b)に沿って保有される口座の運用に係る手数料や費用に係る相殺権である場合を除き、ペイメントサービス利用者の全ての請求が支払われるまで、資産プールに係る相殺もしくは担保権の行使は一切認められない。
- 「担保権」とは以下のものを指す。
  - A) 公認のペイメント機関または小規模のペイメント機関が負っている債務の担保。資産プールまたは資産プールのいずれかの部分に対する請求、先取特権、抵当またはその他の担保。そして
  - B) 任意の取決めの費用に関して発生した費用。

#### 1.6.4 電子マネー機関に係る一般的な破綻処理

「不履行」が発生した場合の手続きは以下の通りである。

- 電子マネー保有者の請求は、全ての他の債権者に優先して、資産プールから支払われる。
- 電子マネー保有者の全ての請求が支払われるまで、資産プールに係る相殺もしくは担保権の行使は一切認められない。ただし、規則 21(2)(a) (認可クレジット機関別口座に保管された関連資金)もしくは(b) (認可カストディアン)の別口座に保管された関連資産)もしくは 22(1)(b) (電子マネー機関の別口座に入金される保険受取金)に係る口座の運営に係わる手数料や費用に係る相殺権である場合を除く。
- 「担保権」とは以下のものを指す。
  - A) 電子マネー機関によって負担される担保であり、資産プールまたは資産プールの一部に対する請求、先取特権、抵当またはその他の担保を含む。
  - B) 任意の取り決めの支出に関して発生した手数料

#### 1.6.5 破綻の実例

英国における破綻の実例に沿って、上述の法制度が実務では、どの程度の期間にわたって行われているか、以下の例で確認する。

##### (1) Crown Holdings (London)Limited & Crown Currency Exchange Limited

###### ① 事業概要

Crown Currency Exchange Limited(CCE) は 2004 年 6 月設立、Crown Holdings(London)Limited(CHL)は、2004 年 8 月設立の企業で、郵便・電話・email 等で注文可能な外貨購入に係る両替企業であった。主要顧客は祝日の外貨購入者であり、両替金額は 100~20,000 £ 程度となっている。取り扱い件数としては少ないものの、海外資産取引のための両替は額としては多く、両替金額は 10,000~400,000 £ 程度であった。

2009 年 11 月、CCE 事業は CHL に吸収され、ペイメントサービス規則 2009 に基づく小

規模ペイメントサービス業としての登録をしている。

## ② 会社清算手続きの概要

同社の会社清算に際しては、裁判のケースが 2 段階に分かれており、第一段階が 2010 年 10 月 4 日～2011 年 3 月 11 日の会社管理に係る裁判、第二段階が、それ以降(現在継続中)の債権者による任意清算の裁判へと移行している。

同社の場合、担保付債権は会社管理・清算の当初より「ゼロ」であり、優先債権と一般債権のみとなっていた。優先債権は、従業員賃金であり、2012 年に支払いがなされているが、一般債権については、未だ最終的な配分額の合意に至っておらず配当されていない。

なおペイメントサービス利用者の債権については、一部 Buyback サービス利用者の債権については、銀行業務停止後間もなく、債権額のレビューが実施され、その後、「管理」から「任意清算」の手続きに移行した約 1 年後に、債権額の返還がなされている。(図表 9 黄色部分参照)

同社について、ペイメントサービス利用者のその他の債権の有無や返還時期等については不詳である。

図表 9 Crown Holdings における清算手続きの流れ

GOV.UK 公開年月日	出来事
2010/9/27- 2010/10/1	CCE 及び CHL の支払い不能について、同社役員と弁護士、金融機関 (Barclay) 等との面談・会議を開催。 (※後の報告では、2008 年までに支払不能の状況に陥っていたとされる)
2010/9/29	Barclay による、同社に対する銀行業務提供停止。(債権者保護のため、認可されていない支払いを防止)
2010/9/29- 2010/10/4	Buyback <sup>16</sup> サービスを利用して、同社に通貨を返却していた顧客のレビュー実施。
2010/10/1	同社の運営停止(取引及びカスタマーコールの停止)
2010/10/4	裁判所に対する「administration(管理)」の申請及び共同管財人の選定(4名)
2010/11/15	管財人報告及び債権者宛報告の提出。 管財人は、出口戦略が不適切であると考え、管理人に報告。CCE, CHL が、債権者に債権額を配分するに足る資産を有していないことから、管理ステージから解散に移行することを提案。
2010/11/30	債権者集会開催。管理から任意清算に移行することを決定。

<sup>16</sup> BUY-BACK 機能とは、外貨両替を行った際に、同額まで同レートでの逆両替を提供するサービス。例えば円からドルに 105 円で両替して、不使用分のドルについては同じく 105 円でドルから円に換算できるというもの。こうした契約があるために、CROWN ホールディングス倒産期間中に、こうした両替を依頼するために、同社宛に資金を渡していた者がいないかを確認した。

2011/3/28	管理から任意整理への移行に係る通知
2011/12/9	Buyback money を債権者に返却する旨の決定
2012/2/21	Buyback money 顧客 40 人に対して資金返却
2012/2/24	清算委員会に対して、4 半期に一度、進捗の更新を行うことで合意。
2012/5/1	従業員の勤務期間に対する貸金を優先債権として届け出(合計 941 万 £)
2012/5/24	清算進捗報告。 上述に表記の無い報告事項としては、トラベラーズチェックの換金に係る American Express 社との協議、会社役員の資産凍結(会社資金を利用した取得のため会社資産と解釈)、車両・コンピューター・オフィス機器の換金(3,667 万 £)、突然の(sundry)払戻、銀行利子(605 万 £)受領、清算人への支払い等。
2012/11/14	合計 941 万 £ の従業員貸金に係る優先債権について、全額支払い。941 万 £ の他、更に元従業員から追加の優先債権の届け出を受領したが、それらも含め全額支払い済である。
2012/12/11	会社役員資産の売却による受取額は費用差引後、685,000 万 £ となった。
2013/6/6	清算進捗報告。 報告対象期間内に、突然の(sundry)払戻 84 万 £、銀行利子 880 万 £ 受領。ローン債権を有する M&G 社の清算に伴い、493,132 万 £ の債権を届け出るも、M&G 社の清算人からは、証拠不足で認められず。
2018/2/5	その後も清算報告が継続されているものの、未だ債権者への配分は完了していない。

## 1.7 ポイントの扱い

### 1.7.1 法的な定義・規定について

英国では、ポイントプログラムに係る、固有の法制度は存在していない。

各種ポイントプログラムのうち、適用を受ける可能性のある法規制、及び、それらの対象となり得るポイントプログラムについては、以下の通りである。

図表 10 ポイントのタイプと法的な扱い

#	ポイントプログラムのタイプ	定義と法的な扱い
1	電子マネーに該当するポイント	資金受領と同時に発行されるポイント  【法的な扱い】 電子的に保存され、且つ、ポイント発行者およびそれ以外の者に対する支払いについても利用可能な支払手段となっている等、電子マネーの要件に該当する場合には、電子マネー規則 2000 の適用を受け、事業者は認可・登録の必要があり、ポイント保有者は利用者資産保護により担保付債権として保護される。



2	ギフト券・カードに該当するポイント	<p>一定の契約上の地位(ポイント獲得)を得ることでギフト券を獲得できるもの。発行者以外における使用の可否に関わらず、商品・サービス購入の支払いに利用可能な「ギフト券・ギフトカード」。</p> <p>【法的な扱い】</p> <p>発行事業者に係る認可・登録等の法規制は存在せず、ギフトカード額の保護は各発行会社と消費者との契約内容に依存する。ただし、法務委員会よりコンサルテーションペーパー及びその回答が発行されており、消費者保護のため、自主規制としてチャージバック制度等が認められている場合等の周知と助言を行っていくことが示されている。</p>
3	一般債権として認識可能なポイント	<p>上記の他、特定の商品・サービス等との引き換えではなく、金銭債権額として認識可能なポイントプログラム</p> <p>【法的な扱い】</p> <p>発行会社の破綻の際、一般債権者として債権を主張することが可能である。</p>
4	その他のポイント	<p>債権額として認識困難な場合は、発行会社との契約に基づき処理がなされるが、特段の規程がおかれていない場合は、発行会社破綻の場合に債権を主張することが困難な可能性が高い。</p>

### (1) 電子マネーに該当するポイントプログラムの取り扱い

ポイントプログラムのうち、「電子マネー」の定義に該当する場合には、ポイント提供事業者は電子マネー機関として保全措置等の義務を負い、ポイント保有者のポイントは保護されることとなる。

なお、電子マネーとは以下の要件を満たすものを言う(再掲)。

- (a) 磁気的なものを含め、電子的に保存される
- (b) 資金の受領時に発行される
- (c) 支払手続きを行う目的で使用される
- (d) 発行者以外の者による支払手段として認められている(限定的な店舗での利用ではない)

つまり、資金受領に伴い発行され、そのポイントをそのまま支払いに利用できる形で発行されるポイントは電子マネーとして考えられる。

### (2) ギフト券・ギフトカード<sup>17</sup>の発行に該当するポイントプログラムの取り扱い

現状、英国では、ギフト券・ギフトカードの発行者が支払不能に陥った場合、未使用のギフト券は無価値になってしまう。

<sup>17</sup> 日本において一般に流通しているギフト券はこのカテゴリーに該当すると考えられる。

しかし、この問題については、法律委員会で議論がなされており、2015年6月18日コンサルテーションペーパー発行、その後パブリックコメントを経て、2016年7月にその結果をまとめた報告書を発行し、推奨事項が挙げられ、更に、同報告書に対して政府から2018年12月に回答文書が公表されている。

以下にその経緯について整理する。

## ① 2016年コンサルテーションペーパーの内容について

### (a) 課題認識

小売事業者に対して、ギフトカードを保有している、もしくは前払いをした消費者は、これまで「無担保債権者」として区分され、ギフトカード発行事業者・前払を受けた事業者が支払不能になった場合、その債権回収は困難なケースが多かった。

(議論の対象となっているギフト券には特定の店舗のみ、特定のチェーン内、多様なトレーダー(ショッピングセンター等)、クラブ・商店街等で利用できるギフト券を含む)

#### 【市場規模の大きさ】

その市場規模については、2016年時点において、ギフトカードとバウチャーは、英国以内において、総額50億£の価値があると考えられている。2013年の実績では、25億£相当が贈答品として販売され、22億2,500万£がスタッフや顧客の報酬として購入されている。

#### 【消費者による前払いの状況】

前払いに関しては、特に高額商品においては、注文段階で一定の手付金を支払うことは少なくない。

こうした状況に対して、これらの消費者保護制度の欠如、即ち現状のInsolvency lawが消費者に対して特別な保護を与えていないことが問題視されるようになり、コンサルテーションが公表された。(Comet社倒産時に470£の未使用ギフト券があったとされる)

### (b) 現状のinsolvency lawの適用について

小売事業者が支払不能に陥った場合、支払不能事業者の財産の配分は以下の順序で実施されることになっている。

- ① 担保付債権
- ② Administration(管理)に係る費用を負担している債権者
- ③ 優先債権(従業員の賃金等)
- ④ 変動資産に対する権利を有する債権者(floating charge)
- ⑤ 無担保債権者
- ⑥ 株主

このうち、未償還のギフトカードや前払金は「無担保債権」に該当し、全ての無担保債権

者は、その債権額に比例して同様に扱われることとなる。

また、administrator がギフトカードをその後も受け付けて利用を認めるか否かは事業者の財務状況によっても異なり、Administrator の裁量によって受け付けるか否かが判断される。(例:HMV では当初ギフトカードは受け付けずとしていたものの、その後、額面で償還する旨を公表 等)

但し、多くは無担保債権者として、担保債権者、優先債権者に劣後して配分を受けることになり、LAW COMMISSION が公表した数値では、例えば、JJB Sports 社の場合では、1 £ に対して 0.34 ペンスの配当であったが、1 £ の債権額に対して 1 ペンス未満になることも少なくないとされている。

### (c) 他の法律による保護の可能性

ギフトカード債権が他の法制度による保護を受ける可能性があるか、について、コンサルテーションペーパーでは、以下の 2 ケースに分けて現状の取り扱いについて、説明をしている。

- ① クレジットカードを利用してギフトカードを購入した場合
- ② チャージバック利用の可能性

図表 11 ギフトカードに係る現行消費者保全の取り扱い(insolvency act 以外)

<p>クレジットカードを利用してギフトカードを購入した場合(もしくは前払いをした場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1974 年消費者信用法(CCA)セクション 75 に基づく保護を受けられる場合がある。</li> <li>• CCA セクション 75 では、100 £ ~30,000 £ の間の品目の費用について、契約違反もしくは虚偽の表示等があった場合に、クレジット提供者が小売事業者と連帯責任を負うことが定められており、これは店頭販売のみならず、オンライン・電話での購入にも適用される。</li> <li>• 但し、殆どの場合においてギフトカードは 100 £ を下回る額のためこの制度の保護を受けられない場合が多い。</li> </ul>
<p>チャージバック利用の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デビットカードまたはプリペイドカードを利用してギフトカード等を購入した場合、その購入者(ギフトカード等の受取人ではない)にはチャージバックのスキームが認められている。</li> <li>• 同制度は、不着商品や不完全な商品、取引者が支払不能になった場合にその商品に使用した金額を顧客が払戻請求できるという制度である。</li> <li>• 請求額には上限・下限はないものの期限があり、通常は商品またはサービスを購入してから 120 日以内にチャージバックを請求する必要がある。ただし、チャージバックスキームは法的な制度ではなくカード発行会社の契約条件の一部であるため、カードプロバイダが必ずしも払い戻しの応じるという保証はなく、また契約条件(期限等を含む)は各社によって異なる。</li> <li>• 商品券の購入が現金または小切手による場合は、</li> </ul>

	Administrator(管理者)もしくは liquidator(清算人)に無担保債権として請求を提出する以外は方法が無い。
--	---

#### (d) 推奨事項

以上の状況を踏まえ、同コンサルテーションペーパーにおいて、法律委員会では、以下の5つの事項を推奨している。

- ① 国務長官に、消費者に特にリスクを与えるセクターに対して、前払の保護を求める一般権限を導入すること
- ② 弱者に特に危険をもたらすクリスマス及びそれに類する貯蓄スキームを規制すること
- ③ デビットカード・クレジットカードの発行会社を通じて払い戻しを受けることについて、より多くの情報を消費者に提供すること
- ④ 支払不能セクターに限定的な変更を加えることで、前払をした消費者の最も脆弱なカテゴリーを優先できるようにすること
- ⑤ 消費者が商品の所有権をする時点についての規則の変更

#### ② 2018年政府の回答について

2016年のコンサルテーションペーパーで挙げられた5つの推奨事項について、2018年、政府からそれぞれ以下の回答が出された。

推奨事項③については、既に実施されている部分も含め継続的に推進を図り、推奨事項①②については、効果が認められる一方リスクもあるため、実用的な道筋を確立すべく、継続検討、推奨事項⑤については、イベントリスト作成等に関しては懸念も多いもののインターネット売買における所有権移転時点の明確化と併せて検討する旨の回答がなされている。

但し推奨事項③については、他分野への影響も考慮して、本回答を持って検討打ち切りとされている。

#### (a) 推奨事項①について

「特定の分野における消費者の前払等の保護を要求する」という勧告は、新たな法律を必要とするが、必要な場合に決定を下すことができるよう、十分に柔軟でありながら、一方で、特定の狭い範囲を維持するための立法について慎重な対応を要する。

議会がこれを認めるに際しては、この措置が(対応する問題に)比例しているということが必要であり、その明確な基準が必要である。

また、こうした法律を導入するに際しては、他分野における解決策も考慮する必要があるとして、エネルギー分野での対応例を挙げている。

政府は、消費者保護のシステム全体を国家レベル、地方レベルの両方で確実に対応できる方法を検討しており、消費者のリスクを評価し、費用対効果の高い介入を利用して消費

者保護システムを確立することが重要であり、こうした文脈の中で新たな立法権限についても検討されるべきであるとしている。

脆弱な顧客と政府の保護の能力にはギャップがあることに同意した上、特にクリスマス貯蓄クラブについては、主要な利害関係者と協力して提案を作成し、適切な立法の一部として実用的な道筋を確立していくことを計画している。

#### **(b) 推奨事項②について**

ギフトカード等の資金保護については、PRA や FCA の規制の対象にもなっていないため、「新たに、その保護のための措置を設ける法制度を制定する」という提案に対する回答。

この提案は、ギフトカード等の透明性を向上させるものであり、消費者がそうしたスキームに支払いをした場合に受けられる保護について正確に知ることができることにもつながると考えており、そうした事業者の支払不能によって最も影響を受ける可能性がある一部の脆弱な消費者のリスクを軽減することができる。

但し、課題としては、約束した商品を確認するために、運転資金や、消費者への支払い保護の方法を設定するための費用が増す可能性があり、事業者の利益率を低下させ、より多くの事業を、より早く支払い不能に追い込むリスクもある。

ただし、これらのリスクは 100 万を越えないスキームを除外することで軽減可能である。

特に、「貯蓄手段」として宣伝されている商品の場合には、その貯蓄額については保護する必要があると考えているが、消費者向けの対応では、特に脆弱な消費者を保護する点に焦点を当てる必要があると考えており、これらの措置は、上述①の新たな立法権限の設置ができるか否かにかかっている。

#### **(c) 推奨事項③について**

法律委員会からは、特にチャージバックのスキーム (world pay, Barclaycard, marchant services, elavon 等) について、全ての人に周知し、全ての人を理解できる様、以下のような提言をしている。

- ① 支払不能時の実務者向けの手続きに係るベストプラクティスガイドの作成
  - カード決済をした消費者である債権者にカード発行会社にチャージバックを行う連絡をする忠告を行うこと
  - UK Finance のウェブサイト上で、チャージバックに関する英国カード協会(UKCA)のガイドにチャージバックに関する情報があることを消費者向けに助言する。
  - 消費者がカード発行者に対して証拠として提出可能な形で、支払不能となった小売事業者のウェブサイト上に、会社が管理もしくは清算中であることを表示する
- ② カード発行者が合理的に要求する可能性のある、その他の証拠または情報を消費者に提供すること
- ③ 支払不能実務者及びカード発行者は、支払不能時に小売事業者のウェブサイトに掲載する文書の形式及び内容について合意する必要がある
- ④ UKCA は、チャージバックの際の消費者向け情報提供に関する、カード発行者向けのベストプラクティスの規範を作成する
- ⑤ UKCA は期限や苦情等に関する消費者向けのチャージバックガイドを作成する

上記提言について、政府は、これらの推進がプラスの結果をもたらす可能性が高いと評価し、カード決済業界、支払不能実務家、事業者、消費者グループ等とともに、チャージバックについて消費者向けに提供される情報についてガイドンスを発表し、倒産実務家向けの2017年6月の「DearIP」に掲載した。

また、政府は、UKCA がウェブサイト上で公表する、業界のベストプラクティスとガイドンスに係る業界規範の作成を支援した。

上述の通り、推奨事項③については既にいくつかの取組を推進しているが、引き続き、ベストプラクティスとガイドンス、消費者からカード発行者への請求方法等について、監視を継続する予定である。

#### (d) 推奨事項④（倒産階層における消費者の地位）について

法務委員会は、前払をした事業者が下記に該当する消費者については、「変動資産に対する権利を有する債権者 (floating charge) に優先して請求権を与えること」を提案している。

- (a) 消費者権利法に定義されている消費者に係る請求であること
- (b) 請求が前払いに関するものであること
- (c) 支払が支払不能に至る前6か月間になされたこと
- (d) 支払が250 £ 以上であること
- (e) 消費者信用法セクション75、もしくはカード決済におけるチャージバックの救済策がある、その他保険等の他の方法で保護されていないこと

政府は、これについて利害関係者と協議を行い、倒産実務家の業界団体から賛成ではない旨の意見を受けたと回答している。その理由は、主に、これら債権者を優先することで、従業員や中小企業を含む他の担保債権者への配分額を更に目減りさせる可能性があるためであり、この提案の実施が他の分野に意図しない影響を与える可能性が高いと認識している。

従って、政府は、消費者の債権保護の問題は認識しているものの、事業者の資本コストを増加させる、もしくは、他の債権者に悪影響を及ぼす可能性があるため、これ以上の追求はしない方針としている。

### (e) 推奨事項⑤（所有権の移転について）

特に「前払い」については、どの時点で所有権を移転させるかという問題がある。

現状は、成果物の状態で特定の商品の指定がある場合は契約成立時点で所有権が移転するとされている。しかし、法律委員会は、実際にどのように機能するか、特に商品を納品可能な状態にする必要がある場合には必ずしも明確ではないこと、更に未確認商品（契約時には倉庫で識別されておらず、存在していない可能性がある商品）については更に不確実な状態にあること等を指摘し、「所有権移転の明確化により前払債権者保護の可能性を検討する旨」を推奨している。

これに対して、政府は現行の所有権譲渡のあまり明確ではない点には同意するものの、契約の対象となる商品を特定するのに十分なイベントリストを作成することについては懸念を示している。

インターネットにおける売買等において適切な時期に所有権譲渡をも認める法律変更を視野にいれつつ、引き続き検討が必要と考えている。

### (3) その他のポイントプログラムに係る取り扱い

上述以外のポイントプログラムについては、ポイント保有が、「一般債権」として認められるか否かによってポイント提供企業破綻時の扱いが異なる。

ポイントプログラムには、何らかの支払い（金銭的価値）に利用できるものと、それ以外（物品・サービスとの交換のみ、もしくは何等かの特典がある場合）があり、前者については債権額を特定できるため、ポイント提供企業破綻時において、一般債権として配分の対象になると考えられる。ただし、「破綻時の処理」に示す通り、一般債権は、担保付債権や優先債権配分後の分配となることから、高い配分率が期待できるわけではない。

一方、金銭価値としての利用可能性が無い、もしくは低い場合には、発行者が破綻等の状況に陥った場合に、その債権を主張することが困難な可能性がある。

## 1.7.2 ポイントプログラムビジネスの実態について

大手ポイントプログラム提供企業では、英国内大手小売店(スーパーマーケット、ドラッグストア、デパート等)、航空会社、電気・ガス会社、映画館等、幅広い企業が提携しており、特定のポイント事業者のみならず、提携する事業者との間の様々な活動に対してポイントがたまる仕組みになっている。

以下、主なポイントプログラム提供事業者を例示する。

### (1) Nector points<sup>18</sup>

#### ① 概要

2002年からサービス提供を開始した、AIMIA という企業により運営される英国最大のポイントプログラムで、Nector Points の他、世界の航空マイレージや各種小売店、インターネットオークションの ebay 等との多数のパートナー企業を有している。

#### ② ポイント付与

参加小売店での購入に対してポイントが付与され、例えば、BP と Sainsbury では燃料購入リットルごとにポイントが付与される。このように、特定の商品を購入するときや特定の 프로모ーション中に追加のポイントが獲得される。

また、同プログラムでは、ウェブ検索ツールバーを提供しており、ツールバーからの検索で日々ポイントをためることが可能となっている。

#### ③ ポイント交換

多くの提携小売企業において、買い物の代金をポイントと交換することが認められており、ポイントを他のパートナー企業のポイントに交換することも可能である。

#### ④ ポイントの有効期限

有効期限は設けられていない。

### (2) TESCO Club card<sup>19</sup>

#### ① 概要

大手スーパーマーケット TESCO が運営するポイントプログラム。クラブカードスキームは、イギリス、アイルランド、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランドおよび他のいくつかの国で運営されており、2017 年現在、イギリスには 1,700 万人以上のユーザーを有している。

支払に充当可能なポイント還元に加え、商品や割引券が当たる懸賞サービスや、購買履歴に応じた特定商品の限定割引クーポン等も提供している。

<sup>18</sup> サービス内容より、「一般債権として認識可能なポイント」と想定されるが確認はとれていない。

<sup>19</sup> サービス内容より、ギフト券・カードに該当するポイント(ポイント交換後)と想定されるが、確認は取れていない。



## ② ポイント付与

Tescoで買い物をしたり、Tescoのサービス(テスコファイナンスのサービスなど)を使用したりすると、クラブカードの所有者は、使用した金額に基づいてポイントが付与される。

Tescoでの買い物では、1ポンドの購入につき1ポンド(アイルランドでは1ユーロにつき1ポイント)、燃料を含む他の殆どのサービスでは、2ポンド(アイルランドでは2ユーロ)の購入につき1ポイントが付与される。

## ③ ポイント交換

付与されたポイントについては、少なくとも年に4回(時には「驚きの郵送」があります)、蓄積されたポイントが対応する金額とその金額相当の「バウチャー」が利用者に郵送される。

(但し、バウチャーを受け取るには、最低150ポイントが必要である)

バウチャーは、ショッピングでのオンライン購入、食料品店でのオンラインショッピングでの直接購入、または「クラブカードリワード」で使用することができ、英国では選択したリワードの額面の3倍、アイルランドでは額面の最大4倍の価値として利用することができる。

## (3) Boots Advantage Card<sup>20</sup>

大手ドラッグストアチェーンのBootsが中核となったポイントプログラム。

同プログラムではBoots Appというスマホアプリを提供しており、アプリ経由でのオンラインショッピングが可能となっている。また、割引クーポンの確認・取得も可能である。

## (4) Top Cashback<sup>21</sup>

現金化可能なポイントサービスを提供。

提携している3500以上の実店舗、ECサイトにて商品を購入すると、提携先に応じて設定されたキャッシュバックが受けられる仕組みである。提携先としては、Amazonもあり、商品別にキャッシュバック率が設定されている。

---

<sup>20</sup> サービス内容より、電子マネーに該当するポイントと想定されるが、確認は取れていない

<sup>21</sup> 同上

## 2 仲介サービスに係る制度と実態

### 2.1 概要

英国では、金融分野の仲介サービスについて、金融サービス市場法 2000(The Financial Services and Markets Act 2000)に関して公布されている各種「命令(Order)」により「規制活動」として規定がされている。

投資、貸付、保険等の種類別に、「命令」が発行され、具体的な仲介のパターンが示されている。

それらの仲介サービスを行うための許認可を取得する方法は、金融サービス市場法 2000 に共通的に記載されており、複数の仲介サービスを行う場合には、複数業務を選定して申請すれば良いこととなっている。なお、この方法については仲介サービスに限定したのではなく、他の金融サービスも同様に横断的に申請が可能な形をとっている。

その前提として、実態として、英国では、複数の金融サービスを提供する事業者が多いことが挙げられ、複数の仲介サービスを行う場合も、例えば、証券業を行う事業者が保険の仲介サービスを行う場合もあるというように、いずれのパターンでも許認可の申請については一括で行うことができることとなっている。

但し、事業の内容により、PRA と FCA のいずれの許可を得るかが異なる。同一企業の場合は、いずれかにまとめて申請することとなるが、グループ企業で所管当局が分かれる場合には、PRA と FCA が協議を図りながら所管を決めていく形となる。

#### 2.1.1 投資に係る仲介サービスに係る規制概要

##### (1) 規制対象行為

2000 年金融サービス市場法 22 条及び Schedule2 において、金融市場サービスに係る規制対象行為が規定されている。

22 条では、本法の目的における規制行為とは、「事業」の方法で実施される指定された類の行為であり、a)特定の種類の投資に係る もしくは、b)本パラグラフに特定された種類の活動がいかなる種類の資産であるかに関わらず事業として実施される場合 とし、Schedule 2 に補足規定を置いている。

なお、規制対象行為は、22 条及び Schedule に記載のあるほか、財務省(Treasury)により発せられた命令(Order)により指定される。

金融サービス市場法 Schedule2 に記載された指定行為のうち、投資に関連するものとして、以下の 8 種類の行為が挙げられている。

- 投資<sup>22</sup>取引(dealing in investments)
- 投資取引の手配(arranging deals in investments)

<sup>22</sup> なお、これらの「投資」については、企業の株式・持ち分のみならず、配当、ワラント、ローン等、政府・公共債券、契約上のもしくは資産に係る権利を示した証書、オプション、先物、土地担保ローン、投資に係る権利・利子 等を含むものとされている。

- Schedule2.3 条(1)特定の投資について、購入・販売・購読、もしくは引き受けをする他の者を対象とした手配、(2)投資を購入、販売、購読する手配もしくは投資の引き受けに参加する者を対象とした手配
- 預金取り扱い(deposit taking)
- 資産の安全な保全と管理(safekeeping and administration of assets)
  - Schedule2.5 条(2)において、他の者に属する資産の保管・管理の手配、もしくは提供、もしくはそうすることについての同意
- 投資管理(managing investments)
- 投資アドバイス(investment advice)
- 集団投資スキーム構築(establishing collective investment schemes)
- 投資指図を行うためのコンピュータシステムの使用(Using computer-based systems for giving investment instructions)
  - 他の者に代わって、表記による指図によらず投資を移転し得るコンピュータベースのシステムによって、投資指図を送信すること
  - そうした方法で他の者に代わって投資指図を送信する、もしくは契約すること
  - 他の者に代わってコンピュータシステムによって投資指図を送信すること
  - 他の者に代わって、コンピュータシステムによる投資指図を送信する、もしくは契約すること

投資に係る規制対象行為は、金融サービス市場法における上記規定<sup>23</sup>の他、同法 22 条に規定された通り、金融サービス市場法命令 2001(The Financial Services and Markets Act 2000(Regulated Activities Order 2001))において、その規制対象行為が細分化され説明されている。そのうち、投資に関連するもので、自ら投資をする場合を除いた(仲介と捉えられる)項目は以下のとおりである。

<sup>23</sup> 他の金融サービスも、金融サービス市場法の規定に加えて、別途命令が発行され規制対象行為についての詳細が規定されている。

- 代理人としての投資取引(dealing in investments as an agent)

図表 12 代理人としての投資取引



アドバイスの提供

※除外取引として、アドバイスの提供をしていない場合が挙げられているため、当該取引の前提として、agentが何等かのアドバイスを提供しており、且つ購入・売却等をしている場合が対象となるものと考えられる。(単に証券購入を代行する場合は対象外)

- 投資取引の手配(arranging deals in investments)

図表 13 投資取引の手配 (株式申込み手配の場合)

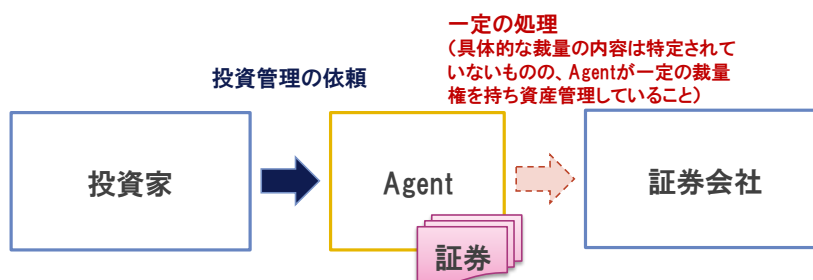


アドバイスの提供  
(アドバイスに限定されないが、単に、取引相手方との意思疎通手段を提供する以上の貢献があること)

募集要項

- 投資管理 (Managing Investments)

図表 14 投資管理



一定の処理  
(具体的な裁量の内容は特定されていないものの、Agentが一定の裁量権を持ち資産管理していること)

- 投資の安全な保全と管理(Safeguarding and Administering Investments)

図表 15 投資の安全な保全と管理（保護・管理の手配を行う場合）



- 電子化されていない指示の送信 (Sending Dematerialized Instructions)

図表 16 電子化されていない指示の送信



- 集団投資スキーム (Collective Investment Schemes)

図表 17 集団投資スキーム（例）



- 投資アドバイス (Advising on Investments)

図表 18 投資アドバイス（例）



なお、本命令において、「投資アドバイス」は、アドバイス提供そのものとしての活動のみを記載しており、アドバイスを提供した結果として、証券購入等の活動につながった場合は、「代理人としての投資取引」あるいは「投資取引の手配」等として記載されており、「投資アドバイス」とそれらの組み合わせによるサービスと捉えられるため、「投資アドバイス」という規

定に証券購入の代理までを含んでいる訳ではない。

ただし、証券会社等から対価を得て、投資家に対してアドバイスを提供する場合等、一部の場合については、「仲介」と捉えることも可能である。

## 2.1.2 貸付に係る仲介サービスに係る規制概要

### (1) 規制対象行為

2000年金融サービス市場法において規制対象行為が規定されている、Schedule2には、貸付に関連する事項として、「土地担保ローン」が挙げられている。

同法では、土地担保ローンについて、「①ある者が他者に信用を提供する」もしくは、「②借入人の返済義務が土地で担保されている場合」と定義されている。

なお、上述の「信用」には、いかなる現金によるローンもしくは他の資金融通をも含んでおり、「現金」には、いかなる形態の資金をも含んでいる。

貸付に係る規制対象行為のうち、仲介と捉えられるサービスについては、2000年金融サービス市場法に加えて発行されている、金融サービス市場法命令 2001 及び、金融サービス市場法命令(改正)(No.2)2013 において、以下のとおり記載がある<sup>24</sup>。

- ① 規制住宅ローン契約 (Regulated Mortgage Contracts) (金融サービス市場法命令 2001)<sup>25</sup>
- ② 規制住宅ローン契約に関する助言 (advising on regulated mortgage contracts) (金融サービス市場法命令 2013, 以下同様)
- ③ 信用仲介 (Credit Broking)
- ④ 貸付に係る電子システムの運用 (operating an electronic system in relation to lending)
- ⑤ 負債に係る活動 (activities in relation to Debt)
- ⑥ 規制クレジット契約 (Regulated Credit Agreements)
- ⑦ 規制消費者用賃貸契約 (Regulated Consumer Hire Agreements)
- ⑧ 情報に係る特定の活動 (Specified activities in relation to Information)

---

<sup>24</sup> The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 第5章では「規制住宅ローン」の定めがおかれた。その後、The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) (Amendment) (No.1,2) Order 2013 において、更にその他の規制対象行為が追加された。

<sup>25</sup> 貸し手として契約すること及び契約の管理が規制対象行為とされている。

## 2.1.3 保険に係る仲介サービスに係る規制概要

### (1) 規制対象行為

「保険仲介 (insurance mediation activity)<sup>26</sup>」に該当する行為として、金融サービス市場法の規定について解説を行う FCA ハンドブック「Glossary」では、「保険契約、生命保険に対する権利、または生命保険に対する利益に関して、以下の規制対象活動のいずれか」であると説明している。

- (a) 代理人として投資を処理する(第 21 条)。
- (b) 投資の取引を手配する(生じさせる)(第 25 条第 1 項)。
- (c) 投資取引を視野に入れた取り決めを行うこと(第 25 条第 2 項)。
- (d) 保険契約の管理および履行を支援する(第 39 条 A)。
- (e) 投資に関する助言 (P2P 契約を除く)(第 53 条(1)から(1D)まで)。
- (f) (a)から(e)の規制活動の継続することに係る同意(第 64 条)

以下では、(d)について、金融サービス市場法命令(改正(No.2)2013 に基づき、説明する。

保険仲介(「(d)保険契約の管理および履行を支援すること」)については、規制対象の活動として規定され、その後、2016 年 2 月 23 日に欧州「保険販売業務指令」が施行されたことに伴い、同命令その他関連法規制においても、保険販売業務指令と定義を揃える形で改正がなされている。

保険販売業務指令によると、「保険販売業務」とは、「保険契約締結の助言・提言・事前準備・契約締結業務、または保険金請求時の保険契約の管理・遂行の支援」であり、ウェブサイトや他の媒体、および保険商品比較ランキングリストを通じて、消費者が選択した基準に一致した1つまたはそれ以上の保険契約の情報の提供を含み、ウェブサイト等により直接または間接的に契約できるものを含む。

「再保険契約販売業務」とは、再保険契約の締結の準備として、契約締結、または契約の管理および履行の支援のために、助言、提案、または遂行、特に保険給付請求を支援することをいう。それには、ウェブサイトまたは他の媒体を通じて顧客が選択した基準に従って 1 つ以上の保険契約に関する情報を提供したり、価格および商品の比較を含む保険商品のランク付けリストを作成することを含む。

なお、保険販売業は、「保険仲介者 (insurance intermediary)」、「補助保険仲介者 (ancillary insurance intermediary)」、「保険のダイレクト販売 (insurance undertaking)」を行う者からなる。

---

<sup>26</sup> The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 第 64 条にて、「Agreeing to carry on an activity of the kind specified by any other provision of this Part (other than article 5, 10, 51 or 52) is a specified kind of activity.」と規定した事項(5, 10, 51, 52 条に規定された活動に該当しない活動)について「保険仲介」としてハンドブックにおいて説明を付している。

保険販売業類型	概要	例示
保険仲介者	報酬のために保険仲介に従事する自然人または法人	ブローカー、バンカシ ュランス、
補助保険仲介者	報酬のために補助的に保険仲介に従事する自然人または法人	旅行代理店、レンタカ ー会社
保険のダイレクト販売	保険会社が生命保険または損害保険をダイレクトに販売するもの	保険のダイレクト販売

## 2.2 許可申請(各規制対象活動共通)

### (1) 許可申請者

以下の者は、金融サービス市場法 55A 条に基づき、1 つ以上の規制活動の継続について、「適切な規制当局」に許可申請を行うことができる。

- (a) 個人
- (b) 法人団体
- (c) パートナーシップ
- (d) 非法人協会。

### (2) 規制当局

ここで、「適切な規制当局」とは、以下のいずれかに該当する場合は健全性規制機構 (PRA) を指し、それ以外の場合は FCA である。

- ① 申請に関連する規制対象活動が PRA 規制対象活動からなる、またはそれを含む場合
- ② 申請者が、金融市場サービス市場法パート 4A<sup>27</sup>の許可によらない、PRA 認定者である場合

なお、「PRA 規制対象活動」とは、2013 年金融サービス市場法 (PRA 規制行為) 命令第 2 条に基づき、以下の条件に該当する場合を指す。

- 預金を受入 (規制活動命令 (a) 第 5 条)
- 保険元本に係る契約締結 (規制活動命令の第 10 条第 1 項)
- 保険元本に係る契約実行 (規制活動命令の第 10 条第 2 項)
- PRA が指定した者による投資元本の取り扱い (2013 年金融サービス市場法 (PRA 規制行為) 命令第 3 条)
- Lloyd の管理代理人として、Lloyd のシンジケートの引受能力を管理する活動 (規制

<sup>27</sup> 金融サービス市場法 2000 のパート 4 に、規制行為を行うための認可について規定がおかれている。

(<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/8/part/4A>)



活動命令第 57 条)

- Lloyd's Act 1871 (b)により Lloyd's の名前で組み込まれた社会において、Lloyd's が定めた保険契約(規制活動命令第 58 条)
- 上記活動に関連して、またはその目的のために規制されたその他の活動

### (3) 許認可条件

許認可の条件については、金融サービス市場法 55B 条<sup>28</sup>及び Schedule6<sup>29</sup>に規定がある。Schedule6 では、規制対象者を以下の通り分類し、それぞれの条件を規定している。

- ① PRA 以外の認可を受ける者(FCA が当局となる場合)
- ② PRA 認可者について FCA が責任を有する場合の条件
- ③ 保険事業者について、PRA が責任を有する事項
- ④ 他の PRA 認可者に関して、PRA が責任を有する事項
- ⑤ Schedule3(EEA パスポート)における認可
- ⑥ Schedule4(条約権利)における認可

### (4) PRA 以外の認可を受ける者の許認可条件

本項では、(3)許認可条件のうち、①PRA 以外の認可を受ける者(FCA が当局となる場合)について例として説明する。

申請に際しては、以下の共通要件を満たす他は、機能ごとの法制度に基づき、それぞれに定める資本要件や行為規制等に従うこととなる。

項目	要件
事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 英国法人である場合は、本社、及び登録事務所がある場合はその事務所は、英国に設置されねばならない。</li><li>・ 法人組織以外の場合で本社が英国にある場合には英国で事業活動がなされること</li><li>・ 投資サービス及び投資活動のいずれかの規制対象活動を継続する場合で、登記事務所を有さないが、本社が英国にある場合、英国内で事業を行わねばならない。</li><li>・ 保険仲介を継続する場合には、法人組織の場合は「登記事務所」、または登記事務所が無い場合は「本店」が英国になければならない。英国に居住する個人の場合は、英国に本社を置くものとして扱われる。(保険仲介活動とは、①代理人として保険契約に基づく権利取引を行う、②保険契約に基づく権利に係る取引を手配する、③保険契約の管理・履行を支援する、④保険契約に基づく売買の権利について助言する、⑤上記いずれかの活動につき同意する ことを指す)</li></ul>
効果的な監督	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下記事項を含めあらゆる状況を勘案して、FCA によって効果的に監督す</li></ul>

<sup>28</sup> Financial Services Act2012にて改正

<sup>29</sup> The Financial Services and Markets Act 2000 (Threshold Conditions) Order 2013にて改正

	<p>ることが可能であること</p> <p>① 継続する規制対象活動の性質(複雑さを含む)</p> <p>② 活動において提供する製品の複雑さ</p> <p>③ 事業の組織化の方法</p> <p>④ 「グループ」のメンバーである事業者の場合には、グループのメンバーシップが FCA の効果的な監督を妨げる可能性があるか否か</p> <p>⑤ 関連する指令のいずれかに基づき、連結監督が要請される対象となるか否か</p> <p>⑥ 他の者と密接に関連している場合、その関係の性質、その関係が FCA の効果的な監督を妨げる可能性、EEA 域外の法規制、行政規定の対象となる場合にそれら海外規制もしくはその執行の不備が FCA の効果的な監督を妨げるか否か</p> <p>- なお、「密接に関連している場合」とは、以下の場合を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 対象事業者の親会社</li> <li>◇ 対象事業者の子会社</li> <li>◇ 対象事業者の子会社の親会社</li> <li>◇ 対象事業者の親会社の子会社</li> <li>◇ 対象事業者の議決権または資本の 20%以上を所有もしくは支配されている</li> <li>◇ 対象事業者が、関連している事業者の議決権または資本の 20%以上を所有もしくは支配している</li> </ul>
適切な資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 継続する活動に適切な資源を有していること <ul style="list-style-type: none"> <li>- 適切な資源を有しているかの判断要素としては下記事項が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実施される予定の事業の性質及び規模</li> <li>◇ 提供されるサービスの継続性に係るリスク</li> <li>◇ あるグループのメンバーシップおよびそのメンバーシップが及ぼす可能性のある影響</li> </ul> </li> <li>- 適切な財源を有しているかの判断要素としては下記事項が含まれる <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者が策定している規定、および他のメンバーが作ったグループのメンバーである場合には、その責任に関する事項</li> <li>◇ グループのメンバーである場合の管理手段、およびグループのメンバーがそれによって管理を行っている場合は、事業者の事業に係るリスク発生率</li> </ul> </li> <li>- 適切な非財務資源を有しているかの判断要素としては下記事項が含まれる <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 業務管理者のスキルと経験</li> <li>◇ 事業者が下記事項を遵守するために十分な非財務資源を有しているか否か <ul style="list-style-type: none"> <li>● FCA が課す、課す可能性のある要件</li> <li>● FCA が金融サービス市場法14条のいずれかの規定の目的のため、FCAが適切な規制者となる違反事項に関連す</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	るその他の要件
適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者は、以下を含むすべての状況を考慮した、適切な者である必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 他人との関係</li> <li>(b) 事業者が継続して行う規制対象活動の性質</li> <li>(c) 消費者の利益と英国の金融システムの完全性を考慮し、対象事業者の業務が適切な方法で行われることを確実にする必要性</li> <li>(d) 事業者が FCA への情報提供において、FCA がその行使において課した要件や要求した要件を遵守しているか否か、そのコンプライアンスの方法</li> <li>(e) 事務管理者が十分なスキルと経験を有し、慎重に行動することが期待されるか否か</li> <li>(f) 実施される事業が金融犯罪に関連する目的のために利用される可能性を最小限に抑える必要性</li> </ul> </li> </ul>
ビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ビジネスモデルは、実施する規制対象活動を実施する人に適したものである必要がある</li> <li>• 上記の判断要素として、下記事項が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビジネスモデルが健全且つ安定した方法で行われており、業務に適合しているか</li> <li>- 英国の金融システムの適合性</li> </ul> </li> </ul>

### (5) 許認可の変更

金融サービス市場法 44 条では、許認可を以下のように変更及び取り消しができる旨、規定している。なお、規制対象の活動を追加する場合には、許認可としては「変更」申請をするのみであるが、変更後は、変更となった事業に係る法規制の適用を受ける(行為規制等)。

- ① 許認可を受けた活動に、規制対象の活動を追加する
- ② 許認可を受けた活動から、規制対象の活動を削除する
- ③ 許認可を受けた規制対象活動の説明を変更する
- ④ 第43条に基づき課された要件を取り消す
- ⑤ 課された要件を変更する

## 2.3 横断化の仕組み

仲介サービスに係る規定は、金融サービス市場法を基本として構成されており、英国の金融サービス市場法に定められた諸業務を実施する場合、その内容が仲介か否かに関わらず、まとめて許認可申請することが可能である。

許認可に係る要件については、当該機関がそれぞれの業務において金融安定性上、重要な金融機関か否かによって算定が異なり、金融安定性に係る金融機関については資本要件規制の適用を受け、それ以外は、各個別の業規制に従い算定される。

PRA と FCA の監督対象業務について、事業者が取り組む業務について、各業務の監督機関に申請することとなる。また、実施業務の変更があった場合にも、関連当局に追加・削除等の申請を行うこととなり、その際、継続する規制対象活動についても報告を行うこととなっている。

PRA と FCA のいずれが監督するかについては、前述の通り、別途判断基準が設けられているが、個別の事業活動を見た場合に、例えば FCA の所管となる場合でも、当該事業者の他のグループ企業が PRA の活動を実施している場合等については、PRA と FCA が協議を図りながら所管を決定する形となっている。

図表 19 横断化の仕組み

	投資業務	銀行業務	貸付業務	保険業務
金融サービス市場法	<b>共通事項</b> 規制当局、規制行為・禁止行為、認可・除外規定、規制行為の許可、規制行為の運用 他			
金融サービス市場法 命令 (規制対象行為詳細)	命令2001	無し	命令2001 命令(改正) (No.2)2013	命令(改正) (No.2)2013
行為規制	投資業務に係る ハンドブック・指 令等	銀行業務に係る ハンドブック・指 令等	貸付業務に係る ハンドブック・指 令等	保険業務に係る ハンドブック・指 令等

## II. 米国調査結果

## 米国目次

1	決済サービスに係る制度と実態	II-2
1.1	概要	II-2
1.2	規制のフレームワーク	II-2
1.3	業定義	II-3
1.3.1	概要	II-3
1.3.2	連邦規則集 (Code of Federal Regulations) による定義	II-3
1.3.3	各州法	II-7
1.4	ライセンスに関する規定	II-9
1.4.1	送金業者	II-9
1.4.2	プリペイドアクセス提供者	II-12
1.5	利用者保護に関する規定	II-12
1.5.1	送金業者	II-12
1.5.2	プリペイドカード	II-14
1.6	検査・監督	II-17
1.6.1	FinCEN による BSA 調査	II-17
1.6.2	New York 州による調査方法	II-18
1.6.3	California 州による調査方法	II-19
1.7	破綻処理	II-21
1.7.1	概要	II-21
1.7.2	定義	II-21
1.7.3	破綻処理の流れ	II-21
1.7.4	MSB による破綻手続き	II-22
1.8	ポイントの扱い	II-24
1.8.1	概要	II-24
1.8.2	実態	II-24
2	仲介サービスに係る制度と実態	II-27
2.1	概要	II-27
2.2	投資に係る仲介サービスに係る規制概要	II-27
2.3	保険に係る仲介サービスに係る規制概要	II-28
2.4	貸付に係る仲介サービスに係る規制概要	II-30

## 1 決済サービスに係る制度と実態

### 1.1 概要

米国において、法律上の規制を受ける決済サービスを取り扱う機関は、銀行、送金業者 (Money Transmitter)、プリペイドアクセス提供者である。そのうち、「預金口座」を取り扱う機関として定義されている銀行<sup>1</sup>については、本章で取り扱う対象から外している。

送金業者とプリペイドアクセス提供者はマネーサービス業 (Money Service Business, MSB) の一つの事業として分類されている。「マネーサービス業」とは金融犯罪捜査網 (Financial Crimes Enforcement Network, FinCEN) が定義したもので、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act, BSA) の遵守を目的に、特定のノンバンクを金融機関とは別のカテゴリーに分類した。MSB の種類の定義を1つ以上満たす事業は MSB であり、BSA の要件に準拠する必要があり、かつ、FinCEN による登録が必要となる。

その他、送金業者の場合、BSA に加え、各州法による送金業者法 (Money Transmitter Law) に基づき規制監督している。各州によって内容が異なる部分があり、現在制定されている州はモンタナ州を除く全ての州 (49 州) 及び U.S. ヴァージンアイランドとワシントン D.C. の2つの地域である。なお、州法を統一する試みとして、統一州法委員会全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) が 2000 年に統一送金業者法 (Uniform Money Service Act) を公表しており、現時点では 10 の州と 2 つの地域で採用されている<sup>2</sup>。なお、統一送金業者法と各州法は送金業者に適用除外を設けているが、内容が詳細ではない州法もあるため、電子マネーや収納代行のような事業については各州法によって扱いが異なることがある。

### 1.2 規制のフレームワーク

米国の送金規制では、州法と連邦法の双方により規制する「Dual-system」が採用されている。州の送金業者法は主に消費者保護に焦点を当てているが、規制当局によって内容が異なることがある。

州の送金業者法は、「安全性と健全性」(safety and soundness) を目的に、消費者の資金が損失から確実に保護されるように設計されている。一方、連邦レベルで送金を規制する BSA は、主にマネーロンダリング防止法として存在している。州および連邦の送金業者法は、目的が異なる一方、どちらも「送金」の規制対象活動を広い意味で定義し、規制の範囲を狭めるために明示的な適用除外のリストを設けている。適用除外の要件に該当しない限り、「送金」を構成する活動に従事する者は、州法の下で免許を取得し、財務上の安全、記録管理、報告、および検査を含

<sup>1</sup> 一般的に銀行 (Bank) とは、「(要求払い) 預金を受け入れ、貸付を行う者」と説明されている (12 USC 1841(C)(1)(b)) が、連邦法で銀行の固有業務とされているのは「預金の受け入れ」(12 USC 378(a)(2)) のみであり、決済サービスの取り扱いは各州法に基づいて実施されている。

<sup>2</sup> 統一送金業者法と現状の導入州は下記のサイトで閲覧可能。(<https://my.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=cf8b649a-114c-4bc9-8937-c4ee17148a1b>)

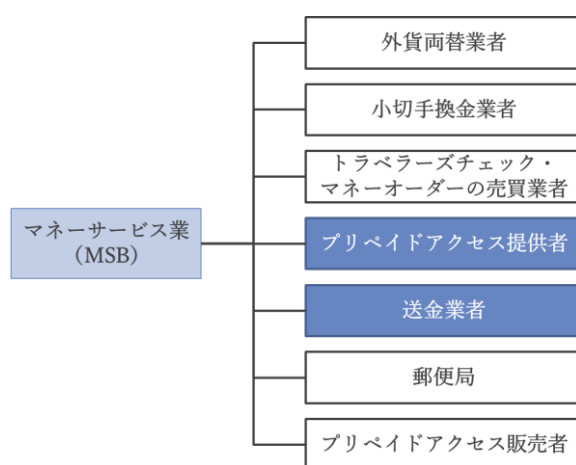
む多数の規制要件を遵守しなければならない。

## 1.3 業定義

### 1.3.1 概要

送金業者とプリペイドアクセス<sup>3</sup>提供者はいずれも MSB の定義に含まれる。MSB は FinCEN により規制されており、連邦規則集 (Code of Federal Regulations、CFR) にて定義が設けられている。なお、送金業者は MSB の業務の中でより厳格に規制されているため、各州法の送金業者法 (Money Transmitter Act、または Law) でも規制されている。

図表 1 マネーサービス業



### 1.3.2 連邦規則集 (Code of Federal Regulations) による定義

#### (1) マネーサービス業・送金業者・プリペイドアクセス提供者の定義

(ff) マネーサービス業：

どこで事業を行おうとも、定期的、あるいは不定期に事業を行おうとも、アメリカ合衆国内部で全てあるいは一部事業を行おうとも、本章の第一項(ff)(1)から第七項(ff)(7)の一つ以上の内容に該当する者を指す。アメリカ合衆国内の代理人、代理店、支店、事務所の維持管理も含む。

(1) 外国為替のディーラー：(省略)

(2) 小切手換金業者：(省略)

(3) トラベラーズチェックまたはマネーオーダーの発行者または販売者：(省略)

(4) プリペイドアクセス提供者：

<sup>3</sup> 本邦における前払式支払手段に類する概念を指す。



プリペイドアクセス提供者は、規則に基づく2つの方法のいずれかで決定される。

(i) プリペイドアクセス提供者はそのプリペイドプログラムの参加者であり、かつ、そのプリペイドアクセスの提供者として FinCEN に登録しているものをいう。どの参加者を登録すべきかの決定は、参加者に任されている「合意アプローチ」を採用している。ただし、プリペイドアクセス提供者として登録する参加者は、規則に基づきプリペイドアクセスの提供者に要求される全ての義務を履行する旨に同意する必要がある。

(ii) 提供者決定のための考慮事項: プリペイドプログラムの参加者が、「プリペイドアクセス提供者」として指定されるべき人物を合意できない場合、FinCEN は、5つの要素に基づいて、「主な監督と管理」を決める。

(A) プリペイドプログラムの編成(スキーム)

(B) プリペイドプログラムの契約条件の設定

(C) プリペイドプログラムに参加する他の事業の参加判断。これには発行銀行、決済処理業者、または配給業者が含まれる。

(D) プリペイドアクセスを開始、凍結、または終了するよう適切な当事者を管理または指示するもの。

(E) プリペイドプログラムの監視と管理の活動に従事するもの。

(iii) プリペイドプログラム: プリペイドプログラムは、一緒に行動する1人以上の者がプリペイドアクセスを提供する取組。ただし、次の場合はプリペイドプログラムではない。

<適用除外>

(A) 最大2千ドル以下のクローズドループプリペイドアクセスを提供しているもの。

(B) 連邦、州、地方自治体、領土および島の所有物、または部族政府機関によって提供された資金に対してのみのプリペイドアクセス。

(C) 健康管理および扶養医療費のための税引き前フレキシブル支出、または健康管理費のための健康償還(26 USC 105(b) および 125 の定義)からの資金に対してのみのプリペイドアクセス。

(D) (1) 次の目的に限り、プリペイドアクセスを提供するもので、(2)が該当しないもの。

(i) 雇用給付、インセンティブ、賃金または給与。

(ii) 最大1千ドルを上限としてチャージ、使用、引出をデバイスまたは媒体を通じてできる資金。

(2)

(i) 国際的に伝達される資金または価値。(海外送金ができる)

(ii) プリペイドプログラム内でのプリペイドアクセスをもっているユーザー間の転送。

(iii) 非預託機関での資金または資金の価値のチャージ。

(5) 送金業者<sup>4</sup>:

(A) ある者から貨幣、資金、または貨幣価値を受領し、また違う者へ貨幣、資金、または貨幣価値を任意の手段で運搬することを意味する。「任意の手段」には、金融機関または金融機関を介するもの、1 つまたは複数の連邦準備銀行、連邦準備制度理事会、またはその他の施設、電子送金ネットワーク、または非公式の価値転送システムが含まれるが、これらに限定されない。または

(B) 送金に従事しているその他の者。

<適用除外>

「送金業者」という用語は、以下のみに従事している者は含まれない。

(A) デリバリー、通信、またはネットワークアクセスのサービスを提供するために送金業者を利用して提供する者。

(B) 債権者または売主との合意により、クリアリングおよびセトルメントシステムを通じて商品またはサービスの購入または請求書の支払いをするための支払処理業者としての役割を果たす者。

(C) BSA 規制機関の間でのみ、クリアリングおよびセトルメントシステムを運用するか、または仲介者としての役割を果たす者。これには、Fedwire システム、電子送金ネットワーク、証券取引委員会 (SEC) によって規制されている特定の登録決済機関、およびデリバティブ決済機関、あるいは金融機関または金融機関によって設定されたその他の決済機関の取り決めが含まれる。

(D) 装甲車(日本でいう現金輸送車)のように、主に通貨、他の金融商品、他のコマーシャルペーパー、または他の通貨に代わる価値を物理的にある人から別の場所の同じ人または別の人に輸送する者。物理的輸送に従事する者が、輸送中のいかなる時点においても、通貨、その他の金融商品、その他のコマーシャルペーパー、またはその他の価値に対する保護持分を超えない限り、金融機関の同一人物に属する口座。

(E) プリペイドアクセスを提供する者。または、

(F) 送金業以外のサービスで商品の販売またはサービスの提供にのみ使用可能な資金を受領して送金する者。

上記の(E)「プリペイドアクセスを提供する者」は、同法の MSB の定義内で規定されている<sup>5</sup>。

(6) US 郵便局

(7) プリペイドアクセス販売者:

次のような場合に、プリペイドアクセスの初期ロード(チャージまたは、入金)またはその後のロ

<sup>4</sup> 31 CFR 1010.100 (ff)(5)

<sup>5</sup> 31 CFR 1010.100 (ff)(4)

ードと引き換えに資金またはファンドの価値を受け取る者。

(i) § 1022.210(d)(1)(iv)に基づく顧客承認前に使用可能なプリペイドプログラムに基づいて提供されるプリペイドアクセスを販売する者。かつ、

(ii) 1日の間に1万ドルを超える資金へのプリペイドアクセス(クローズドループのプリペイドアクセスを含む)を販売し、1万ドルを超える販売を防止するために合理的に適合した方針・手順を導入していない(1万ドル以上の販売を禁止していない)。

(8) 「マネーサービス事業」には、次のものは含まれない。

(i) 銀行または外国の銀行

(ii) SEC または CFTC に登録され、機能的に規制または調査されている者、または米国内で事業を行う場合、SEC または CFTC に登録する必要がある外国の金融機関。または、

(iii) 本条の(ff)(1)から(ff)(5)で特定された活動に従事し、利益のためではなく、かつ、まれにしか活動していない者。

## (2) プリペイドアクセス提供者・販売者の具体例

### ① プリペイドアクセス提供者

プリペイドアクセス提供者は「プリペイドアクセスプログラム」を提供・運営・管理している者を指す。具体的にいうと、Amazon Payment Service、Google Payment Corp、Square、PayPal等が代表的な企業になる<sup>6</sup>。提供手段は事業者によって様々であり、アプリケーション、カード等がある。なお、他業禁止の規制はないため、プリペイドアクセス提供者は他の業務も営んでいる場合が多い。

### ② プリペイドアクセス販売者

プリペイドアクセス販売者は上記(ff)(7)の条件を満たしている、ドラッグストア、コンビニエンスストア、スーパー等の小売店が該当する。

## (3) プリペイドプログラム<sup>7</sup>

規則では、「プリペイドプログラム」を「1人または複数の者が協力してプリペイドアクセスを提供するための仕組み」と定義している。旅行プログラム、大学、公共交通など、様々な顧客や活動を対象とした特定の機能や特性が存在する。規則(Prepaid Access Final Rule)<sup>8</sup>は、BSAの要件に特定のプリペイドアクセスの仕組みが対象か否かを詳述している。

<sup>6</sup> FinCEN のウェブサイトでは登録済のマネーサービス業を検索することが可能。( <https://www.fincen.gov/msb-registrant-search> )

<sup>7</sup> <https://www.fincen.gov/sites/default/files/shared/20111102.pdf>

<sup>8</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2011-07-29/pdf/2011-19116.pdf>

### 1.3.3 各州法

#### (1) Uniform Money Service Act

##### ①定義(Article 1, Section 102)

送金業者は、支払手段を販売ないし発行し、あるいは運搬を目的として貨幣または貨幣価値を受領する者であって、それが通信網、ファクシミリ、電子コミュニケーション装置等のような仕組みを通じたものであるかを問わず、そうした業務に携わる者をいう。

##### ②適用除外(Section 103)

この法律は以下には適用されない。

- (1) アメリカ合衆国、またはその部署、機関、もしくは手段。
- (2) 米国郵政局または米国郵政局を代表する請負業者による送金。
- (3) 州、郡、市、またはその他の政府機関、あるいは州の政府区分。
- (4) 銀行、銀行持株会社、国際的な銀行会社の事務所、外国銀行の支店、Bank Service Corporation Act<sup>9</sup>により組織された会社、または許可された代理人を通じて支払い手段または保存価値を発行、販売、または提供していない場合、州またはアメリカ合衆国の法律に基づく Edge Act<sup>10</sup>により組織された会社。
- (5) アメリカ合衆国またはその部門、機関、もしくは手段を代表する請負業者による、連邦、州、郡、または政府機関に対する政府手当の電子的送金、または州もしくは政府の下位区分、機関。
- (6) 連邦商品取引法<sup>11</sup>に基づく契約市場として指定された取引委員会、または通常の業務の過程で、その業務の範囲内で、取引委員会に通報手続きおよび決済サービスを提供する者。
- (7) 連邦商品法に基づく登録先物取引業者。または、そのような取引業者としての業務の範囲内。
- (8) クリアリングハウスとしての登録または連邦証券法に基づいて付与された登録の免除に従って、提供者としての業務の範囲内でクリアリングまたはセトルメントサービスを提供する者。
- (9) 電信送金、クレジットカード取引、デビットカード取引、ストアドバリュー取引に関連して、本セクションによって除外される人物間で処理、クリアリング、またはセトルメントサービスを提供する限りにおいて、決済システムの運営者自動決済機関による送金、または同様の送金。または、
- (10) そのようなブローカーディーラーとしての業務の範囲内で、連邦法または州証券法に基づき証券ブローカーディーラーとして登録された者。

<sup>9</sup> 12 USC, Section 1861-1867 (Supp. V 1999)

<sup>10</sup> 12 USC, Section 611-633 (1994 & Supp. V 1999)

<sup>11</sup> 7 USC 第 1-25 条 (1994)

## (2) ニューヨーク州 (New York State Department of Financial Services)

### ①定義<sup>12</sup>

送金業者: ニューヨーク州の Banking Law に定める当局からの免許 (license) を取得しなければ、小切手の販売・発行業務、もしくは、資金の受領・送金業務に従事してはならない。ライセンスの代理人または受取人の代理人を除く、代理人として事業を営む者も含む。

### ②適用除外

ただし、Banking Law 第 2 条に基づいて認可されている、銀行、信託会社、プライベートバンク、外国銀行会社、または 1978 年の国際銀行法<sup>13</sup>に従って運営する権限を与えられた外国銀行会社、貯蓄銀行、貯蓄貸付協会、投資会社、国立銀行協会、連邦準備銀行、「Federal Reserve Act」Section 25 の規定に基づいて組織された企業、連邦貯蓄銀行、連邦貯蓄貸付協会、または州または連邦の信用組合にはこの条項は適用されない。

## (3) カルフォルニア州 (California Department of Business Oversight)

### ①定義<sup>14</sup>

- (q) 「送金」とは、次のいずれかを意味する。
- (1) 支払手段の販売・発行をすること。
- (2) ストアドバリューの売却・発行をすること。
- (3) 送金すること。

### ②適用除外

送金業者法は、以下には適用されない。

- (a) 連邦準備銀行および連邦住宅ローン銀行の部門、機関、手段。
- (b) 米国郵政局または米国郵政局を代表する請負業者による送金。
- (c) 州、郡、市、またはその他の政府機関または州の政府区分。
- (d) FDIC またはその後継者により保証されている商業銀行または興行銀行。第 20 章または、この州に連邦機関または連邦支店を維持するための連邦法に基づいて認可されている外国銀行。第 1042 条または連邦法の下で国内団体にに基づき信託銀行業務に従事することを承認された信託会社。FDIC により保証されている、第 5102 条に定義されている協会または連邦協会。でメンバー口座が第 14858 項に規定で保証されており、カリフォルニアに事務所がある連邦または州の公認の信用組合。
- (e) 米国またはその部門、機関、もしくは手段を代表する契約者、または州もしくは政府の下位区分、政府機関による米国、州、郡、または地方自治体の政府機関に対する政府利益の電子的送金。

<sup>12</sup> New York Banking Law § 641.1

<sup>13</sup> 12 USC 3101 et seq.

<sup>14</sup> California Money Transmission Act Chapter 1.2003(q)

(f) 連邦商品取引法 (7 USC 第 1 項) に基づいて契約市場として指定された取引委員会、または委員会として、または委員会に対する業務の範囲内で取引委員会に通関手続きおよび決済サービスを提供する者。

(g) 清算機関としての登録又は連邦証券法に基づき付与された登録の免除に従って、提供者としての業務の範囲内で清算又は決済サービスを提供する者。

(h) 決済システム運営者で電信送金、クレジットカード取引、デビットカード取引、ストアドバリュー取引のためのプロセス、クリアリング、セトルメント業務を本セクションで除外されている者の間のために行う ACH (Automated Clearing House) 送金、または類似している送金。

(i) ブローカーディーラーとしての業務の範囲内で、連邦法または州証券法に基づき証券ブローカーディーラーとして登録されている者。

(j) 雇用主に代わって、従業員の賃金または給与を配布し、州および連邦機関への給与税の支払いを促進し、従業員給付制度に関連する支払を行い、給与から認可控除を分配する者。

または、従業員に関連する資金を雇用主に代わって送金する。

(k) 細目 (d) にリストされている者は、第 2062 条および第 2063 条を除き、本条すべての規定から免除される。

(l) 既存の書面による契約に従って、金銭・その他の金銭的価値の受領者が被支払人の代理人である取引。かつ、お金の引き渡しは被支払人に対する支払人の義務を満たす取引。

## 1.4 ライセンスに関する規定

### 1.4.1 送金業者

送金サービスを提供する者は、MSB として該当するため、他の MSB と同様、FinCEN による登録を必要とする。その他、各州の規制当局による免許を取得する必要がある。

下記は Uniform Money Service Act における参入規制で、送金業に携わる場合は次のような要件を満たす必要がある。他の州規制もこれに類するルールを設けているが、州によって内容が異なることがある。

#### (1) 免許の取得 (Section 201, 205)

州政府の送金業者として免許がなければ業務を行うことができない。免許は毎年更新し、更新手数料 (2 千ドル) を支払う必要がある。

#### (2) Surety Bond の取得 (Section 204)

保証金、信用状、または州政府が許容するその他の同様の担保を取得する必要がある。一つの州あたり 5 万ドル、拠点が増えるごとに 1 万ドル上乗せされ、25 万ドルを上限とする。

#### (3) 資本金 (Section 206)

最低資本金として 2 万 5 千ドルが必要である。各州政府は州法において当該額を定める

ことになるが、総じて UMISA における最低所要資本金より高めに規定しており、例えばメリーランド州では 15 万ドルとされている。

**(4) 自己資本の推移 (Section 206)**

資本金を含めた自己資本は 2 万 5 千ドルから 15 万ドルの間で州政府により決定された額を維持する必要がある。

**(5) 投資制限 (Section 701, 702)**

- (a) 資本運用としては、純負債額以上の額を流動的かつ安全性の高い資産に投資しなければならない。具体的には、
1. FDIC で保護されている現金、預金証書
  2. 銀行が発行した手形
  3. ムーディーズ、S&P、フィッチなどの国内格付機関の最高3等級以内の資産
  4. 国により義務付けられた投資有価証券
  5. 総許容投資額の 20%を超えない額で許可委任者からライセンシーに支払われる未収金。ただしその未収金は許可委任者一人あたりライセンシーの総許容投資額の 10%を超えてはならない。
  6. SEC による Investment Companies Act of 1940 で登録されているオープンエンド投資会社の株や投資有価証券。そのポートフォリオは、管理会社の投資方針によって、(1)から(4)で指定された投資に制限されている。
- (b) 以下の投資は第 701 条に基づいて認められている
- (1) 国内の証券取引所または国内の店頭市場で株式取引されている者の有利子手形、手形、債券または社債。ただし、ライセンシーの総投資額の 20%、および 1 人の者に対して、本ライセンシーの総投資額の 10%を超える投資を同時に保有することはできない。
  - (2) 国内証券取引所または国内の店頭市場で取引されている者の株式、または米国証券取引委員会に登録されているオープンエンド投資会社によって発行された株式または投資有価証券。そして、そのポートフォリオが管理会社の投資方針によって、国の証券取引所または全国の店頭市場で取引されている者の株に限る。本項に基づく総許容投資額が、ライセンシーの総許容投資額の 20%を超えず、かつ一人の者に対し総許容投資額の 10%を超える投資を保有してはならない。
  - (3) 証券が国の証券取引所で取引されている企業または法人の子会社に対して行われた要求借入契約。本条の規定に基づく総許容投資額が 20%を超えない場合には、一人個人の需要借入契約に基づく元本および利息の未収金を一度に 10%以上の総投資額を保有してはならない。
  - (4) 監督者が指定する範囲内で、監督者が指定するその他の投資。

(c) (b)に基づく投資の総計は、第 701 条に従って計算されたライセンシーの総許容投資額の 50%を超えてはならない。

#### (6) 報告義務 (Section 603)

A)ライセンシーは、免許申請内容に変更が行われた場合、変更から 15 日以内に報告する必要がある。

B)四半期に1回、各四半期の終わりから 45 日以内にライセンシーは MSB を営んでいる全ての場所のリストを報告する必要がある。

C)下記が行われた場合、ライセンシーは 1 営業日以内に報告する必要がある：

1. 国法破産法、もしくは州破産法で申立を行った場合
2. 受領権のためライセンシーによる、またはライセンシーに対する申立の提出、その解散または再編成のための他の司法または行政手続の開始、またはその債権者の利益のための一般的な譲渡契約の作成。
3. ライセンシーが認可されている州または国で、ライセンスを取消または一時停止の手続きをする場合。
4. ライセンシーの債券またはその他の担保の取消またはその他の減損。
5. 重罪のために、ライセンシー、またはライセンシーの執行役員、管理者、取締役、または管理下にある人物の有罪判決。
6. 重罪の容認された代議員の有罪判決。

#### (7) 考査の受け入れ (Section 601)

(a) 監督者は 45 日前にライセンシーに通知して、ライセンシーまたはその承認された代理人のいずれかについての年次審査を行うことができる。

(b) 監督者は、ライセンシーまたは権限のある代理人が安全でないまたは不健全 (unsafe and unsound) な行為を行っている、または本法を違反した、または違反していると認められる理由がある場合、通知なしに審査を行うことができる。

(c) 監督者が (a) に基づいて立入検査が必要であると判断した場合、ライセンシーは審査費用を支払うものとする。

(d) 本法に基づく審査中に得られた情報は、第 607 条に規定されている場合にのみ開示することができる。

#### (8) 州際業務の禁止

アメリカの法制度の原則から、免許は州ごとに与えられることとなる。従って、他州で業務を行いたい場合、該当州の免許を改めて取得する必要がある。例えば、インターネット決済で重要なプロバイダーの位置を占める PayPal 社は 33 州において免許を取得している。送金業者が具体的に他の事業を営むことを禁止している規制はない。また、送金額の上限も規制されていない。



## 1.4.2 プリペイドアクセス提供者

プリペイドアクセス提供者は送金業者と同様 FinCEN の MSB に該当するため、BSA を遵守する必要があり、FinCEN の登録が必要とする。その他、各州法が存在する。

## 1.5 利用者保護に関する規定

### 1.5.1 送金業者

送金業者に対しては Surety Bond<sup>15</sup>という顧客の資金保護の規制がある。送金業者が事業を営むためには、事業者は各州の法律に従って免許を取得しなければならず、通常 Surety bond を発行する必要がある。送金業者の破産が発生した場合、保証人が、債務不履行から、債権者を保護することができる。保証金額は、州によって異なり、拠点数やライセンシーの財務力など、いくつかの要因によって異なる場合がある。また多くの州で、負債と同額の資産を運用することが要求されており、それも、ムーディーズ、S&P、フィッチなどの国内格付機関の最高3等級以内の安全性、流動性の高い資産と決まっている。

図表 2 50 州の Bond 許容最高額・最低額、投資必要有無とレーティング要件

	Bond		資本投資	
	最低	最大	必要か	等級
Alabama	\$100,000	\$5,000,000	NO	-
Alaska	\$25,000	\$500,000	YES	TOP 3
Arizona	\$250,000	\$500,000	YES	TOP 3
Arkansas	\$50,000	\$300,000	YES	TOP 3
California	\$250,000	\$7,000,000	YES	記載無し
Colorado	\$250,000	\$2,000,000	YES	TOP 3
Connecticut	\$300,000	\$1,000,000	YES	TOP 4
Delaware	\$25,000	\$250,000	NO	-
Florida	\$100,000	\$2,000,000	YES	TOP 3
Georgia	\$100,000	\$2,000,000	NO	-
Hawaii	\$1,000	\$500,000	YES	TOP 3
Idaho	\$10,000	\$500,000	YES	TOP 3
Illinois	\$50,000	\$2,000,000	YES	TOP 3
Indiana	\$50,000	\$100,000	YES	TOP 3
Iowa	\$50,000	\$300,000	YES	TOP 3
Kansas	\$200,000	\$1,000,000	YES	TOP 3

<sup>15</sup> 業者が破綻した際、保険会社が債権者への弁済に供すべく一定金額を支払う仕組

Kentucky	\$500,000	\$5,000,000	YES	TOP 3
Louisiana	\$25,000	\$500,000	YES	記載無し
Maine	\$100,000	\$100,000	NO	-
Maryland	\$150,000	\$1,000,000	YES	TOP 3
Massachusetts	\$100,000	\$100,000	NO	-
Michigan	\$100,000	\$1,000,000	YES	TOP 3
Minnesota	\$25,000	\$250,000	YES	TOP 3
Mississippi	\$25,000	\$250,000	YES	TOP 3
Missouri	\$100,000	\$1,000,000	NO	-
Montana	-	-	NO	-
Nebraska	\$100,000	\$250,000	YES	TOP 3
Nevada	\$10,000	\$250,000	NO	-
New Hampshire	\$100,000	\$100,000	NO	-
New Jersey	\$100,000	\$1,000,000	YES	TOP 3
New Mexico	\$300,000	\$2,000,000	YES	TOP 3
New York	\$500,000/ \$750,000 <sup>16</sup>	\$500,000/ \$750,000	YES	TOP 3
North Carolina	\$150,000	\$250,000	YES	TOP 3
North Dakota	\$150,000	\$500,000	YES	TOP 3
Ohio	\$300,000	\$2,000,000	YES	TOP 3
Oklahoma	\$50,000	\$500,000	YES	TOP 3
Oregon	\$25,000	\$150,000	YES	TOP 3
Pennsylvania	\$1,000,000	\$1,000,000	NO	-
Rhode Island	-	-	NO	-
South Carolina	\$50,000	\$250,000	YES	TOP 3
South Dakota	\$100,000	\$500,000	YES	TOP 3
Tennessee	\$10,000	\$800,000	YES	TOP 3
Texas	\$300,000	\$2,000,000	YES	TOP 2
Utah	\$50,000	\$50,000	NO	-
Vermont	\$10,000	\$500,000	YES	TOP 3
Virginia	\$25,000	\$1,000,000	YES	TOP 3
Washington	\$10,000	\$550,000	YES	TOP 3

<sup>16</sup> ニューヨーク州の場合、Superintendent of Financial Services of the State of New York より New York Traveler's Check Bond と New York Superintendent of Financial Services より New York Instruments Bond の二つが必要となる

West Virginia	\$100,000	\$1,000,000	NO	-
Wisconsin	\$10,000	\$300,000	NO	-
Wyoming	\$10,000	\$500,000	YES	TOP 4

### 1.5.2 プリペイドカード

米国ではプリペイドカードはMSBの一つとして定義されており<sup>17</sup>、Stored value card や general purpose reloadable card とも言われている。米国のプリペイドカードは主①オープンループと②クローズドループの二つに分かれている。Consumer Financial Protection Bureau (CFPB)によると、オープンループはネットワークブランドが付いているカードでそのネットワークブランドの加盟店であればどこでも利用可能。主なネットワークブランドは Visa、American Express、Discover、と MasterCard になる。クローズドループの場合、使える先が限られているため、(本邦における)ギフトカードと似た機能になる。プリペイドカードはクレジットカードと違い、借金を負わない。また、プリペイドカードはデビットカードと違い、直接銀行口座から引き落とされるのではなく、カードに入金(reload)した金額内でしか利用できない。そのため、規制されている法律は限定的であり、(BSA のほかは)Electronic Fund Transfer Act や Truth in Lending Act(TILA)など消費者保護の規制が主になる。

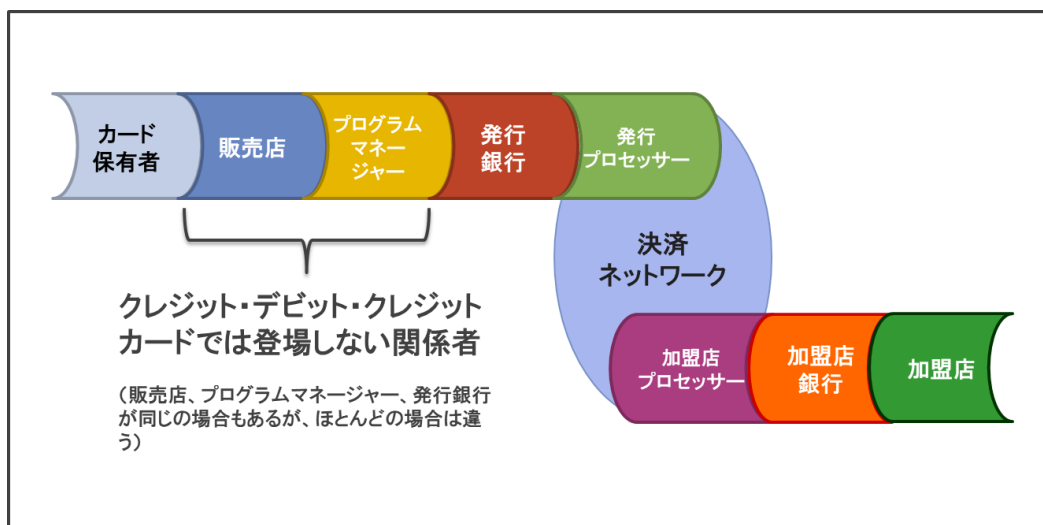
プリペイドカード保有者は様々な方法で資金保護がなされており、プリペイドカードに関わる事業者によっては独自の保護規制やルールを設けている。

プリペイドカードはクレジット・デビットカードとは仕組が異なる部分が多く、資金を保有する口座が違い、また、デビット・クレジットカードよりも事業に関わる当事者が多い。ネットワークブランドのプリペイドカードは下記の事業者が関わる。

- カード発行銀行 (Issuer) : カードを顧客へ発行するペイメントネットワークに接続している金融機関のことを指す。カード発行銀行のプロセッサーは金融機関の決済取引を行い、ほとんどの場合顧客へのサービスも提供する。
- プロセッサー : 取引の承認、クリアリング、セトルメント、と決済を行い、リスクマネジメントサービスも提供することがある (VISA、MasterCard 等)。
- 加盟店銀行 (Acquiring Bank) : 加盟店にサービスを提供する銀行。加盟店プロセッサーは加盟店にカード決済サービスを提供する。
- プログラムマネージャー : 金融機関の監督・契約により、カードプログラムを企画・運営、たまには顧客へのサービスを提供するもの。銀行やクレジットユニオンの場合もあるが、ノンバンクの事業者が多い。
- 販売店 (Distributor) : エンドユーザーにカードを送る者。

<sup>17</sup> 「プリペイドアクセス提供者」として定義されている

図表 3 プリペイドカードのバリューチェーン<sup>18</sup>



プリペイドカードのチェーン構造には複数の関係者が存在するため、各事業者の倒産によりプリペイドカード保有者の資金損失につながる可能性があるが、基本的には、各自の顧客保護の取組・規制により保護されている。

#### (1) FDIC 預金保護

プリペイドカードを発行する銀行が破産した場合、FDIC 要件が満たされていれば、保護上限金額までの保有資金が保護される。

ただし、FDIC の資金保護は銀行が破産した場合にしか適用されない。預金保険は、カードが紛失または盗難にあった場合、またはカードプロバイダやその他プリペイドカード事業に関わる者が破産した場合などの状況では適用されない。

プリペイドカード発行銀行に開設されたプリペイドカード口座は、個々のプリペイドカード所有者名義の銀行預金口座ではなく、プリペイドカード保有者の資金をプールした口座で管理されている。プリペイドカードを発行する銀行が破産した場合、FDIC 要件が満たされていれば、プール口座の金額分(保証限度額まで)がプリペイドカードファンド保有者に保証される。

FDIC 規制上の「パススルー・カバレッジ」の要件を満たしていれば、プリペイドカード保有者の持ち分に対して、それぞれ預金保険が適用される。その要件は、

- プリペイドカードプロバイダはカード保有者に代わってカストディアンとして機能していることを FDIC 被保険銀行の口座で明確に開示していること。
- FDIC の被保険銀行、カストディアンまたはその他の当事者の記録に、実際の資金の所有者の身元および所有金額を開示していること。
- 預金は(当事者間の合意の下で)プリペイドカード所有者全てによって所有されている

<sup>18</sup> Keitel(2011),p.4を参考に作成。

こと。

これら 3 つの要件が満たされた場合、資金は最高 25 万ドルまで保証される。

## (2) 州法の送金業者法

プリペイドカードの運営主体はプログラムマネージャーと呼ばれる企業であり、プログラムマネージャーは銀行やクレジットユニオンである場合もあるが、ほとんどの場合ノンバンクである。

プログラムマネージャーが送金業者としてライセンスを取得していれば、送金業者法の Surety bond を利用し、利用者保護を行うことができる。例えば、プリペイドカード発行会社の American Express は送金業者法に則ってライセンスを取得し、Surety bond を発行している<sup>19</sup>。

州の送金業者法は上記の事業者の要件の最低一つには該当する者に対して、安全性と健全性を保つためのレビューやライセンスに係る規定を設けている。一般的に送金業者法では、Surety bond を発行し、一定の資産を保有していなければならない。

それに加え、ライセンシーは定期的に報告の提出を行い、調査を受ける必要があり、ライセンシーの安全性と健全性、マネーロンダリング防止対策、マネジメントについて厳しく州当局により監視されている。保証や財務状況の他、州当局の厳格な内部監督により、送金業者は破綻に及ばないように管理されているとの指摘もある。

## (3) 契約上の義務

その他の関係者に関しては明確な法律が設けられていないが、バリューチェーン内の当事者間契約で顧客を保護する仕組みが存在する場合がある。カード保有者は必ず発行銀行との契約を締結しており、その契約にはカード保有者の保護について記載されている。それに加え、カード保有者はプリペイドカードのバリューチェーン内の事業者間契約により最終的に保護される場合もある。例えば、プロセッサは発行銀行と加盟店銀行と契約を結んでおり、発行銀行はプログラムマネージャーと契約を結んでいる等の手当てがなされている。

それぞれの契約には当事者の破産防止のための条件が含まれている場合がある。例えば、プログラムマネージャーは発行銀行に予備口座を開設する必要があることや、資金の入金期限を設定する(例:カード保有者が入金した金額以上は 2 営業日目までに銀行の口座に着金していること)必要がある等の条件が規定されている。

発行銀行と契約している発行プロセッサも、プリペイドプログラムの預金残高の 100%を発行銀行で保有する必要がある場合が多い。これにより、カード保有者の資金は発行銀行により管理されていることが保証される。

---

<sup>19</sup> <https://www.americanexpress.com/us/prepaid/state-licensing.html>

## 1.6 検査・監督

---

送金業者とプリペイドアクセス提供者は連邦政府の FinCEN と各州当局が監視している。FinCEN の場合、MSB を Bank Secrecy Act (BSA) に基づき調査する。州当局の場合、(ほとんどは)送金業者の財務状態や事業内容を調査する責任があるが、監視の範囲や密度は当局のリソースや関心によって大きく異なる。なお、モンタナ州は、アメリカの州の中で唯一調査や監視をしていない。

### 1.6.1 FinCEN による BSA 調査

BSA 調査は 5 つの段階で行われる。

#### (1) 事前準備・試験計画作成

BSA 調査の目的は MSB が BSA に従っているかを確かめることである。MSB 全てが同じようなリスクを抱えているわけでないため、試験手順は MSB の実態に応じてリスクベースで作成する。

#### (2) 現地訪問・適切人物との面談

トップダウン型で面談を行う。始めは上級管理職と BSA コンプライアンス役員と面談し、MSB の全体的な知識と BSA コンプライアンスに対する理解の確認をする。次に送金を担当する従業員の管理、または BSA レポートを作成する役割をもつ管理職、その次に日々の送金取引を扱う従業員と面談をする。

#### (3) AML プログラムの調査

MSB が適切に BSA のコンプライアンスに対応するためのリスクベースプログラムを開発、管理、維持できているかを確認する。MSB は 31 CFR 103.125 よりマネーロンダリングやテロの資金調達を防ぐための AML プログラムを導入しなければならない。AML プログラムは全て記載され、MSB のリスク特性に相応しくなければならない。更にプログラムは完全に導入済である必要があり、その内容は BSA 要件を満たしていなければならない。

MSB に要求される AML プログラムの内容は、MSB が営業する場所、営業規模、提供するサービスの性質、規模に応じるとされているが、その最低限の内容としては、

- (ア) BSA 遵守のための方針、手続の策定(顧客の本人確認、報告書の提出、記録の作成と保持、法執行機関からの問い合わせへの対応)、AML プログラムの責任者の指名
- (イ) 従業員に対する必要な研修の実施
- (ウ) 状況に応じた AML プログラムの内容の改善

が要求されている。

#### (4) 会計帳簿の調査

31 CFR 103 に多数の記録の管理要件が求められている。記録要件は業務の種類、取引の種類、取引量によって異なる。MSB は BSA のコンプライアンス要件を満たすプログラムを管理できるための必要情報を記録している必要がある。為替及び旅行小切手の販売業者は、3 千ドル以上の取引を行う顧客について、本人確認の上、その取引を記録し管理しなければならない。

#### (5) 調査結果・仕上げ

実行された BSA 試験手順からすべての適切な発見を蓄積する。MSB が実施したリスクアセスメントの徹底性と信頼性を評価する。AML プログラムが MSB のリスク特性に対し効率的に管理されているか判断する。MSB の BSA/AML ポリシー、手順、内部管理、モニタリングと報告手順を見たうえで、MSB の AML プログラムの妥当性を判断する。

### 1.6.2 New York 州による調査方法:

金融サービス局 (Department of Financial Service) は、免許 (license) を取得している送金業者に、財務状態の評価 (Financial Condition)、内部統制と監査 (Internal Controls and Auditing)、法令と規制の遵守 (Legal and Regulatory Compliance)、マネジメント (Management)、そしてシステムとテクノロジー (System and Technology) に基づいて「FILMS」格付けを割り当てる。評価の範囲は「1」(優)から「5」(不満足)。FILMS 格付けが「4」(最低限)または「5」(不満足)または重大な違反・不備を持つ事業者は、罰金、ライセンスの一時停止および取消しなどの規制措置の対象となる場合がある。

FILMS 評価に関する詳細は以下になる。

#### (1) 財務状態 (Financial Condition)

未決済の支払手段をカバーするための許容可能な投資または資産のレベルを含む貸借対照表の構成。損失を吸収するため、または成長を支えるための資本の水準と質、トレンドと安定性を含んだ収益の量と質、成長の見通しと計画、および成長管理における過去の経験。また、関連会社または親会社による支援を含む、他の資金源へのアクセス。

#### (2) 内部統制と監査 (Internal Controls and Auditing)

内部統制と監査は、経理、財務、経営、およびシステム統制の有効性に基づいて評価。評価では、確立された方針と手順の遵守の程度を見る。事業者の規模およびリスク特性に見合った内部および外部の監査機能 (リスク評価を含む) の独立性、頻度、範囲、および妥当性。内部統制および監査の重大度。内部統制および監査が適時に追跡および解決されているか。範囲管理情報レポートの妥当性、また、事業者の事業計画の変更に対応するための統制システムが見直されているかどうか。

#### (3) 法令と規制の遵守 (Legal and Regulatory Compliance)

この評価は、監督上のフォローアップ措置を含む、適用される州および連邦法および規

制の遵守のレベルに基づいている。方針および手順を含む文書化されたコンプライアンスプログラムの有効性、適時に正確な方法で規制報告を提出しているか。また、コンプライアンスの問題をタイムリーに特定して修正するための管理能力。

#### (4) マネジメント(Management)

(評価は以下に基づいているが、これに限定されない。)事業者の全体的なパフォーマンス。理事会および経営陣がそれぞれの役割を果たし、事業者の活動のリスクを識別、測定および監視する能力。管理の深さと継承監査人および監督当局からの勧告に対する即応性。

#### (5) システムとテクノロジー(System and Technology)

この評価は、次の4つの重要な要素の評価に基づいている。

- IT 監査:IT 監査プロセス全体(リスク評価を含む)の品質の管理および内部監査の観点からの評価。
- マネジメント:経営陣が情報システムに内在するリスクを効果的に監視および管理する範囲(使用するリソース、障害回復/事業継続計画・テスト等)。
- 開発と買収:事業者のシステム開発方法論と、IT の買収と開発に対する関連するリスク管理慣行の妥当性。
- Support and Delivery:信頼性が高く安全な品質の情報システムサービスを社内およびサービスプロバイダを通じて効果的かつ効率的に提供するための事業者の能力の測定。

### 1.6.3 California 州による調査方法

州当局(California Department of Business Oversight)は、その事業が合法的な方法で行われているかどうか、そして、全ての送金が適切に説明されているかどうかを確認するために、随時、州の内外の事業者および事業者の代理店を調査することができる。

州当局は査定されたライセンシーまたはライセンシーの代理人の取締役、役員、および従業員は、要求に応じて、任意のまたは全てのライセンシーの口座、書籍、通信、メモ、書類、その他の記録を提示するものとする。

州当局は、この MSB の執行および管理において、他の州または連邦の送金規制当局と協議し、協力することができる。

ライセンシーは、次のいずれかの事由が発生したことをライセンシーが認識してから 5 営業日以内に州当局に報告を提出する必要がある。

(a) 破産または組織再編のための合衆国破産法(11 USC Sec 101-110 を含む)に基づくライセンシーによる、またはライセンシーに対する請願書の提出。

(b) 受領権のためにライセンシーに請願書を提出すること、その解散または再編成のための他の司法または行政手続の開始、またはその債権者の利益のための一般的な譲渡に係る書類の作成。

(c) ライセンシーが事業に従事している、または許可を受けている州または国において、その



許可を取り消しまたは一時停止する手続の開始。

(d) ライセンシーの債権またはその他の担保の取消しまたはその他の減損。

(e) ライセンシー、または執行役、管理者、取締役、またはライセンシーの管理下にある人物に対する重罪の容疑または有罪判決。

(f) 代理人の重罪の容疑または有罪判決。

BSA<sup>20</sup>に従って採用された規則に基づく送金業者であるライセンシーおよびライセンシーの代理人は、BSA の規則を遵守しなければならない。

(a) ライセンシーは、少なくとも 3 年間、本部門への遵守を判断するために以下の記録を保持しなければならない。

(1) 販売された各支払手段またはストアドバリュー債務の記録。

(2) すべての資産、負債、資本、収益、および経費勘定を含む、少なくとも毎月の総勘定元帳。

(3) 銀行取引明細書および銀行の調整記録。

(4) 未払いの支払手段およびストアドバリュー債務の記録。

(5) 3 年以内に支払われた各支払手段およびストアドバリュー債務の記録。

(6) ライセンシーのすべての代理人およびその支店の最新の(氏)名および住所のリスト。

(7) その他の記録は、長官が命令または規則により合理的に要求するもの。

(b) ライセンシーまたはその代理人は、Section 2102 に従って提供された領収書の記録を、ライセンシーとその代理人との間の契約で指定された 6 か月以上の期間保管しなければならない。

(c) 細区分 (a) および (b) で指定された項目は、いかなる形式の記録でも維持することができる。

(d) 記録に記載されていない 7 日間の通知で記録が州当局に利用可能になった場合、記録はこの州以外で維持されることがある。

(e) Section 45 に従って英語で維持する必要がない記録が英語以外の言語である場合、ライセンシーは、記録として送付される 7 日以内に英語に翻訳された記録を提供するもの。

(f) 各ライセンシーは、州当局が要求するその他の記録を保持すること。

各州によって調査方法は違うが、いずれも目的は送金業者の Safety and Soundness を保つためとされている。国法の FinCEN の場合 BSA に基づき AML とテロ資金調達を主な理由として調査を行っており、州当局とは目線が異なる。少なくとも、連邦政府と州政府(複数の州)で調査を数年に 1 回は行っているため、送金業者は銀行並みに厳しく監視されているとの指摘がある。

---

<sup>20</sup> 31 C.F.R. Part 103

## 1.7 破綻処理

### 1.7.1 概要

通常、銀行の破産処理手続きは他の業種の企業と同様の手続きで行うが、国法の Bankruptcy Code (破産法)<sup>21</sup>による保護は適用されず、FDIC が銀行の破綻処理の権限を持つことになっている。

ノンバンク(MSB 含む)は通常の破産法で破産処理手続きを行うことになっている。ただし、ドッド・フランク法の Title II において重要な金融会社は Covered Financial Companies とされ、かつシステムック・リスクの認定を受けることができれば、Orderly Liquidation Authority (OLA) という手段で破綻処理手続きを行うことができる。ただし、その認定の基準は厳しいため、ほとんどのノンバンクの破綻時には破産法が適用される。Covered Financial Companies になるためには、まず FDIC と FRB が財務長官に申告し、同長官が大統領と協議のうえシステムック・リスクを認定し、Systemically Important Financial Institutions(SIFI)に認定される必要がある。主に大企業が該当し、現在は(米国では)AIG と MetLife が該当する。

### 1.7.2 定義

破産法の「Insolvent(破綻)<sup>22</sup>」の定義は下記になる；

(A) 企業および自治体以外の事業体に関して、その事業体の負債の合計が、その事業体の公正な評価額での全資産を上回り、下記を除く場合；

(i) 事業体の債権者を妨害、遅延、または詐欺を行う目的で譲渡、隠蔽、または撤去された財産と、

(ii) このタイトルの第 522 条に基づく財産から免除される可能性のある財産

(B) 企業に関して、企業の負債の合計が、公正な評価額よりも多く、かつ、

(i) 「(A) (i)」に指定された種類の財産を除く、企業の財産のすべて、と、

(ii) 本条第(A)項に規定する種類の財産を除く、各ジェネラルパートナーの非パートナーシップ財産の価値の、当該パートナーの非パートナーシップ債務の超過額の合計。そして、

(C) 自治体に関しては、自治体が(i)債務が正当な紛争の対象でない場合を除き、その債務を支払わないことで未払いが発生した場合。または、

(ii) 期日が到来するとその債務の支払いが不能の場合。

### 1.7.3 破綻処理の流れ

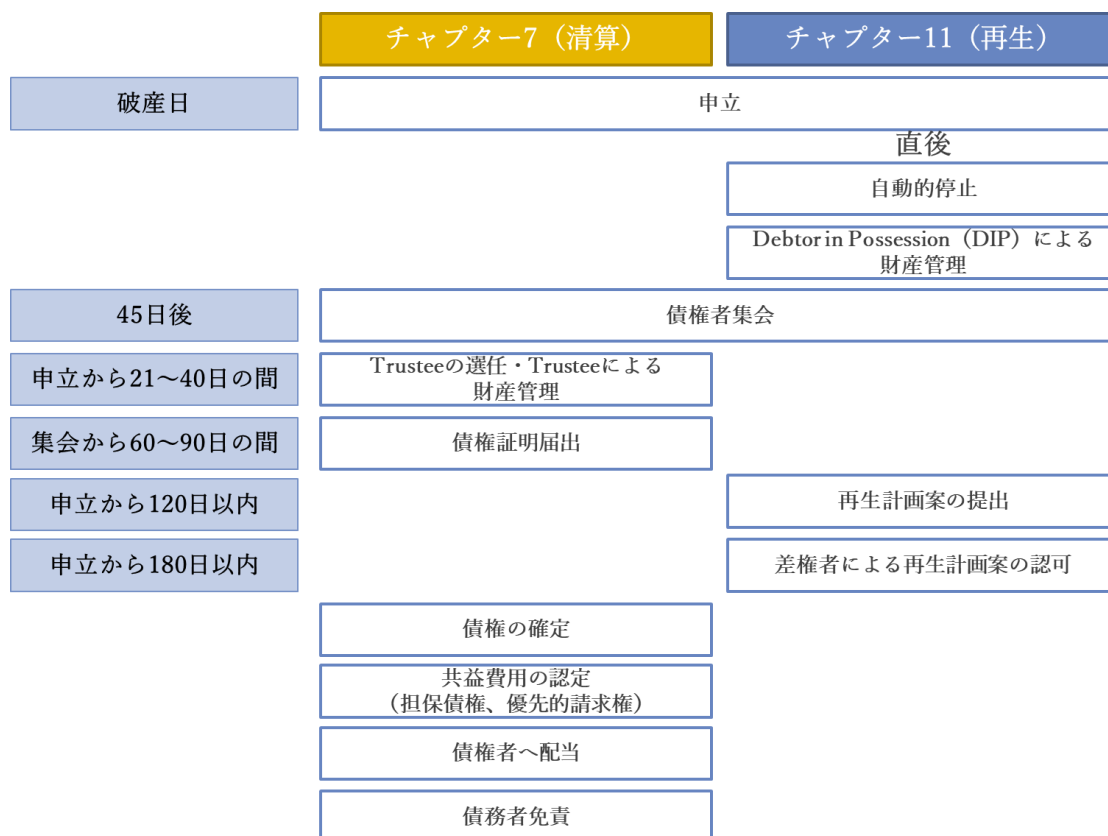
破産法の下で救済を求めている会社は、状況に応じて、法のいくつかの異なる章の規定に基づいて救済の申立てを行うことができる。タイトル 11 には 9 つ(第 1・3・5・7・9・11・12・13・15 章)の章があり、そのうちの 6 つ(7・9・11・12・13・15)は請願書の提出を規定している。他の 3 つ(1・

<sup>21</sup> 11 U.S.C.

<sup>22</sup> 11 U.S.C. (32)

3・5)の章では、破産事件全般を統治する規則を定めている。事件は通常、申立が提出される章によって手続きが異なる。法人の場合は主に第7章と第11章のいずれかで破産手続きを進める。

図表 4 米国破産フロー図



(第7章、第11章の詳細は本報告においては割愛する。)

#### 1.7.4 MSB による破綻手続き

上記の通り、MSBには送金業者とプリペイドカードが含まれており、送金業者の破産手続きの場合、Surety bondが顧客の資金保護規定で適用されると説明した。それに加えて、プリペイドカードはFDICによる「パススルー・カバレッジ」により資金保護が設定されている。

##### (1) 送金業者

送金業者では、事業が失敗し、債務に対して保有している資産が不十分である場合、顧客を保証できるのはSurety bondしかない。例えば、Alabama州では、最低保証債権額は10万ドルであり、認可された保稅会社または保険会社によって発行されなければならない<sup>23</sup>。事業者が債務不履行に陥った場合、顧客は全員請求を提出する必要があり、FDICの場合のように顧客資金の払戻しが即時ではない可能性があるうえに、顧客がもし10万ドル

<sup>23</sup> Alabama Code 8-7-7

以上の資金を保有していたとしても全ての請求について 10 万ドルに制限される。Alabama 州法含むほとんどの州法では、プリペイドカード保有者など、影響を受ける関係者が自分の資金を簡単に、すばやくアクセスできるような、請求を合理化するためのプロセスは規定されていない。合理化されたプロセスがなければ、消費者は自分の資金を受け取るために通常の法的プロセスを従わなければならない。つまり、顧客は、送金業者に入っている資金にアクセスするためには、破産手続きが完了するのを待たなければならない可能性がある。一方、FDIC で保証されている口座は、簡単に資金にアクセスできるうえに、新しい銀行口座へシームレスに移行できる。

## (2) プリペイドカード

(上述の通り)米国で代表的な VISA や MasterCard は FDIC 加盟銀行にのみ発行ライセンスを与えている。そのため、VISA や MasterCard のプリペイドカードは「パススルー・カバレッジ」として知られている方法で FDIC の被保険口座に資金を保有している。預金保険の適用を受けるには、顧客は店頭などで入手した仮のプリペイドカードのまま利用するのではなく、発行者に本人確認情報を提供し、正式にカード保有者として登録されていなければならない。

一方、American Express ブランドのプリペイドカードは仕組が異なり、発行主体は銀行ではなく、American Express Travel Related Service Company, Inc.という送金業者である。しかし、それにより顧客の資金は預金保険が適用されないわけではなく、この場合も、American Express Travel Related Service Company, Inc.の資金は銀行(Wells Fargo と American Express Centurion Bank)のカストディアン口座に預託され、パススルーの仕組により、各顧客が預けた資金に預金保険が適用される。ただし、顧客が預けた資金が、カストディアン口座に預託されるのは翌日であり、その間に発行会社が破綻するリスクがないわけではない。

図表 5 銀行口座・送金業者口座内資金の保護内容

	銀行口座内資金	送金業者口座内資金
規制や監視	FDIC	州による
顧客の資金保護	政府保証	各州またはプライベートの Surety Bond
保護範囲金額	1 口座あたり 25 万ドル	Surety Bond の金額と請求の数による
破綻後の資金確保	基本的にはすぐか 1 営業日後	手続きにより、数日から数か月かかることもある

送金業者は Surety Bond 以外でも、定期的に、レポートの提出や各州当局からの調査等、様々な厳格な監視を受けている。これは送金業者の安全性と健全性を中心に見ており、AML への方針、送金業者と取引をしている法人・個人の関係の監視もしているため、破綻前に忠告を受けられる体制になっている。

## 1.8 ポイントの扱い

---

### 1.8.1 概要

アメリカでは、ポイントの発行行為に対して規制を設ける法令はない。アメリカではロイヤリティプログラム(Loyalty program)というポイント制度があり、提供主体はホテル、商店、航空会社等のリテール事業もあるが、多くはクレジットカード、デビットカードのポイント還元の金融サービスである。Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009 (CARD Act)においては消費者を保護する観点でクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード等への規制が設けられているが、Card Act ではロイヤリティプログラムは対象外と記載されている。多くの州が連邦のアプローチを反映しており、ロイヤリティプログラムの定義に基づいた機能を有するギフトカードは、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカードと違い、手数料を課すこと、ポイントに失効期限を設定することが可能とされている。

ただし、航空会社の Frequent flyers program (日本でいうマイレージプログラム) の場合、1988年に National Association of Attorneys General (米国司法長官協会: NAAG) が Frequent Flyers Program を含む、航空業界のマーケティング慣行に関する一連のガイドラインを発行した。これらのガイドラインには法的効力はないが、合理的なマイレージプログラムの利用契約と条件を確立するために様々な裁判所によって引用された。

NAAG ガイドラインには、マイレージプログラムによる航空会社の行動を管理するための以下の推奨事項が含まれている<sup>24</sup>。

- プログラムの提供に関する制限を明確に開示する
- 要求された特典(フライトのみ)がない場合は、合理的に近い代替の特典(フライトに限らない)を顧客は受け入れることを許可する
- プログラムの変更または終了を決定する場合、通知してから妥当な期間として1年間の猶予を与える。もしくは、既存の会員の場合は、プログラム変更後に課される差異を補うために追加のポイントまたは単位が加算される
- 航空会社は1年前に変更を会員に通知しない場合は、「プログラムを通知なしに変更する権利を有する」旨を明確に会員に通知する
- 会員へ発行された証明書、クーポン、またはバウチャーは、妥当な有効期間(1年間のベースライン)と使用制限を明白に開示する
- 入会金や手数料を会員から受領する前に、全ての契約条件を開示する

### 1.8.2 実態

様々な業種がロイヤリティプログラムを提供しており、そのスキームも様々。空港、アパレル、飲食店、自動車、レンタカー、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、ホテル、E コマース、ペットシヨ

---

<sup>24</sup> Morales v. Trans World Airlines (90-1604), 504 U.S. 374 (1992)

ップ、薬局、スポーツ等の業種からなる、800 社以上の事業者が提供している。Brand Bond Loyalty Inc.の 2017 年レポートによると、2017 年度取扱総額(発行総額)は 1000 憶ドルを超えた<sup>25</sup>。スキームも様々で、ポイント利用額の割引もあれば、ポイント累計によって特典がもらえるものもある。以下は、直近提供されているものの例である。

#### (1) Uber Rewards

2019 年 3 月 4 日から、Uber 社は Uber Rewards というロイヤリティプログラムサービスを全米で開始した。このプログラムでは、顧客は UberX(配車サービス)、UberPool(ライドシェアサービス)や、UberEats(オンラインフードデリバリーサービス)等の Uber 関連サービスを利用するたびにリワード(ポイント)を得る。そのポイントは Uber 関連サービスの支払いとして利用できる。加えて、利用金額の累計に応じてランク(ブルー、ゴールド、プラチナム、ダイヤモンド)が決まり、ランクによって特典(UberBlack(プロのドライバーが運転する高級車)への無料アップグレード等)を利用することができる VIP 制度もある。

#### (2) Target Red

「Target Red」は、ディスカウント百貨店チェーン「Target」で購入するたびに次回利用可能な割引クーポンを提供するロイヤリティプログラム。以前は「REDcard」というロイヤリティスキームを提供していたが、わかりにくいうえ、クレジット・デビットカードの申込が必須だったため、新しく「Target Red」が提供されるようになった。

「Target Red」はクレジット・デビットカードを申し込む必要がなく、スマートフォンからアプリケーションをダウンロードし、個人情報を入力して申込が完了する。「Target Red」を使用すると、購入金額の 1%がキャッシュバックとしての割引券として発行され、次回の購入時に利用することができる。それに加え、顧客は Shipt(当日宅配サービス)メンバーシップの 50%割引と、Target Restock の無料翌日配達を受け取ることができる。

#### (3) その他ロイヤリティプログラム

---

<sup>25</sup> Bond Brand Loyalty Inc.「The Loyalty Report 2017」、「The Loyalty Report 2018」

図表 6 その他ロイヤリティプログラム概要

業種	アパレル	飲食	ホテル	航空
会社名	Carter's	Dunkin' Donuts	Hilton	Southwest
ポイントプログラム名	Carter's rewards	DD Perks	Hilton HHonors	Rapid Rewards
ビジネスモデル	購入につき1ドル=1ポイント付与。100ポイント=10ドルで商品の購入可能。	購入につき1ドル=5ポイント付与。200ポイントで飲み物1杯無料。	ヒルトングループで宿泊・サービス利用につきポイント付与。付与されたポイントで宿泊代・サービス利用料金の支払い可能。	Southwest航空利用もしくは、パートナー企業での利用でポイント付与。付与されたポイントで航空券もしくは、パートナー企業で利用可。
ポイント利用	Carter's系列店のみ利用可	当店のみ利用可能	ヒルトングループ内利用可	当社もしくは、パートナー企業先で利用可
現金化	×	×	×	×

## 2 仲介サービスに係る制度と実態

### 2.1 概要

米国では、金融分野の仲介サービス提供者を対象とした業態横断的な規制は存在しない。したがって、仲介サービスの形態を問わず、あくまでも各業者が提供する業務内容に応じて、対象業務を規制する各法に基づくライセンス取得が義務付けられている。また、仲介サービスに係る規制は対象業務によって連邦法により規定されるか、州法により規定されるか異なる。

証券ブローカーの場合、主に、SECによるSecurities Exchange Act of 1934のBroker-Dealer Actにより規制されている。なお、この法律はブローカーだけでなく、ディーラーへの規制も含まれている。

保険ブローカーの場合、各州が規制を設けており、州によって内容が異なる。一つの州内でのみ業務を営む場合、その州法に従った免許を取得すれば良い。ニューヨーク州の場合、保険ブローカーも複数の種類が存在し、種類ごとに免許、試験、規制内容が若干異なるため、共通ルールではなく、種類ごとに法律が設けられている。

また、貸付(住宅ローン)に係る規制は保険ブローカーと同様州法で規制されている。

仲介サービス	規制当局	業務許可方法
証券ブローカー	SEC 各州当局	登録 (Register) 免許 (License) <sup>26</sup>
保険ブローカー	各州当局	免許 (License)
貸付ブローカー	各州当局	免許 (License)

### 2.2 投資に係る仲介サービスに係る規制概要

#### (1) 概要

米国では、証券ブローカーは、Securities and Exchange Commission (SEC) の Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S. Code § 78o. Registration and regulation of brokers and dealers) で規制されている。

文書名 (日)	Securities Exchange Act of 1934
文書名 (英)	1934年証券取引所法
所轄部署	Securities and Exchange Commission (SEC)
発行年月	1934年6月6日

<sup>26</sup> 州レベルでは、投資家が投資に関する正確な情報を得られるようにすることを目的とする法律である、Blue sky law が存在する。この法律では、州内で証券を扱うすべての者(証券会社、ブローカー、投資顧問代理人を含む)に対して、ライセンスの取得を求めている。



## (2) 規制対象行為

以下では、本法の「ブローカー」のみの定義を記載している。

「ブローカー<sup>27</sup>」は、「他人の口座のために有価証券の取引を行う業務に従事している者」と定義されている。下記の要素も含まれる。

- 「ファインダー」、「ビジネスブローカー」、および以下の活動に従事するその他の個人または団体。
  - 登録ブローカーディーラー、投資会社(または投資信託、ヘッジファンド)または他の証券仲介サービス提供者のために投資家もしくは顧客を探す、紹介する、もしくは手数料を分割する者。
  - 登録ブローカーディーラーのための投資銀行のクライアントを探す者。
  - 「コンサルタント」の立場であっても、「発行者」(証券を発行する事業体)へ投資家を紹介する者。
  - 私募を含むベンチャーキャピタル、エンジェル資金調達への参加のための投資家の募集。
  - 事業の買主および売主を探すこと(例:証券が関与するM&Aに関連する活動)。
- 投資顧問および金融コンサルタント。
- 法律に基づく Rule 15a-6 に基づいた外国のブローカーディーラー。
- 証券取引のために電子的またはその他のプラットフォームを運用または管理する者。
- 共同出資テナントなど、不動産投資の利益を証券化する者。
- 私募証券の「私募代理人」として行動する者。
- 変額年金などの有価証券である保険商品、または有価証券である他の投資商品の取引を市場化または実行する者。
- 友人や家族である場合でも、他の人の口座により有償で有価証券取引を行う者。
- 登録ブローカーディーラーに支援サービスを提供する者。
- 「独立した請負業者」として行動するが、ブローカーディーラーの「関連者<sup>28</sup>」ではない者。

## 2.3 保険に係る仲介サービスに係る規制概要

### (1) 概要

米国では、保険ブローカーは個々の州法によって規制されている。ほとんどの州では、特定の限られた例外を除いて、その州の保険を売却、勧誘、または交渉するすべての者に保険ブローカー免許を取得するよう要求している。これには、事業体、事業体の役員または

<sup>27</sup> Securities Exchange Act of 1934 Section 3(a)(4)(A)

<sup>28</sup> 「関連者」は、ブローカーディーラーのパートナー、役員、取締役、支店長、または従業員、同様の機能を果たす者、または統制下にある者として定義する。

取締役(事業体が運営する「サブライセンシー」)、および個々の従業員が含まれる。

ほとんどの州では、ある州のブローカーが別の州で簡単にライセンスを取得できるように相互協定が存在する。また、連邦の Gramm-Leach-Bliley 法の結果として、ほとんどの州で統一ライセンス法が採用されており、47 州が全米保険コミッショナー協会によって相互承認されていると見なされている。

## (2) 規制対象行為 (New York Consolidated Laws-Insurance Law)

ニューヨーク州の保険ブローカーは種類によって免許方法・規制が異なる。下記の種類で分かれている。

- 独立した損害査定人 (Adjuster (Independent))
- パブリックの損害査定人 (Adjuster (Public))
- 保釈保証業者 (Bail bond agent)
- コンサルタント(一般保険) (Consultant (General))
- コンサルタント(生命保険) (Consultant (Life))
- エクセスラインブローカー (Excess line Broker)
- 生命保険買取のブローカー (Life Settlement Broker)
- 生命保険買取の仲介者 (Life Settlement Intermediary)
- 生命・損害/健康・変動生命/変動年金エージェント (Life and Accident/ Health and Variable Life/ Variable Annuity AGENT)
  - 生命事故、健康保険および変額年金ブローカー (Life Accident and Health and Variable Annuity BROKER)
  - Limited Agent (LR) (レンタカー会社、無線通信機器ベンダー、およびセルフストレージ会社) (Limited Agent (rental vehicle companies, wireless communications equipment vendors, and self-storage companies))
- 住宅ローン保証エージェント (Mortgage Guaranty Agent)
- 損害保険代理人 (Property and Casualty Agent)
- 損害保険ブローカー (Property and Casualty Broker)
- サービス契約プロバイダー (Service Contract Provider)
- 所有権保険エージェント (Title Insurance Agent)

## 2.4 貸付に係る仲介サービスに係る規制概要

---

### (1) 規制対象行為 (NY Banking Law)

貸付に関連するものとして、住宅ローンの仲介を行う業者に係る規制が存在する。これは、保険ブローカーと同じく、主に州当局により規制されている。

NY Banking Law 590

(g)「登録者」または「住宅ローンブローカー」とは、本章の第 591 章に従って、他人のための住宅ローンの勧誘、処理、配置または交渉の業務、または、他人のために住宅ローンを勧誘、処理、配置または交渉することを申し出ることに従事するために登録された個人または事業体を意味する。

### III.シンガポール調査結果

## シンガポール目次

1	決済サービスに係る制度と実態	III-3
1.1	背景	III-3
1.2	決済サービス法(Payment Services Act)の規制フレームワーク	III-4
1.2.1	決済サービス法の目的と主な特徴	III-4
1.2.2	決済サービス法の規制フレームワーク	III-5
1.3	業定義	III-6
1.3.1	「決済サービス」の種類	III-6
1.3.2	決済サービス法における業定義	III-8
1.3.3	各決済サービスに関連する用語の定義	III-10
1.3.4	適用除外規定	III-12
1.3.5	除外規定に関連する用語の定義	III-14
1.3.6	コンサルテーション・ペーパーにおける、除外規定に関する議論	III-17
1.4	ライセンスに関する規定等	III-19
1.4.1	3つのライセンス	III-19
1.4.2	ライセンスの申請条件	III-21
1.4.3	最低資本金・保証金の要件	III-23
1.4.4	禁止事項等	III-24
1.5	利用者保護に関する規定	III-27
1.5.1	利用者保護の施策	III-27
1.5.2	小規模決済機関と大規模決済機関の利用者保護義務の違い	III-30
1.5.3	移送中の資金・e マネーのフロート資金に関するセーフガード規定	III-30
1.5.4	e ウォレット個人利用に関する保護規定	III-31
1.6	検査・監督	III-33
1.6.1	リスク・ベースの規制監督	III-33
1.6.2	決済サービス法における MAS の権限	III-36
1.7	破綻処理	III-43
1.7.1	金融機関の破綻について	III-43
1.7.2	決済サービス業者の破綻について	III-44
1.8	ポイントの扱い	III-46
1.8.1	決済サービス法におけるポイントの取り扱い	III-46
1.8.2	ポイントの実態	III-49
1.9	その他:2019 年中に制定予定の付随法	III-56
2	仲介サービスに係る制度と実態	III-59
2.1	概要	III-59

2.2	証券先物法に基づく、投資に係る仲介サービス .....	III-60
2.3	金融アドバイザー法に基づく、投資に係る金融助言業務 .....	III-60
2.4	保険に係る仲介サービスに係る規制概要.....	III-62

# 1 決済サービスに係る制度と実態

## 1.1 背景

シンガポールでは MAS (Monetary Authority of Singapore:シンガポール通貨監督庁) が決済サービスと決済システムを既存法 Payment Systems (Oversight) Act 2006 (PS(O)A) および Money-Changing and Remittance Businesses Act 1979 (MCRBA) の2法に則して規制をしてきた。PS(O)A はシステム上重要な決済システム<sup>1</sup>を規制・監督し、プリペイド・マネー (Stored Value Facility) の発行<sup>2</sup>を規制する為の法である。MCRBA はシンガポールにおける送金業者と両替業者のライセンスと監督を行うための法である。

しかし過去数年間で、決済サービスのランドスケープが大きく変わり、既存の両法が管轄対象とするアクティビティやリスクを超える現象が増えてきたことを理由に、決済に関わる法規制体系を見直す動きが進んだ。FinTech の発展により決済と送金サービスが一体化する現象などが生まれる中で、新たな技術によって生まれた新しい決済サービスが決済システム全体に対してリスクを呈示しながらも、既存の規制フレームワークから抜け落ちていることを受け、MAS は既存の規制フレームワークを見直すことに至った。

2016年8月に KPMG が MAS の委託を受けて調査・発表したレポート『シンガポールの決済ロードマップ』<sup>3</sup>では、決済サービス業者に対する規制とガバナンスの改善について提案が行われた。

規制に関しては以下の事項が指摘された。

- 既存2法 PS(O)A・MCRBA における重複
- FinTech の発展による決済サービス提供業者の複雑化  
【例】 決済と送金サービスの一体化等
- 決済エコシステムの複雑化・統合化  
【例】 1社の決済サービス業者が多数決済システムの取引を獲得すると同時に、SVF (プリペイド・マネー) を提供
- 技術発展に伴う新しいリスク  
【例】 サイバー攻撃による個人データ流出。利用者に対する透明性の低下 (費用・外貨交換手数料などに関する情報提示の不十分)

<sup>1</sup> システム上重要な決済システムは指定決済システム (Designated Payment Systems) として、金融の安定とシンガポールの決済システムへの信頼を維持する為に監督される。具体的には、MEPS+, SGDCCS, USDCCS, IBG, FAST, NETS EFTPOS を示す。

<sup>2</sup> 大規模なプリペイド・マネー発行者は、利用者の資金保護目的に監督される。これらの広範囲で利用されるプリペイド・マネーは Widely Accepted SVFs (“WA SVFs”) と呼ばれ、ez-link Card, NETS CashCard, NETS FlashPay を示す。

<sup>3</sup> レポートは以下リンクから取得できる。

<http://www.mas.gov.sg/~media/MAS/News%20and%20Publications/Press%20Releases/Singapore%20Payments%20Roadmap%20Report%20%20August%202016.PDF>

これらへ対応すべく、既存の規制フレームワークを見直し、決済サービス提供者のアクティビティをベースにした規制レジームへ変更することが提案された。

ガバナンスに関しては、ナショナル・ペイメント・カウンシル(NPC)設立が提言された。これは、リテール決済エコシステムに関わる需要側アクターと供給側アクターの両者の声が届く場を設けることで、競争・イノベーション・協働を効率的に進めることを目標とするものである。

これ以降、MAS はコンサルテーション・ペーパーを公表し、市中と意見交換を2回行った<sup>4</sup>。コンサルテーション・ペーパーは新しい規制レジームの設立に際して MAS の提案を公表し、金融機関・決済業界・その他事業者や利害関係者にフィードバックを呼びかけるものである。MAS はフィードバックの内容を考慮・検討しながら起草を進めてきた決済サービス法案 (Payment Services Bill) に変更を加え、2018 年 11 月 19 日に議会で初回読会を行った<sup>5</sup>。2019 年 1 月 14 日には第二回目読会が行われ、法案は可決された。今後大統領による批准を経て 2019 年中に施行される見込みであり、法案の実施原則などを記した付随法 (Guidelines, Notices 等) に関してコンサルテーション・ペーパーの発表を経た策定がこの後行われる予定である。

## 1.2 決済サービス法 (Payment Services Act) の規制フレームワーク

### 1.2.1 決済サービス法の目的と主な特徴

MAS は第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)<sup>6</sup>の中で、決済サービス法案の立法目的を以下のようにまとめている。

- a. 既存法の PS(O)A と MCRBA を合併することで、決済サービスに関連する規制を 1 つの法律の下に合理化する。
- b. 決済サービスの発展を考慮し、規制対象のアクティビティ範囲を拡大する。
- c. モジュール式の規制レジームを採用することで、アクティビティが呈示するリスクに応じた規制になるように調整する。

<sup>4</sup> コンサルテーションの期間は以下の通り。

1 回目: 2016 年 8 月 25 日～10 月 31 日まで。

2 回目: 2017 年 11 月 21 日～2018 年 1 月 8 日まで。

<sup>5</sup> この時に発表された法案は下記リンクから取得できる:

<https://sso.agc.gov.sg/Bills-Supp/48-2018/Published/20181119?DocDate=20181119>

<sup>6</sup> MAS, Consultation Paper, P021-2017, Proposed Payment Services Bill (2017 年 11 月 21 日付発表)

下記リンクより取得できる。

[http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult\\_papers/2017/Consultation%20on%20Proposed%20Payment%20Services%20Bill%20MAS%20P0212017.pdf](http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult_papers/2017/Consultation%20on%20Proposed%20Payment%20Services%20Bill%20MAS%20P0212017.pdf)



決済サービス法の主要な特徴は以下3点にまとめられる。

- I. 既存の決済サービスと今後出現する新しい決済サービスを規制する為に、単一のライセンス制度を導入する。
- II. 主要な決済システムとリテール決済サービスを対象とした規制構造を設立する。
- III. 規制上のリスクおよび懸念事項に対処する。

### 1.2.2 決済サービス法の規制フレームワーク

決済サービス法は、以下の2つの並行した規制フレームワークからなる。

#### (1) アクティビティ・ベースの決済サービスライセンス制度(Licensing Regime)

リテール決済において、消費者とマーチャントが関わる決済アクティビティに関して、MASが決済サービスの提供を規制する権限を持つ。リスクを持ちうる7つの決済サービスが規制対象となり、該当決済サービスの提供者はライセンスの保持を義務付けられる。

#### (2) 決済システムに関する指定レジーム制度(Designation Regime)

経済安定と金融システムへの信頼に影響を及ぼす決済システムに対して、MASが主要な決済システム<sup>7</sup>を指定し、そこに関わるオペレーター・セトルメント機関・参加アクターを規制する権限を持つ。

両フレームワークの特徴と意図する目標は次のようにまとめられる。

---

<sup>7</sup> 主要な決済システムとは、現状では銀行間の決済システムであるFAST, GIRO, MEPS+を示す。これらの決済システムに対するMASの指定権限は、既存の法(Payment Systems (Oversight) Act)において指定されており、新法にも受け継がれる予定である。新法では、指定される決済システムが、銀行間決済システム以外の新しい決済サービスにも拡大される予定である。MASは競争あるいは効率性の観点から、決済システムを指定する権限を与えられる。

規制フレームワーク	規制の特徴	規制の目標
<b>ライセンス制度</b>  決済サービス法 PART2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MAS がリテール決済サービスの提供を制限する権限を持つ。</li> <li>・規制対象:7種の決済サービス。</li> <li>・該当決済サービスの提供にはライセンス保持(1種類)が義務付けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済サービスが呈するリスクに応じた規制が適用されることを保証。</li> <li>・より幅広い決済サービスのビジネスモデルを規制対象とする。</li> <li>・レベル・プレイングフィールドの確保。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーションの推進</li> </ul>
<b>指定レジーム制度</b>  決済サービス法 PART3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MAS が主要決済システムを指定・規制する権限を持つ。</li> <li>・MAS が指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関を規制する権限を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて MAS が相互運用性権限を行使し、決済手段の断片化を防ぐ。</li> <li>・決済システム・決済インフラを規制対象に置くことでレベル・プレイングフィールドを確保。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率のイノベーション推進</li> <li>・電子決済への信頼を高める</li> <li>・利用者保護を高める</li> </ul>

## 1.3 業定義

### 1.3.1 「決済サービス」の類型

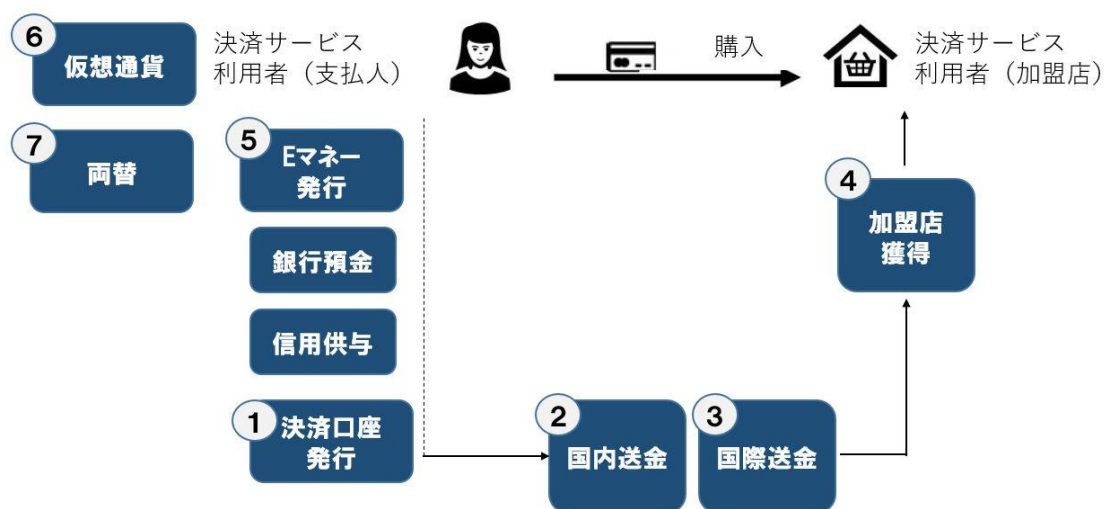
決済サービス法はアクティビティ・ベースで規制を行い、対象となるのはリテール決済バリューチェーンにおいて以下の特徴を持つアクティビティを提供する業者である。

- ・ 消費者またはマーチャントが直に関わるアクティビティ
- ・ 資金移動を処理、または取引を獲得するアクティビティ

それらは、次の図に示すようにリテール決済バリューチェーン上に発生するアクティビティである。対象となるアクティビティ(単体/複数/全て)をサービスとして提供する業者は、ライセンスを取得する義務を持つ<sup>8</sup>(第二回コンサルテーション・ペーパーを参照し作成)

<sup>8</sup> 決済サービス法 18 条に規定。指定の決済アクティビティをサービスとして提供できるのは、ライセンスを取得した業者、又はライセンス取得を免除された者のみ(預金機関である金融機関、及びクレジットカード/チャージカードの発行業を営む者)である。

図表 1 決済バリューチェーンにおける決済アクティビティ



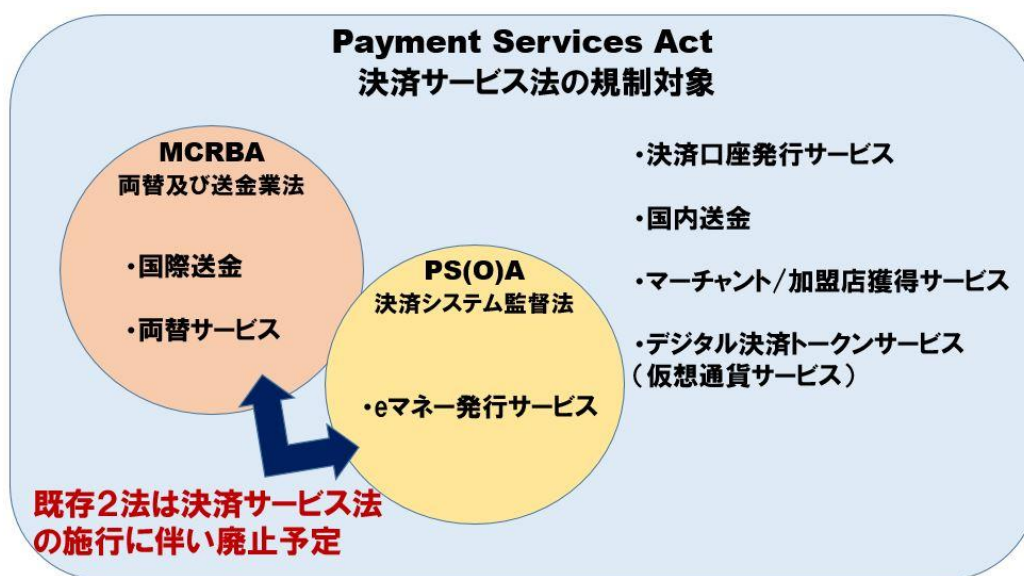
規制対象となる各決済サービスの簡易な説明は以下のとおりである。

規制対象の決済サービス	決済サービスの説明
①決済口座発行サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済の手段(決済アカウント)を発行し運用をさせるサービス。</li> <li>※eウォレットやノンバンクが発行したクレジットカードを含む。</li> </ul>
②国内送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の資金送金サービス。</li> <li>※ペイメント・ゲートウェイ・サービスおよびペイメント・キオスク・サービスを含む。</li> </ul>
③国際送金	インバウンドまたはアウトバウンドの国際送金サービス。
④マーチャント/加盟店獲得サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内でマーチャント(加盟店)獲得を行うサービス。</li> <li>決済取引をマーチャントから引き受け、マーチャントの代わりに支払い領収書を処理する</li> <li>※大抵の場合、この種のサービスは販売時点情報管理機器やオンライン上のペイメントゲートウェイの提供をも行う。</li> </ul>
⑤e マネー発行サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟店への支払い・他の個人利用者への送金を目的として、e マネーを発行するサービス。</li> </ul>
⑥デジタル決済トークンサービス/仮想通貨サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮想通貨の売り買いサービス。</li> <li>国内で仮想通貨の交換を可能にするプラットフォームを提供するサービス。</li> </ul>
⑦両替サービス	国内で外貨を売り買いするサービス。

これら一部は既存法で規制対象となっており、一部は新法の下で新しく規制対象となったサービスである。

- 既存法で規制対象となっているサービス：
  - ③国際送金
  - ⑤e マネー発行サービス
  - ⑦両替サービス
  
- 新法・決済サービス法にて新しく規制対象とされたサービス：
  - ①決済口座発行サービス
  - ②国内送金
  - ③マーチャント/加盟店獲得サービス
  - ⑥デジタル決済トークンサービス(仮想通貨サービス)

図表 2 決済サービス法の規制対象アクティビティ



### 1.3.2 決済サービス法における業定義

規制対象となる各決済サービスは、決済サービス法の中で次のように定義がなされている。(出典：決済サービス法 First Schedule, Payment Services Part 3, “Interpretation”)

### (1) 決済口座発行サービス

決済口座発行サービスは以下いずれかのサービスを意味する:

- (a) シンガポール国内居住者に対して、決済口座を発行するサービス;
- (b) 決済口座の運用が必要なオペレーションと関係のあるサービス全て  
(以下を含む)
  - (i) 決済口座へ資金の預け入れを可能にするサービス  
(国内資金送金またはクロスボーダー資金送金を除く)
  - (ii) 決済口座から資金の引出しを可能にするサービス  
(国内資金送金またはクロスボーダー資金送金を除く)

### (2) 国内送金

国内送金は、以下の決済取引のいずれかを実施するため、あるいは実施手配のために資金を受入れるサービスを意味する。ここでの決済取引は、シンガポール国内に居住する支払人と受取人間で発生するものであり、支払人・受取人のいずれも金融機関ではない場合を指す。

- (a) 決済口座を通して実行された決済取引;
- (b) 決済口座を通じた口座引き落とし(一時的な口座引き落としを含める);
- (c) 決済口座を通じた口座振替(口座自動振替を含める);
- (d) 他人の決済アカウントに送金をするために、いかなる個人からあらゆる資金を受け入れること

### (3) 国際送金

国際送金は以下どちらかのサービスを示す:

- (a) 本人または代理人に関わらず、シンガポール国外に居住する者に対して送金の為あるいは送金に向けた手配を行うために、シンガポール国内で資金を受け取るサービス(当局が指定するサービスを除く);
- (b) 本人または代理人に関わらず、シンガポール国内に居る者がシンガポール国外から資金を受け取る為あるいは資金を受け取る為の手配を行うサービス(当局が指定するサービスを除く)

### (4) マーチャント/加盟店獲得サービス

加盟店獲得サービスは、サービス提供者と加盟店の契約を通して、加盟店が決済取引を受領し処理するサービスを意味する。契約の結果、決済取引の後に加盟店へ資金送金が行われる。これは、以下の状況下においてサービス提供者が決済取引の資金を所有することになるかどうかに関わらない:

- (a) 加盟店がシンガポール国内で事業を営んでいる、あるいは国内で法人格を持った/事業設立した/または登記した場合
- (b) サービス提供者と加盟店の間の契約がシンガポール国内で締結された場合

**(5) e マネー発行サービス**

e マネー発行サービスは、決済取引実施を可能にするために、あらゆる個人に対して e マネーを発行するサービスを意味する。

**(6) デジタル決済トークンサービス(仮想通貨サービス)**

デジタル決済トークンサービスは以下のあらゆるサービスを示す：

- (a) デジタル決済トークンの取引に関わるあらゆるサービス  
(当局が定める、そのようなサービスを除く)
- (b) デジタル決済トークンの交換を促進するあらゆるサービス  
(当局が定める、そのようなサービスを除く)

**(7) 両替サービス**

両替サービスは、外貨紙幣の売買を行うサービスを意味する

**1.3.3 各決済サービスに関連する用語の定義**

決済サービスの定義に含まれる用語について、決済サービス法の中では下記の定義がなされている。

用語	決済サービス法における定義	関連決済サービス
資金 (money)	e マネーを含むが、あらゆるデジタル決済トークンおよび当局によって指定される除外対象のデジタルな価値表記を除く。	全て
決済口座 (payment account)	(a) 以下に該当するあらゆるアカウント、あるいは装置や機器(物的/電子的形態を問わない) (i) いかなる人物の名において保持されている、またはその人固有の識別名に関連付けられていて、その者が決済指示の開始や決済取引の実施、またはその両方を行うために使われる。 または、 (ii) 2 人以上の者の名において保持されている、または固有の識別名に関連付けられていて、これらの者が決済指示の開始や決済取引の実施、またはその両方を行うために使われる。 そして、 (b) 銀行口座、デビットカード、クレジットカードまたはチャージカー	①決済口座発行

	ドを含む。	
決済取引 (payment transaction)	商品またはサービスへの支払いの為、あるいは他の目的の為に資金を預ける、送金する、または引き出しを行うこと。意図する資金の受領者がその資金への権利を有するかどうかは問わない。	②国内送金 ④加盟店獲得 ⑤e マネー発行
マーチャント/ 加盟店 (merchant)	「マーチャント/加盟店」は事業を営むうえで以下を行う者を示す。 (事業者名称登録法 <sup>9</sup> に基づき登記を要求されない者を除く) (a) 商品またはサービスを提供する (b) 商品またはサービスの利用・購入を促進する、あるいは (c) 商品またはサービスの提供につき、資金または他の対価を受け取る、あるいは受け取る権利を有する	④加盟店獲得
e マネー <sup>10</sup> (e-money)	e マネーは以下の特徴を持つ、あらゆる電子的に保存された貨幣価値である (a) 通貨によって表記される、または発行者によって通貨価値に紐づけられている (b) 決済口座の利用を通して決済取引を行うことを可能にするために、事前に支払われている。 (c) 発行者以外の者によって受け入れられている。そして (d) 発行者に対する債権を意味する。 但しシンガポール国内において、国内に居る者から受領した預金を含まない。	⑤e マネー発行
デジタル決済 トークン <sup>11</sup> (digital payment token)	デジタル決済トークンは、価値のあらゆるデジタルな表記(当局によって指定される、除外対象のデジタルな価値表記以外)を意味する。それは、 (a) 単位で表記されていて; (b) いかなる通貨によっても表記されることが無く、発行者によって特定の通貨に紐づけられない (c) 公衆または公衆の一部の人々によって、商品またはサービスの支払い、あるいは債務履行のための交換手段として受容さ	⑥デジタル決済 トークン

<sup>9</sup> Business Names Registration Act 2014 (Act 29 of 2014)を示す。

<sup>10</sup> 決済サービス法における e マネーの定義は、既存法 PS(O)A で規制対象のプリペイド・マネー (SVF: Stored Value Facility) よりも広義に定義されている。

・SVF: 商品・サービス購入の為に前払いされる資金を示す。

・e マネー: SVF を含むが、電子的に保存された貨幣価値をも含む。

SVF は商品・サービス購入にのみ使用されるが、e マネーは P2P の送金にも使用可能である。(第二回レスポンス・ペーパー (2018/11/19)より)

<sup>11</sup> 第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)の時点では「仮想通貨」(“virtual currency”)という用語が使われたが、第二回レスポンス・ペーパー(2018/11/19)では「より広い意味でのデジタルなトークンの機能を正確に反映し、法定紙幣(fiat currency)と区別する為に『仮想通貨』から『デジタル決済トークン』という用語に修正した」としている。(3.18)

	<p>れている(または受容されることを意図している)</p> <p>(d) 電子的に送金・保存・取引できる</p> <p>そして</p> <p>(e) 当局が定める他の特徴を満たしている</p>	
取引 (dealing in)	<p>「取引」はデジタル決済トークンに関する限り、貨幣や他のデジタル決済トークン(同種/異種に関わらず)と交換する為に、デジタル決済トークンを売買することを意味する。以下の行為はいずれも含まない。</p> <p>(a) デジタル決済トークンの交換を促進する</p> <p>(b) デジタル決済トークンを、商品やサービスの提供に対する支払い手段として受け入れる</p> <p>(c) デジタル決済トークンを、商品やサービスの提供に対する支払い手段として利用する</p>	⑥デジタル決済 トークン
交換の促進 (facilitating the exchange of)	<p>「交換の促進」はあらゆる種類のデジタル決済トークンに関する限り、デジタル決済トークンの交換の場を設立または運営することを示す。</p> <p>この場合、設立者/運営者は、貨幣や他のデジタル決済トークンと交換することを目的としたデジタル決済トークンの売買を提案/促進しており、その過程において貨幣やデジタル決済トークンを所持することになる。</p>	⑥デジタル決済 トークン

### 1.3.4 適用除外規定

#### (1) 金融機関のライセンス免除

決済サービス法は既存法との二重規制を回避する為に、預金機関である金融機関(銀行・投資銀行・金融会社)、及びクレジットカード/チャージカードの発行業を営む者に対し、ライセンス保持及び操業要件を免除することを規定している。(決済サービス法第 13 条)

第 13 条 8 項を条件として、以下の者は決済サービスを提供する事業を実施する為に有効なライセンスを保持する要件から免除される。(同 1 項)

- (a) 銀行法に基づきライセンスを取得している銀行
- (b) シンガポール通貨監督庁法に基づき金融機関として認可を受けた投資銀行
- (c) 金融会社法に基づきライセンスを取得している金融会社
- (d) 銀行法 57B 条に基づき、シンガポール国内でクレジットカード/チャージカードの発行業を営むライセンスを取得している者
- (e) その他、規定される者/クラス(class of persons)



## (2) 規制対象外となる業務一覧

決済サービス法では、下記 12 項目の業務を決済サービスと見なさず、規制対象外とした。

(同法 First Schedule)

- (a) 支払人と受取人の代わりに決済取引を執り行うサービス。支払人/受取人の代わりに商品・サービスの購入を交渉/決断する権限を与えられた代理商によって執り行われる場合を想定する<sup>12</sup>。
- (b) 以下いずれかの書類に基づいて決済取引が執り行われるサービス。各書類は受取人へ資金を引き渡す意思を表したものである。
  - i). あらゆる小切手、銀行発小切手発行小切手、現金支払い帳、配当金令状、送金小切手、送金領収書、トラベラーズチェック、またはギフトチェック
  - ii). あらゆる郵便為替
- (c) 二者またはそれ以上の参加者を含める決済システムあるいは証券決済システムにおける、決済取引を執り行うサービス。(決済サービス提供者、セトルメント・エージェンツ、中央清算機関、クリアリングハウス、中央銀行、または他のシステムに参加するアクター)
- (d) 二者またはそれ以上(其々が決済サービス提供者、決済サービス提供者の代理人、また決済サービス提供者の支店である)の間に発生する決済取引を実行するサービス。これらの業者によってサービスが提供される場合には、自らの決済取引口座から取引を行うものとする。
- (e) 二社またはそれ以上の関連会社間での決済取引(国内送金・国際送金の両方を含む)を執り行うサービス。以下の場合に適用する。
  - i). 決済取引が決済サービス業者によって執り行われていない、または
  - ii). 決済取引が関連会社のうちの一つである決済サービス業者によって執り行われた
- (f) 通貨の輸送サービス。通貨の収集・処理・配達を事業としてサービス提供している場合を含める<sup>13</sup>。
- (g) 通貨の収集・配達サービス。該当サービスに費用が発生せず、非営利または慈善活動の目的でサービス提供されている場合を指す。
- (h) 決済サービスの提供を支援する技術的業者によって提供される以下のいずれかのサービス。技術的業者は、決済サービスの支援にあたり、移動資金を保持することは無い。

---

<sup>12</sup> この業務は仲買人(middleman)が提供するサービスを示す。

例:旅行代理店。利用者の為にチケットを取りツアー申込を処理する。その過程で決済行為が発生するが、決済サービスそのものを提供している訳では無い。

<sup>13</sup> 宅配業者による収納代行も、本項に基づき規制対象外となる。

- i). データの処理・保存サービス
  - ii). 情報技術の安全・信頼・プライバシー保護サービス
  - iii). データ及び実体認証サービス
  - iv). 情報技術サービス
  - v). コミュニケーション・ネットワークを提供するサービス
  - vi). 決済サービスの為のターミナルあるいは機器を提供・整備するサービス
- (i) 下記の法によりライセンスの取得義務を免除されている者によって提供される決済サービス。この場合、発生する決済サービスは下記法により規制を受ける業務に付随するものである。
- i). 金融アドバイザー法
  - ii). 保険法
  - iii). 証券先物法
  - iv). 信託会社法
- (j) 限定目的の e マネー(limited purpose e-money)を発行する者によって提供される決済サービス
- (k) 中央銀行または金融機関によって発行される中央銀行デジタル決済トークンの取引や交換の促進を行うサービス
- (l) 限定目的のデジタル決済トークン(仮想通貨)の取引や交換の促進を行うサービス

### 1.3.5 除外規定に関連する用語の定義

用語	決済サービス法内における定義	関連除外規定
代理商 (commercial agent)	他の人に代わって商品またはサービスの売却・購入を交渉・決断をする為に、その人の委任代理人となる事業を行う者を意味する。	a 項目
限定目的の e マネー (limited purpose e-money)	限定目的の e マネーは、以下いずれかの種類の電子的に保存された貨幣価値である： (a) 以下いずれかの目的の為、シンガポール国内のみでの利用の為に電子的に保存された貨幣価値： i. 電子的に保存された貨幣価値の発行者が提供する、商品/サービス(又は両方)への支払い/部分的支払い ii. 商品/サービス提供者の限定的なネットワークのメンバーが提供する、商品/サービス(又は両方)への支払い/部分的支払い。 この場合、ネットワークは発行者と商業的な合意を結んでいる。各メン	j 項目

	<p>バーはその電子的に保存された貨幣価値を、加盟メンバーが提供する商品/サービス(又は両方)への支払い/部分的支払いへ利用することができる。</p> <p>iii. 電子的に保存された貨幣価値の発行者により所有・営業・管理されている土地/施設に居る者、または発行者の関連会社が提供する商品/サービス(又は両方)への支払い/部分的支払い。</p> <p>以下の状況が<u>全て満たされた状態</u>に限る:</p> <p>A. 電子的に保存された貨幣価値の利用者は、未使用分の価値に関して、いかなる通貨へも返金する権利を契約的に有しない。</p> <p>B. 電子的に保存された貨幣価値が 100 シンガポールドルを超える場合(又は外貨の相当分)、発行者による利用者の身分特定・確認なしには、未使用分の価値は利用者へ返金されることができない。</p> <p>C. 電子的に保存された貨幣価値は、その利用者が保持する決済口座より、貨幣へ交換する為に引き出されることはできない。</p> <p>D. 電子的に保存された貨幣価値を保持する為の決済口座に含まれる価値の額は、1,000 シンガポールドル(又は外貨の相当分)を超えてはならない。</p> <p>(b) 以下の場合において、シンガポール国内のみでの使用の為に、電子的に保存された貨幣価値:</p> <p>i. 全ての電子的に保存された貨幣価値が公的機関によって発行された場合</p> <p>ii. 公共機関が、発行された全ての電子的に保存された貨幣価値の価値について完全な責任を請け負う場合。発行者が債務不履行に陥った際には有効な支払いを負担することになる。</p> <p>(c) 以下の特徴をもつ、あらゆる電子的に保存された貨幣価値</p> <p>i. 通貨単位で表記される。</p> <p>ii. 電子的に保存された貨幣価値の発行者、または発行者が指定する加盟店が提供する、商品・サービスの購入・利用促進を主要目的にしたスキームの一環で発行されている。</p> <p>iii. 電子的に保存された貨幣価値の発行者、または発行者が指定する加盟店が提供する商品・サービスを、利用者が購入・利用した結果、発行された</p> <p>iv. 電子的に保存された貨幣価値の発行者、または発行者が指定する加盟店が提供する商品/サービス(又は両方)への支払い/部分的支払いへ使用される</p> <p>v. 金融商品の一部では無い</p>	
--	---	--

	<p>vi. 電子的に保存された貨幣価値の利用者が保持する決済口座より、貨幣へ交換する為に引き出されることはできない、そして</p> <p>vii. 電子的に保存された貨幣価値が 100 シンガポールドルを超える場合(又は外貨の相当分)、発行者による利用者の身分特定・確認なしには、電子的に保存された貨幣価値を利用者へ貨幣で返金されることができない</p>	
<p>商品/サービス提供者の限定的なネットワーク (limited network of providers of goods or services)</p>	<p>商品/サービス提供者の限定的なネットワークは、ネットワークのメンバーによって電子的に保存された貨幣価値が商品/サービスへの支払い/部分的支払いに利用可能と受け入れられている場合に関して、以下いずれかの組織集団を意味する。</p> <p>(a) 電子的に保存された貨幣価値の発行者が当事者である、フランチャイズの参加者全員によってのみ成り立つ組織集団</p> <p>(b) 電子的に保存された貨幣価値の発行者とその全関連会社 (related corporations)によってのみ成り立つ組織集団</p> <p>(c) 電子的に保存された貨幣価値の発行者の証券/証券ベースのデリバティブ契約が、シンガポール証券取引所のメインボード(Mainboard)に掲載されており、発行者とその全関連会社(associated companies)によってのみ成り立つ組織集団</p>	j 項目
<p>中央銀行デジタル決済トークン (central bank digital payment token)</p>	<p>中央銀行によって発行されたデジタル決済トークン<sup>14</sup>、または中央銀行に代わって発行の権限を与えられた組織により発行されたデジタル決済トークンを意味する。</p>	k 項目
<p>限定目的のデジタル決済トークン (limited purpose digital payment token)</p>	<p>限定目的のデジタル決済トークンは、あらゆる非貨幣的な顧客のポイント(non-monetary customer loyalty or reward point)、ゲーム内の資産、それらに類似したデジタルな価値表記を意味する。それは以下の特徴を持つ。</p> <p>(a) 発行者に返却することができず、送金・通貨交換の為に売却ができない。</p> <p>(b) 次の状況でのみ利用される：</p> <p>i. 非貨幣的な顧客のポイントについては、ポイント発行者又は特定の加盟店が提供する商品・サービスへの支払い(又は部分的支払い/交換)の為に利用される。</p> <p>ii. ゲーム内の資産については、オンラインゲームの中でバーチャルな商品・サービスと交換・支払いする為に使われる。</p>	l 項目
<p>非貨幣的な顧客のポイント</p>	<p>非貨幣的な顧客のポイントは以下の条件をすべて満たす、あらゆるデジタルな価値表記を意味する。</p>	l 項目

<sup>14</sup> デジタル決済トークンの定義については、前項目の「各決済サービスに関連する用語の定義」を参照。

(non-monetary customer loyalty or reward point)	(a) 通貨単位で表記されない。 (b) ポイント発行者や加盟店が提供する商品・サービスの利用促進を主要目的にしたスキームの一環で発行されている。 (c) 発行者や加盟店が提供する商品・サービスを利用者が購入・利用した結果、発行された。 (d) 発行者や加盟店が提供する商品・サービスの支払い/部分的な支払い/交換の為に使用される (e) 金融商品の一部では無い。	
ゲーム内の資産 (in-game asset)	ゲーム内の資産は以下の特徴を持つあらゆるデジタルな価値表記を意味する (a) ゲームのプレーヤーによって購入または他の手段により入手された (b) 通貨単位で表記されない (c) オンラインゲームの一部として発行された (d) ゲームのプレーヤーが、オンラインゲーム内のバーチャルな物・サービスを購入/交換する為に使用される	1項目

### 1.3.6 コンサルテーション・ペーパーにおける、除外規定に関する議論

決済サービス法が規制対象とするアクティビティは広めに設定されており、その理由として「法案が新しい技術・ビジネスモデルにも適合できるようにする為」としている。他方でその結果、規制を要する程のリスクを呈示しないアクティビティをも含めてしまうおそれがある。そのため、MASは第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)の時点から決済サービス法案における適用除外対象となるアクティビティについて議論を行ってきた。以下はコンサルテーション・ペーパーにおける、除外規定に関する議論の内容をまとめた記述である。

#### (1) 限定目的の e マネー (規制対象外一覧 j 項目)

- 「限定目的の e マネー (limited purpose e-money)」<sup>15</sup> に該当する価値は e マネーと見なさない。そのような価値の発行にはライセンス保持の必要性が無い。
- ロイヤリティ・プログラム<sup>16</sup>において使用される e マネーを規制対象外とする。

#### 【理由】

- e ウォレットの利用範囲と容量が限定的である場合、呈示するリスクが低い為。
- ロイヤリティ・プログラムにおける e マネーが呈示するリスクは低い為。

<sup>15</sup> 「限定目的の e マネー (limited purpose e-money)」の定義については前項目の「除外規定に関連する用語の定義」を参照のこと。

<sup>16</sup> リテール業界において、商品・サービスの購入利用促進を目的としたスキームの一環として貨幣価値で表記される e マネーを発行するプログラムを示す。

\* 同様な目的を持つプログラムの中には、e マネーではなくポイントを発行するものもある。それに関しては「限定目的のデジタル決済トークン (limited purpose digital payment token)」として区分し、規制除外対象と見なしている。

※利用者の身分認証を行わずに現金引き出しを許可する装置(facilities)は、ロイヤリティ・プログラムと見なさない。そのような装置のオペレーターは、マネーロンダリング・テロリズムへの資金供給リスク対策の為に規制を受ける。

## (2) 限定目的の仮想通貨(規制対象外一覧 l 項目)

- オンラインゲーム上で獲得するゲーム内の資産、ロイヤリティ・ポイントを規制対象外とする。
- ロイヤリティ・プログラムにおけるポイント(貨幣価値で表記されない)を規制対象外とする。

### 【理由】

- これらの種類の仮想通貨(決済サービス法では「デジタル決済トークン」)は、利用者の範囲が狭く利用範囲も限定的であり、広範囲で利用される仮想通貨<sup>17</sup>よりも低いリスクを呈示するため。

## (3) 証券先物法、金融アドバイザー法、信託会社法、保険法により規制を受け、ライセンスの取得義務を免除される者が提供する業務において、付随的に発生する決済活動(規制対象外一覧 i 項目)

上記の法の下で活動する者が、該当法の規制を受ける業務を行う上で発生する決済アクティビティに関しては、決済サービス法の適用対象外と見なす。

### 【理由】

- 決済サービスに密接に関わらない金融サービスの提供を促進するため。
- 二重の規制を回避するため。

## (4) 決済の技術的支援のみに関わる業者(規制対象外一覧 h 項目)

決済サービスの提供を技術的に支援するサービスは、規制対象外と見なす。

### 【例】

- 決済指示などのデータのみを処理する業者<sup>18</sup>はアウトソーシングサービスと見なし、ライセンス登録を要しない。
- 仮想通貨サービスの場合、情報交換の機能に限定し、資金や仮想通貨の取引を処理しない業者<sup>19</sup>は、ライセンス登録を要しない。

### 【理由】

- 決済サービス法における規制対象アクティビティは、資金処理・マーチャントを対象とした取引獲得など、決済アクティビティに直に関わるものを対象とする。

<sup>17</sup> コンサルテーション・ペーパーでは、例として Bitcoin と Ether を挙げている。

<sup>18</sup> 決済手段集合サービスやデータコミュニケーションを行うプラットフォーム等

<sup>19</sup> 主要なオンライン・マーケットプレイス、ソーシャルメディアのプラットフォーム等

- 技術的な支援・データ処理・情報交換などの機能を提供する業者は、実際に資金や仮想通貨を取引する場合のリスク(ML/TF リスク)を下回る為、規制から除外する。

(5) **金融機関や他の決済サービス業者に特化した決済サービス(規制対象外一覧 c,d,e 項目)**

銀行などの金融機関や、他の決済サービス業者に特化した決済サービスは、規制対象外と見なす。

**【理由】**

- 決済サービス法が規制対象とするのは、消費者またはマーチャント/加盟店と直接的に契約を結ぶリテール決済アクティビティである為。金融機関・決済サービス業者のみに向けて提供されるサービスは対象外と見なす。

\*但し、そのようなサービスが提供される媒体である決済システムが、金融の安定にリスクを及ぼすと見なされれば、MAS より規制対象として指定を受ける可能性がある。具体的には FAST, MEPS+のような決済インフラを示す。

## 1.4 ライセンスに関する規定等

---

### 1.4.1 3つのライセンス

決済サービス提供者は、以下の3種類のうち1種のライセンスを保持しなければならない。(決済サービス法第6条2項) 保持するライセンスの種類によって、提供できる決済サービスの内容が異なる。

**(1) 両替ライセンス(Money-Changing Licence)**

両替サービスのみを提供可能。

**(2) 小規模決済機関ライセンス(Standard Payment Institution Licence)**

- 1, 決済口座発行サービス
- 2, 国内送金
- 3, 国際送金
- 4, マーチャント/加盟店獲得サービス
- 5, e マネー発行サービス
- 6, 仮想通貨サービス
- 7, 両替サービス

- ・ 上記 1~7 のサービスの中で組み合わせ自由に提供できる。
- ・ 但し、以下の取り扱い金額の上限<sup>20</sup>がある。

決済口座発行サービス(e マネーアカウントを除く)、国内送金、国際送金、マーチャント/加盟店獲得サービス、仮想通貨サービスの組み合わせを提供する場合：

月平均の決済取引額合計：1 サービスにつき 300 万シンガポールドル以下。

- ・ e マネーアカウント発行・e マネー発行を行う場合<sup>21</sup>：

一日の平均 e マネー発行額合計：500 万シンガポールドル以下。

### (3) 大規模決済機関ライセンス (Major Payment Institution Licence)

- 1, 決済口座発行サービス
- 2, 国内送金
- 3, 国際送金
- 4, マーチャント/加盟店獲得サービス
- 5, e マネー発行サービス
- 6, 仮想通貨サービス
- 7, 両替サービス

- ・ 上記 1~7 のサービスの中で組み合わせ自由に提供できる。
- ・ 但し、以下の取り扱い金額の下限がある。

決済口座発行サービス(e マネーアカウントを除く)、国内送金、国際送金、マーチャント/加盟店獲得サービス、仮想通貨サービスの組み合わせを提供する場合：

月平均の決済取引額合計：1 サービスにつき 300 万シンガポールドルを超える。

- ・ e マネーアカウント発行・e マネー発行を行う場合：

一日の平均 e マネー発行額合計：500 万シンガポールドルを超える。

※全ライセンスに共通して、利用者目線での送金金額の上限は存在しない。

<sup>20</sup> 金額の上限値は、他国の決済法を参照して制定したという。第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)では、イギリスが類似した閾値を導入していることが言及されている。

<sup>21</sup> 決済サービス法では、e マネーアカウント発行を行う場合(第 6 条 5 項 b)及び e マネー発行を行う場合(第 6 条 5 項 c)に区分し厳密な定義を提供している。本稿では便宜的に 1 項目にまとめている。



## 1.4.2 ライセンスの申請条件

### (1) 両替ライセンス

両替ライセンスの許可には、以下の条件を満たす必要がある。(第6条8項)

- (a) 申請者は、シンガポール国内に永久事業所、または登記された事業所を有する
- (b) 当局が
  - i). 申請者が Guidelines on Fit and Proper Criteria<sup>22</sup>に照らし合わせて、適格な資質を持っていると確信している
  - ii). 申請者の財務状況に関して満足している
  - iii). ライセンスの申請許可が公益の為になることを確信している
  - iv). ライセンス許可について、当局が他に関連性有とみなした基準を申請者が満たしていることを確信している
- (c) ライセンス申請が以下を伴う
  - i). 当局が要求しうる情報、及び
  - ii). 規定額の返金不可の申請費用(当局が指定する方法により支払い可能)

### (2) 小規模決済機関ライセンス及び大規模決済機関ライセンス

小規模決済機関ライセンスと大規模決済機関ライセンスの許可を得るためには、以下の条件を満たす必要がある。(第6条9項)

- (a) 申請者は会社であること、またはシンガポール国外で法人格を得た会社である
- (b) 申請者は、シンガポール国内に永久事業所、または登記された事業所を有する
- (c) 申請者の執行役員のうち一人は
  - i). シンガポール市民あるいは永住者である、または
  - ii). 規定される者の条件を満たしている
- (d) 申請者は規定される財務要件を満たしている
- (e) 当局が
  - i). 申請者が Guidelines on Fit and Proper Criteria に照らし合わせて、適格な資質を持っていると確信している
  - ii). 申請者の財務状況に関して満足している
  - iii). ライセンス許可が公益の為になることを確信している

<sup>22</sup> 本ガイドラインは、MAS の監督下にある金融機関に共通して適用されるガイドラインである。

<http://www.mas.gov.sg/~media/MAS/Regulations%20and%20Financial%20Stability/Regulations%20Guidance%20and%20Licensing/Securities%20Futures%20and%20Fund%20Management/Regulations%20Guidance%20and%20Licensing/Guidelines/Guidelines%20on%20Fit%20and%20Proper%20Criteria%20October%202018%20Guideline%20No%20FSGG01.pdf>

- iv). ライセンス許可について、当局が他に関連性有とみなした基準を申請者が満たしていることを確信している
- (f) 申請者は当局が規定する操業要件を満たしている
- (g) ライセンス申請が以下を伴う
  - i). 当局が要求する情報、及び
  - ii). 規定額の返金不可の申請費用(当局が指定する方法により支払い可能)

※小規模決済機関・大規模決済機関が遵守すべき財務要件・操業要件については本法に詳細な記載は無い。(参考:第6条12項)

全ての小規模決済機関・大規模決済機関は、ライセンスが有効な間、以下の要件を満たす必要がある。

- (a) 指定される財務要件
- (b) 当局が通告(notice)によって詳細を規定する操業要件やその他の要件

財務要件・操業要件に関しては、今後付随法にて制定される。その他の内容を含む付随法に含まれる予定の内容に関しては、本稿「2019 年中に制定予定の付随法」の項目を参照。

### (3) アクティビティの変更・ライセンスの切り替え

ライセンス保持業者が、当初申請したアクティビティよりも多くの決済アクティビティを業務提供する場合には、MAS の許可を得る必要がある。

\* 提供する決済アクティビティごとに、別のライセンスを取得する必要は無い。

#### ■ 【小規模決済機関ライセンス⇒大規模決済機関ライセンス】へ

小規模決済機関ライセンスの保持業者が、大規模決済機関ライセンスへの切り替えを希望する場合、取引額が上述の閾値を超える前にライセンス切り替えの申請を行う必要がある。

#### ■ 【両替ライセンス⇒小/大規模決済機関ライセンス】へ

両替ライセンスの保持業者が、他の規制対象アクティビティの提供を行う場合には、MAS へライセンスの変更を申請する必要がある。

ライセンス保持業者は、以下の事柄全てに関して、指定される方式で当局へ申請することができる。(第7条1項)

- (a) ライセンスが操業権限を与える事業において、提供する決済サービスの種類を変更することで発生する、小規模決済機関ライセンスまたは大規模決済機関ライセンスにおける変化；
- (b) 両替ライセンスから、小規模決済機関ライセンスまたは大規模決済機関ライセンスへの変更；
- (c) 小規模決済機関ライセンスから、両替ライセンスまたは大規模決済機関ライセンスへの変更；
- (d) 大規模決済機関ライセンスから、両替ライセンスまたは小規模決済機関ライセンスへの変更。

### 1.4.3 最低資本金・保証金の要件

決済サービス法のレジームにおいては、両替業者を除く全ライセンス保持者に共通して、資本金要件の下限額が設定される。最新版法案の本文には記載が無いが、2018年11月19日付で発表された市中協議へのレスポンス・ペーパー<sup>23</sup>では、以下の額を設ける予定と記載がある。ライセンス保持業者は、操業的な理由の為に資本金を継続的に保持することを要求される。

- 小規模決済機関：\$\$100,000
- 大規模決済機関：\$\$250,000
- ・ 大規模決済機関は、上記の資本金要件のほか、\$\$100,000<sup>24</sup>の保証金要件を遵守することをも義務付けられる。
- ・ 小規模決済機関・両替業者に関しては、主にマネーロンダリングやテロリズムへの資金供給のリスクの為に規制を受けるため、保証金要件の義務が無い。

#### ■ 大規模決済機関の保証金義務 (22 条)

大規模決済機関は以下の方法で、全利用者への正当な履行を保全することを MAS に対して約束し続ける必要がある。(同 1 項)

- a)現金預金
- b)当局が書面通知で詳細に関して知らせる要求を満たす、銀行保証
- c)その他、当局が許可しうる手法 (同 2 項)

<sup>23</sup> 第二回コンサルテーション期間(2017年11月21日～2018年1月8日)に得た市中の声を汲み入れて MAS は “Response to Feedback Received: Proposed Payment Services Bill”(2018/11/19)を発表した。  
[http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult\\_papers/2017/Response%20to%20Feedback%20Received%20on%20Proposed%20Payment%20Services%20Bill%20MAS%20P0212017.pdf](http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult_papers/2017/Response%20to%20Feedback%20Received%20on%20Proposed%20Payment%20Services%20Bill%20MAS%20P0212017.pdf)

<sup>24</sup> 金額は、第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)に記載のもの。法律本文には記載が無く、詳細は付随法で規定される予定。

- 大規模決済機関がライセンス放棄・喪失・取り消しになった際、当局は上記に則り確保した資金で、利用者への未払金を支払うことができる。(同 3 項)
- 大規模決済機関はライセンス放棄・喪失・取り消しになってから 45 日以内(或いは当局が指定する期間内)に当局に対して、監査役が以下を確認する閉鎖証明(closer certificate)を提出する必要がある。(同 7 項)
  - 利用者から受け取った全ての資金が、受け取られるべき受領者に渡った。
  - 大規模決済機関がライセンスの下で操業した事業全てに関して、不測債務に対応すべく十分な支給がなされた。

図表 3 3つのライセンスの比較表

決済機関の ライセンス区分	提供サービス	取り扱い金額	最低資本金要件	保証金要件
両営業者	両替サービスのみ	—	無	無
小規模決済機関	7つの決済サービスの 組み合わせ自由 (取扱金額上限有)	月平均の決済取引額合計： S\$300万以下/サービス あるいは 平均eマネー発行額合計： S\$500万以下/日	有 (S\$100,000)	無
大規模決済機関	7つの決済サービスの 組み合わせ自由 (取扱金額下限有)	月平均の決済取引額合計： S\$300万を超える/サービス あるいは 平均eマネー発行額合計： S\$500万を超える/日	有 (S\$250,000)	有 (S\$100,000)

※最低資本金要件・保証金要件の金額は決済サービス法に記載が無く、コンサルテーション・ペーパー及びレスポンス・ペーパーに記載されたもの。

#### 1.4.4 禁止事項等

##### (1) 決済口座からeマネーをシンガポール通貨<sup>25</sup>として引き出す行為の禁止 (19条)

決済サービス法では決済口座を提供する業者に対して、利用者がeマネーを貯蓄する決済口座から現金の引き出しを行うことを禁止する<sup>26</sup>。一方で、シンガポールドル以外の通貨引き出し、およびシンガポール国内に居住しない者が所有するeマネーアカウントからの引き出しは禁止対象にならない。

<sup>25</sup> 「シンガポール通貨(Singapore currency)」は、シンガポールにおいて法定通貨である紙幣と硬貨を指す。

<sup>26</sup> 第二回レスポンス・ペーパー(2018/11/19)ではその理由として、「決済サービス法は現金使用より電子決済採用の推進を意図しているうえ、現金引き出しは銀行業に特有の機能である」とMASの見方が述べられている。

決済口座発行サービスの事業を行うライセンス業者は、以下の行為を行うことが禁じられる。  
(同法 19 条 1 項)

- (a) ライセンス業者が決済口座を発行した利用者、または決済口座運用の為に必要な操作に関連したサービスを提供した利用者が、ライセンス業者の事業所において、当該決済口座から e マネーを引き出すこと、およびシンガポール通貨への交換の為に e マネーを引き出すことを許可する。
- (b) シンガポール国内で法人格を取得した/形成した/登記した団体、またはシンガポールであらゆる事業を行う団体と次の合意または協定を結ぶこと。ライセンス業者が決済口座を発行した利用者、または決済口座運用の為に必要な操作に関連したサービスを提供した利用者が、当該決済口座から e マネーを引き出すこと、およびシンガポール通貨への交換の為に e マネーを引き出すことを可能にする合意または協定。

\* 上記の規定は次の場合が当てはまる際に適用される(同 2 項)

- (a) ライセンス業者が、当局が書面の通知によって規定する基準に照らし合わせて、決済サービスの利用者がシンガポール国内住民であることを判断した場合
- (b) 決済口座に含まれる e マネーの発行者が、当局が書面の通知によって規定する基準に照らし合わせて、決済サービスの利用者がシンガポール国内住民であることを判断した場合
- (c) 決済口座に含まれる e マネーがシンガポール国内で発行されており、以下の両方が該当する場合：
  - i). ライセンス業者が、当局が書面の通知によって規定する基準に照らし合わせて、決済サービスの利用者がシンガポール国外の住民であることを判断していない場合
  - ii). e マネーの発行者が、当局が書面の通知によって規定する基準に照らし合わせて、決済サービスの利用者がシンガポール国外の住民であることを判断していない場合

\* 但し、利用者による当該決済口座の利用終了時には、当該決済口座から e マネーを引き出すこと、およびシンガポール通貨への交換の為に e マネーを引き出すこと許可しても良い。(同 4 項)

第二回レスポンス・ペーパー(2018/11/19)においては、「現金引き出し禁止原則を両替サービスや国際送金サービスにも適用する(3.16)」、「e マネーを貯蓄する、あらゆる決済口座からの現金引き出しを禁止する(5.11)」と記述があり、e マネーを貯蓄することができる全決済口座を対象

とすることが意識されている。

同ペーパーでは、本規定により業者の事業内容に混乱が生じる場合には、除外規定を設定する可能性を示唆している。今後実施される市中協議等で産業界の意見を問う予定である。<sup>27</sup>

## (2) 特定の事業提供の禁止 (20 条)

ライセンス業者は、消費者金融の提供を禁じられる。e マネー発行をおこなうライセンス業者に対しても、e マネーの支払いの為に受け取った資金を他の者に対し貸出すること・自分の事業の為に資金調達することが禁じられる<sup>28</sup>。

決済サービス法 20 条には次の規定が設けられている：

1. ライセンス業者は、シンガポール国内のいかなる個人に対しても、信用供与の事業を行ってはならない。(同 1 項)
2. e マネー発行サービスを提供する事業を行う権利を有し、当該事業を提供しているライセンス業者は、(同 2 項)
  - (a) いかなる顧客の資金も貸出してはならない
  - (b) 顧客の資金、または顧客の資金から得られた利息を用いて、ライセンス業者によって実施される事業の活動を全面的または物質的な面において資金供給を行ってはならない。

### ■ 本規定と兼業規制について

決済サービス法第 20 条における上記の規定は、ライセンス業者が貸金業者法 (Moneylenders Act) に基づき貸金業者ライセンスを取得すること自体を禁止する、兼業規制である。

### 【参考】 シンガポールにおける貸金業に関する規制

- シンガポールの貸金業は貸金業者法 (Moneylenders Act)<sup>29</sup>と、操業規定など具体的な手続きについて定めた貸金業者規則 (Moneylenders Rules)<sup>30</sup>に基づき規制されている。
- 現行法の貸金業者法は 2008 年に制定され、2009 年に施行されたものである。
- ライセンスを受けた貸金業者数は 2008 年時点で 172 社、2011 年には 249 社と増加した。これに対し、法務省は貸金業の規制レジームの見直しを行うことを決定し、その間貸金業者が急増するのを抑止する為、2012 年から新しい申請者へのライセンス付与

<sup>27</sup> 本稿、「その他:2019 年中に制定予定の付随法」項目を参照のこと。

<sup>28</sup> この点は、e マネー発行業者と預金受入機関を差別化するうえで重要である。

<sup>29</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/MA2008>

<sup>30</sup> <https://sso.agc.gov.sg/SL/MA2008-S72-2009?DocDate=20181116>

が一時停止された<sup>31</sup>。それ以降、ライセンスを保持する貸金業者数は減少し、2014年に179社、2016年に163社、2018年に157社になった<sup>32</sup>。

- 2018年12月に法務省は、2012年のライセンス付与停止以来、初めて新規の貸金業者ライセンスを6社に対して認可した。これは産業主導の改善によって、より良い【借手保護の実現】を目指すイニシアティブの下に、貸金業の新しい事業モデルの操業を試験的に許可するものである<sup>33</sup>。
- 決済サービス法の施行時点において、貸金業の規制レジームは引き続き見直し期間にあり、決済サービスのライセンス業者は貸金業ライセンスの申請が許可されない<sup>34</sup>。

## 1.5 利用者保護に関する規定

利用者保護の課題は、リスク・ベースのアプローチを採用する決済サービス法の4種のリスクの内に含まれている<sup>35</sup>。第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)の段階から、利用者保護の手段と適用対象が議論され、具体的に以下の提案がなされた。

### 1.5.1 利用者保護の施策：

- A) eマネーのフロート資金のセーフガード(eマネー発行サービスに適用)
- B) 移送中の資金のセーフガード(国内送金、国際送金、加盟店獲得サービスに適用)
- C) eウォレット個人利用の保護(personal e-wallet protection)(決済口座発行サービスに適用)
- D) 資金へのアクセスの保護(決済口座発行サービスに適用)

- 決済サービス法の中には、A・B・C項目の利用者保護手段に関する規定が定められている。
- D項目(資金へのアクセスの保護)に関する規定は、2018年9月28日に発行された付

<sup>31</sup> <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/announcements/the-registry-of-moneylenders-notice-dated-12-mar-2012.html>

<sup>32</sup> 本記述は、シンガポールの法務省に掲載されている貸金業諮問委員会の2015年レポート(<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Rep.pdf>)及び、統計(<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/rom/Moneylenders/ROM%20Stats.pdf>)を参照した。

<sup>33</sup> <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/six-firms-to-pilot-new-business-models-for-moneylending.html>

<sup>34</sup> 但し将来的に、貸金業法の改正に伴い兼業規制に変更が生じる可能性は否定できない為、貸金業規制に対する見直し内容や今後の発展に留意する必要がある。

<sup>35</sup> 4種のリスクは、(a)マネーロンダリング、テロリズムへの資金供給、(b)利用者保護、(c)相互運用性(interoperability)、(d)テクノロジーのリスクを指す。詳細は、本稿「リスク・ベースの規制監督」項目を参照のこと。

随法、電子決済利用者保護ガイドライン(E-payments User Protection Guidelines)<sup>36</sup>に定められている。

【参考】電子決済利用者保護ガイドライン(E-payments User Protection Guidelines)について

■ 制定背景:

MAS が決済の規制フレームワークの見直しを始めた頃、2016年8月にKPMGが発表した『シンガポールの決済ロードマップ』<sup>37</sup>において【消費者・口座利用者の保護を増進する】ことが提案された。

MAS は決済サービス法案において利用者・加盟店の資金保護に関する手段を提案したが、【不正/誤作動の決済取引による損失から口座利用者を保護する】ための包括的なフレームワークを制定する必要があると考えた。

MAS は2018年2月にコンサルテーション・ペーパー<sup>38</sup>を公表し、市中との意見交換を経て2018年9月28日に本ガイドラインの初版を発表した。

■ 主な規定内容:

◇ 保護された口座(protected account)を発行/操業する、全ての責任ある金融機関(responsible FI)に対して、MAS が期待する行動規範<sup>39</sup>

- ・ 利用者保護義務を口座保有者へ通告する義務
- ・ 取引通知を提供する義務
- ・ 受取人に対して信用情報(credential information)を提供する義務
- ・ 口座利用者に対して、不正/誤作動の決済取引を報告する手段を提供する義務
- ・ 口座利用者の不正取引主張を評価し調査を遂行する義務

◇ 保護された口座(protected account)の利用者の義務

- ・ 連絡先情報の提供義務
- ・ アクセスコードの保護義務
- ・ 口座へのアクセスを保護する義務
- ・ 不正取引を報告する義務・情報提供する義務

<sup>36</sup> 最新版は2019年1月31日に更新されたもので、発効予定日が2019年6月30日である。(2019年3月時点)

[http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult\\_papers/2018/Epayments%20User%20Protection%20Guidelines.pdf](http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult_papers/2018/Epayments%20User%20Protection%20Guidelines.pdf)

<sup>37</sup> 本稿の3ページ目、注3のレポートを示す。

<sup>38</sup> 2018年2月13日～3月16日までコンサルテーションが行われた。

[http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult\\_papers/2018/P0042018%20User%20Protection%20Guidelines%20Consultation%20Paper.pdf](http://www.mas.gov.sg/~media/resource/publications/consult_papers/2018/P0042018%20User%20Protection%20Guidelines%20Consultation%20Paper.pdf)

<sup>39</sup> ガイドラインはベスト・プラクティスの基準を示す原則であり、従わないことで違反と見なされることは無いが、MASによる総合的リスク査定に影響を及ぼす。



- ◇ 不正取引による流失資金への責任<sup>40</sup>
  - ・ 口座所有者の不注意による資金流失の場合、口座所有者の責任
  - ・ 金融機関の行動/不作為による資金流出の場合、口座所有者に責任は無い
  - ・ 独立した第三者の行動/不作為による資金流出(1000 シンガポールドル未満)の場合、口座所有者に責任は無い
- ◇ 誤作動の取引に関連した義務
  - ・ 口座利用者が誤って送金をした際、送金者・受取人双方の金融機関は、資金の回復に努める義務を持つ
  - ・ 口座所有者は、誤送金に関して情報提供する義務を持つ

■ 用語の定義:

- ・ 「保護された口座(protected account)」とは以下の決済口座を示す:
  - (a) 個人または個人事業主の名義において所有されている
  - (b) 一度につき 500 シンガポールドル(又は外貨の相当額)以上の残高を保有することができる、または信用枠(credit facility)である
  - (c) 電子決済取引に使用されることができる
- ・ 「責任ある金融機関(responsible FI)」は「保護された口座」に関して以下を示す:  
銀行、(銀行法に基づく)ノンバンクのクレジットカード発行者、金融会社、「保護された口座」を発行した SVF(プリペイド・マネー)発行者

■ 決済サービス事業者との関連:

現時点において、本ガイドラインが対象とする金融機関の中に「保護された口座を発行した SVF(プリペイド・マネー)発行者」が含まれており、これは【既存法 PSOA】の下で、MAS の認可を受けた決済業者】を意味する。

決済サービス法(Payment Services Act)の施行に伴い、MAS は本ガイドラインを、決済口座を発行する決済サービスライセンス業者に対しても適用対象とする予定である。

<sup>40</sup> 本項目は、責任ある金融機関が発行したクレジットカード/チャージカード/デビットカードについては適用しない。

### 1.5.2 小規模決済機関と大規模決済機関の利用者保護義務の違い

決済サービス法案の起草過程から、市中からは MAS による過剰な規制が懸念された。特に、低いリスクを呈示する小規模の企業に対して過剰規制により業界の競争力を妨げることにならないか、指摘があった。これを受け、MAS は小規模の決済サービス業者に対してより軽い遵守要求を義務付けることにした<sup>41</sup>。

- ・ 上記の利用者保護の施策(e マネーのフロート資金・移送中の資金のセーフガード、及び e ウォレット個人利用の保護)は、大規模決済機関のみに義務付けられる。
- ・ 小規模決済機関は、マネーロンダリング・テロリズムへの資金供給リスクの為に規制されるが、利用者保護の施策に従う必要は無い。小規模決済機関は、フロート資金・移送中の資金を金融機関によってセーフガードを行う義務は無いが、その旨を利用者に情報開示する義務がある。

### 1.5.3 移送中の資金・eマネーのフロート資金に関するセーフガード規定

本規定は国内送金、国際送金、加盟店獲得サービス、e マネー発行サービスの提供者(大規模決済機関)に適用される。

#### ■ 大規模決済機関の利用者資金保全の手法(23条)

- ・ 国内送金・国際送金・加盟店獲得サービス・その他指定されうる決済サービスを提供する大規模決済機関は、利用者資金をセーフガードする義務がある。(同1項)
- ・ 利用者から資金が受け取られた翌営業日までに、以下のうち1つの方法で資金を全額(または部分的に規定されうる額)セーフガードしなければならない。(同2項)
  - (a) 利用者の関連資金に関して全額責任を負う、という確約(undertaking)をセーフガード機関<sup>42</sup>から得る
  - (b) 関連資金額に関して、セーフガード機関から保証(guarantee)を得る<sup>43</sup>
  - (c) セーフガード機関が運用する信託口座に、関連資金を預ける
  - (d) その他指定されうる方法

<sup>41</sup> Ong 教育相は 2019 年 1 月 14 日、決済サービス法案の第二回議会発表において、「小規模決済機関は軽い規制を受けることで『永久的なサンドボックス(permanent sandbox)』に近い環境を設け、イノベーションと企業活動を促進する」と発表した。

<sup>42</sup> セーフガード機関は以下を示す: 銀行・その他指定されうる金融機関・要件を満たした信託口座の維持者。(決済サービス法 23 条 14 項)

<sup>43</sup> (a)と(b)に関して大きな違いは殆ど無く、手続きの形式上の区分となる。厳密には、前者の場合は「確約(undertaking)」を取消できるが、後者の「保証(guarantee)」は取消不可能と考える見方もある。

- eマネー発行サービス・その他指定されうる決済サービスを提供する大規模決済機関は、利用者から資金を受け取った時点で<sup>44</sup>、以下のうち 1 つの方法で資金を全額(または部分的に規定されうる額)セーフガードしなければならない。(同 3 項・4 項)
  - (a) 利用者の関連資金に関して全額責任を負う、という確約(undertaking)をセーフガード機関から得る
  - (b) 関連資金額に関して、セーフガード機関から保証(guarantee)を得る
  - (c) セーフガード機関が運用する信託口座に、関連資金を預ける
  - (d) その他指定されうる方法

※当局は、同法 103 条(当局による規制制定権)に基づき、関連事項のセーフガードの手法について、付随法の規制を制定することができる。(同 5 項)

#### 1.5.4 eウォレット個人利用に関する保護規定

本規定は、決済口座発行サービスの提供業者(大規模決済機関)に適用される。

##### ■ 大規模決済機関の e マネーを含む決済アカウント提供に対する制限(24 条)

決済口座発行サービスを提供する大規模決済機関は、以下の義務を持つ。(同 1 項)

- (a) 利用者の個人決済口座に含まれる、大規模決済機関が発行した e マネーの通貨相当額が規定の量(\*)を超えないこと。
- (b) 個人決済口座から決済サービス利用者へ送金された e マネー合計の通貨相当額(年間)が規定の量を超えないこと。
- (c) 大規模決済機関が同一利用者に対して 2 つ以上の個人決済口座を発行する場合：
  - i). 利用者が保持する全ての決済口座に含まれる e マネーの通貨相当額合計が規定の量を超えないこと。
  - ii). 全ての決済口座から決済サービス利用者へ送金された e マネー合計の通貨相当額(年間)が規定の量を超えないこと。

(\*)規定の量について、決済サービス法には記載が無い。

しかし第二回コンサルテーション・ペーパーで MAS は「e ウォレット内の資金は、金融機関によるセーフガードを受けており、銀行預金と同等な資金保護保証<sup>45</sup>が得られない。e ウォレットを所有する個人を保護する為に、上限を設けて e ウォレット内の資金保護を行

<sup>44</sup> “from the time any relevant money is received from”という表現。第二回レスポンス・ペーパー(2018/11/19)では、「移送中の資金のセーフガードを T+1(資金が受け取られた翌営業日)とする」一方で、「e マネーのフロート資金は T+0(資金が発行された日)でセーフガードを行うことを要求する」と述べている。

<sup>45</sup> 預金保険及び保険契約者保護スキームに関する法律(Deposit Insurance and Policy Owners' Protection Schemes Act 2011)に基づく預金保険を示す。

う」と述べている。規定の量については下記を予定している。

- 個人利用の e ウォレットの容量上限: S\$5,000
  - 個人利用の e ウォレットからの送金額上限: 年間 S\$30,000
- ※シンガポール国内の個人銀行口座への送金はカウントしない。

図表 4 利用者保護の施策まとめ

利用者保護の手段	適用対象の決済サービス	利用者保護手段の施行方法
eマネーのフロート 資金の保護	eマネー発行サービス	利用者から資金を受け取った日中に、 銀行等を通してeマネーのフロート資金のセーフガードを行う。
移送中の資金保護	国内送金	利用者資金を受け取った翌営業日までに、 銀行などを通して資金のセーフガードを行う。
	国際送金	
	加盟店獲得サービス	
eウォレット 個人利用の保護	決済口座発行サービス	eウォレットの容量上限を設定： <b>S\$5,000</b> eウォレットからの年間送金額上限を設定： <b>S\$30,000</b>
資金へのアクセス保護	決済口座発行サービス	E-Payments User Protection Guidelinesに規定

※対象業者は全て、大規模決済機関。

## 1.6 検査・監督

---

### 1.6.1 リスク・ベースの規制監督

#### (1) 4 種のリスク

決済サービス法は、アクティビティ・ベースのライセンス制を導入し、リスク・ベースの規制監督を行う。決済サービス法の規制対象となる業者は、リテール決済エコシステムに対して以下 4 種のリスクを呈示するアクティビティを提供する故に、規制を受ける。

#### ①マネーロンダリング、テロリズムへの資金供給

決済アクティビティが、マネーロンダリングやテロリズムへの資金供給の為に使用されるリスクを示す。

#### ②利用者保護

決済アクティビティの提供業者と契約を交わす消費者・加盟店(merchant)の不十分な保護をリスクと見なす。具体的には、以下の例を想定している。

- 取引の誤謬・詐欺取引に起因する問題が発生する場合
- e マネー発行者の破綻に際して、e マネー購入者の保護が不十分である場合

#### ③相互運用性(interoperability)

利用者が面する主要な決済サービス間において相互運用性が欠けることにより、決済手段が断片化するリスクを示す。

\* MAS は「電子決済エコシステムの発展を促進するためには、利用者側の決済エクスペリエンスに一貫性・単純性を持たせる必要がある」と考え、決済サービス業者が一定の規模に達したら相互運用性に関する措置を取ることにしている。

#### ④テクノロジーのリスク

決済アクティビティが抱えるテクノロジーリスクを示す。以下のエリアにおいて十分なテクノロジーリスク管理を通して、決済サービスの安全性確保が望まれる。

- 利用者の認証
- データ損失の保護
- 詐欺行為の監視・検出

#### (2) 規制対象サービスと関連リスク

決済サービス法が規制対象とする 7 つの決済アクティビティは、それぞれ下記の表に示すリスクを呈示していると見なされる。MAS は各リスクへの対策法も挙げている。

ライセンス保持業者は、決済サービスが呈示するリスクを軽減する為に、各アクティビティ特有のリスクに対応する義務を持つ。規制過剰を避ける為、ライセンスの保持業者は、関連リスクを呈示する規制対象サービスを操業する場合にのみ、リスクへの対応義務を負う。

【例】国際送金サービスのみを提供する業者は、AML/CFT<sup>46</sup>・利用者保護・テクノロジーリスク管理の要件のみ、従う必要がある。

図表 5 各決済サービスが呈示するリスクと対策

決済サービス	マネーロンダリング/ テロリズム資金供給	利用者保護	相互運用性	テクノロジーリスク
①決済口座発行サービス	一部の業者に対して AML/CFT要求有	資金へのアクセス保護	決済システムへのアクセス 共通のプラットフォーム 共通の基準	技術管理ガイドライン 適用 例：テクノロジーリス ク管理、利用者確認、 データ暗号化、詐欺監 視と検出等
②国内送金	一部の業者に対して AML/CFT要求有	移送中の資金保護	該当せず	
③国際送金	一部の業者に対して AML/CFT要求有	移送中の資金保護	該当せず	
④加盟店獲得サービス	該当せず	移送中の資金保護	決済システムへのアクセス 共通のプラットフォーム 共通の基準	
⑤eマネー発行サービス	該当せず	フロート資金の保護	該当せず	
⑥デジタル決済トークン/ 仮想通貨サービス	全業者に対して AML/CFT要求有	該当せず	該当せず	
⑦両替サービス	全業者に対して AML/CFT要求有	該当せず	該当せず	

(第二回コンサルテーション・ペーパー(2017/11/21)参照して作成)

### (3) 決済サービス業者の規模とリスクへの対応義務

第一回コンサルテーション期間(2016年8月～10月)中に、「MASが過剰規制し、FinTechスタートアップ企業などの小規模な業者を、過度な規制要件の負担にさらす懸念がある」との声が市中から上がった。MASはこの意見を考慮し、小規模な業者が提供する決済アクティビティを規制する必要性について検討を行った。検討の結果、AML/CFTを全3種類のライセンス保持業者へ義務付ける一方で、その他のリスク対応義務は大規模決済機関のみに課すとした。

小規模決済機関に対してはマネーロンダリング・テロリズムへの資金供給リスクのみの為に規制するとした。そのため、AML/CFT規定と一般的な操業要件のみ満たすことが求められる一方、

<sup>46</sup> Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorism の略。マネーロンダリング、テロリズムへの資金供給リスクへの対応策を意味する。

利用者保護・相互運用性要件・テクノロジーリスク管理の義務からは免除されることになった。<sup>47</sup>

大規模決済機関に対しては、取引額が大きい為、より厳重に監督を受けるべきと議論された。そのため、大規模決済機関は4種のリスク全てに関して対応義務を負うことになる。これは、業者が提供する決済アクティビティの数・種類に関係なく、上記の取引額閾値を超える規模を持つ業者全てに当てはまる。

ライセンス別の各種リスクへの対応義務は以下の表にまとめられる。

図表 6 ライセンス別の各種リスクへの対応義務

決済機関の ライセンス区分	リスクへの対応義務			
	AML/CFT	利用者保護	相互運用性	テクノロジー リスク管理
両替業者	有	無	無	無
小規模決済機関	有	無	無	無
大規模決済機関	有	有	有	有

■ AML/CFT のリスク対応義務について

- 図表 5 においては④加盟店獲得サービスと⑤e マネー発行サービスに関して、【ML/FT のリスクを呈示しない為、AML/CFT 要求が無い】旨が示される一方で、図表 6 では【全ライセンス業者が AML/CFT の対応義務を持つ】旨を示している。
- MAS による第二回レスポンス・ペーパー(2018/11/19)では、【AML/CFT 要求及びテクノロジーリスク管理手法に関して付随法にて詳細を発表する】と述べている為、詳細な AML/CFT 規定については今後制定される付随法で確認する必要がある<sup>48</sup>。

<sup>47</sup> これは「技術発展を促進し、シンガポールを競争的な決済ハブにする為」としている。

<sup>48</sup> 本稿、「その他:2019 年中に制定予定の付随法」項目を参照のこと。

## 1.6.2 決済サービス法におけるMASの権限

シンガポールの金融セクターは準政府機関(Statutory Board/法定機関)である通貨金融庁(MAS)によって監督されている。MAS は金融仲介業者の安全性と健全性を確保する為に、金融セクターの一元的な規制・監督を担う機関である。金融機関の監督を行う一方で中央銀行としての役割も担っており、通貨発行や安定化などの政策を実施している。決済サービス法では、MAS の権限下にある他の法律<sup>49</sup>と共通して、MAS の一般権能が適応される。

以下では、決済サービス法における MAS の権限について記述を行う。

### (1) 相互互換性(inter-operability)を確保する権限

#### ① 決済口座と決済システムの相互互換性の確保

決済サービス提供者<sup>50</sup>が発行する決済口座と決済システム間の相互互換性を確保する為に、MAS は書面の通告(Notice)により、決済サービス提供者に対し【決済システムの参加者になること/決済システムのオペレーターと合意を締結すること】を指示する権限を持つ。(決済サービス法第 25 条)

\* 上記の通告発行に関して、MAS は以下の事項を考慮して決定する。(同 2 項)

- i. 相互互換性の確保が公共の利益に合致するかどうかについて
- ii. 決済システムにおける既存の参加者とオペレーターの利益
- iii. 将来的に、決済システムの参加者になりうる者の利益
- iv. その他、当局が関係有と見なす事項

#### ② 決済システム間の相互互換性の確保

異なる決済サービス業者により操業される、異なる決済システム間の相互互換性を確保する為に、MAS は書面の通告により、決済システムを操業する決済サービス提供者に対し【MAS が適切とみなす共通の基準を採用すること】を指示する権限を持つ。(同法 26 条)

\* 上記の通告発行に関して、MAS は以下の事項を考慮して決定する。(同 2 項)

- i. 相互互換性の確保が公共の利益に合致するかどうかについて
- ii. 共通基準の採用を指示されることになる全決済サービス業者の利益
- iii. 将来的に、共通基準を採用することになりうる者の利益
- iv. その他、当局が関係有と見なす事項

<sup>49</sup> 銀行法(Banking Act)、証券先物法(Securities and Futures Act)、保険法(Insurance Act)、金融助言業者法(Financial Advisers Act)、預金保険法(Deposit Insurance Act)等を指す。

<sup>50</sup> ここにおける決済サービス業者は、大規模決済機関/ライセンス取得を免除されている機関/決済サービス法第 100 条に基づき除外を受ける者を示す。



## (2) 決済システムに係る権限

### ① 指定決済システムを指名する権限

MAS は以下の検討事項が該当すると判断した場合、官報(Gazette)における命令(order)により、指定決済システム(designated payment system)として決済システムを指名することができる。(同法 42 条)

- a. 当該決済システムの操業における混乱が
  - i. 決済システムの参加者に対し、混乱を引き起こす/伝達する
  - ii. シンガポールの金融システムに対して、システム的な混乱を引き起こす/伝達する
  - iii. シンガポールの決済システム/金融システムに対する、国民の信頼に影響を与える
- b. 当該決済システムがシンガポール国内で広く利用されている、又は当該決済システムの操業が国内の 1 つ以上の決済システムに影響を与えうる為、当該決済システムの操業者により提供されるサービスの効率性/競争性を確保する為に、指名が必要である

### ② 指定決済システムに対して制約を義務付ける権限

MAS は書面の通告により、指定決済システムの参加者/オペレーター/セトルメント機関に対して、適切とみなす条件や制約を義務付けることができる。(同法 44 条)

### ③ 指定決済システムを取り消す権限

MAS は上記の検討事項(同 42 条)が該当しないと判断した場合、官報における命令により、指定決済システム(designated payment system)の指名を取り消すことができる。(同法 45 条)

### ④ アクセス方式に関して義務付ける権限

- MAS は、指定決済システムの参加者・オペレーター・セトルメント機関・その他決済システムへのアクセスを決定する者を対象として、官報における命令により、決済システムのアクセス方式(access regime)を義務付けることができる。(同法 51 条)
- MAS は官報における命令により、上記 51 条により義務付けられたアクセス方式に対し、適切と見なす条件で変更を加えることができる。(同法 52 条)

### (3) 報告徴求の権限

#### ① ライセンス業者による MAS への情報提供

- MAS はライセンス業者に対し通告により、決済サービス提供の操業に関する情報の提供を要求することができる。(同法 16 条)

\* 通告において、MAS は以下の情報提供を要求することができる。(同 2 項)

- i. ライセンス業者の操業状況
- ii. ライセンス業者が提供する決済サービスの価格設定やその他の検討事項
- iii. その他、MAS が要求しうる情報

- ライセンス業者は、当局が書面の通告により規定する様式・方法・頻度で、事業に関するレポートを提出しなければならない。(同法 17 条)

- 当局は、ライセンス業者に関する株式保有状況や議決権について確認/調査する為、書面の通告によりライセンス業者に対し、その株式保有者から情報提供を貰い当局に提出させるよう要求できる。(同法 31 条)

\* 通告において、MAS は以下の情報提供を要求することができる。(同 2 項)

- i. 株式保有者が、ライセンス業者の実質的な所有者/受託者として、株式に出資しているかどうか
- ii. 株主保有者が受託者として株式に出資している場合、可能な範囲で【その株主保有者が利害関係を持つ人物の名前】【その人物の利害の性質】

- 当局は、指定決済システムのオペレーターに関する株式保有状況や議決権についても、上記と同様に書面の通告でオペレーターに対し、その株式保有者から情報提供を貰い当局へ提出することを要求できる。(同法 62 条)

#### ② 決済システムのオペレーターによる MAS への情報提供

- MAS は以下の者に対し、規定される様式と方法による通告で、当局が要求する決済システムに関連する情報の提供を求めることができる。(同法 41 条)

- i. 決済システムにおける参加者
- ii. 決済システムのオペレーター、或いはオペレーターの代わりを務める者
- iii. 決済システムにおけるセトルメント機関

\* 通告において、MAS は以下の情報提供を要求することができる。(同 2 項)

- i. 決済システムの操業に関連する情報、及び決済システムにより提供されるサービスの価格設定やその他の検討事項
- ii. 決済システムにおける参加者の参加状況やその他関与状況に関する情報
- iii. その他、MAS が要求しうる情報

- MAS は、指定決済システムのオペレーターに関する株式保有状況や議決権についてライセンス業者に対して同様に、書面の通告でオペレーターに対し、その株式保有者から情報提供を貰い当局へ提出することを要求できる。(同法 62 条)

#### (4) 検査と調査の権限

##### ① 監査人の任命・解任に関する権限

- ライセンス業者は年間基準で監査人を任命しなければならないが(同 37 条1項)、ライセンス業者が監査人を任命しなかった場合・別の監査役が担当することが望ましいと当局が判断する場合、MAS は監査人を任命することができる。(同 2 項)
- 当局は任命した監査人に対し、監査人としての職務(同 4 項)以外に下記の任務を書面の通告により義務付けることができる。(同 5 項)
  - i. 当局が監査に必要と見なす追加情報を提出する義務
  - ii. ライセンス業者の業務監査範囲を拡大する義務
  - iii. 特定のケースにおける監査につき、その他の調査を実施する義務
  - iv. 上記 ii 及び iii 項目の事柄に関して報告書を提出する義務
- MAS が監査人の職務遂行に関して不満を感じる場合には、ライセンス業者に対して監査人の解任・他の監査人の任命を指示することができる。(同 7 項)
- 指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関も、ライセンス業者と同様に年間基準で監査人の任命をしなければならない。(同法 68 条)こちらに関しても、MAS による監査人の任命(同 2 項)と監査人への義務付けを行う権限(同 5 項)、及び監査人の解任・他の監査人の任命を指示することができる。(同 7 項)

##### ② 検査及び調査を行う権限

- 当局は時として、ライセンス業者・ライセンスを除外される決済サービス提供者・指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関/参加者を対象として、秘密裏に (under conditions of secrecy) 会計帳簿を検査(inspect)することができる。(同法 72 条)
- 当局は、以下の目的の為に必要であると判断した場合、調査を実施する(conduct investigation)ことができる。(同法 73 条)
  - a. 下記事項が該当するかどうか判断する
    - i. ライセンス業者・ライセンスを除外される決済サービス提供者が顧客の利益にとって有害な操業を行っているか/適切な方法で決済サービスの提供を操業しているか

- ii. 指定決済システムのオペレーター、或いは指定決済システムのオペレーターであるライセンス業者が、顧客や決済システムの参加者の利益にとって有害な操業を行っているか/適切な方法で決済サービスの提供を操業しているか
  - iii. 指定決済システムのセトルメント機関、或いは指定決済システムのセトルメント機関であるライセンス業者が、決済システムの参加者の利益にとって有害な操業を行っているか/適切な方法で決済サービスの提供を操業しているか
  - iv. 指定決済システムの参加者、或いは指定決済システムの参加者であるライセンス業者が、決済システムの他の参加者の利益にとって有害な操業を行っているか
- b. 本法の規定に対する違反の疑いを調査する
  - c. 本法及び、本法に基づき当局が書面で発行した通告への遵守を確保する

## (5) 処分の権限

### ① 株式保有規制の違反に対する訓令(direction)の発行

- 決済サービス第 28 条に規定されるライセンス業者の株式保有規制<sup>51</sup>を違反する人物に対し、MAS は書面の通告により以下の訓令を発行することができる。(同法 31 条)
  - i. 当局が適切と見なす時間内や状況下において、その人物/その人物の共同出資者が保有するライセンス業者の全株式を移転/処分するように指示
  - ii. その人物/その人物の共同出資者が保有するライセンス業者の全株式の移転/処分を制限
  - iii. その他当局が適切であると見なす訓令
- 決済サービス法第 59 条に規定される決済システムのオペレーターの株式保有規制<sup>52</sup>を違反する人物に対し、MAS は書面の通告により上記と同様の訓令を発行することができる。(同法 61 条)

### ② ライセンス業者の役員解任

シンガポールで法人格を取得したライセンス業者に関して、最高責任経営者・取締役・パートナーが不適格人物(not a fit and proper person)であると MAS が判断した場合、書面の通告によりその人物の解任を、ライセンス業者に指示することができる。(同法 35 条)

---

<sup>51</sup> 決済サービス法第 28 条では、【ライセンス業者の株式を 20%以上保持する株主になる場合には、当局への申請と認可が不可決である】との規定がある。

<sup>52</sup> 決済サービス法第 59 条では、【指定決済システムのオペレーターの株式を 5%; 12%; 20%保持する株主、または間接的な株主になる場合には、当局への申請と認可が不可決である】との規定がある。

\*MAS は役員解任を指示するにあたり、当該人物に関して下記要素を考慮する。

- i. 詐欺・不正行為で有罪判決を受けた経歴の有無
- ii. 債務未返済の破産者であるかどうか
- iii. 執行を受けた判決債務の返済が全体的/一部につき完了していない
- iv. 債権者に対し、施行中の合意協定を持っているかどうか
- v. 実効性がある禁止令(金融アドバイザー法第 59 条、保険法第 35V 条、証券先物法第 101A 条に基づく)が適用されているかどうか
- vi. 裁判所により解体させられた、または当局/海外規制当局によりライセンスが取消された金融機関で役員を務めた経歴の有無
- vii. 故意に本法の規定を違反した、或いは故意にライセンス業者に違反をさせたかどうか
- viii. 正当な理由無しに、本法・MAS 法・Schedule に指定された他の法に対する、ライセンス業者の遵守を確保しなかった事実の有無
- ix. 在職中に職務執行を怠った経歴の有無
- x. 公共の利益の為に、解任させられる必要があるかどうか

### ③ 指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関の役員の解任

指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関の役員が不適格人物であると MAS が判断した場合、書面の通告によりその人物の解任を、オペレーター/セトルメント機関に指示することができる。(同法 66 条)

\*MAS が役員解任を指示するにあたり考慮する要素は、上記と類似する。

## (6) 非常権限

### ① 義務履行不能となった決済機構(payment entity)<sup>53</sup>に対する権限の行使

- 当局は下記 a～d の状況発生に伴い、必要と判断する場合に A～C の権限を 1 つ以上行使することができる(同法 78 条)
  - a. 決済機構が当局に対し、破産しそう/決済機構としての義務履行が不能となりそう/決済を停止することになりそう、という旨を通知する場合
  - b. 決済機構が破産/義務履行不能となった/決済を一時停止した場合
  - c. 当局が、決済機構が次の状況であると判断した場合

<sup>53</sup> 「決済機構(payment entity)」とは、以下の者を指す(同法 77 条)

- (a)ライセンス業者
- (b)銀行法 57B 条に基づき、シンガポール国内でクレジットカード/チャージカードの発行業を営むライセンスを付与された者
- (c)指定決済システムのオペレーター
- (d)指定決済システムのセトルメント機関

- i. 破産した/しそうである、義務履行不能となった/なりそうである、決済を一  
時停止した/しそうである、または
- ii. 本法における規定を違反した
- d. 当局が、公共の利益を考慮して、権限行使が適切であると判断した場合

\* 上記状況発生時、当局は次の権限を行使できる。

- A) 当局が必要と判断する場合、決済機構に対して即座に、操業に関連した行動や  
行為を取る/取らないことを要請する。
- B) 決済機構に対し事業の適切な管理について助言を与えるために、1 人以上の者  
を法定助言者(statutory adviser)として任命する。
- C) 決済機構の事業の経営権を掌握する、または 1 人以上の者を法定管理者  
(statutory manager)として任命し事業の経営を管理させる。

## ② 指定決済システムに対する非常権限

- 当局が、非常事態の存在を確信、または公共の利益/公共の部門(section)の利益の為  
に必要であると考えられる場合、以下の権限を 1 つ以上行使することができる。(同法 79 条)
  - a. 当局が、指定決済システムの安全性と効率的な操業を維持/回復する為に必要  
であると考えられる行動を、指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関に対し  
て行うよう、書面の通告で指示を出す。
  - b. 指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関の整理または破産を高等法  
廷(High Court)に申請する
  - c. 指定決済システムの操業停止をオペレーターに対して要求する。

## (7) その他、規則の制定などに係る権限

### ① 決済サービス法による規制から免除を行う権限

当局は規制(regulations)により、【あらゆる人物(群)・決済サービス(群)・決済システム(群)・  
決済口座(群)・株式権益(群)・その他規定する者/群】を本法の規定から免除することができ  
る。(同法 100 条)

### ② 付随法の制定権限等

- 当局は官報の公表やその他適切と認める手段により、規約(codes)・ガイドライン  
(guidelines)・政策綱領(policy statements)・実行注釈(practice notes)等を発行することが  
できる。(同法 101 条)
- 当局は、消費者と公共の利益の保護・指定決済システムの適切な管理の確保・決済口  
座における e マネーの保全性確保の為に、本法の効率的な執行に必要と思われる要求  
を書面による通告で発行することができる。(同法 102 条)

- 当局は、本法が要求/許可する事柄に関して規定する、規制(regulations)を制定することができる。(同法 103 条)
- 当局は時として、本法の下に提供された情報を統合した報告書、決済システムや決済サービスに関する情報を統計的な目的の為に集めた意見書を公表することができる。(同法 104 条)

## 1.7 破綻処理

シンガポールの破産法は、大きく個人破産と会社破産に分かれる。

- 個人破産：破産法(Bankruptcy Act)にて規定。
- 会社破産：会社法(Companies Act)にて規定。

金融機関の破綻処理手続きに関しては、以下のように規定されている。

- 銀行の破綻処理：銀行法(Banking Act)の規定に従う。
- 証券会社の破綻処理：会社法(Companies Act)の規定に従う。
- 保険会社の破綻処理：会社法(Companies Act)の規定に従う。

### 1.7.1 金融機関の破綻について

シンガポールでは、銀行の破綻時処理手続きに関して銀行法にて規定を設けているが、1965年の独立以来、国内で設立された金融機関の破綻例が無い<sup>54</sup>。シンガポールは同国の基幹産業となっている金融セクターの秩序と信用を確保する為に、金融機関の経営者に対して抑止的に重い法的義務を課している。法律の違反に対しては強力な制裁を与える規定が設けられており、複数の専門的な捜査機関・訴追機関による執行が定められている。このような厳格な法制度・法執行態勢が、金融機関の破綻を抑止している要因の一つであると考えられる。<sup>55</sup>

<sup>54</sup> 福島崇之(2017)「財産調査及び責任追及の観点からみたシンガポール共和国の法制度」預金保険研究 (20), 21-89, 2017-03

<sup>55</sup> 上記の筆者である福島氏(日本の預金保険機構にて特別業務部総括調査役を担当)が MAS に対して、建国後国内で設立された金融機関の破綻例が無い理由についてインタビューを行ったところ、以下の理由が挙げられたという。

- ①同庁が銀行に対して合理的なリスクマネジメントシステム及び内部統制を整備するよう要求していること
- ②銀行に対し、想定される損失を吸収することができる程度の資本の維持や、ストレスがかかっている状況下で現実化する可能性のあるリスクを是正するための適切な態勢の整備を要求していること
- ③主要な銀行については、深刻なストレスが生じた際に、財務の強化及び成長力を回復させるための計画を不測事態に備えた準備の中に含めていること
- ④CRAFT(Comprehensive Risk Assessment Framework and Techniques)と呼ばれるリスク評価、検査及び外部による監督を受けることを要求し、同庁において監督上の問題があると認めた場合は、それを是正するための措置を講じていること
- ⑤バーゼル III の最小値よりも相当程度高い自己資本比率を要求するなど、銀行が適正な質及び量の資本を維持することを求めていること
- ⑥不良債権の能動的な評価及び償却

### 1.7.2 決済サービス業者の破綻について

決済サービス法が未だ施行されていない段階である現在(2019年3月)、シンガポールにおける決済サービス業者の破綻例は非常に限定的である。過去にあった決済サービス業者の破綻事例について調査を行ったところ、エスクローサービスを利用していた為に利用者の預け金に毀損が無かったケースや、倒産後第三者に買収され義務が移行し実害が出ていないケースなど、通常の会社法に則った破綻処理を行っていない例しか確認できなかった。

これから施行される決済サービス法においても、監督当局の権限において破綻を抑止する制度がみられる。本稿の「決済サービス法における MAS の権限」に記載の通り、規制当局である MAS は決済サービス法の下で次の権限を保持する。

(1) 相互互換性を確保する権限	① 決済口座と決済システムの相互互換性確保 ② 決済システム間の相互互換性確保
(2) 決済システムに係る権限	① 指定決済システムを指名する権限 ② 指定決済システムに対して制約を義務付ける権限 ③ 指定決済システムを取り消す権限 ④ アクセス方式に関して義務付ける権限
(3) 報告徴求の権限	① ライセンス業者による情報提供 ② 決済システムオペレーターによる情報提供
(4) 検査と調査の権限	① 監査人の任命・解任に関する権限 ② 検査・調査を行う権限
(5) 処分の権限	① 株式保有規制の違反に対する訓令発行 ② ライセンス業者の役員解任 ③ 指定決済システムのオペレーター/セトルメント機関の役員解任
(6) 非常権限	① 義務履行不能となった決済機構への権限 ② 指定決済システムに対する非常権限

(1)相互互換性を確保する権限と(2)決済システムに係る MAS の権限は、シンガポールのリテール決済において決済手段の断片化を予防し、決済アクティビティが効率的・順調に作動することを確保する為の権限と言える。

(3)報告徴求、(4)検査と調査、(5)処分に係る MAS の権限は、ライセンス業者・決済システムのオペレーターの操業状況が健全であることを、報告・検査・処分によって確保する為の権限であると考えられる。



(6) 非常権限においては、破綻の可能性が高いライセンス業者に対して、利用者や決済ランドスケープに影響が出る前に MAS が介入し、業者へ指示を行う権限であると理解できる。決済サービス法第 78 条の規定では、決済業者が破産しそうである場合、MAS は決済業者に対して【**操業に関連した行動の要請**】、【**法定助言者を任命し事業管理について助言を与える**】、【**法定管理者を任命し事業経営を管理させる**】権限を行使できる。同法 79 条では、決済システムに対して MAS が【**操業に関連した行動の指示**】、【**整理/破産を高等法廷へ申請**】、【**指操業停止の要求**】を行うことができる。

このように、破綻に伴う利用者資金損失の発生を抑止する制度が決済サービス法において確保されている為、同法の施行後も決済サービス業者の破綻ケースは限定的になると考えられる。

## 1.8 ポイントの扱い

### 1.8.1 決済サービス法におけるポイントの取り扱い

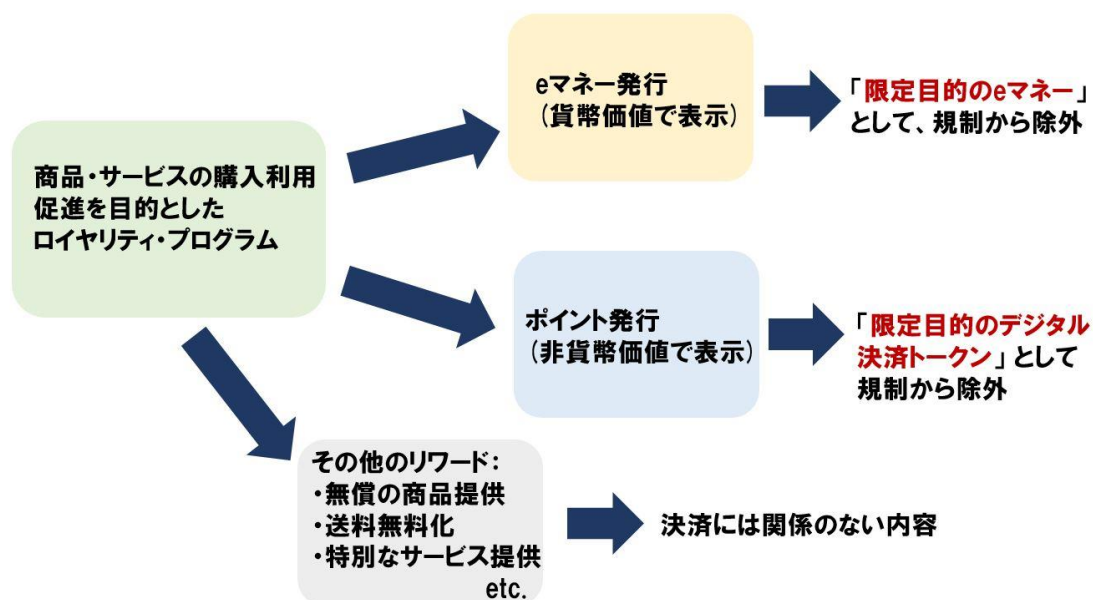
シンガポールでは決済手段として見たポイントに関して法律的な規制を設けておらず、ポイントの発行行為に対して規制を設ける法令も無い。2019年に施行予定の決済サービス法においては、コンサルテーションの段階から決済サービス業としてポイントを規制対象に入れるかどうか議論があり、最終的に最新版の法案では規制の除外規定の中に入れられた。

#### (1) ロイヤリティ・プログラムとポイント

日本における「ポイント」は貨幣価値で表記されないものを想定するが、「ポイント」の発行目的を「リテール業界が商品・サービスの購入利用促進を目的としたスキームの一環として発行するもの」と定義した場合、そのようなスキームは「ロイヤリティ・プログラム」として考えることができる。

シンガポールではロイヤリティ・プログラムの一環で、貨幣価値で表示されるeマネーを発行するプログラムと、非貨幣価値で表示されるポイントの発行がある。決済サービス法では、コンサルテーション段階からその両方について「利用目的・範囲が限定的で、呈示するリスクが低い」ことを理由に規制対象外とする議論が進み、その旨が法案に盛り込まれた。前者は「限定目的のeマネー (limited purpose money)」、後者は「限定目的のデジタル決済トークン (limited purpose digital payment token)」として区分し、除外規定に入れられている。

図表 7 決済サービス法におけるロイヤリティ・プログラムの分類



## (2) 「限定目的 e マネー」の適用除外規定

決済サービス法には 12 項目の適用除外規定<sup>56</sup>があり、貨幣価値を発行するロイヤリティ・プログラムの適用除外は以下の項目に該当する。

j. 限定目的の e マネー(limited purpose e-money)を発行する者によって提供される決済サービス

ここにおける「限定目的の e マネー(limited purpose e-money)」は、上記の「除外規定に関連する用語の定義」の下記項目に該当する。

限定目的の e マネーは、以下いずれかの種類の電子的に保存された貨幣価値である：

(c) 以下の特徴をもつ、あらゆる電子的に保存された貨幣価値

- i. 通貨単位で表記される。
- ii. 電子的に保存された貨幣価値の発行者、または発行者が指定する加盟店が提供する、商品・サービスの購入・利用促進を主要目的にしたスキームの一環で発行されている。
- iii. 電子的に保存された貨幣価値の発行者、または発行者が指定する加盟店が提供する商品・サービスを、利用者が購入・利用した結果、発行された
- iv. 電子的に保存された貨幣価値の発行者、または発行者が指定する加盟店が提供する商品/サービス(又は両方)への支払い/部分的支払いへ使用される
- v. 金融商品の一部では無い
- vi. 電子的に保存された貨幣価値の利用者が保持する決済口座より、貨幣へ交換する為に引き出されることはできない、そして
- vii. 電子的に保存された貨幣価値が 100 シンガポールドルを超える場合(又は外貨の相当分)、発行者による利用者の身分特定・確認なしには、電子的に保存された貨幣価値を利用者へ貨幣で返金されることができない

## (3) 「限定目的のデジタル決済トークン」の適用除外規定

日本における「ポイント」に近いと考えられる、非貨幣価値のロイヤリティ・プログラムの適用除外は以下の項目に該当する。

1. 限定目的のデジタル決済トークン(仮想通貨)の取引や交換を促進するサービス

<sup>56</sup> 詳しくは前項目「1.3 業定義」の「1.3.4 適用除外規定」を参照。

「限定目的のデジタル決済トークン(limited purpose digital payment token)」については、用語の解釈欄にて以下の定義がなされている。

限定目的のデジタル決済トークンは、あらゆる非貨幣的な顧客のポイント(non-monetary customer loyalty or reward point)、ゲーム内の資産、それらに類似したデジタルな価値表記を意味する。それは以下の特徴を持つ。

- (a) 発行者に返却することができず、送金・通貨交換の為の売却ができない。
- (b) 次の状況でのみ利用される:
  - i. 非貨幣的な顧客のポイントについては、ポイント発行者又は特定の加盟店が提供する商品・サービスへの支払い(又は部分的支払い/交換)の為に利用される。
  - ii. ゲーム内の資産については、オンラインゲームの中でバーチャルな商品・サービスと交換・支払いする為に使われる。

また、上記の定義における「非貨幣的な顧客のポイント(non-monetary customer loyalty or reward point)」については以下の定義がなされている。

「非貨幣的な顧客のポイント(non-monetary customer loyalty or reward point)」は以下の条件をすべて満たす、あらゆるデジタルな価値表記を意味する。

- (a) 通貨単位で表記されない。
- (b) ポイント発行者や加盟店が提供する商品・サービスの利用促進を主要目的にしたスキームの一環で発行されている。
- (c) 発行者や加盟店が提供する商品・サービスを利用者が購入・利用した結果、発行された。
- (d) 発行者や加盟店が提供する商品・サービスの支払い/部分的な支払い/交換の為に使用される
- (e) 金融商品の一部では無い。

1 項目における「取引」および「交換を促進する」については、上記の「各決済サービスに関連する用語の定義」にならい、以下のように定義されている。

「取引」(dealing in)はデジタル決済トークンに関する限り、貨幣や他のデジタル決済トークン(同種/異種に関わらず)と交換する為に、デジタル決済トークンを売買することを意味する。以下の行為はいずれも含まない。

- (a) デジタル決済トークンの交換を促進する
- (b) デジタル決済トークンを、商品やサービスの提供に対する支払い手段として受け入れる
- (c) デジタル決済トークンを、商品やサービスの提供に対する支払い手段として利用する

「交換の促進」(facilitating the exchange of)はあらゆる種類のデジタル決済トークンに関する限り、デジタル決済トークンの交換の場を設立または運営することを示す。

この場合、設立者/運営者は、貨幣や他のデジタル決済トークンと交換することを目的としたデジタル決済トークンの売買を提案/促進しており、その過程において貨幣やデジタル決済トークンを所持することになる。

## 1.8.2 ポイントの実態

### (1) ロイヤリティ・プログラムの種類

2016年に行われた Nielsen Global Retail Loyalty-Sentiment Survey によると、69%のシンガポールの回答者が1つ以上のロイヤリティ・プログラムに参加していると回答している<sup>57</sup>。

同社による分類では、ロイヤリティ・プログラムへの参加によって顧客が得られる報酬(reward)は金銭的/非金銭的なものに分類されるという。

金銭的な報酬	非金銭的な報酬
商品の割引	マイルージ・ポイント
払い戻し・キャッシュバック	優先度の高いサービス提供
送料無料化	特売品/商品への専有的アクセス
無償の商品入手	特別客としての認証
送料の割引	個人化された商品/サービスの提供
	慈善活動への寄付

ロイヤリティ・プログラムの実態は、リテールビジネスに関わる各事業者が、上記に挙げられた様々な金銭/非金銭的な報酬を組み合わせ、顧客へ提供する場合が多い。

以下では、ポイントの発行・交換を含むシンガポールのロイヤリティ・プログラムについて記述を行う。

### (2) ロイヤリティ・プログラムの例

下記では、①シンガポール航空のクリスフライヤー、②大手小売店フェア・プライスを中心に展開する Plus! Rewards Programme、③石油のシェル社の Shell Escape Loyalty Program、④ドラッグストアをチェーン展開するワトソンのメンバーシップ制度について例示する。

①②はポイントの獲得方法が社内・社外と広範囲にわたり、ポイントの利用では、他のロイヤリティ・プログラムのポイントと交換することもできる。③は社外の連携店がやや少なく、④はポイントの獲得・利用が主に社内と限定的である。

<sup>57</sup> <https://sbr.com.sg/retail/news/3-things-driving-singaporean-consumers-loyalty-programs>  
(Singapore Business Review, 2016/11/23)

## ① Singapore Airline – KrisFlyer Miles

### ● 概要

クリスフライヤー(KrisFlyer)は、シンガポール航空が提供するマイレージサービスである<sup>58</sup>。特徴は下記に示すように、マイル(非貨幣価値)を獲得する手段が、シンガポール航空の利用を超えて多種の提携会社に渡ることと、獲得したマイルを航空以外のサービスで決済に利用し、他のロイヤリティ・プログラムに交換可能であることが挙げられる。

クリスフライヤー会員には、利用額に応じた 3 つの会員ステータス(クリスフライヤー/エリートシルバー/エリートゴールド)が存在し、ステータスによってボーナスマイルの付与や優先待遇(チェックイン/搭乗/ラウンジ・クラブの利用)等、様々な非金銭的報酬を用意している。

### ● ポイント付与

クリスフライヤー・マイルは、シンガポール航空の利用以外にも、様々な提携サービスの利用によって獲得することができる。

提携先	マイルの獲得
スターアライアンスの加盟会社、及びその他の提携航空会社	スターアライアンス加盟会社(2019年3月時点で27社)、及びスクートやジェットブルー等の提携航空会社のフライト利用により、マイルが貯まる
クレジットカード会社	シンガポール国内 <sup>59</sup> では American Express, UOB デビットカードが提携。クレジットカード利用時にマイルが貯まる仕組みになっている。
金融機関 <sup>60</sup>	AIG, Capital One, Chase Ultimate Rewards, Citibank, DBS, Diners Club, HSBC, Maybank, OCBC, POSB 等 45 の金融機関(2019年3月時点)と提携。提携先金融機関のポイントやマイルを、クリスフライヤー・マイルへ変更することができる。
ホテル・サービスアパートメント <sup>61</sup>	Hilton, Hyatt Hotels, Marriott International, New Otani Hotels など 40 の宿泊施設と連携。宿泊によりマイルを獲得できる。Agoda.com や Trip.com 等予約サイトも含む。

<sup>58</sup> [https://www.singaporeair.com/ja\\_JP/jp/ppsclub-krisflyer/krisflyer/](https://www.singaporeair.com/ja_JP/jp/ppsclub-krisflyer/krisflyer/)

<sup>59</sup> シンガポール国外のカード会社とも提携をしている。日本とは JCB クレジットカード、三井住友 VISA カードと提携。

<sup>60</sup> [https://www.singaporeair.com/ja\\_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/financial-services-partners/](https://www.singaporeair.com/ja_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/financial-services-partners/)

<sup>61</sup> [https://www.singaporeair.com/ja\\_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/hotels-serviced-residences/](https://www.singaporeair.com/ja_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/hotels-serviced-residences/)

リテール業者 <sup>62</sup>	LOTTE, Singapore Changi Airport, The Bicester Village Shopping Collection など、10 社と提携。提携先での購入によりマイル獲得、又は提携先のポイントをマイルへ変更できる。
陸上交通手段 <sup>63</sup>	Grab や Rentcars.com 等、9 社と提携。提携先のサービス利用によりマイル獲得、又は提携先のポイントをマイルへ変更できる。
その他	The Economist 紙や Forbes Asia 雑誌の購読によりマイル獲得、foodpand で 1ドル支出=1 マイルの獲得、Shell (給油)の Shell Escape Rewards Programme のポイントをマイルへ変更などができる。

### ● ポイントの使用・交換

利用者は、クリスフライヤー・マイルを航空チケット購入に使用する以外にも、現金と組み合わせた支払いやポイントの交換を行うことができる。クリスフライヤー・マイルの有効期限は3年である。シンガポール航空はマイルの使い道を以下のように例示している。

- ◇ 航空関連サービスでの利用
  - ・ 特典航空券の予約
  - ・ 航空座席のアップグレード
- ◇ 現金とマイルと組み合わせて、支払いに利用
  - ・ Singaporeair.com で航空券予約時に、マイルで一部を決済(最低 980 クリスフライヤー・マイルが必要。マイル利用後の残金はクレジット/デビットカードで支払う)
  - ・ 連携ホテル・レンタカー、krisshop.com の利用に、マイルと現金を組み合わせで決済
    - ※ 現金とマイルの変換率は一律でない
- ◇ マイルの寄付
  - ・ Make-A-Wish Singapore (難病と闘う子供を支援) への寄付
- ◇ その他の利用
  - ・ シャングリ・ラと、マイルとポイントの相互変換が可能なロイヤルティプログラムを展開。(12 クリスフライヤー・マイル=1 ゴールデンサークル(GC)アワード)

<sup>62</sup> [https://www.singaporeair.com/ja\\_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/retail-partners/](https://www.singaporeair.com/ja_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/retail-partners/)

<sup>63</sup> [https://www.singaporeair.com/ja\\_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/ground-transport-partners/](https://www.singaporeair.com/ja_JP/jp/ppsclub-krisflyer/earn-miles/earn-on-the-ground/ground-transport-partners/)

ポイント。最低 20,000 マイルの KrisFlyer マイルが必要。ポイントはシャング  
リ・ラの各種サービスへ利用可能)

## ② NTUC - Plus! Rewards Programme

### ● 概要

Plus! Rewards Programme<sup>64</sup>は、シンガポール最大の労働組合である、全国労働組合  
議 (National Trades Union Congress/NTUC) が運営する大手小売店、フェア・プライス  
(FairPrice) を中心に展開するロイヤリティ・プログラムである。

申し込み利用者数は 210 万人以上、割引・リワード・プロモーションの適用といった形で  
プログラムに関わる提携店(国内外の販売店、e コマースサイト等)は 1200 以上に渡る。ま  
た、OCBC 銀行との提携によるクレジット/デビットカードも展開している。利用者は Plus!  
VISA ペイメントカードの使用により、報酬(reward)や特権(privilege)を得ることができる。

### ● ポイント付与

利用者は Plus!の提携店の利用・買い物により、LinkPoints を獲得することができる。

下記は LinkPoints の付与例である<sup>65</sup>。購入/利用時に、固定レートでポイントが得られる  
場合があれば、一時的な付与(例:プロモーションの一環として登録時にポイント付与)を行  
う場合もある。ポイント獲得のレートは提携店によって異なる。

提携先	LinkPoints の獲得	
Little Baby Singapore (ベビー用品 E コマース)	Plus!利用者で、国民登録カード番 号を入力した顧客を対象に発行	1 シンガポールドル = 1 LinkPoint
Peach Garden (中華料理レストラン)	Plus!利用者を対象に発行 (50 人以上の宴会・祝日・特定日 には発行せず)	1 シンガポールドル = 2 LinkPoints
NTUC Fairprice Co-operative Ltd (スーパーマーケット)	シンガポール国内の 125 店舗で Plus!利用者を対象に発行 (一度の購入金額が 20 シンガポー ールドルを超える必要有)	1 シンガポールドル = 2 LinkPoints
SingPost (郵便サービス)	SAM キオスク機・SAM のウェブ及 びアプリで決済を行った Plus!利用 者を対象に発行 (郵便料金・納税には適用せず)	決済額 50 シンガポー ールドル = 1 LinkPoint (最大 5 ポイントまでの 付与限度有り)

<sup>64</sup> <https://plus.com.sg/>

<sup>65</sup> 本項目は、次のリンクから事例を抽出して記述を行った。<https://plus.com.sg/earn/partners?Sortby=AtoZ&page=1>



Wildlife Reserves Singapore (動物園)	Plus!利用者を対象に、入園料・園内における購入につき、発行 (150 LinkPoint=S\$1 で園内利用可)	1 シンガポールドル = 5 LinkPoints
Lim & Tan Securities (証券会社)	Plus!利用者を対象に、株式の仲買サービスを利用した顧客に発行	仲買額に関して、 1 シンガポールドル = 5 LinkPoints
Senoko Energy セノコ・エナジー社 (電力会社)	セノコ・エナジー社のロードショーに参加した Plus!利用者で、指定プロモーションコードを使って登録を行った者に発行(期間指定有り: 2019年2月1日~28日)	1,000 LinkPoints 獲得

### ● ポイントの使用

上記に例示された、ポイント付与の提携店で獲得したポイントは、ポイント使用を認める150以上の提携店<sup>66</sup>において、150 LinkPoints = 1 シンガポールドルに換算して決済に利用することができる。ポイント使用時の換算レートは原則一律であるが、各提携店がプロモーションやリワードの一環として、LinkPoint からシンガポールドルへの換算率を高めることもある<sup>67</sup>。

### ● ポイントの交換

LinkPoint は、提携する他のロイヤリティ・プログラムにおけるポイントと相互交換することができる。下記は連携するプログラム<sup>68</sup>との交換例である。

	Asia Miles	Park Rewards	Starhub Rewards
他ポイント からの交換	800 Asia Miles = 600 LinkPoints	PARK\$ 300 = 375 LinkPoints	100 Starhub Rewards Points = 270 LinkPoints
他ポイント への交換	440 LinkPoints = 110 Asia Miles	1500 LinkPoints = PARK\$ 300	(2019年4月末まで実施)

<sup>66</sup> <https://plus.com.sg/redeem/partners?Sortby=AtoZ&page=1>

<sup>67</sup> 例:3000 LinkPointsを25S\$分の買い物に利用可能にし、120 LinkPoints = 1 シンガポールドルの換算レートとする。

<sup>68</sup> Asia Miles は主に航空会社やホテルと提携するロイヤリティ・プログラムの操業会社、Park Rewards は Park Hotel グループ、Starhub Rewards は通信会社 Starhub のロイヤリティ・プログラムである。

### ③ Shell Escape Loyalty Program

#### ● 概要

Shell Escape Loyalty Program<sup>69</sup>はシンガポールで展開する石油のシェル社が提供するロイヤリティ・プログラムである。利用者は給油ステーションから Shell Escape Card の作成、又はオンラインで利用登録をすることで、給油サービス利用時に Shell Escape Points を貯めることができる。貯めたポイントは、洗車給油等サービス・ギフトカードへの交換や、上記のクリスフライヤー・マイルへの交換もできる。

#### ● ポイント付与

利用者はカードを呈示することで、給油時にポイントを貯めることができる。

- 1 リットルの給油 (Shell FuelSave 98/95/ Diesel) につき、1 Shell Escape Point
- 1 リットルの給油 (Shell V-Power) につき、1.2 Shell Escape Points

提携する会社のサービス利用で、ポイントを貯めることもできる。

- Shell Autoserv での指定サービス・パッケージ利用により、100 Shell Escape Points
- DirectAsia Insurance (オンライン保険仲介会社) を通して、自動車保険を申し込んだ場合は最大 3000 ポイント、バイク保険を申し込んだ場合は最大 900 ポイント獲得

#### ● ポイントの使用・交換

Shell Escape Points は、オンラインのカタログから 20 種類の報酬(rewards)へ交換ができる<sup>70</sup>。(2019 年 3 月時点) 下記はその中の事例である。

- 150 ポイント : 5S\$分の給油
- 300 ポイント : 200 クリスフライヤー・マイルへの交換
- 450 ポイント : NEX (ショッピングセンター) での 10S\$分のクーポン券
- 600 ポイント : Shell Helix でのパッケージサービスから 20S\$割引

### ④ Watsons

#### ● 概要

香港に本社を置く A.S. Watson Group が経営するワトソンズ(Watson)は、アジア圏を中心にドラッグストアをチェーン展開しており、シンガポールでは 100 店舗以上を構え、オンライン販売も行っている。ワトソンズのロイヤリティ・プログラムは、加入時に 5 シンガポールドルを支払い終身会員になることで、ポイント獲得・割引適用・会員向けイベントへの招待等の様々なリワードを得られる仕組みになっている<sup>71</sup>。

<sup>69</sup> <https://www.shellescape.com/smart/index.html?site=sg-en>

<sup>70</sup> [https://www.shellescape.com/smart/spend\\_points?site=sg-en](https://www.shellescape.com/smart/spend_points?site=sg-en)

<sup>71</sup> [https://www.watsons.com.sg/myaccount-faq#category\\_4](https://www.watsons.com.sg/myaccount-faq#category_4)

- **ポイント付与**

利用者は、ワトソンの店舗・オンラインショップで会員カードを呈示することで、支払いの都度、5 シンガポールドルの支出で 1 ポイントを獲得する。50 シンガポールドルを一度に支払った場合、通常のポイント計算に加えて 10 ポイントのボーナスポイントを獲得することができる。会員向けに、特定商品にボーナスポイントを付与するキャンペーンが行われることもある。

- **ポイントの使用・交換**

付与されたポイントは、20 ポイント=1 シンガポールドルのレートで、ワトソンの店舗・オンラインショップでの買い物で利用することができる。会員カードを保持する限り、利用者は終身会員でいられるが、発行されポイントには有効期限がある。(発行日の翌年末日まで)ポイントの現金引き出しは認められておらず、他の連携店での使用も認められていない。

### (3) **ロイヤリティ・プログラムと決済サービス法の規制**

先述のように、ロイヤリティ・プログラムが決済サービス法の適用除外規定(「限定目的 e マネー」または「限定目的のデジタル決済トークン」)に該当する場合は、規制対象外となる。

一方で、適用除外規定の定義に該当しないロイヤリティ・プログラムがある場合、規制対象となることも考えられる。この場合の主な論点は、ロイヤリティ・プログラムで得た報酬(reward)であるポイント(非貨幣価値)やシンガポールドル(貨幣価値)が現金化できるかどうか、及び報酬(reward)の使用範囲の広さである。もし、ロイヤリティ・プログラムで発行されたポイント類が現金として引き出しができる、または自社以外の団体に広く利用されることができる場合は、デジタル通貨を取り扱うものとして規制対象となる可能性がある。

実際のところ、規制対象になるか否かは、法律上の規定と照らし合わせながら各ロイヤリティ・プログラムの利用約款を見る必要がある。現時点(2019年3月)では決済サービス法が未施行であり、規制を受けるロイヤリティ・プログラムの具体例までは確認できない。今後、決済サービス法の施行前に産業界と規制当局の間でコンサルテーションを行い、既存のロイヤリティ・プログラムへの規制適用判断に関して、より明確化していくと考えられる。

## 1.9 その他:2019年中に制定予定の付随法

MAS は第二回目市中協議に対するレスポンス・ペーパー“Response to Feedback Received: Proposed Payment Services Bill”(2018/11/19)において、付随法にて制定予定の内容について言及している。2019 年には新法の付随法立法に伴うコンサルテーションを実施し、規制(Regulation)や通告(Notice)の起草を行っていく予定である。

以下は第二回レスポンス・ペーパー(2018/11/19)を参照してまとめたものである。

### 【付随法で規定される予定の内容】

#### (1) e マネーの現金引き出し禁止規制の除外

- ・ 決済サービス法案には口座発行者が「e マネーを決済口座から引き出しシンガポール通貨に交換することを禁止する」規定がある。(決済サービス法 19 条)
- ・ 第二回レスポンス・ペーパーでは下記記載がある。(3.17)  
「既存のビジネスモデルが本禁止規定によって深刻な混乱を受けることがデータに裏付けられて証明されるのなら、MAS は除外要求を考慮する用意がある。(中略)MAS が付随法について市中協議を行う際に意見を述べる機会がある」

#### (2) シンガポール国内における決済サービスの勧誘を禁止する規定

- ・ 決済サービス法案は、限定的利用目的の電子マネー (limited purpose e-money) 発行を決済サービス業者と見なさず、規制対象外とする。(決済サービス法 First Schedule, 2 条)
- ・ 一方で、利用者保護・ML/TFリスクへの対応の為に、外国で発行され外国で使用可能な e マネー発行サービスに対して、シンガポール国内で勧誘を行うことについて規制を行うとし、詳細は付随法のコンサルテーションで発表するとしている。(3.23)

#### (3) 小規模決済機関による利用者に向けた情報開示要求手続き

- ・ 決済サービス法案は大規模決済機関に対して保証金の準備・利用者資金保護の義務を課しているが(同法 22 条・23 条)、小規模決済機関にはそれらの義務が無い。その代わりに、保証金・利用者資金保護義務が無い旨を利用者へ説明する義務がある。
- ・ 第二回レスポンス・ペーパーでは「詳細な情報開示要求は付随法のコンサルテーションで掲示する」としている。(4.7)(5.29)

#### (4) 小規模決済機関に対する取引増額時の猶予期間に関する規定

- ・ コンサルテーションでは市中から「小規模決済機関は予想外の取引額増額を経験する可能性がある」という指摘があった。
- ・ MAS は第二回レスポンス・ペーパーで「小規模決済機関に対して、ライセンス・アップグレードの合理的な猶予期間を設ける。猶予期間については付随法で発表する」としている。
- ・ また、「事業者は取引額の累積を記録することが望まれる。(中略)詳細な方法については付随法の提案時にコンサルを行う」としている。(4.10)

#### (5) 管理職の要件に関する規定

- ・ 決済サービス法案ではライセンスの申請要件として、執行役員のうち 1 人がシンガポール市民または永住者であることを規定している。(同法 6 条 9 項)
- ・ コンサルテーションで市中からのフィードバックを受けて、MAS は規制する決済サービス業者の執行役員の国籍要件について見直すとし、具体的には付随法立法時のコンサルテーションで発表するとしている。(5.3)

#### (6) 最低資金要件と保証金に関する規定

- ・ MAS は両替業者を除く全ライセンス業者に対して継続的な最低資金要件を満たすことを規定する。
- ・ 最新版決済サービス法案では詳細な金額の表記が無いが、第二回レスポンス・ペーパーでは「小規模決済機関: S\$100,000、大規模決済機関: S\$250,000」としている。(5.4)
- ・ また、「資金要件・最低保証金については付随法で発表する」としている。

#### (7) AML/CFT とテクノロジーリスク管理手法に関する規定

- ・ 決済サービス法はリスク・ベースのアプローチをとっており、意図するリスクの中に ML/FT およびテクノロジーリスクがある。
- ・ 第二回レスポンス・ペーパーでは「AML/CFT 要求とテクノロジーリスク管理手法については、付随法で詳細を発表する」としている。(5.7)

#### (8) 利用者資金保全の手法に関する規定

- ・ 決済サービス法は大規模決済機関による利用者資金保護の手法について、銀行・金融機関・信託口座を指定している。(同法 23 条)
- ・ 一方、コンサルテーションでは市中から「ノンバンクによる保証オプションを増やすべきだ」という声が広く上がった。
- ・ MAS は第二回レスポンス・ペーパーにて、「上記意見を考慮してより多様なセーフガード・オプションについて付随法立法のコンサルテーションで発表する」とした。(5.16) (5.18)

- また、「e マネーのフロート資金・移送中資金の保護手法について、ライセンス業者が利用者へ情報開示することを、付随法を通して要求する」としている。(5.19)

(9) **新法施行に伴う移行手続きに関する規定**

- 既存法 PS(O)A 及び MCRBA の下で規制を受けず、決済サービス法の下で初めて規制を受ける業者に対して、手続き等を配慮した猶予期間を設ける。
- 猶予期間は「一時的な免除 (temporary exemption)」という形で対応し、既存法 PS(O)A 及び MCRBA の下で規制を受ける業者の移行準備については、決済サービス法に記載がある。(同法 Part 10, Saving and Transitional Provisions)
- MAS は第二回レスポンス・ペーパーで、「既存法 PS(O)A 及び MCRBA の規制を受けないその他の業者の免除については、付随法で手続きを記す。」としている(6.7)

## 2 仲介サービスに係る制度と実態

### 2.1 概要

シンガポールでは、金融分野の仲介サービス提供者を対象とした業態横断的な規制は存在しない。現行法では、多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供する形態をとる業者に対して、明確なアクター・ベースの定義・規制を行っていない。従って、仲介サービスの形態を問わず、あくまでも各業者が提供する業務内容に応じて、対象業務を規制する各法に基づくライセンス取得が義務付けられている。

#### ■ 金融分野の仲介サービスとライセンス取得

シンガポールにおける金融分野の仲介サービス提供者は、実態として、証券先物法 (Securities and Futures Act)・金融アドバイザー法(Financial Advisors Act)・保険法(Insurance Act)<sup>72</sup>に基づくライセンスを取得し操業を行っている。業者によっては複数のライセンスを取得している場合もある。

- ◇ 証券先物法では仲介サービスに関する明確な定義の記述が無いが、規制対象となる 7 業務のうち 6 業務は仲介サービスによる代理行為が可能と解釈できる定義であり、代理人として規制対象業務を行う場合も資本市場サービスライセンスの取得が必要となる。
- ◇ 金融アドバイザー法においても仲介サービスに関する明確な定義の記述が無い。しかし実態として、金融アドバイザーライセンスの保持者が金融機関とパートナーを組み、一般利用者に対してパートナー金融機関の商品を勧める、実質的な仲介サービスとして機能する場合がある。
- ◇ 保険法では比較的明確に仲介サービスとして「保険仲介者」(「保険ブローカー」・「保険代理人」)に関する定義と規定を行っている。保険ブローカーは MAS に登録する必要がある一方、保険代理人は保険業者と書面契約の締結のみ求められ、MAS への登録を要しない。

#### ■ 仲介サービスの分類

シンガポールにおける金融分野の仲介サービス提供者は、以下のパターンに分類されると考えられる。

- A) 証券先物法に基づき資本市場サービスライセンスを取得し、投資/証券業務に係る仲介サービスを行う者
- B) 金融アドバイザー法に基づき金融アドバイザーライセンスを取得し、投資に係る金融助言業務を行う者
- C) 保険法に基づき、保険ブローカーとして MAS に登録を行う者

<sup>72</sup> シンガポールの金融機関は他に、銀行(銀行法によって規制される)・金融会社(金融会社法によって規制される)・投資銀行(MAS 法に基づく認可を受ける)があるが、これらを規制する各法律においては、仲介サービス提供者に関する定義が含まれていない。

- D) 保険法に基づき、保険代理人として保険業者と書面契約を行う者
- E) A~D を複数組み合わせ、仲介サービスを提供する者

## 2.2 証券先物法に基づく、投資に係る仲介サービス

---

証券先物法<sup>73</sup>(Securities and Futures Act)は、シンガポールの資本市場に係る規制を一つの法律の下で規定する為に 2001 年に施行されたものである。2006 年の改定版が現行法となっているが、部分的な条項・付随法の改定は頻繁に行われている<sup>74</sup>。証券先物法の規制対象となるのは下記 7 種の業務であり、それらを行う場合には、資本市場サービスライセンス(Capital Market Services Licence)の取得が義務付けられている。また、代理人(agent)として規制対象業務を行う場合にも資本市場サービスライセンスの取得が必要であると規定されている(証券先物法 82 条)。証券先物法(Second Schedule)によると、規制対象となる業務は次の 7 業務である。

- a. 資本市場商品の取引(dealing in capital markets products)
- b. 企業財務アドバイス(advising on corporate finance)
- c. 資金運用管理(fund management)
- d. 不動産投資信託管理(real estate investment trust management)
- e. 資金調達(product financing)
- f. 信用格付けサービスの提供(providing credit rating services)
- g. 管理業務の提供(providing custodial services)

上記のうち、投資に係る仲介サービスは、「資本市場商品の取引」「企業財務アドバイス」「資金運用管理」「不動産投資信託管理」「資金調達」「管理業務の提供」の名目の下で提供することができると考えられる。

## 2.3 金融アドバイザー法に基づく、投資に係る金融助言業務

---

金融アドバイザー法<sup>75</sup>(Financial Advisers Act)は、投資商品に関して金融助言業務を行う者を規制する為に 2001 年に施行されたものである。2007 年の改定版が現行法となっているが、部分的な条項の改定は頻繁に行われている。<sup>76</sup>

---

<sup>73</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/SFA2001>

<sup>74</sup> 2019 年 3 月時点で、最も直近の改定は 2018 年 10 月に実施されている。

<https://sso.agc.gov.sg/SL/S327-2018?DocDate=20180528>

<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA2001-S626-2018?DocDate=20181001>

<sup>75</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/FAA2001>

<sup>76</sup> 2019 年 3 月時点で、最も直近の改定は 2018 年 10 月に実施されている。

<https://sso.agc.gov.sg/SL/S614-2018?DocDate=20181001>



金融アドバイザー法は、「投資商品」としての要素を持つ金融商品に関する助言業務を規制対象とし、損害保険・預金・貸付金や住宅ローンのような消費ベースの金融商品に関する助言業務は、規制の対象外となる。

金融アドバイザー法の規制対象となるのは下記 3 種の業務であり、それらを行う場合には免許取得を免除されない限り、金融アドバイザーライセンス(Financial Adviser's Licence)の取得が義務付けられている。

金融アドバイザー法(Second Schedule)によると、規制対象となる業務は次の 3 業務である。

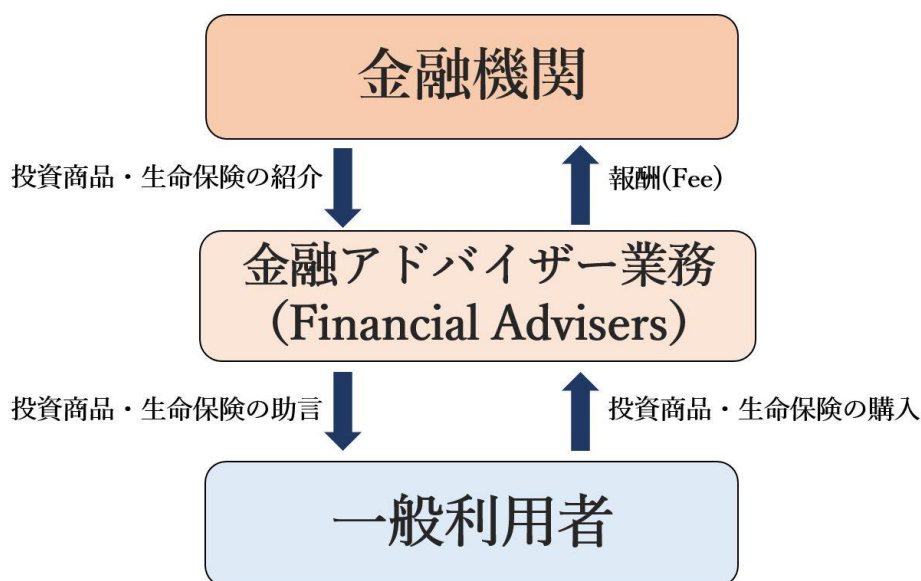
- |   |
|---|
| <p>a. あらゆる投資商品に関して、直接的に或いは刊行物/文書を通して、電子的/印刷/その他の形式によって、他者に助言を行うこと。</p> <p>但し、以下の行為は除く</p> <p>i). 下記b項目に示す方式による行為</p> <p>ii). 証券先物法における企業財務アドバイス行為</p> <p>b. あらゆる投資商品に関して、電子的/印刷/その他の形式により、調査分析や調査報告書の発行・公表を通して他者に助言を行うこと。</p> <p>c. あらゆる生命保険の契約手配を行うこと。(再保険契約を除く)</p> |
|---|

\* 上記の業務定義を見る限り、「仲介」として操業する者に関する定義の記述は無い。

\* また、金融アドバイザーのライセンス保持者は MAS により「金融機関」として位置づけられている。

\* しかし実態としては、金融アドバイザーライセンスを保持し、投資商品・生命保険商品を取り扱う金融機関とパートナーを組み、一般利用者に対してパートナー金融機関の商品を勧める場合がある。

図表 8 仲介としての金融アドバイザー



## 2.4 保険に係る仲介サービスに係る規制概要

シンガポールにおける保険業は「保険契約に基づきリスクの引受や賠償責任の請負を行い、保険契約の申し込み受入・発行・保険料の回収を行う事業」と定義されている。(保険法<sup>77</sup>第 1A 条) 保険業は大きく分けて①生命保険(life business)<sup>78</sup>と②損害保険(general business)<sup>79</sup>に分類されており、保険業を営む者は保険法に基づきライセンスを取得することが義務付けられている。保険業者のライセンスは「元受保険業者(direct insurer)<sup>80</sup>」「再保険業者(reinsurer)」「自家保険業者(captive insurer)<sup>81</sup>」の 3 種類に分類される。(同 8 条 5 項)

保険法第 2 条 4 項では代理人(agent)を通して保険業を操業する場合も「保険業を営む行為」に含むとしており、保険法には上記 3 種の保険業ライセンスに関する規定の他、「保険仲介者(insurance intermediaries)」に関する定義と規定をも含んでいる。

保険法によると「保険仲介者」は、保険業者の代理人として操業する「保険代理人(insurance agent)」と被保険者の代理人として操業する「保険ブローカー(insurance broker)」に分類される。

- 保険代理人としての操業要件・手続きは保険法にて規定が無く、MAS へライセンス申請や登録を行う必要が無い。操業は保険業界の自主規制に従い、規定要件を満たしたうえで各保険業者と書面契約締結等の手続きを経て、代理人として登録する。
- 保険ブローカーとして操業を行うには、保険法に基づき「保険ブローカー(insurance broker)」として MAS へ登録を行う必要がある。保険ブローカーは、「元受保険ブローカー」「損害再保険ブローカー」「生命再保険ブローカー」、またはこれらの組み合わせとして登録される。

	保険仲介者(Insurance Intermediaries)	
	保険代理人(Insurance Agent)	保険ブローカー(Insurance Broker)
代理人としての立場	保険業者の代理人	被保険者の代理人
操業時の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険業界の自主規制に従う。</li> <li>• 代理する各保険業者と書面契約を締結。</li> </ul>	「保険ブローカー」として MAS へ登録。
許認可の根拠法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険法</li> <li>• MAS Notice (例:No.211)</li> <li>• 業界自主規制(例:「損害保険代理人登録規制」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険法</li> <li>• 保険仲介者規制(保険法の付随法)</li> </ul>

<sup>77</sup> <https://sso.agc.gov.sg/Act/IA1966>

<sup>78</sup> 生命に係る保険契約・長期の事故や健康に関わる保険契約を行う保険業を示す。(保険法第 2 条 1 項(a))

<sup>79</sup> 保険法での定義上、生命保険以外の全保険業を示す。MAS 法・銀行法・金融会社法・証券先物法に基づくライセンスを保有する金融機関以外のあらゆる者によって操業されるものを示す。身元保証保険・契約履行保証・管財人証書等、プレミアム支払いを見返りとして提供する契約の操業を行っているものとしている。(同項(b))

<sup>80</sup> 再保険業者・MAS の承認を得た外資系の再保険業者・自家保険業者以外の保険業者を示す。

<sup>81</sup> 主として自社の関連会社のリスク引き受け業務を行う保険業者を示す。

保険法 1A 条では保険業の仲介を行う者を、以下のとおり「保険仲介者」「保険代理人」「保険ブローカー」として定義を行っている。

(1) 保険仲介者(Insurance intermediary)

1 社以上の保険業者の代理人、または被保険者/見込み被保険者の代理人として、シンガポール国内において保険の契約を手配する者を指し、保険代理人(insurance agent)と保険ブローカー(insurance broker)を含む。

(2) 保険代理人(Insurance agent)

- a. 1 社以上の保険業者の代理人として(外国保険事業者を含む)、次の事業を行っている者
- i. シンガポール国内で保険契約の申し込み受入または発行を行う
  - ii. シンガポール国内で保険契約による保険料を回収・受取する、または
  - iii. シンガポール国内で保険の契約を手配する、
- または
- b. 上記 a 項で示す者の為に、あるいは取り決めにより、a 項の者が行う活動の全て/一部を執り行う者。
- 但し、当局が規定する人物(群)を含めない。

(3) 保険ブローカー(Insurance broker)

- a. 【再保険業に係る保険契約を除く、損害保険・長期的な事故及び健康に関する保険】又は【生命保険/損害保険契約における責任の再保険】に関して、被保険者/見込み被保険者の代理人として、以下の事業を行う者
- i. シンガポール国内で保険契約の申し込み受入または発行を行う
  - ii. シンガポール国内で保険契約による保険料を回収・受取する、または
  - iii. シンガポール国内で保険の契約を手配する
- または
- b. 上記 a 項で示す者の為に、あるいは取り決めにより、a 項の者が行う活動の全て/一部を執り行う者。
- 但し、当局が規定する人物(群)を含めない。

\* 保険ブローカーの操業に関しては当局への登録(registration)が必要である。(同 35W 条)

\* 保険ブローカーは「元受保険ブローカー(direct insurance broker)」「損害再保険ブローカー(general reinsurance broker)」「生命再保険ブローカー(life reinsurance broker)」或いはこれらの組み合わせとして登録される。(同 35X 条 3 項)

以下は、3種の保険ブローカーに関する定義である。(同 1A 条)

元受保険ブローカー (direct insurance broker)	損害保険・(*) <u>長期的な事故及び健康に関する保険業</u> (再保険業に関連する保険を除く)の操業に関して、保険法第 35X 条に基づき登録を行っている者
損害再保険ブローカー (general reinsurance broker)	損害保険に関連した保険の賠償責任再保険の操業に関して、保険法第 35X 条に基づき登録を行っている者
生命再保険ブローカー (life reinsurance broker)	生命保険に関連した保険の賠償責任再保険業の操業に関して、保険法第 35X 条に基づき登録を行っている者

\* 「長期的な事故及び健康に関する保険業」は以下に該当する、事故及び健康に関する保険を示す(保険法 First Schedule, 4D 条)

- (a) 保険契約の契約条件に従い、契約者により早期解約されない限り、5年以上有効である;そして
- (b) 保険業者が一方的に、理由無く契約を終了させることを許可する契約条件を含まない。

#### ■ 仲介サービスとしての立場

- 上記の記述から、「保険代理人」は保険業者の代理人として(金融機関側を向いている)、「保険ブローカー<sup>82</sup>」は被保険者の代理人として(一般利用者側を向いている)仲介を行う者として定義されていると理解できる。
- 「保険仲介者」は「保険代理人」と「保険ブローカー」の両方を含める概念である。

<sup>82</sup> 保険ブローカーについては、報酬の受け取り・支払いに関して制限が設けられている。

• 保険ブローカーと保険業者の間で保険契約を結ぶ際、保険業者は以下の事項を考慮し保険ブローカーに対して報酬(固定/変動料率を問わない)を支払ってはならない。保険ブローカーも保険業者から報酬を受け取ってはならない。(保険法 35ZH 条 1 項)

- (a) 締結される保険の契約数
- (b) 保険契約の下で支払われる保険料の合計額
- (c) 保険契約の下における保証額の合計

• 上記 1 項は、利益手数料(profit commission)の受け取り・支払いには適用しない。(同 2 項)

• 本制限は、損害再保険ブローカーと生命再保険ブローカーの賠償責任再保険契約には適用しない。(同 4 項)

## IV. 金融面における技術等の実装事例

## 金融面における技術等の実装事例:目次

1	人工知能(AI:Artificial Intelligence)	IV-4
1.1	アンクア銀行のチャットボット導入	IV-4
1.1.1	事例の価値	IV-4
1.1.2	事例の背景	IV-4
1.1.3	チャットボット導入	IV-5
1.1.4	事例の示唆:デジタルイノベーションのノウハウ獲得	IV-5
1.2	DBSのDigibank	IV-6
1.2.1	事例の価値	IV-6
1.2.2	事例の背景	IV-6
1.2.3	DigibankにおけるAI活用事例	IV-6
1.2.4	事例の示唆:既存銀行デジタル化に対するヒント	IV-7
1.3	OCBCのVoice Only Bank	IV-7
1.3.1	事例の価値	IV-7
1.3.2	事例の背景	IV-7
1.3.3	OCBCのVoice Only BankにおけるAI活用	IV-8
1.3.4	事例の示唆:世界的に注目が集まる音声対話サービス	IV-9
1.4	UBSのCompanion	IV-9
1.4.1	事例の価値	IV-9
1.4.2	事例の背景	IV-10
1.4.3	UBSのCompanionにおけるAI活用事例	IV-10
1.4.4	事例の示唆:不確実性への対応ノウハウ	IV-10
1.5	クロスリバー銀行他のオンライン融資	IV-11
1.5.1	事例の価値	IV-11
1.5.2	事例の背景	IV-11
1.5.3	事例の示唆:オンライン融資の光と影	IV-12
1.6	JPモルガンチェース(アルゴリズムトレーディング)	IV-13
1.6.1	事例の価値	IV-13
1.6.2	事例の背景	IV-13
1.6.3	深層強化学習によるAIを実装したLOXM	IV-13
1.6.4	事例の示唆:イノベーションがイノベーションを喚起する	IV-14
1.7	HSBC(リスク管理とコンプライアンス)	IV-15
1.7.1	事例の価値	IV-15
1.7.2	事例の背景	IV-15
1.7.3	事例の示唆:AIプロジェクトの高品質化には高い目標設定が必要	IV-17

1.8	英 FCA (規制ガイドブックへの ML 導入)	IV-17
1.8.1	事例の価値	IV-17
1.8.2	事例の背景	IV-17
1.8.3	事例の示唆: 異業種コラボレーションがイノベーションを触発する	IV-18
1.9	米 SEC (リサーチ部門への AI 導入)	IV-18
1.9.1	事例の価値	IV-18
1.9.2	事例の背景	IV-18
1.9.3	SEC におけるマシンラーニングの展開	IV-19
1.9.4	自然言語処理に着手	IV-20
1.9.5	事例の示唆: 良質なデータは大量のデータよりも重要	IV-20
2	オープン API	IV-21
2.1	英国におけるオープン API の動向	IV-21
2.1.1	事例の価値	IV-21
2.1.2	事例の背景: 英国においてオープン API が導入された経緯	IV-22
2.1.3	英国におけるオープン API の導入状況	IV-22
2.1.4	HSBC オープンバンキングアプリ“Connected Money”	IV-22
2.1.5	事例の示唆: オープン API は、世界標準化にむけて動いている	IV-23
2.2	シンガポールにおけるオープン API の動向	IV-23
2.2.1	事例の価値	IV-23
2.2.2	事例の背景: シンガポールにおいてオープン API が進展した背景	IV-23
2.2.3	シンガポールのオープン API の登録状況	IV-23
2.2.4	DBS のオープン API 活用状況	IV-24
2.2.5	事例の示唆: デジタルトランスフォーメーション戦略の必要性	IV-24
3	ブロックチェーン	IV-25
3.1	マルコポーロ・プロジェクト(貿易金融)	IV-25
3.1.1	事例の価値	IV-25
3.1.2	事例の背景	IV-26
3.1.3	マルコポーロ以外の主要ブロックチェーン貿易金融プロジェクト	IV-26
3.1.4	事例の示唆: ブロックチェーン技術の相互運用性が必要	IV-27
3.2	Fusion Lender Comm (シンジケートローン)	IV-28
3.2.1	事例の価値	IV-28
3.2.2	事例の背景	IV-28
3.2.3	事例の示唆: 新技術の商用化には規模の経済が必要	IV-29
3.3	B3i: Block chain Insurance Industry Initiative (保険業界)	IV-29
3.3.1	事例の価値	IV-29
3.3.2	事例の背景	IV-30

3.3.3 事例の示唆：新技術への挑戦はステップ・バイ・ステップ .....IV-30



# 1 人工知能(AI: Artificial Intelligence)

ビッグデータの供給拡大、コンピュータの高速化、ディープラーニング等処理技術の飛躍的な進歩等を背景に、2010年頃を機に第三次AIブームとなり、社会全体でAIが脚光を浴びている。金融業界においても新技術を活用したコスト削減、新たな収益源の確保、規制対応の高度化などが意識されるとともに、新規参入への対抗などがドライバーとなってAIの活用が急速に進展している状況である。

AIの活用は、生体情報、信用情報、市場価格等これまで金融機関が活用していなかった情報も含めて収集・分析した結果を、顧客接点の自動化、コスト削減、最適化、将来予想、コンプライアンス等のビジネスの目的に適用することで効率的・効果的な金融サービスの提供に繋がっている。一方、情報処理能力の外部依存傾向が助長されていること、AI分析手法に相互運用性がなくブラックボックス化しやすいこと、情報が意図しない目的で利用されることによるデータプライバシー問題の発生等、新興技術の本格的な利用にむけた課題は山積している。

## 1.1 アンクア銀行のチャットボット導入

---

### 1.1.1 事例の価値

米国中堅地銀のアンクア銀行がチャットボットの活用により、対面チャネル中心の顧客接点をデジタルにシフトさせた事例。同行は外部人材をトップに据え、シリコンバレーのテクノロジー人材を雇用するためにグループ内にベンチャー企業を設立。財務、法務、コンプライアンス面のノウハウを提供するために銀行員がベンチャー経営の一端を担い、銀行自身を実験台にして実証実験を行った。アンクアは子会社での共同作業と実証実験を通じてチャットボットを開発したほか、地銀には持ち得なかったデジタルカルチャーの獲得、テクノロジーの投資回収計画を会得することにつながった。地銀が外部との協業によって、銀行経営戦略のデジタルトランスフォーメーションを実施した事例となっている。

### 1.1.2 事例の背景

アンクア銀行は、1953年に設立された米国オレゴン州を本拠とする地銀で、先進的な経営手法の導入で急成長を遂げたことで知られている。1999年にRay DavisがCEOに就任後、M&Aにより業容を拡張し、顧客中心のユニークな経営戦略を展開することにより、オレゴン州最大規模の地銀となったNASDAQ上場企業である。

2015年にプラットフォーム等顧客接点を奪われつつあることを危惧して、「ヒューマン・デジタル銀行」を標榜し、アンクアホールディングの傘下にベンチャー企業(Pivotus Ventures)を設立。同社は銀行本体から離れデジタル人材を確保しやすいシリコンバレーに立地し、アンクア銀行が財務、法務、コンプライアンス等の役割を担い、銀行本体の実データと実顧客を実験台としてソリューション開発を行った。一旦ソリューションが出来上がると、豪州、オランダ、英国

の中堅銀行に対しソフトウェアの使用許諾を実施し、投資回収と国境を越えた地域金融機関の連携を実現。2018年にソリューションを製品化し全行的な展開を終えると、主導的な会長の退任によるマネジメント体制の変更もあり子会社をソフトウェア企業に売却し、売却益を新規投資に振り向けることを発表している。

### 1.1.3 チャットボット導入

アנקア銀行は、対面チャネル中心の顧客接点が、支店の営業時間や窓口担当者の属人的な対応能力に依存し、プラットフォームに劣後する側面があることを認識し、顧客接点をデジタル化することを決定。AIを備えたチャットボットとSNSの活用で支店やコールセンターの顧客対応をデジタル化した。当初「BFF(Best Financial Friend)」と呼ばれたサービスは、主に銀行のローカウナーの相談内容(住所変更、紛失届け、投資相談、税金や相続等、インターネットバンキングでは対応できないアドバイス中心の業務)を対象に実施された。(アプリ上で本人認証済みの利用者がSNSのテキストによって銀行担当者にコンタクトし、質問する。AIは銀行の相談業務担当者(コールセンター担当者)をサポートして、予め蓄積していた模範回答例の中から最良と判断される回答を選択、時には担当者がコメントを追加することで自然な会話を成立させた。AIを交えて顧客との会話を繰り返すことによって、AIは強化学習によって成長する仕組みである。銀行担当者側では顧客とAIのやり取りを記録し、来店時に活用したり、マーケティングに利用するためのダッシュボードを備えている。

2017年にオレゴン州ポートランド市内の支店において半年以上の実証実験を実施。より精度を向上させた上で2018年に「Go-to」という製品名で大半の支店に導入された。アנקア銀行は店舗網の約10%程度の支店閉鎖を決断したが、予め手を打っていたこともあり、チャットボットの導入が奏功し大きな混乱はなかった。一方、当該サービスはもともと個人顧客を対象としていたが、実証実験において中小企業経営者からの評判が良かったことから、将来事業主向けのプライベートバンキングツールを導入し、コミュニティ全体をサポートすることを想定している。

### 1.1.4 事例の示唆: デジタルイノベーションのノウハウ獲得

アנקア銀行は、地銀ながらベンチャー企業を設立し、銀行と本社が共同でソリューションを作り上げ店舗展開を行う一方、海外金融機関にも同ソリューションを提供。最終的にベンチャーをEXIT(売却)し、銀行は投資資金を回収する一連のデジタルトランスフォーメーションを行った。この活動によってアנקア銀行が獲得したものは、チャットボットという製品のみならず銀行としてデジタルイノベーションとどのように向き合うかのノウハウであり、今後もこのノウハウに基づいてデジタルイノベーションを推進する潜在力となって組織に定着していくことが見込まれる。

## 1.2 DBSのDigibank

---

### 1.2.1 事例の価値

Digibank は、AI のもつ潜在的な業務支援能力を活用し(AI と生体認証を照合に利用して顧客の口座開設負担を軽減し、プロセスの無人化を実行し銀行オペレーションの低コスト化をはかった)これにより、これまで支店ベースで高コスト体質になっていた DBS の海外リテール戦略を一変させた。さらに、顧客と AI がテキストでやり取りすることによって金融リテラシーの低い新興国の顧客層に対して、金融教育を行うのと同等の価値を発揮できることを実証した。

### 1.2.2 事例の背景

市場開拓余地が限定されたシンガポールに立地する DBS にとって、海外ビジネスを強化することは死活問題である。DBS はこれまで海外リテールビジネスの成長ドライバーを M&A を行うことによる伝統的な業容拡大戦略に求めていたが、買収後のインテグレーションがコスト高を招き、かつ支店のオペレーションコストが高止まりしたことで業績貢献度は低かった。インドネシアのダナモン銀行を 2013 年に買収したことを機に、「アリババや Wechat のデジタルを活用した手法が中国市場に受け入れられるのなら、銀行がデジタルを活用しても同じ効果がでるはずだ」と考え、成長ドライバーを M&A からデジタルにシフトすることに決めた。「グロース・バイ・デジタル」のコンセプトのもと、新規出店と既存海外店舗をデジタル銀行化する「Digibank by DBS」戦略を進めたのである。Digibank は物理的な支店を持たないモバイルオンリー銀行で、生体認証や自然言語処理による会話型 AI (SNS などでもやり取りを行う) がその実現を支えている。Digibank の展開はインド、シンガポール、インドネシアで成功を収め今後中国への進出を企図している。

### 1.2.3 DigibankにおけるAI活用事例

2016 年 4 月に開業したインドの Digibank は、2017 年 9 月末日までの1年半で 150 万人の新規顧客を獲得し、既存銀行が運営するモバイルオンリー銀行として最大級の成功を収めた。新規口座開設では、インド全土に展開するコーヒーチェーン“Café Coffee Day”(インド全土で 500 店舗展開)にインド政府が発行する Aadhaar カード(生体認証付きの国民番号)の読み取り装置を設置し、DBS が携帯電話に対して発行するワンタイムの生体認証を AI が自動照合することで、人手を介さない口座開設プロセスを実現させた。さらに顧客と銀行とのやり取りの 82%を会話型 AI が行い、残りの 18%をコールセンターの従業員がライブチャットにより対応した。これによりインドの Digibank の運営コストは他の店舗型海外拠点の 1/5 程度に抑えることができ、DBS にとって新しい海外進出モデルが確立された。DBS ではインド・シンガポールの英語環境における AI 導入実績をもとに、インドネシア語環境においても世界で始めて AI バンキングを導入した。

DBS の会話型 AI エンジン“KAI”は、DBS が出資する米国 AI スタートアップの Kasisto 社との協業によって導入したものである。KAI にはあらかじめ金融用語やコンテンツが導入済みで、DBS 側の商品、サービス、過去の顧客との取引履歴等の大量データを AI にインプットし、それ

に基づく機械学習が行われ、日々のやり取りをAIにフィードバックして成長させる強化学習が採用されている。AIと生体認証を組み合わせてペーパーレス・サインレスで顧客ニーズや課題解決に貢献している。

例えば顧客が“口座残高はいくら？”や“最近5回の取引履歴は？”とテキストで質問すると人間そっくりの回答を返す。AIとのやり取りでシームレスな取引が実現するほか、充実したFAQなどで金融リテラシーの向上が期待されている。Kasisto社は、2013にNYで設立された金融業にフォーカスしたAIスタートアップ企業で、Siriを開発したSRIインターナショナル(元スタンフォード大学の研究所)をスピンオフしたメンバーが設立した。Kasistoの顧客にはDBSの外、Wells FargoやMastercardなどがある。

### 1.2.4 事例の示唆:既存銀行デジタル化に対するヒント

欧州で開花したオープンバンキングのコンセプトは、チャレンジャー銀行を生み出した。一方、そのコンセプトをいち早く取入れAIで武装させたDBSのDigibankの成功は、DBS以外の既存銀行の海外ビジネス戦略にも影響を与えている。例えば、シンガポール3位のUOBが、中国におけるモバイルオンリーのデジタル銀行設立計画を発表したほか、隣国マレーシア大手のCIMB銀行も、既存海外拠点のオーバーホールも含めたASEAN域内のリテール戦略をデジタルを活用して見直す動きをしている。こうした動きの加速は、海外拠点のみならず、銀行本体のあり方を再検討する動きにも繋がる可能性がある。

## 1.3 OCBCのVoice Only Bank

---

### 1.3.1 事例の価値

OCBCは、将来インターフェースとして有望視されている「声」と「AI」に注目して投資を継続しており、シンガポールで始めて投入されたサービスVoice Only Bankは、これまでの投資の集大成である。同種のサービスは、米国や豪州の大手行からも提供されているが、現時点のサービス機能を比較するとOCBCが他行を上回っている。

### 1.3.2 事例の背景

OCBCは、デジタル化の方針にAIを活用したセルフサービスやオートメーションを掲げており、各部門でデジタルを活用した合理化やコスト削減プロジェクトを行っている。例えば、住宅ローン部門にAIが内蔵されたRPAを導入しローンの条件変更やリファイナンスの計算を行わせているほか、渉外部門における顧客レポートの自動作成を担当させ、大幅な効率化を達成している。また、BlackSwan Technologies社とSilent Eight社との連携によって不正検知プロセスの合理化に関する実証実験を行っている。

OCBCは顧客接点の合理化やセルフサービス化を目的にAIを活用した音声メディアに着目し継続的に投資を行っており、2016年に最初の音声認識サービスを開始し、個人顧客向けに生体認証とアップルのSiriを活用した資金移動サービスを提供した(同サービスは2018年2月

に P2P 送金“PAYNOW”を利用した知人への送金が可能になった)。2017 年にはビジネス顧客に対して口座残高の確認と資金移動が音声で可能なサービスを提供している。2017 年に OCBC は、銀行サービスに関する一般的な質問事項を Google Assistant が応えるサービスを開発したほか、ウェブ上で住宅のリノベーションに特化した質問に回答するサービスを提供している。2018 年4月にサービスが開始された Voice Only Bank はこうした蓄積の現時点での集大成と考えられる。

### 1.3.3 OCBCのVoice Only BankにおけるAI活用

OCBC が提供するサービスに Google ホームデバイスか、スマートフォン経由でアクセスするには、“OK Google, talk to OCBC (OK グーグル、OCBC につないでくれ)”と言う必要がある。現在 OCBC が提供するサービスラインアップは、リタイアメントか、住宅購入を目的とするフィナンシャルプランニング、住宅ローンの条件変更、返済可能金額の計算、教育資金用の積立金額の計算、金融市場の動向把握、為替レートのチェック、OCBC の店舗・ATM の所在地案内などが対象になっており、単なる一問一答式の回答から質問者からの情報をアルゴリズムを使って、人間らしい回答している点などに高度化の跡が見られる。

<p>● AI の応答内容</p> <p>利用者:「これから引退までのプランニングをしたいのですが」</p> <p>OCBC:「素晴らしい! リタイアメントプランは何歳になっても遅くはないのです。さあ始めましょう。ところであなたは何歳ですか?」</p> <p>利用者:「25 歳だよ」</p> <p>OCBC:「良いですね, 25 歳ですか。何歳でリタイアするつもりですか?」</p> <p>利用者:「65 歳だよ」</p> <p>OCBC:「承知しました - ということは、あなたはあと 40 年間リタイアメントのポートフォリオを作る時間があるということですね。さああなたが 65 歳になって引退したとしましょう。その時、電気代だとか、交通費や、娯楽、食費に当てるお金を、今の価格であらわしてください。」</p> <p>利用者「\$2,000 くらいかな」</p> <p>OCBC:「良いでしょう。月に\$2,000 の想定はよさそうですね。それでは、引退後休暇や旅行で1年にいくらくらい使いますか」</p> <p>利用者:「同じく\$2,000。」</p> <p>OCBC:「年間に\$2,000。わかりました。そうすると合計で1ヵ月に \$ 2,200 ですね。それではこれを収入と比較してみましょう。あなたは投資や家賃収入で引退後にどのくらい稼げますか。」</p> <p>利用者:「\$2,000 くらいかな」</p> <p>OCBC:「OK。毎月\$2,000 収入があるとすると、年金は毎月いくら入る予定ですか?」</p>
---

利用者:「\$500 です」

OCBC:「了解です。年金で\$500 入ってくると余裕が生まれますね。

ということは、トータルで\$2,500 月々受け取れますから、もし今日から始めるなら合計で\$751,000 を引退までに貯蓄する必要があるということになります。心配しないで。

OCBC がサポートしますよ。OCBC の専門家とリタイアメントプランについて話をしてみますか？」

利用者:「はい」

OCBC:「それは良い判断です。連絡先を教えてください。予約しておきます」

利用者:「91234567」

OCBC:「OCBC 銀行の顧客サービス担当者から確認の電話が入ります」

#### 1.3.4 事例の示唆:世界的に注目が集まる音声対話サービス

Bank of America は、2018 年 5 月に Amazon が提供する AI スピーカーである Alexa をベースにしたアシスタント「Erica」の正式導入を発表した。現時点でのサービス内容は、OCBC に比べると劣後する。(過去の取引履歴検索、最寄りの ATM 案内、請求内容の確認、支払いの予約、デビットカード紛失時のロックとロック解除、口座振替、個人間 (P2P) 送金サービス「Zelle」を利用した知人への送金、支店への来店予約など) また米国ワシントン DC にある信用組合も同種のサービス開発に取り組んでいる。

豪州の National Australia Bank (NAB) は、「Alexa」用接続ツールを公開し、NAB のインターネットバンキングとの接続によって、残高確認や支払い内容の確認等が可能となるサービスを提供開始した。このように AI を顧客接点に活用する傾向は世界的に高まっており、特に音声対話サービスが次の顧客接点として注目される可能性がある。OCBC は AI の対応能力を増強すべく、インハウスの AI ユニットを設置し、10 百万シンガポールドル程度の継続的な投資を実施することを決定している。

## 1.4 UBSのCompanion

### 1.4.1 事例の価値

UBS の事例は実証実験段階のもので、実用化された AI のソリューションと比較することはできないが、これまで人間にしか行えなかった高度なデータ処理の分野に AI を導入し、見た目も人間のような動きをするヒューマン・デジタルを開発した取組みと言う点が注目される。また、UBS のデジタルトランスフォーメーションのアプローチは、足元のビジネスにデジタルを導入し低コスト化を進める一方、高付加価値分野のビジネスをデジタルで汎用化させて、高付加価値分野の対象を拡張する動き (例えばこれまでヒューマンタッチで進めてきたプライベートバンキングの裾野をデジタルを使って拡張するなど) と2つの戦略を同時進行させている点にも注目したい。

#### 1.4.2 事例の背景

グローバルな投資銀行であり、資産運用ビジネスを手がけるスイスの大手金融機関 UBS は、デジタルな破壊が進行する中で二つの方向の取り組みを同時に行っている。一方は業務プロセスのデジタル化— 例えばロボアドバイザーなどでコスト削減を行い、他方では、富裕層からの売上げを伸ばすために、新たな研究機関を設置し、未来に向けたブループリントを描こうとしている。後者の取組みで UBS は 2014 年に UBSY<sup>1</sup>と呼ばれるシンクタンクを本体とは分離して設立し、デジタルな実証実験を積み重ねている。

本件は、その傘下にある Wealth Management Innovation Lab の活動の一環で、AI スピーカーが普及する中で、資産運用アドバイザーの将来像が検討され、機関投資家や富裕層から信頼の厚い実在の人物(UBS のチーフエコノミスト)を AI によってデジタル・ヒューマンなクローンを開発し、“Companion”として各地に登場させて、高付加価値分野の拡張を狙った実証実験が行われている。

#### 1.4.3 UBSのCompanionにおけるAI活用事例

UBS のチーフエコノミスト Daniel Kalt 氏は著名で影響力のあるアドバイザーで、機関投資家や富裕層とのミーティングにおいて経済の行方や想定される変化構造等について適切なアドバイスをを行っている多忙な人物である。UBS は、IBM の AI であるワトソン(機械学習の強化型)に Kalt 氏の著作や講演を学習させる一方、指輪物語のゲーム版でアバターを開発した経験のあるニュージーランド企業の FaceMe とともにクローンを作り上げた。

FaceMe は、Kalt 氏の写真を大量に撮影することによって会話によって唇や表情が動きウインクもする Kalt 氏のクローン開発を行った。クローンは UBS が開催するミーティングにスクリーン上で参加し、景況などのプレゼンテーションを行うほか、質疑応答についても解答するようにプログラムされている。(但し本人が教育しなかったトピックについては解答できない)2018 年 7 月にリリースされた Kalt 氏のデジタルクローンは、近い将来チューリップで実際の顧客ミーティングにおいて利用されるほか、“FIN”と呼ばれる廉価版のデジタルアシスタントも新たに開発される予定である。

#### 1.4.4 事例の示唆:不確実性への対応ノウハウ

不確実な世の中にあって、未来志向の研究機関を新設する取組みは、UBS のみならず米国大手投資銀行である JP モルガンチェースでも実施されている。2015 年に設立された JPMorgan Chase & Co Institute<sup>2</sup>では、JPMC が銀行として収集できる内部データを元に、新しい視点を提供する活動を行っている。デジタルトランスフォーメーションを組織的かつ継続的に進めるためには、既存業務のデジタル化によって着実なコスト削減を実行して組織的な理解を獲得し、世界的なデジタルのトレンドを捉えて足元ではリターンが出ないが中期的に重要性の高い

---

<sup>1</sup> <http://ubs-y.com/>

<sup>2</sup> <https://www.jpmorganchase.com/corporate/institute/about.htm>

戦略的な取組みを組織的に実行することである。(こうした戦略の組み合わせは、当該事例のみならず今回報告するブロックチェーンプロジェクトなどにおいても見られた特徴である)

## 1.5 クロスリバー銀行他のオンライン融資

---

### 1.5.1 事例の価値

米国では、金融危機以降に個人信用がタイトになったことを背景に、フィンテック事業者にとってビジネス参入余地が生まれた。フィンテック事業者は顧客の生活に密着する多くの動的な情報を収集してそれを与信判断に利用することによって、これまでスタンダードになっていた比較的静的な個人向け与信モデルがディスラプトされ、消費者の生活に関する情報を取入れた新たな信用モデルが認知されるようになってきている。こうした傾向が定着するにつれ、このモデルの適用対象は中小企業融資にも広がり、既存銀行とモデルをもつフィンテック企業との連携が活発化している。

### 1.5.2 事例の背景

2008年に設立された米国ニュージャージー州フォートリーを本拠とするクロスリバー銀行は、地元で預金/貸出を行う傍ら、オンラインのスコアリング会社である“Affirm”とタイアップして当該スコアをもとにした融資を行っている。

融資対象は、クレジットヒストリーがない主にクレジットカードを持ってない若年層や移民層で、彼らのオンラインショッピングを対象としている。Affirmは、Paypalの創業者のひとりMax Levchin氏が共同創業者を務めるスコアリング企業である。Affirmは2012年の創業以来、100万件以上の貸出案件を組成し、1,200以上のサイトや小売店の買い物に対応できるようにサービス対象を拡大している。エクスペディア(オンライン旅行代理店)やCole Haan(靴店)などで利用可能である。同社はクレジットヒストリーを持たない層に対し、オンラインでの行動や金融以外の支払い履歴(電話料金など)などをもとにマシンラーニングを用いたAIによってスコアリングを行なう。その情報を受けたクロスリバー銀行は、3・6・12ヶ月の返済期間(利率は10%~30%の高率である)のなかから融資を実行しその資金をオンラインショッピングの提供企業宛に送金する仕組みである。Affirmとクロスリバー銀行がこうした組み合わせで融資を実行するのは、米国銀行法によって融資の実行が銀行に限られているからである。

米国では一般的に個人向けの信用スコアリングには、フェア・アイザック社(Fair Isaac Corp.)が提供するFICOスコアが標準的な算出方法として定着している。同スコアは、返済履歴、借入残高と利用率、信用履歴の期間、利用中のクレジットの種類などを評価項目としている。FICOスコアは1981年に登場し、以降米国3大信用調査機関(Equifax、Trans Union、Experian)が採用し、現在では米国大手金融機関の多くが利用している。FICOスコアリングは判断材料となる信用履歴が存在しないと計算できないことから、若年層や移民を中心にクレジットカードを持ってない層が一定数存在する。金融危機以降、消費者向けローンの条件が厳しくなったことで、オンライン融資が活発化し、フィンテック企業が独自のデータセットとAIを活用した分析で信用履歴の



ない層に対してスコアリングを提供するケースが増えている。最近では、フィンテック企業と銀行のタイアップが増加しており、HSBC(米)とAvant社のケースなども見られる。2019年2月のアメリカンバンカー誌は、近年の傾向として2018年の個人ローンにおいてフィンテック経由が38%(2017年は35%)である一方、銀行経由は、28%(2017年は30%)に低下したことを報じている。

AIとビッグデータを活用するオンライン融資スキームは、銀行の事業性融資においても相応のプレゼンスを発揮するようになってきている。2009年にアトランタで創業したKabbageは、ビッグデータを使ったローンサービス提供企業では草分け的な存在だが、同社は企業や個人のソーシャルメディアのプロフィール、QuickBooks(会計ソフト)の口座情報、マクロデータなど、多様な情報源から顧客データを入手し、貸出条件を決めている。Kabbageの融資金額は1000ドル～10万ドル(10万円～1,068万円)で、返済期間は6か月と12か月の2パターンあり、利用者は手数料として毎月融資額の1.5%～12%を支払う。最近では、建設業と飲食業で大きく異なるキャッシュフローに着目し、業種毎に異なる判断基準を持ち合わせるモデルの拡張をおこなっている。

Kabbage社も例に漏れず、サンタンデル銀行(スペイン)、ING銀行(オランダ)、スコティア銀行(カナダ)などと緊密な連携を図っている。こうした中小企業融資における既存銀行とフィンテック企業のさきがけになったのは、2015年に締結されたJPモルガンチェースとON DECK Capitalの連携である。

### 1.5.3 事例の示唆:オンライン融資の光と影

AIにサポートされたオンライン融資には、利点と欠点がある。利点は、高速のデータ処理による時間短縮効果とスコアリングの自動化によるコスト削減である。また、信用履歴を持たない者に対し、金融とは関係しない電話料金や電気代などの支払い履歴などを応用し、新規借り入れの対象者を広げるなど市場を拡大させるメリットもある。

一方、こうした金融以外の特殊なデータを活用することによってアルゴリズムが複雑化し、消費者・監査人・内部管理者などにとって説明できない状況が生じたり、非伝統的なオンライン上のビヘイビアデータを活用することで何らかのバイアスが生じたり、(例:景気が下降トレンドになった場合、非伝統的なデータがネガティブな部分を誇張する傾向があるなど)などの負の特性があることが指摘されている<sup>3</sup>。さらに消費者団体は、機械学習と活用した借入人の分析が人種や性別を特定することにつながり、“公正貸出法(Fair Lending Law)”を阻害する可能性について指摘している。

金融危機以降に個人信用市場にフィンテックが参入し新しい市場が開かれたが、当時収縮していた個人市場は新しいプレイヤーの登と、フィンテックと既存銀行の組み合わせでほぼ充足されつつある。今後のオンライン融資は、景気の変化を受けてどのような影響が出るかを見極めつつ、ローン以上の付加価値提供をどのように提示するかの競争になりそうである。

---

<sup>3</sup> Artificial intelligence and machine learning in financial services Market developments and financial stability implications  
FSB 1 November 2017

## 1.6 JPモルガンチェース(アルゴリズムトレーディング)

### 1.6.1 事例の価値

業界最大手の JP モルガンチェースが他社に先んじてアルゴリズムを活用し株取引の顧客執行支援サービスを提供開始した。これまで証券取引領域における AI の活用は、ポストトレードにおけるバックオフィスの効率化にとどまっていた。JP モルガンチェースの様なビッグネームによるフロントへの AI 導入は非常にインパクトがある。本件の成否は顧客のビヘイビアを変え、同業他社が対抗策として AI 活用に動きだすことが見込まれる。あとで振り返ると LOXM が業界全体で AI を広める契機になったと言われる可能性があり、今後の帰趨が大いに注目される。

### 1.6.2 事例の背景

コンピューティングパワーの増大を背景にアルゴリズムトレーディング (AI) が、クオンツの世界で重要性を増しつつある。証券業界における AI の導入は、近年 UBS がポストトレード領域に RPA と AI を導入する自動化を行い、コスト削減とルーチンワークの削減を実現した事例はあったが、JP モルガンチェースが 2017 年後半に導入した LOXM は、AI を活用した世界初のフロント執行分野におけるデジタル化である。

LOXM 投入以来ウォール街では、“ロボット革命”が起きていると喧伝されるようになった。ゴールドマンサックス等の競合企業も今後競って投入することになるというのが市場予想である<sup>4</sup>。

### 1.6.3 深層強化学習によるAIを実装したLOXM

LOXM は、法人や機関投資家向けの株式取引の執行支援ツールである。LOXM は顧客からの取引執行注文に対し、深層強化学習によって高度化したニューラルネットワークを活用して市場の流動性・パッシブ運用の影響を最適化し、投資家の執行目的にあった注文方法、価格、注文量、タイミング等のアドバイスを行う。(執行は行わない)これまで JP モルガンが執行してきた数多くのトレード情報とシミュレーション情報が教師データとなって、最良な執行を支援するプログラムになっている<sup>5</sup>。

JP モルガンの LOXM 開発担当者はプログラムのコンセプトについて、市場要因と過去データ、シミュレーション結果をインプットとして取りうる複数の選択肢を導出し、各選択肢から期待できる値の誤差の平均値を求めるベルマン方程式を活用して、投資家が今取りうる最適な手法を推奨するというコンセプトの構造を明らかにしている。

LOXM の開発にあたり、開発チームは AI に対し標準的な強化学習手法を当てはめた。この時点では、執行をどこ価格で、どの量を、どのようなタイミングで、どのくらいの時間市場に晒すのかといったアクションを何回も行って、それがどのような結果にむすびつくかを次々に機械

<sup>4</sup> JPMorgan develops robot to execute trades FT(2017/7/31)

<https://www.ft.com/content/16b8ffb6-7161-11e7-aca6-c6bd07df1a3c>

<sup>5</sup> JP モルガンによる LOXM の解説 <https://www.jpmorgan.com/global/LOXM>

が学習した。<sup>6</sup>

LOXMは顧客のビジネス上の目的を最大化するためにデザインされている。その目的に対し、異なる条件下(市場の流動性、株式インデックス売買の動向、売買規模、市場の価格推移、その他の各種外部要因)で試し、結果がどのように出現し、LOXMが市場に対して効率的判断を提示できるように学習し続けた。さらにシミュレーション注文を株式市場に送り、それがどのように執行され、マーケットインパクトがどの程度か、顧客のビジネス目的がどのように達成されたか、どれが良くて、どれが悪いかの記憶を徹底的に覚えさせたのである。

開発チームが、強化学習の仕組みについてここまで詳しく語るのには、そうあることではない。顧客や規制当局に対して、(ブラックボックス化しがちな)アルゴリズムが市場に対して破壊的ではないことを説明する必要があるからで、そのためには結果を伝えるだけでは不十分で、AIに対してどのような教育を施したからこのような結果になるのだという関係性を説明することが必要だと認識していることが背景にある。

上記を考慮しても、電子取引の深層学習においては説明不可能なブラックボックス部分があることは明確で、実際にそのメカニズムは解明されていない。だからこそ、JP モルガンは非常に用心深く一步一步動いて、物事を探り、そしてすべてのことを一度にやろうとしないのだと、開発スタンスを明らかにしている。

#### 1.6.4 事例の示唆:イノベーションがイノベーションを喚起する

JP モルガンが提示した LOXM は、将来的に市場に起こりうる3つの可能性を想起させる。

①まず競合企業におけるイノベーションが促進される。今回 JP モルガンは世界で始めて株式市場におけるAI電子取引を自社製品として提供開始した。これによって、競合企業は競争上同様の仕組みを開発せざるを得なくなるほか、これまで公開せずに使われていたアルゴリズム取引ツールを LOXM との対比で高度化せざるを得ない環境におかれる。これが更なるイノベーションを喚起させるだろう。

②次に、LOXM が今後顧客に対して高速で株式売買の執行アドバイスを提供するようになると、それに対応できるように顧客側の業務プロセスも AI を活用してオートメーション化され迅速なレスポンスを返せる環境が求められるようになり、結果的に投資家側のデジタルトランスフォーメーションが喚起される。

③さらに、世界最大の投資銀行である JP モルガンが LOXM を公表したことによって、まず競合企業がイノベーションに突き動かされ、LOXM の効果を顧客側が受け止められるようにプロセスの変革することを通じて、変革のインパクトは金融業界全体に広まり、AI を活用したデータ分析によるコスト削減やプロセス最適化に否応なく突き進まざるを得なくなるのである。

---

<sup>6</sup> The latest in LOXM and why we shouldn't be using single stock algos  
<https://knect365.com/quantminds/article/10d3b420-fe65-4269-b1da-ab555a509958/the-latest-in-loxm-and-why-we-shouldnt-be-using-single-stock-algos>

## 1.7 HSBC(リスク管理とコンプライアンス)

---

### 1.7.1 事例の価値

必ずしも AI 導入に限ったことではないが、テクノロジーの導入においてはコスト削減などの効率化と、それを通じた業務の高付加価値化という二種類のリターンが期待される。こうした期待を十分に満足させるためには、実務家とデータサイエンティスト(AI 企業)が緊密にタイアップすることで高い水準で期待を満足させることができる。本件においてもスコアリングを通じた最終的なプロジェクトのゴールを「リスクテイク能力の向上」に置くことによって、コスト削減にとどまらないリターンが期待できる事例となっている。

### 1.7.2 事例の背景

AIが不正検知などの AML プロセスに役立つ可能性は広く認識されているが、金融安定理事會 (FSB) が、2017 年 11 月に公表した報告書「金融サービスにおける人工知能とマシンラーニング(以下 ML)」によれば、取引データから類推される疑わしい取引の検知のみならず、写真と本人証明書類、関連情報との照合において ML と、イメージ処理、自然言語プロセッシングを併用することでより深いレベルでの証明が可能であることを示唆している。

銀行における既存 KYC(Know Your Customer)のプロセスは、銀行のサービスラインごとによって重複している場合が多く、労働集約的なマニュアル作業が中心となっている結果、銀行全体として高コスト要因となっている。そのため先進的な金融機関では ML をこのプロセスに適用し遠隔的に KYC を行うケースが増えている。つまり、(1)書類をイメージ処理してデジタル ID と背景情報・関連情報とのマッチングを行う、(2)銀行内で対象者のステータス(ホワイト・ブラック)に関する意思決定を行うためのリスクスコアリングを計算させる。ML に基づくリスクスコアリングを、定例的に行われるチェックリスト確認作業(警察からの情報やソーシャルメディアからの情報との照合)に適用することで、より迅速かつ低コストでその作業を実行できる。銀行がリスクスコアリングの仕組みを活用することで、当該対象者にフラグが立つ可能性を推定し、より時間と費用を要する”フルバックグラウンドチェック“を行うかどうかの判断を容易にする効果があるのだ。<sup>7</sup>

英国 FCA の金融犯罪担当部門のヘッドを勤めるロブ・グルペッタ氏(Rob Gruppetta)の 2017 年の講演では、英国内の金融機関が金融犯罪防止プロセスに投じている費用が、年間で 50 億ポンドにのぼり、英国が刑務所の維持管理に投じている金額を上回っているとして ML 等のデジタル化でコスト削減を進めようとする銀行が増えている。しかし犯罪資金を金融システムから締め出すために AI が人間を完全に代替する能力を備えているという見方については、やや誇張されている部分があるとのこれまでの慎重な見方を崩していない。<sup>8</sup>

しかし、2018 年における FCA のフィンテック担当部門長のニッククック氏(Nick Cook)の講演では、「規制当局者は、サンドボックス等において AI や ML を活用してプロアクティブに犯罪

---

<sup>7</sup> Artificial intelligence and machine learning in financial services Market developments and financial stability implications P20 FSB 2017

<sup>8</sup> <https://www.fca.org.uk/news/speeches/using-artificial-intelligence-keep-criminal-funds-out-financial-system>

資金防止分野のソリューション開発を支援する」とのメッセージを提示したことで、当局のスタンス変更の可能性をにおわせた。

HSBCは2012年にメキシコの麻薬取引に起因するマネロン事件およびイラン・スーダンとの取引を含めて巨額の罰金を科せられた反省から、10億ポンド以上の投資を行って業務の抜本的な立て直しを進めてきた。(この活動にはAIやML関連のデジタル投資のほか、20カ国以上のオペレーションを閉鎖するなどの業務縮小費用も含まれている。)

これらを踏まえ、HSBCは2018年4月に英国のAIスタートアップ企業Quantexaとの提携によって、同社が提供するソフトウェアをHSBCのAMLプロセスに導入した。そのソリューションとは、構造化された情報と多様な情報源からの非構造化データを組み合わせで分析を行う(例:電話番号、企業の所在地、役員名、当該企業関連のニュースなどから疑わしい取引を特定する)ものである。同時にHSBCは、AIのスペシャリストであるAyasdi社とも協業し、HSBC内のAML関連の情報パーツを取りまとめて自動化を進める。二社との連携によりHSBCの犯罪資金対策はより迅速で低コストになることが期待されている。<sup>9</sup>

このような、コンプライアンス分野における銀行とAI企業が協業するビジネスモデルは、HSBC以外にも具体化するようになってきた。

例えば決済サービス事業者で英国のリアルタイム決済基盤を提供するVocalinkが複数の銀行との協業によって、個人や中小企業向けに偽造されたインボイスに基づく振込み詐欺の口座を早期に発見するサービスを共同開発していることがプレスリリースされた。これはリアルタイム決済の導入によって拡大している犯罪手口で、教育費、住宅の修繕費、サプライヤーからの納品などの偽造請求書を送りつけ、複数口座を経由することで口座から現金を引き出すものである。これに対しVocalinkは、複数にまたがる口座の出入りを瞬時に通知し、口座に支払い停止をかけるものである。

またデンマークのDanske銀行が、データウェアハウス専門のTeradataのThink Big Analytics unitと協業し、リアルタイムに取引解析を行なっている、本レポートの既出事項となるが、シンガポールのOCBC銀行におけるBlackSwan TechnologiesとSilent Eightとの協業によって不正検知のスピードアップを図るなどの事例がある。<sup>10</sup>

---

<sup>9</sup> HSBC brings in AI to help spot money laundering | Financial Times  
<https://www.ft.com/content/b9d7daa6-3983-11e8-8b98-2f31af407cc8>

<sup>10</sup> Machine learning helps banks cut fraud and prep stress tests Mar 2018 Special report on FT  
<https://www.ft.com/content/0dca8946-05c8-11e8-9e12-af73e8db3c71>

### 1.7.3 事例の示唆:AIプロジェクトの高品質化には高い目標設定が必要

銀行が AI 関連のデジタル投資を進める傾向は、過去に AML 関連で米当局から罰金を貸された経験のあるスタンダードチャータード銀行も同様である。同行チーフデジタルオフィサーのクンデュ氏 (Shameek Kundu) は、同行 AI 関連投資に占める 40% が当該分野であるとした上で、AI の導入は RAF (Risk Appetite Framework) の枠組みにおいてリスク削減効果があるほか、スコアリング等の計量化を通じてリスクテイク能力自体を向上させる効果もあるとの考え方を明らかにしている。

## 1.8 英FCA（規制ガイドブックへのML導入）

---

### 1.8.1 事例の価値

英国の金融規制当局である FCA (金融行動規制機構: Financial Conduct Authority) は、一見関係のない医療分野における AI 分析の知見やアプローチを規制体系分野に持ち込み、実務家と AI 企業のコラボレーションによって、規制や制度に基づいて活動する多数の関係者を満足させる効果を実現している。

### 1.8.2 事例の背景

FCA は、英国の AI 分野のスタートアップである Corlytics 社との連携により、世界で最も先進的かつ高度に知的な規制ハンドブックを作成した。

FCA ハンドブックは規制体系の解説書であり、規制対象である数千におよぶ金融機関や法律家、アドバイザーらが毎日のように利用し、規制上の義務やガイダンスが記述されている書籍である。しかしながら、近年頻発する法律改正動向を反映して多くの追加・削除が行われたことで、利用者は個別にそれを差し替え・編集する必要があった。このような状況に対し Corlytics は、FCA とともに全ての規制項目を対象にした共通な分類を行った。この活動によって、全ての規制条項やガイダンスは「タグ」付けされ、機械による判読性が飛躍的に高まり、ユーザーフレンドリーな検索やナビゲーションが行えるようになった。<sup>11</sup>

FCA はハンドブックを法務担当者のようなヘビーユーザーを対象とするものから、より民主化させて全ての利用者にむけたものにしたかったのである。こうした民主化を可能にしたのはハンドブックにメタデータ構造を適用したことである。メタデータの活用によってハンドブックはあたかもグーグル検索のように利用者が必要とするキーワードからアクセスできるようになったのである。ハンドブックのユーザー接点に知的な規制アドバイザーを追加したようなイメージである。

新しいハンドブック開発コンセプトは、医療科学からの学びによるものである。医療分野におけるリサーチは法律と同じようにたくさんのオピニオンペーパーと先駆的な研究や実験を分析することが行われており、特に腫瘍学分野における癌治療の飛躍的な進歩は、こうした医療研究

---

<sup>11</sup> <https://www.handbook.fca.org.uk/>

の進化に支えられている面が少なくない。FCA と Corlytics の共同研究は、足元の問題を異なる視点から見直したことによる成果といえる。

医療分野の問題解決手法を金融規制体系の問題解決に適用できた理由については、Corlytics 社が入居するビルでは、医療分野に特化した多くの専門家がデータサイエンティストとともに、データ分析に携わる“訓練されたモデル”を導入している。FCA のハンドブック開発では、Corlytics という触媒を通じて医療科学のモデルが規制を専門分野とする法律家とデータサイエンティストたちに持ち込まれ、新たな着眼点が生み出されたのである。

### 1.8.3 事例の示唆:異業種コラボレーションがイノベーションを触発する

FCA ハンドブックプロジェクトでは、医療科学分野のコンセプトに基づいて、中核となる法律部分に対し 3,000 にもおよぶメタデータが定義されハンドブック民主化の土台が構築された。それを元にデータサイエンティストと規制担当の法律家によって編成されたチームが、まずひとつのセクションの構造化を終える、そのデータ形式を機械学習データとして提供され、AI が残りのハンドブックに自動的にタグ付けしていったのである。このアプローチはまさに癌研究において採用されたアプローチと同一である。<sup>12</sup>

## 1.9 米SEC(リサーチ部門へのAI導入)

### 1.9.1 事例の価値

SEC 組織内にある DERA (SEC 内のリスク分析部門)が、CDS 分析から得た学びを組織、市場関係者に広げていく過程で、SEC の担う使命を高次元で達成するには、詰まるところ市場関係者が提出するデータが高品質であることに依存していることに気づく。AIプロジェクトを組織として推進していく上で、留意点も含めた学びを得られる事例となっている。<sup>13</sup>

### 1.9.2 事例の背景

SEC は、市場における潜在的な違法行為を検知するためにマシンラーニングを活用している。マシンラーニングに関するほとんどの技術は、オープンソースで導入が容易であるためベンダーへの依存や第三者からのサポートがなくても活用できる自由度の高さが SEC 内における急速なイノベーションの浸透に結びついている。

---

<sup>12</sup> <https://www.corlytics.com/press-releases/>

“Corlytics develops FCA’s intelligent handbook, 27th September 2017”

<sup>13</sup> 本項は、米国証券取引委員会におけるマシンラーニングと AI への取組の道のりをまとめたもので、2017 年に開催された「ビッグデータ、マシンラーニング、AI のリスク評価における役割:規制の観点から(The Role of Big Data, Machine Learning, and AI in Assessing Risks: a Regulatory Perspective)」と題する講演、および翌年の「AI ワールドにおける機械判読性の役割(The Role of Machine Readability in an AI World)」とその他の関連資料に基づいている。いずれの講演も、DERA (SEC 内のリスク分析部門 Division of Economic and Risk Analysis)において副ディレクター、副主任エコノミスト(Acting Director and Acting Chief Economist)を務めるスコット・ボーグス氏 (Scott W. Bauguess) によるものである。

<https://www.sec.gov/news/speech/bauguess-big-data-ai>

とはいえ、イノベーションをいっそう進めるための課題は山積している。たとえば“分析環境はオンプレミスなのか、クラウドなのか”“データ分析を行う人材をどのように育成するか”などである。中でも最も重要だと考えているのは、今日の新興技術が成功するかどうかは、意思決定に関わる情報に機械判読性(Machine readability)があるかどうかだと考えている。それは単に数字データのことでなく、全てのタイプの情報 — 言語で記述された開示情報を含んでいる。さらにそれには特定の情報を説明する文脈の情報を含んでいる。つまり情報のための情報、データのためのデータで一般的に“メタデータ”といわれるものである。今日のマシンラーニングの進化は目を見張るものがあるが、それとて機械が判読できることが前提になっているのだ。

SEC の開示登録情報は人間が判読可能であるように、文書構造になっており、その中に数字ベースの情報が組み込まれている。開示情報を分析するにはその中から必要な情報を取り出すことが求められるのだが、開示システムはマシンラーニングが登場する以前に人間の目で判読するためにデザインされたため、問題を発生させているのである。

人間が書類を読んで、機械がそれを分析できるようなディスクロージャー技術の導入こそが SEC のイノベーションにとって最も重要であった。現在 SEC は開示情報の登録業者(Filer)に対して、人間が判読できるような HTML 版の資料と機械が判読できる XBRL(eXtensible Business Reporting Language:XML をベースにしたデジタル開示技術の世界標準フォーマット)版の資料を二本立てで開示するルールを定めている。このルールと XBRL によって標準化されたデータはマシンラーニングの観点からも優れており、関連の深い金融情報やマーケット参加者の情報を紐づけてパターン化することが考えられている。これこそ DERA (SEC 内のリスク分析部門 Division of Economic and Risk Analysis) のスタッフが開発しているアルゴリズムなのである。

### 1.9.3 SECにおけるマシンラーニングの展開

SEC が開示情報の分析においてマシンラーニングを活用する契機となったのは、金融危機の際に CDS (Credit Default Swaps) が活用され、目論見書における CDS 保有に関する開示が短期間のうちに膨大な件数に達したことにある。(CDS が開示書類に記載されたのは 1998 年にたった3つの銀行の発行体しかなかったが、2004 年には 100 程度の発行体に増え、2009 年には金融危機によって相当数の発行体が記載するようになっていた)

SEC は、CDS 契約に対してテキスト分析手法を活用して、目論見書の中にどの程度の頻度で CDS 契約が登場するかを把握した。次に、時間の経過や発行体の傾向を調べて、早期警告として使用できる可能性がある差し迫ったリスクのシグナルがあるかを確認しようとした。これは必ずしも想定した結果を導かなかったが、テキスト分析の有用性は SEC 全体の認識となった。なぜなら CDS の開示件数が金融危機前から増大していたとはいえ、新しい種類の危機を認識することがなければ、分析することもないということが理解されたからである。



#### 1.9.4 自然言語処理に着手

上記の事実は、SEC にテキスト分析から自然言語分析に向かわせるモチベーションとして働いた。SEC はトピックモデルといわれる方法に取組んだのである。LDA (Latent Dirichlet Allocation) とは、あるトピックを説明するために同一もしくは異なるテキストをまたがって特定の単語が頻出するかを把握する手法である。

これはデータサイエンティストが、“教師なし学習”と呼ぶ手法でコンテンツの中身は事前にはわからないが、機械に対して何らかの推定される区分によってテキストを分析させるのである。LDA は、書類の分析によって何らかの洞察を得て、テキストを区分してくれるのである。マシンラーニングによる自然言語分析を通じて、DERA は発行体が開示書類において、それが何のトピックであるにせよ、通常とは異なる記述をしていることがデジタルで認識できることを学んだ。

このような過程を通じて、マシンラーニングは SEC において広範に用いられるようになり、トピック分析や他のクラスタリング技術によって、マーケット参加者の中から通常の記述と異常値と捉えられる記述が判別できるようになり、その情報をもとに法の執行や査察を実際に行う部門と協業することで、DERA のメンバーの分析技術と具体的な市場実務が組み合わせられ、具体的な成果につながるアルゴリズム開発を行っている。これが“教師あり学習”であると認識している。このアルゴリズムは、機械による情報の抽出を人間による判断と結びつけたものといえるだろう。要約するとわれわれは、“教師なし学習”によってパターンと異常値を見つけだし、“教師あり学習”によって、具体的なプロセスに結果を落とし込むのである。つまり新しいデータが開示されると、過去のデータからの学びに基づいて、新しいデータがもたらすかもしれない不正の可能性を検知しているということである。

#### 1.9.5 事例の示唆: 良質なデータは大量のデータよりも重要

マシンラーニングの飛躍的な進化は、ビッグデータの存在がその背後にある。つまりコンピュータの有用なアルゴリズムが開発されるのは多くのデータが存在するからであり、より多くのデータがあれば、より多くのアルゴリズムを開発する機会も拡大するということである。それによって将来予想はより確実になり、人間がそうであるようにコンピュータにおける経験値が高まれば、結果も向上するのである。そして、このようなトライアル&エラーで進化するマシンラーニングのプロセスには、コンピューティングパワーを必要とする。

しかしながらビッグデータ分析の精度という観点からすると、良質のデータがあることは大量のデータが供給されることよりも重要である。これまでマシンラーニングの成長は、データによって引き起こされることを説明してきた。とはいえ、データがどのような形をしていても良いわけではなく、市場参加者の問いかけに対してデータが答えられるようなデザイン、つまり高品質で機械によって判読可能であることが重要なのである。SupTech や RegTech の領域にこうした方針が導入されることによって規制に対するコンプライアンスの精度は非常に高まる。これは市場参加者にとって規制対応コストが低下することであり、将来的にこうした利益が、投資家や市場分析を行うアナリストたちに再配分されるべきであると考えられる。

将来、マシンラーニングとビッグデータを活用したリスクアセスメントプログラムが大量のデータの中から、実際のアクションに繋がるような洞察を自動的に提供してくれる日がくるかもしれないが、現時点ではその水準には達しておらず、次世代の SEC 規制担当者は AI であると言い切ることはできない。しかし、だからといって SEC がマシンラーニングの高度化にむけた努力を諦めるわけではない。むしろ SEC がディスクロージャーや市場動向のモニタリングによって、説明可能となった情報を市場や規制の実施者との共有によって高度化する過程を通じて、(強化学習の一種として作用し) 予想よりも早くその日が訪れるかも知れない。

## 2 オープンAPI

オープン API は、金融機関のシステムを条件付で第三者に利用させる技術である。金融機関が API を外部の第三者に公開することで、金融機関の経営資源を外部に提供し、第三者との協調による新しいビジネスモデルの創造が期待されている。(API エコノミー) オープン API は英国を皮切りに欧州・シンガポール・日本・香港・豪州等で普及している。

- ◇ 英国は、オープンバンキングというアプローチで国内における API オープン化に着手したが、当初の公開時期から遅延したことで、利用者の認知度は低い。しかしながら策定された英国の標準をグローバルに展開させる活動を活発化させている。
- ◇ シンガポールは、API の活用範囲を他産業との連携にまで踏み込んで活用している。
- ◇ 米国における API の利用は、従来から定着しているものの、各社がアドホックに利用しているだけで仕様や公開手順の標準化には至っていない。最近になり、大手行 (CITI と JPMC) が英国標準を受け入れる意向を発表しており、今後世界的な標準が確立される流れが認識される。

### 2.1 英国におけるオープンAPIの動向

---

#### 2.1.1 事例の価値

英国銀行業界における寡占的な状況を競争とイノベーションの促進を通じて改善することを目的に考えられた英国のオープンバンキングスタンダード(オープン API) は、共同出資による推進団体の設立によって、当座預金(決済)の世界から着手された。今後年金などを含めたファイナンス分野全体を対象として、世界的な標準となることを目指している。

### 2.1.2 事例の背景:英国においてオープンAPIが導入された経緯

英国では世界に先駆けてオープン API を法制度化(オープンバンキングスタンダード)した国である。英国がオープン API を進める背景には、英国金融業界の寡占な状況を改善し、競争環境・イノベーションを促進し、利用者の利便性向上を図ること、およびオープンバンキング分野での英国のリーダーシップ確保がある。2013 年には顧客の取引口座の他行移管を容易にする仕組みである当座預金口座スイッチ(Current Account Switch)が導入されたが期待ほど効果がなかった。2014 年 9 月には CMA が民間に委託した調査報告書「フィングルトンレポート(The Fingleton Report)<sup>14</sup>」によって、競争促進に向けたオープン API 導入が示唆された。同年 12 月には財務省が「オープンバンキング」で世界のリーダーとなることを宣言し、以来財務省と競争・市場庁(CMA: Competition and Markets Authority)および CMA9(大手行)が共同出資したオープンバンキング導入機構(OBIE: Open Banking Implementation Entity/Open Banking Limited)<sup>15</sup>が活動を推進している。

### 2.1.3 英国におけるオープンAPIの導入状況

英国では、CMA9(大手 9 行: Allied Irish Bank・Barclays・Bank of Ireland・Danske Bank・HSBC・Lloyds・RBS・Nationwide・Santander)に対しオープン API 開示期限を 2018 年1月として義務付けた。しかしうち 6 行が期限の延長を申請したことで、オープン API の市場における認知度は低いままである。(最近実施された市場調査: Splendid Unlimited 社(有効回答 2000 件)<sup>16</sup>によると英国では 4 人に1人がオープンバンキングを知っているが、5人に1人しかオープンバンキングの意味を理解していない。)OBIE ではこの原因を大手行の足並みが揃っていないからと見ており、オープン API が出揃う 2019 年こそ飛躍の一年になると見込んでいる。

### 2.1.4 HSBCオープンバンキングアプリ“Connected Money”

HSBC は英国四大銀行(HSBC・Barclays・Lloyds・RBS)の中で、オープンバンキングにいち早く対応しモバイルアプリの提供を開始した銀行である。このアプリは 2017 年から顧客を交えて実証実験を行い、2018 年 5 月には全ての顧客に対して“Connected Money”のモバイルアプリケーションが提供された。2019 年 1 月現在で 25 万~30 万人程度が利用しているが、当初若年層を対象としていたが、想定外にそれ以外の層の利用も伸びている。同アプリは、HSBC の競合である Barclays・Lloyds・Santander など 21 の銀行の、当座預金・貯蓄性預金・住宅ローン・その他のローン・カードなどの現在残高、履歴、請求書支払い後の残高を把握し、比較できるほか、口座間の残高スイングなどにも対応している。HSBC がこのようなサービスを提供するのは、「HSBC の顧客の大部分が他行と取引しており、HSBC がこのサービスを提供する価値があると

<sup>14</sup>[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/382273/141202\\_API\\_Report\\_FINAL.PDF](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/382273/141202_API_Report_FINAL.PDF)

<sup>15</sup> <https://www.openbanking.org.uk/about-us/>

<sup>16</sup> [http://www.splendidunlimited.com/documents/Open\\_Banking\\_Presentation.pdf](http://www.splendidunlimited.com/documents/Open_Banking_Presentation.pdf)

判断した。」と HSBC 関係者は語る。HSBC は、顧客にとっての金融サービスハブとなるべく、既存顧客以外も対象にしていく構想である。

### 2.1.5 事例の示唆:オープンAPIは、世界標準化にむけて動いている

OBIE のメンバーなどで構成する FDATA (Financial Data And Technology Association)<sup>17</sup> は、英国のオープン API 標準を世界的な標準とするために北米、インド、豪州、ブラジルに出先をもうけて普及活動を行っており、日本においてもオープン API の世界標準が持ちこまれることになるだろう。

## 2.2 シンガポールにおけるオープンAPIの動向

---

### 2.2.1 事例の価値

シンガポールは、日本と比べると API を公開している銀行数は少ないものの、API の提供範囲が広範囲にわたり銀行が保有する資産全体を外部からのアクセス対象としている点、API を活用して顧客企業の課題解決を図りエコシステムを形成している等、API を活用した新しい銀行ビジネスモデルを実現している。

### 2.2.2 事例の背景:シンガポールにおいてオープンAPIが進展した背景

2016 年 3 月に MAS とシンガポール銀行協会が主催する「MAS-ABS Financial World: API Conference 2016」が 2 日間に渡るカンファレンスにおいて、世界中から先進的なスピーカーが招聘され API の活用戦略が共有された。2016 年 11 月には、MAS と銀行協会による「金融業界 API プレイブック(金融業界における API 活用ガイド)」が出版された。本書は、API の技術仕様、セキュリティ仕様、リスク管理、ガバナンスの考え方が示されたもので、5636 の金融業務に関する API の中から優先度の高い 411 の API の基本形が例示されている。<sup>18</sup>

### 2.2.3 シンガポールのオープンAPIの登録状況

シンガポールでは API のオープン化は、MAS に登録を行う義務があり、2019 年 2 月 14 日ベースで以下のような API が金融機関(4 行)決済事業者(1)当局(1)から開示されている。<sup>19</sup>

---

<sup>17</sup> <https://fddata.global/>

<sup>18</sup> <https://abs.org.sg/docs/library/abs-api-playbook.pdf>

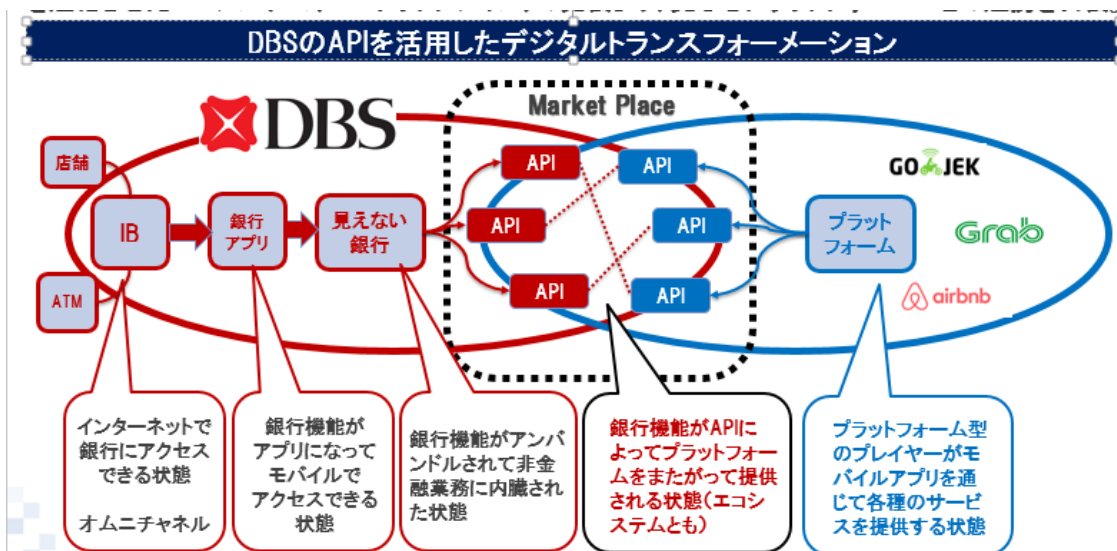
<sup>19</sup> <http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre/Financial-Industry-API-Register.aspx>

## 2.2.4 DBSのオープンAPI活用状況

シンガポールの地元銀行のうちオープンAPIにもっとも積極的なのがDBS銀行で、世界の先進的な銀行との比較においても上位にランクされている。

DBSでは、APIを活用して顧客の口座情報を外部フィンテック企業に提供するだけでなく、シンガポール国内の商業・飲食業・フィットネス・介護サービス・配車アプリ等DBSの顧客が立ち回りそうな事業者に対してAPIを公開することによって、顧客ジャーニーに寄り添った銀行サービスを見えない形で提供する「Live More Bank Less(見えない銀行)」戦略を進めている。DBSの戦略とは、DBSとオープンAPIで連携する事業者が抱える課題をAPIで解決するために、DBSが保有する資産(決済システムへの接続、ATMネットワーク、決済レポートの作成)を提供し、事業者のみならずGrabのようなDBSと競合するサービスを提供するプラットフォーム企業にもサービスを提供する「エコシステム」を形成している。

図表 1. DBSによるオープンAPIの活用<sup>20</sup>



## 2.2.5 事例の示唆： デジタルトランスフォーメーション戦略の必要性

オープンAPIの活用を含めたDBSのデジタルトランスフォーメーションは、APIの提供を可能とする銀行システムのデジタル化(IT資産のクラウド化、マイクロサービスを活用したAPIの構築)というDBS自身の努力と、銀行の異業種進出に関わる法制度の改正<sup>21</sup>や Myinfo<sup>22</sup>と呼ばれ

<sup>20</sup> NTT データ経営研究所作成

<sup>21</sup> 銀行の異業種進出に関わる法改正

<http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2017/MAS-Streamlines-Framework-for-Banks-Carrying-On-Permissible-Non-financial-Businesses.aspx>

<sup>22</sup> Myinfo の活用

<https://www.dbs.com.sg/personal/deposits/bank-with-ease/dbs-myinfo>

る個人情報を活用できる環境整備等が複合的に作用した結果である。<sup>23</sup>

### 3 ブロックチェーン

一般的にブロックチェーンは「暗号技術を使って取引履歴を1本の鎖のようにつなげて、正確な取引履歴を維持する分散型のデータベース技術」と定義できる。分散型で中央に規模なシステムを構築する必要がないことから、インフラ構築コストや仲介コストを大幅に削減できる可能性、データの改ざんがほぼ困難で、障害に対する耐性が高いことなどから金融業務やシステムに大きな変革をもたらす可能性が認識されている。

しかし、分散型処理システムであることから従来型の中央集権な構造のシステムと比較するとシステム運用やガバナンスが複雑化する可能性があること、改ざんが困難である利点の反面、一度ブロックチェーン上に記述したプログラムを変更できない点、セキュリティを担保しつつ大量データの高速処理を行うことが難しい等の課題も存在する。

ブロックチェーンの活用に関して、今後金融業界で有望視されているのは、限定された複数の企業間で取引・決済を行うコンソーシアム型である。特にブロックチェーン技術を実務に適用するにあたり、ブロックチェーンプラットフォームを提供する R3 や Hyper Ledger とアプリケーションを構築するベンダーに、ユーザーとなる複数の金融機関によって、新興テクノロジー開発にまつわるリスクとコストを分散させた複数の共同プロジェクトが進行している。<sup>24</sup>今後多くのコンソーシアムの中から規模の経済を確保できたプロジェクトが、商用化に漕ぎ着けることになるだろう。

#### 3.1 マルコポーロ・プロジェクト(貿易金融)

##### 3.1.1 事例の価値

マルコポーロネットワーク(Marco Polo Network)は、貿易金融分野における複数の銀行によって構成される銀行ネットワーク(プラットフォーム)で、プラットフォームにつながる ERP ベンダー(SAP 等)を通じて取引先の事業法人に対して貿易金融(LC のないオープンアカウント取引で全貿易金融取引の80から90%を占める)による運転資金の供与を行うものである。多くのステークホルダー間で書類のやり取りを行う貿易金融領域にブロックチェーンを提供することは、金融業界において注目されているためマルコポール以外にも複数のプロジェクトが立ち上がっている。その中でマルコポーロは、既存参加銀行の規模や地理的な広がり、ERP ベンダーを巻き

<sup>23</sup> シンガポールのデジタル政策と DBS のデジタルトランスフォーメーション

<https://www.keieiken.co.jp/pub/voyager/backnumbers/180900/index.html>

<sup>24</sup> スタンダードチャータード銀行でプロジェクトを推進するサミュエルマシュー氏は2018年のSIBOSにおける講演で、「銀行がコミュニティの課題を世界的なコンソーシアムで解決しようとするのは、1973年のSWIFT結成以来だ」と意義を強調する。

込んだソリューションのユニーク性、オープンアカウント取引が貿易額に占める割合の大きさから、将来的な拡大が見込める点等から本項で採り上げるものである。

### 3.1.2 事例の背景

ブロックチェーンを貿易金融に取入れることは、貿易金融の多様な関係者をリアルタイムでモニタリングし、デジタル書類の交換が行われることにより、国際的な金融取引がスムーズになる。ブロックチェーンの活用は、不正取引の検知にも役立つ効果が見込まれる。

マルコポーロ・プロジェクトは、コアアプリケーションの TRADEIX が 2017 年にスタンダードチャータード銀行と AIG で実施したプロジェクトに、R3 ブロックチェーンコンソーシアムで貿易金融プロジェクトを推進していた ING が合流する形で成立したもので、その後そのノウハウが他行にも共有され 14 行が参加している。<sup>25</sup> 貿易金融におけるインボイス決済市場は、地域ごとに異なる通貨、ローカルな商慣行や決済方式の存在し、複数の銀行、異なるプラットフォーム事業者がそれぞれ標準化していない個別のローカルソリューションを提供する非効率なマーケットである。マルコポーロネットワークは、貿易金融エコシステム内にブロックチェーンを活用して情報共有と認証を行うこと、さらにネットワーク参加者に ERP ベンダー、運送業者、決済事業者を加えそれぞれが API によって連携されていることで広域なエコシステムによるネットワーク外部性が強化され、相互にコスト分担可能な仕組みとなっている。

ERP との連携によってマルコポーロは貿易金融に関して初めから終わりまでをカバーするプログラムとなっており、相互運用性が高く将来的にマルコポーロ以外のプロジェクトと連携可能な環境が整いつつある。現在ブロックチェーンを活用して複数の貿易金融プラットフォームプロジェクトが、それぞれユニークな顧客層をターゲットとして進展しつつある。そのなかで将来的なマルコポーロの姿は単一のプラットフォームというよりもネットワークのプラットフォームになる可能性が考えられる。

### 3.1.3 マルコポーロ以外の主要ブロックチェーン貿易金融プロジェクト

マルコポーロ以外のブロックチェーンを用いた貿易金融には、以下のようなものがある。

#### (1) VOLTRON

VOLTRON は、欧州を中心とする銀行コンソーシアムで、2018 年にデジタル LC の貿易取引の実証実験が HSBC、ING とカーギルによる小麦取引で行われ、これまで 10 日かかる処理を 1 日に短縮させている。

---

<sup>25</sup> ING、コメルツ銀行、BNPパリバ、アングロガルフ銀行、RBS傘下のナットウエスト、フランスBPCE傘下のNatixis、バンコク銀行、スタンダードチャータード、フィンランドのOPグループ、三井住友銀行、ノルウェーのDNB、デンマークのDanske銀行、ロシアのアルファ銀行およびドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州立銀行)また、コンソーシアムにはITFA(The International Trade and Forfaiting Association)に加盟する170社のオブザーバーも参加するなど厚みのあるコミュニティで構成されている。

VOLTRON の創業メンバー: バンコク銀行、BNP パリバ、台湾の中国信託銀行、HSBC、ING、RBS 傘下のナットウエスト、スカンジナビアエンスキールド銀行、スタンダードチャータード銀行、みずほ銀行

## (2) BATAVIA

BATAVIA プロジェクトは、UBS、モントリオール銀行、スペインのカイシャ銀行、コメルツ銀行、オーストリアのエルステ銀行の 5 行によるコンソーシアムである。スマートコントラクトを使って国際貿易の全ての参加者が取引を追跡・モニタリングする活動で、2018 年 4 月に実証実験を実施した。しかし 2018 年 10 月になりコンソーシアムメンバーのうち UBS、カイシャ銀行、エルステ銀行が離脱し WE.TRADE に参加することを表明。

## (3) WE.TRADE

中小企業にフォーカスして LC の代わりにスマートコントラクトを活用して、ファクタリングを行うソリューションである。欧州系を中心にドイツ銀行、HSBC、ベルギーの KBC、Natixis、ノルディア銀行、ラボバンク、サンタンデール、ソシエテジェネラル銀行、ユニクレジットに、BATAVIA からの 3 行が加わった。2つのプロジェクトは出発点異なるものの、プロジェクトスポンサー (IBM) とブロックチェーンプラットフォーム (Hyper Ledger) は同一である。

## (4) HKTFP (Hong Kong Trade Finance Platform)

HKMA Hong Kong Monetary Authority: 香港金融管理局) と MAS (Singapore Monetary Authority: シンガポール通貨管理局) が協調し、HSBC、ANZ、スタンダードチャータード、DBS、ハンセン銀行、東亜銀行、および中国の平安保険グループをコアにして 2017 年に設立されたコンソーシアムである。FT 紙によると、小規模な事業者に対する貿易金融プラットフォームを目指すとされている。<sup>26</sup>

上記以外にも貿易金融領域において、2018 年 12 月に中国銀行協会がブロックチェーンを用いたプラットフォーム構想を発表するなど多くのクローズドなコンソーシアムが結成されている。

### 3.1.4 事例の示唆: ブロックチェーン技術の相互運用性が必要

米国のコンサルティング会社ベインは、HSBC との協業でブロックチェーン技術が貿易金融の世界に与える影響を推測した報告書を公表している。同報告書によれば、ブロックチェーンの採用によって、参入障壁の低下やコスト削減効果が見込まれ、世界の貿易額が 2016 年の 16 兆ドルから 2026 年には 24.8 兆ドルに拡大する可能性を指摘している。とはいえ、これらを実現するに

<sup>26</sup> <https://www.ft.com/content/f2cacb86-85a3-11e8-96dd-fa565ec55929>



は、現在活動中のクローズドなコンソーシアムがひとつに収斂するか、もしくは複数の元帳をつなぐネットワークのネットワークが開発され世界中の貿易金融のエコシステムが結び付けられ、デジタル情報の管理、コンプライアンス、クロスボーダー決済を実施していく必要があるだろう。

## 3.2 Fusion Lender Comm(シンジケートローン)

---

### 3.2.1 事例の価値

本件は、英国の古参金融テクノロジー会社である Finastra が、シンジケートローン業界むけに銀行との協力で開発されたサービスで、当該領域では、最初に商用化されたものである。

Finastra が提供するシステムは、RBS 傘下のナットウエストが第一号ユーザーとなるが、開発に当たっては、BNP パリバ、BNY メロン、HSBC、ING、ステートストリート銀行が共同作業を行っている。多くの関係者が存在するシンジケートローン領域は、スマートコントラクトが活用可能な領域として注目されており、Finastra 以外にも、スペインの BBVA、MUFG、BNP パリバが主導する小規模なコンソーシアムによる実証実験が行われている。<sup>27</sup>

### 3.2.2 事例の背景

シンジケートローンは、通常の商業貸出とは異なる特性を持っている。シンジケートローンは、顧客の資金調達ニーズに対して複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一条件で融資を行う資金調達手法である。アレンジャー(幹事金融機関)がシンジケート団に参加する金融機関を募集し設備投資資金のような長期資金の調達やコミットメントラインのような短期融資枠の組成を行う。シンジケートローンには、金利とは別にアレンジメントフィーやエージェンツフィー等の手数料が必要となるほか、シンジケートローンは、原則銀行取引約定書の適用対象外となり、無担保・無保証の契約もあるため、参加金融機関として融資先の業況や財務状況をモニタリングすることが必要になり、コベナンツといわれる条項が契約書に盛り込まれている。コベナンツには事業活動の報告や情報提供義務に関する条項、担保制限条項、資産譲渡制限条項、財務制限条項、格付維持条項、事業維持条項、財政維持条項など多くの種類があり、こうした条項をアレンジャーが代表してモニタリングし、参加行と共有する仕組みである。また、シンジケートローンにはセカンダリー市場があり、ローン価格が提示されており売買の対象になる。

Finastra はシンジケートローンや一般的な商業ローンを管理する「Loan IQ」という製品を擁しており、これまで欧米市場において広く浸透していた。しかしながらこの製品はあくまで自社のローン資産を管理することが目的とされ、債務者の状況(特にコベナンツ条項に対して企業がどのような状況にあるかなど)の共有は e-mail や FAX など古典的なツールが使われていた。こうした状況に対し、Finastra の顧客からスマートコントラクトを活用した債務者のリアルタイムモニタリングの可能性が打診されたことを契機に同社は R3 コンソーシアムのメンバーと実証実験を行う

---

<sup>27</sup> <https://www.finastra.com/solutions/lending/syndicated-lending/fusion-lendercomm>

にいたったのである。

新たにブロックチェーンが実装された Fusion Lender Comm のプラットフォームにアクセスすることによって、シンジケート団の参加銀行はアレンジャーが提供する各種の情報をリアルタイムに把握し、自行が保有複数のシンジケート契約ポートフォリオがどのような状態にあるのかが把握できるようになった。アレンジャーにとってもこれまでのマニュアルプロセスがなくなる事により、大幅なコストダウンにつながる。現在、Finastra はリアルタイムモニタリング機能を実証したが、将来的にはブロックチェーンを活用したローン利息の支払い/受け取りに関する情報共有を行う予定である。

米国ローンシンジケーション取引協会のエロン・ヘフラン氏 (Ellen Hefferan, Senior Vice President of Operations & Accounting, Loan Syndications & Trading Association (LSTA))は、「ブロックチェーン技術がシンジケートローン市場で活用されることは、潜在的に市場の透明性が高まることに繋がる」との評価を与えている。<sup>28</sup>

### 3.2.3 事例の示唆：新技術の商用化には規模の経済が必要

ブロックチェーンのような破壊的技術の導入において、既存 IT ベンダーが率先して開発に関与するケースは多くない。シンジケートローン領域で Finastra が動いた背景には、既存製品に欠けている機能の強化にブロックチェーンが有効であったこと、シンジケートローン市場という銀行間の比較的限られた市場において、既存製品の市場占有率が高く (Loan IQ は大手アレンジャーであるドイツ銀行が自社開発し、運営していたサービスを Finastra が買収したもの) 銀行がコンソーシアムを組成して取組むよりも、既存ベンダーを動意づかせたほうが効果的との判断が業界で働いたものと推測される。どのようなアプローチを採用するにせよ、新技術の導入と商用化には規模が重要なのである。

## 3.3 B3i: Block chain Insurance Industry Initiative (保険業界)

### 3.3.1 事例の価値

保険分野におけるブロックチェーンの活用は、生命保険と損害保険では大きく異なる。

伝統的な生命保険商品は、他の金融商品と比べ転々流通するものではなく、一旦契約すると保険会社と顧客が接する機会は他の金融機関と比べると少なく、強固な関係を築くことは難しかった。しかし健康・医療という観点で考えると保険会社と顧客との関係はより緊密化する可能性がある。

一方、損害保険分野は、保険市場の参加者が多いこと(加入者、保険事業者、再保険事業者、ブローカー、代理店) 保険の対象が多岐にわたることから関係者間で情報を共有する機会が多くブロックチェーン技術と親和性があり、その活用段階も実証実験レベルから実用レベルに到達している。

<sup>28</sup> [https://www.r3.com/wp-content/uploads/2018/07/US\\_11\\_Finastra\\_CS\\_JUN26\\_final.pdf](https://www.r3.com/wp-content/uploads/2018/07/US_11_Finastra_CS_JUN26_final.pdf)

B3i (Block chain Insurance Industry Initiative)は、欧州の保険会社・再保険会社 5 社 (Aegon, Allianz, Munich Re, Swiss Re, Zurich)によって、再保険取引におけるデータ交換・書類事務の効率化や、保険料や保険金の支払いに関するクロスボーダー決済の迅速化を目指し設立された。その後日系損害保険会社2社(東京海上、損保ジャパン)と生損保 10 社の合計 15 社が創設メンバーとして加わった。2018 年現在、実証実験参加企業を含めると合計 38 社で活動している。<sup>29</sup>損害保険業界におけるブロックチェーンの活用は、B3i 以外にも存在するが、本件はブロックチェーンの適用によって効果が期待しやすい損害保険業界のエコシステムを作る活動で、実証実験を経て創業メンバーを中心に起業段階にまで至っていることが注目される。

### 3.3.2 事例の背景

B3i は 2016 年に創設され、創設メンバー15 社は MOU を締結してコストと開発リソースを共有した。2017 年にプロトタイプとして property cat XoL reinsurance (巨大災害超過損害額再保険: 代表的な再保険で 1 回の事故で保険者が支払った損害額をあらかじめ定めた保有損害額(エクセスポイントオブロス)を超えた時に、超えた部分につき一定の限度(てん補限度額)までてん補する方式の保険。)が開発された。保険会社、再保険会社と保険ブローカーで構成される 38 社が参加した実証実験では、ブロックチェーンの実装により再保険業務の効率性が最大 30%改善した。

#### ● 新会社の設立

2018 年 3 月 B3i は、これまでのシステム開発を踏まえて実際にオペレーションを動かし、テクノロジー支援とさらなる研究開発を行うことを目的にチューリッヒに独立した新会社(B3i Services AG)を設立した。同社は知的所有権を所有し、ブロックチェーンソリューションを商用化することを目的としている。B3i Services AG は、追加資本を幅広く募り、より広範な活動を行う予定である。

### 3.3.3 事例の示唆：新技術への挑戦はステップ・バイ・ステップ

ブロックチェーンの活用はステップ・バイ・ステップ進歩しているが、B3i のアプローチを参考にすると、リスクの高いブロックチェーンプロジェクトの正しい進め方が見えてくる。

つまり、より効果が認識しやすい業務効率の改善に資する領域で実証実験を行い、参加者の関与(資金)を集め、その資金でよりリスクの高い領域において挑戦を行うというものである。B3i は、分散台帳の活用において履歴の共有によりコスト削減を行い、新会社設立により限定的にリスクテイクできる能力を備え、次なる挑戦を目指している。その流れを段階的に表すと次のようなプロセスが認識される。

---

<sup>29</sup> <https://b3i.tech/about-us.html>

創設メンバー: Achmea, Aegon, Ageas, Allianz, Generali, Hanover Re, Liberty Mutual, Munich Re, SCOR, Swiss Re, Tokio Marine, Sompo Japan Group, RGA, XL Catlin and Zurich Insurance Group

**(1) 分散台帳の有効性で効率を追及し、コストとリスクの削減を実現する。**

効果が発揮しやすい対象(関係者が多数存在し、情報を多数の関係者が異なる目的で利用し、透明性の高い情報共有が必要な場面設定)において実証実験を行い、多くの関係者にコスト削減による効果を印象付けて出資を募る。

**(2) 新会社設立により、リスクの高い新事業に挑戦する。**

例えば、スマートコントラクトを活用した「自動執行」は、保険業務のオートメーション化に活用できるほか、登山・フライト・飲み会など特殊な状況下で必要となる保険を提供するため、IoT やインターネットなどの外部情報をもとに自動的に保険金の請求や支払を行う新サービスである。このようなアプローチ事例は、AI において参照した UBS のアプローチ方法を彷彿とさせる。